文學士 矢野太郎編

國史叢書

武野燭談 全

國史研究會藏版

評議員

文學博士　萩野由之
史料編纂官　和田英松
文學士　渡邊世祐
文學博士　田中義成
文學博士　辻善之助
文學博士　黑板勝美
黑川眞道
史料編纂官補　八代國治

文學博士　松本愛重
文學博士　佐々政一
文學士　笹川種郎
文學士　菊池謙二郎
文學博士　三上參次
文學博士　三宅米吉
文學博士　關根正直

（イロハ順）

武野燭談三十卷、其の記するところ專ら江戸幕初上下の事績にして、將軍・一門・旗下・諸大名・諸家來・婦人僧侶、其他の言動等を錄し、傍ら幕府關係者外の事及諸藝等に及び、上は戰國末より下寶永年中に及ぶ。其初の五六卷は將軍の事にして、就中東照公の台命なるもの最も詳密なり。果して悉くが其言なるや、或は他者の言が混り居らざるや、或は傳ふる者の誇張附加せるものなきや、疑なき能はずと雖、著者は略ぼ聞けるまゝを錄せるものゝ如し。其他歷代將軍の事に於ても亦然り。猶ほ他の諸記事の如きも往々誤謬を傳へたるものなきに非ざるも、元祿前後より寶永の際に至る事は、流石に記者の身を置ける時代なれば、信を取るに足るべし。書名は開卷冒頭の文辭によりて命ぜるものなる事論なし。此書何人の筆に成れるか、今是を詳にする能はず、蓋し不思議の筆禍の其身に及ばむ事を恐れて、特に名を匿せるに非る歟。凡例を見るに、此書文體を正さず、鄉(或は口)談に從ふとあれども、其自序を見るにも、さほど文に達せる人とも見えざれば、學者の筆のすさびとも思はれず、

恐らくは旗下の士の老いて隱居せるなどが徒然に成れる物數寄に非る歟。錄して江湖博雅に質す。

大正六年一月　難鳴子記

例言

一、本書を校訂するに當りて異本四を得たり、其一は記するに片假字交りを以てし、他は平假字交りを以てせり。而して平假字交りのもの丶內、一は第二十一卷以後を缺き、第二十卷以前と雖、箇條他の者に比すれば甚だ略なり。又他の一は文路他の諸本よりは密なれども、第二十九卷及び第三十卷は全く他と異にして、享保十二年迄の事を記し、序文に見えたる寶永六年を去る殆んど二十年後に及ぶ、著者の改竄追記せるものか、他人の所爲か詳ならず、よりて今は之を採らざる也。

一、總じて右四本は四本とも各〻甚だ文路を異にし、事に詳略あり、箇條に前後あり、是を本叢書に收むるに際し、何れを採るべき歟に惑へりしも、就中其原に近しと思ぼしき者を採りて底本とし、他の三本を參考し、文字の誤脫を訂補し、略ぼ讀誦に支障無らしめんことを期したり。

一、本書原本凡例を漢文にせるると假字交りにせるるとあり、今見るところありて前者

を採れり。

一、一般の讀過に便ならしむる爲め、反讀のところは讀下しに改め、語尾を補ひ、文字を略ぼ一定せり。但し語法の所謂破格に屬するものは之を改めず。武家時代の文法は必しも中古の文法を以て律すべからざればなり。

一、言辭等引用の文は、多くは「　」を以て其前後を畫し、地の文と區別して彼此の混雜なからしむ。

一、普通に耳慣れざる語辭或は難語には頭註を下し、又文中童蒙を惱しむる文字には振假字を施せり。

難鳴再識

目次

第十五

第十六

第廿九

第三十

目次終

武野燭談

序

嘗聞、言者心之聲、而行者心之跡也。然言與行、必待記者、而其心可傳後世矣。恭惟、本朝之文獻、世々炳煥可仰而傳矣。唯所惜者、街譚巷説不能無漏脫。古人之心、將有熄者也。且人自非大賢、不能無少疵。自非下愚、無不有一善。苟取其善、而去其不善、則常有餘師歟。僕武事之暇、拾搜慶長至元祿之際、君臣謹言卓行在口碑者、以國字綴之成帙、私號武野燭談、以自當韋弦矣。眞僞錯雜以謬傳謬、未遑詮擇、暫存草稿耳。於乎古人言行如金如玉、而易至湮沒者、存于俚言。他日獲大方之琢磨、而百鍊之光、連城美其聲益遠、其跡益偉、則將不熄于萬世歟。是予所以忘借踰也。通識士莫削焉云爾。

寶永歲次己丑冬十二月臘日

凡例

一、東照宮之鈞命者、猥雖不可記、武家鴻基之嚴命、君臣合體之議論、其風骨武士之龜鑑、井上主計頭・本多嘉信・松永左衛門入道・伊奈道齋等之私記、繁多者略之、雖疑粗有取。

一、將軍家及公子世子之御諱者、雖可闕文、倣國字和書之古風、是不改記。

一、君臣・侯伯・群英・陪臣・婦人・稽古・雜篇、大概雖分其品、其事跡可混出者、不拘其篇次出之。又尊卑相交之類者、皆繋雜篇。

一、武家之古實相傳家々、雖不乏其傳、粗聞處之雜談、擧之備一說。

一、紀年不正其次序、前後本末只取其要而已。但論古人者、大形(オホカタ)在雜篇。

一、引歌者雖不正、就古人之夜話傳唱而在人口類者、爲可明其事理聊免之、其餘之雜詠、因其人有引之。

一、此書、不正文體、多隨口談。其義理之能以易聞爲本故也。

武野燭談第一

太閤大坂城自慢の事

林道春の事

武藏野の廣き惠に、靡かざる草木もなく、東風和暖の日の光、遠き八島の外迄も、なほ明らけく、四海浪打治まれる御代に逢ひて、家々の記錄・人々の日記、普く披露ありと雖も、なほ洩れたる事多き中にも、心附くべき物語の傳へし迄にて、まめやかに、書留めたき事のみあるを惜みて、元祿の始め、獨、燈の下に筆を立てゝ、難波津の浪、打治まりたる慶長の頃より已來、君臣は更なり、下が下に至るまで、聞傳へし事の一節ある筋を書き集めんとするに、代々の實錄に記せるだに、その疑なきにはあらず、況して、口碑の眞僞さへ知り難く、昨日は今日の昔なれば、昔はますく昔に

て、聞謬る事どもなほ多かるべし。されば、今を昔の物語に、聞も傳へんに、實・不實の類あらんと、さみする人の前へは、出すべきにあらず。只記傳に洩れたるかと、思ふ古き物語を、捨てんとするに、狹き袂の、誠にありしを洩らしぬるも、亦多かるべし。

徳川三代の恩德

抑々我が朝の昔、保元・平治より、君臣・父子の恩義亂れ、治承・養和の頃より、上下の禮衰へ、王道折けて百有餘年、建武一統の後は、結句帝京武臣の有となり、武士の猛く勇めるのみ、勇々しげに、仁義の勇をば失ひぬ。應仁以來は戰國の風俗となり、公家の法令をば用ふる國なく、人の道彌々衰ふるところに、慶長・元和の治に化して、武備盛んに、君臣の禮節厚く、父子・兄弟・朋友の道行はれて、天下の干戈速に止まり、四民、其業を得て萬歲を謠ふ。其本は、東照宮の儀制遍く、大相國の治德四海に充ちて、三代明君の恩德に歸伏し奉り、公方家と崇め奉るより、實を以て仁政を施し、天下を知召したるなれば、往昔よりの賢き蹤をうつさる。さるによつて、應仁以來擾れたる薗原をば、太閤秀吉公一統に切從へ給へども、なほ未だ鋒を荷ひ、柄を用

秀吉大坂城の攻落法を語る

ふるの大名あり、之をば如何して一致し得てんやと、太閤豐臣家より東照宮へ仰合されけるに、「初の違はざるをこそ義と申せば、義の立つところ、人必ず屬ひ申すべき事なり」と、神君答へさせ給ひけるとかや。されば秀吉公は、機を第一とし給ひぬる故、朝鮮征伐をば思召し立ちける。是は相從ふ諸將、自ら日本の恥を忍び思ふが故に、人の心一致して大功あるべしと、仰せけるとかや。豐臣家譜に記されざる事なれば、疑はしき篇ながら、世人の傳へいふ事なる故に誌す、一説に見給ふべし。

秀吉公大坂の城を築かせ給ひて後、甚だ御自慢にて、「此城縦ひ日本國の人數を以て攻めたりとも、攝州一國の士を以て栖籠らば、攻め落すこと叶ふべからず」と宣ふ時、東照宮「さこそ候はん。なれども、若し殿下の智勇を以て攻め給はゞ、如何候はん」と宣ふ。秀吉公は飽く迄、物每慢じ給ふ氣性なれば、彌々心慢じ給ひ、「我に此城を攻めさせなば、安々と攻拔くべし」と宣ふ時、「夫は如何なる御軍法にや」と、尋ねさせ給ふ。秀吉公仰に、「さればよ、日本國の人數を從ふる程の勢ならば、一旦之を烈しく攻めて後、和睦を以て總堀を埋めさせ、其後大軍を以て之を攻めば、落城疑なし」と宣ふ。

家康の文教振興

是れ未然に凶を示し給ふにや。

東照宮は、寛仁大度にましく〱、増田・長束が如き専ら御敵對申して、何とぞ刺し奉らんとせし者をも、殊更に御賞翫ありしにこそ、加賀の黄門・淺野・加藤・島津・上杉に至る迄、其程々の御惠あつて、天下一統の後は、悉く證人を江戸に召置かれ、國々の諸侯の參勤を勞（ねぎら）ひ給ひ、陪臣に至る迄も往昔の事を仰出され、召尋ねさせ給へば、各〻有難き事に思ひ奉るとなり。萬づの事、古に立返る中にも、人々垂教今日の行を知らぬ故にこそ、世も亂れ君臣・父子の恩愛にも背きぬれば、普く遠國波濤の上迄も、五倫の道を知らしめんには、書籍を廣く行はれんこそ、仁政たるべけれとて、此時始めて日本に官刊（くわんぱん）を刻ませらる。されば是よりして、官刊の四書・六經・紀傳の書籍、段々に行はれて今に怠らず。此の御代より、朱註の經書を講ぜさせられ、判行を御免なりとかや。されば此時迄は、本朝菅・江・清家の人々、古註を用ひ來られけるに、林道春（時に十八歲）洛中にして始めて論語を講ぜしを、經家の博士聞咎めて、「凡そ古註の四書は清原頼業の訓點せられ、天子七代の侍讀に仕うまつりし清原良枝、四

代の庶流ならで、洛中にして猥に講席を披く事かつて之なく、殊に新註なんど用ふる事、尤もあるまじき事なりと、家々より咎めけるを、大神君聞召され、「凡そ道は廣く遵ふべき事なれば、強ち孔門の學士、古に近きとて、漢唐の古註のみを用ひんや。千載の後に註したればとて、理こそ明德なれ」との仰にて、程朱の註を以て、其儘羅山が講席を興起せしめ給へば、打續いて、洛陽の學風改まりける。關東にしても、足利の學校を立てられ、上杉禪秀が後又廢れし篁朝臣以來の珍書・奇册、京都の僧侶の手に入つて、既に廢れ行きしを、道春が申立て元の如く、學校再興仰付けらる。然りしより、今に禪宗が有となりしとかや。されば武を以て治むるは、亂世の已むを得ざる事なれば、一度戎衣して天下の干戈を治めしかば、再び弓箭動かさるまじ。武を助くるものは文道なり。文を助くるものは武道なり。孫呉が道は兵法にして、世を治むるは綱常たらずんばあるべからず。綱常の敎は悉く經書にありと雖も、三百年來文道廢れ、禪侶の學窗に聖書を奪ひしより、世皆武に誇り、剛强をのみ本とする故に、逆臣亂賊の輩出來るぞかし。文道の賢き蹤を學びては、人の性

は本善なれば、などか恥ぢらはざるべきとの思召にてこそ。治亂も時の天運とはいひながら、慶長以來、諸國一統に各々其業を樂しむ本は、唯是れ此君の德澤ならずや。誠に仰ぐべし〳〵。凡そ儒教の再興せしは、明壽院先生の功にして、我が朝の濂溪周子なり。此教を聞召したる故、彌々聖學を尊ばせ給ふ。されば用ふると用ひざるとは、只其人にあり。此の明壽院、宇喜多中納言秀家卿の家に賓客として差置かれ、崇敬尤も甚し。又筑前中納言秀秋卿の家にも暫く請待ありしかども、是れ只名聞のみにて、實にその道を好んで之を行ふにあらず。故に兩家ともに家を失はる。東照宮伏見にして講席を設けられ、明壽院を召されしかども、老衰辭し申して、高弟林道春を奉られけり。今の天下より之を見れば、安んじて學び、輕く行ふ故に、其師の科とのみ思へり。扨こそ東照宮は梅の如く、台德公は櫻の如しと、其時代の哲れる人、竊に譬喩せしとかや。

大神君始めて御上洛の事

尾州紀州の公達武具召初の事

東照宮太閤秀吉公と、御緣を結ばせ給ひて後、御上洛の御內談ありしに、諸將口を揃へて、「御上洛の事嘗て然るべからず。今秀吉都に武威を振はると雖も、君五ヶ國の御人數を以て、小田原北條家の人數を合はさるれば、凡そ日本國中の武士が攻め來り候とも、何程の事かあるべき。秀吉の武勇は、小牧・長久手の合戰にて、大概見透し候へば、御手切然るべし」と申上ぐれば、大神君聞召され、「否々さにあらず。秀吉は天授の將といふ者なり。天授の者に梧突くは是れ則ち天に逆ふなり。天に順ふ者は存し、天に逆ふ者は亡ぶといへり。汝等が申す如く秀吉と相戰はゞ、一旦は勝利を得べし。然れども、渠は正しく天授の者なれば、人力の及ばざるところあつて、頓死・戰死の災之あるべきか。我れ今秀吉が母を質とし、其妹を妻として上洛せんには、更に恐るゝところなし。尤も武に於て汚名あるべからず」との仰にて、頓て御

家康の先見

ばさら　華奢風流ナルヿ

上洛ありしに、其著御の夜、秀吉公密に家康公の御旅館に入らせられ、萬事憑み思召すの由宣ふとなり。時の機變を考へ知らせ給ふ神慮計るべからず。始め今川義元の幕下にまし〳〵けるに、義元、信長の爲に討たれ給ふ後、家督氏眞武の器量なく、華奢風流を以て事とし、小人・奸人を愛し、家風次第にばさらなれば、終に氏眞を見限り給ひて、織田信長と御入魂あり。其頃甲州武田信玄東國に鳴り響きて、猛威を振ふ人を散に引受け、御小身にして日夜挑み戰ひ給へども、少しも屈し給はず、只義を專らと守らせ給ふ。されば信長横死の後天下亂れ、秀吉武威盛にして、北畠信雄卿と矛盾に及ぶ時、信長恩顧の諸將皆秀吉に與して、信雄の下知に從はず。然るに大神君は義の向ふところを思召し、信雄卿の味方とならせ給ひ、尾州小牧山にて秀吉と御對陣あり。さしも武威に誇られたる秀吉、所々の戰に利を失ひ、遂に大坂へ引取り、信雄卿と和睦し、又信雄卿を憑みて、大神君と和睦し給ふに、秀吉の老母大政所を以て、三州へ質とし給ふ。よりて、大神君御上洛あり。是れ皆時の宜しきに從はせ給ふ明智にして、凡人の及ばざるところと云々。

大神君或る時仰出されけるは、「尾州右兵衛督殿・紀州の常陸介殿、此御兩人へ、近日武具御著初御付けらるべく、先達て其用意あるべし」との仰にて、御武具方之を承り、黑糸縅の御甲冑竝に御弓矢・御陣太刀・御鞭・御采配・御軍配扇等、御註文の如く拵へ立てけり。其頃下說に、取沙汰申しけるは、今程右兵衛督殿の御爺なんどと稱せらるゝ平岩主計頭親吉は、させる高名は聞えざれども、上の御覺他に異なり。又常陸介殿に附けさせ給ふ安藤帶刀は、武勇冥加の侍なれば、定めて兩殿の御武具は、此兩人こそ召させ申すべけれ。平岩は最も戰場には勇あれども、安藤と竝べては、なかなか同日に論ずべき者にはあらず。されば公達などの御武具御召初は、勇功ありて武の冥加ある侍に、あやからせ給ふ樣にとて、專ら其人を擇み給ふ例なり。安藤帶刀は一日の內に敵の大將兩人の首を得たる武勇の人なれば、いふにや及ぶべき。平岩主計は、尤も上意なりしかども、先年一家の主親たる水野下野等を討ち、又三郎信康の御母堂築山殿御生害の事を取計らひて、餘り吉兆なき人なれば、若君なんどの御武具召させ初むる事は如何にや、といひ合へりしに、當日に至りければ、尾州

家康親ら義利頼宣に武具の著初をなさしむ

の義利卿（後義直と改む）・紀州の頼宣卿、御兩人の御武具をば、大神君御手自ら召させ給はんとの上意にて、御兄弟同日御前にて召させ給ひにけり。下にての批判悉く違ひけるとぞ。岡崎三郎殿より次々の公達、餘多ましましけれども、御手づから召させ進らせられし事はなかりしに、此度斯く計らはせ給ふ神慮尤も計り難し。兎にも角にも、勝れての御愛子といふものにや。何れにても、明主の賢慮は下として推量り難しとなり。

伏見籠城註進の事

慶長五年の秋八月、鳥居彦右衞門元忠方より、伏見籠城の註進不日に達して、用なき所の橋なんどは引拂ひて、堅固に城を相守り候の由を、小山の御陣にて聞召され、大神君仰せけるは、「さてさて心懸なき事かな。今迄架けてありし橋は其儘に差置きて、不自由なる所へは、猶又橋をも架けさせ、道をも造るべき事なるに、今迄あり來りし橋を引きたらんには、何とて長く籠城せらるべきや」と、御歎息ましましける

家康出陣の日を擇ばず

となり。名將の聰明庸人の知るべき所にあらず。同年九月江戸御出馬の朝、或る人、「今日は往亡日とて、首途(かどで)には忌憚り候日にて候」と、申上ぐれば、「なに往亡日と申すか。我れ軍を出して敵の軍を亡ぼす大吉日なりとて、卽時に御出馬あり。斯樣の事など少しも忌ませ給はず。扨こそ關ヶ原の御合戰十分の御利運にて、天下忽に平定す。又慶長十九年の事かとよ、春日の社の榱(たるき)、千本餘り折れて地に落ちたり。是れ凶事の第一ならんと、公家殊に忌憚り、此由奏聞して、駿府へ勅使を立てられ、叡慮の趣を達せらる。大神君仰に、「春日の社は久しく修覆之なく、星霜既に積りたれば、定めて朽損して折れたるにこそ、江戸將軍より修造之あるべし、此段復奏申させ給へと」の事なり。

武家大將軍三寶の事

農工商は武家の三寶

東照宮の仰に、「武家大將軍の三寶といふは、農・工・商なり。王法・軍法に、此の三つの寶を合せて、天下國家の五寶とす。王法とは、卽ち王道にして、聖敎の跡を慕ひ給ひ、

我が神國の古き政を改められず、九重の内にまし〳〵て、玉座を動かされねども、能く民の艱苦を知召さるゝ事をいひ、軍法とは、武備の事にして、治に亂を忘れず、國を踏鎮め、民の煩を除き安からしむるをいへり。亂れたる世に武道を嗜むは、鼠の人に取らるゝを苦んで身構するに等し。治まれる國に居てこそ、武士道をば磨くべけれ。又百姓の苦は一粒百行とて、去年の秋よりして、種を取り、樣々の手當をなし、春に至つて其種をおろし、夏に至つて之を植附け、耕し耘るの功畢つて後、秋に至り之を刈り、之を扱き、之を搗き、以て米として、上たる者を養ふ千勞萬苦、血の涙を流す事ぞかし。聖德太子の御詞に、民の苦しみ流す汗は、皆血の涙なりと宣ひしとかや。此の故に君子は、一飯を食するうちに、民百行の艱苦を思ふとなんいへり。然るに、地頭・代官たる者、民を虐げ富を貪る事は、天の惡しみ深きところなり。次に職人は、諸ゝの大工・小工、家居を造り、人をして雨露・霜雪を凌がしめ、舟を造り橋を架け、海川を渡して、人の助をなす。武器に至つては、其品亦多し。皆此工の業功によつて、其利をなす事莫大なり。又商人の功は、此所に之なきは、彼所よ

り買取り、彼所に之なき品は、此方より賣りて、金銀・銅鐵・瓦石・諸物・衣類・飲食等、一つとして叶はずといふ事なき樣に、自由をなさしむるは、商人の力なり。故に農・工・商の三つの物、最もいつくしむべし。內裏を內と稱し、將軍を幕府といふ。然るに治世には、大將軍・幕府といふ事を忘れて公家風になり、詩を作り歌を詠み、管絃・舞樂を業とするは、己が家の柱の朽つるを知らず、無益の遊興に金銀を費す者多し。一度大風雨に逢はゞ、忽に吹破らるべし。近くは周防の大內義隆・上杉憲政・今川氏眞など、先祖よりの家業を失念して亡びたるなり。武將にしては、室町家の東山義政、風雅の聞はあれども、武家の軍法失念故に、公方家の威を管領・四職の輩に奪はれたり。之を以て銘々の家業を大事に勤むる者をば、不便を掛けて召使ふべき事ぞかし。就中、武道不案內にして、一戰にして利を失ひ、罪なき嬰子まで失はるゝ事眼前なり。されば國を治むるは仁の本なり。武道不案內の將、猥に軍を起して、人の國郡を掠め取らんとするは、武には非ずして欲心なり。豈に亡びざらんや。武は亂の設にして、亂臣・賊子の誡なれば、武備嚴重なるを第一とす。總じて、武道不案

内なる者は恥を知らず。恥を知らざる者は義理を失ふ。義理なき人は、虚言多し。虚言多き者は臆病なり。臆病なる者の辯に侈り易し。驕り易き者は亡び易し。斯くの如き武士をば、必ず味方と憑むべからず。敵となしては恐るゝに足らず。然れども、是等の者味方にあれば、敵に賺され易き者なれば、亂を引出す者なり。縱ひ親族たりと雖も、早く之を追退くべし。武道の眼と磨くべき事は、元亨利貞を辨へて、軍令・法度を亂さず、政道を立て、文武一致のところを知り、專ら家業を勤むる者を擧げ用ふべし」との仰なりしとかや。

武野燭談第一　終

武野燭談第二

東照宮上意の事

公武ともに各〻其本分を守るべし

東照宮の仰に、「天下は、譬へば舍宅の如し。源・平・藤・橘の四姓あり、三公・内府の四等あり、是れ則ち家の四隅の柱なり。俗に、礎より棟まで立上せたる柱をば、大將柱といへり。其大將柱が、朽ち入つて傾く時は、家必ず全からず。然れば、先づ其大將の身持が一大事なり。次には四隅の家老柱の心持が肝要なり。能く材木を吟味すべし。家老柱にする柱の木、性が惡るければ長く怺へず。四隅の楹が、一本なくしても、其家安穩なるべからず。只天下の治平なる程、武家は武道に怠るべからず。軍法とても惡しく心得ぬれば、手荒くなりて、人を害し、人を謀り陷るゝ類の事を專とし、己を高ぶり、人の異見・家老の諫言をも用ひず、終には家の崩るゝ端を引出すぞかし。

されば、世の中靜かなれば、公家は武家の風俗を學び、武家は公家を似する樣になる故、倶に家業を失ふ事なり。臣下其位にあらずして、君の座に至り、主君は其德を失ひ、下つて臣の席にある時は、爭でか其家を治むべき。是れ亂の端たり。元亨を知れといふは此所ぞ。譬へば、關東の名家たる千葉國胤は、主人なれども、僅に五六萬石を領しぬるに、家老の原は、廿萬石程の所領を領知し、原が家老の高城は、陪臣の身として、三四十萬石に近き國を押領せり。之を千葉一人して領知せば、滅亡はすまじきに、上下の次第相違したる故に、千葉は勿論、家老の原も高城も、君臣ともに亡びたり。又公家と武家と格別なれども、忠臣・義士の見る所は符節を合するが如し。其例は、建武の初、公家には萬里小路藤房、武家には楠正成なり、是れ一世の賢臣たり。此兩人、何としても、天下の治まるまじきを知りて、藤房は遁世し、楠は湊川に於て討死せり。是れ公家・武家、銘々の職分を守る者なり。武道不案内の武士をば、我が末々に至る迄、用ふべからず」との上意なり。

東照宮の仰に、「私欲多き士に國郡を與ふべからず。持來る國郡をも、品に依つて召

大將は偏頗の心あるべからず

放つべし。凡そ謀叛といふも、逆心といふも、物に飽足らぬ欲心より出づる事ぞかし。次に依怙贔屓といふ事、是れ又天下亂(みだれ)の根元なり。親族・類葉といふとも、賤しき民の訟とても、上に告げ訟へん時は、親疎・遠近・尊卑の差別なく、之を取上げて、理非分明を捌(さば)きてこそ、大將の明德とも謂ひつべし。譬へば、今川義元臨濟寺の雪齋(山イ)和尚と相談にて、領分の仕置等、之ある時は、國も能く治まりたれども、畢竟累代の家老ならざれば、雪齋(山イ)和尚遷化ありし後は、政道亦元の如くなりぬ。然れども、義元在世の內は、武備衰へざりしが、義元討死の後は、諸人疑起り、氏眞の代に至つては、風流ばさらのみにて日を送り、終に家國を失へり。人に疑はるゝといふは、主將の依怙より起れり。又家司一人威を振ふは、是れ主人の强敵と心得(こゝろう)べし。人に驕る者は、其家の讐、其家の罪人となるべし。又如何なるを忠臣といふぞとなれば、己れ智慧あらば、其智を人に讓り、同僚互に和順して、下を指揮する時は、一國は一國の民受喜び、天下は天下の民受悅ぶ。斯くの如くならんこそ、忠臣とは謂ひつべけれ。主人も亦人を片附けて使ふは、是れ主人の誤なり。又累代一二の臣た

る者も、其主人が權柄を執らすればとて、謙讓の心を忘れ、其威を人に讓らずんば、終には亦其威を失ふべき者なり。」

公家武家御譬の事

公家武家の譬喩

東照宮の仰に、「譬へば公家は金銀の如く、武家は銅鐵の如し。金銀は至つて尊けれども、鐵の用の莫大なるには及ばず。鋤・鍬・鎌となりて、農業をなさしめ、刀・鋸・斧鉞となりて、竹木を伐取らしめ、武器となりて亂を鎭め、工匠の具と成りて宮室を造り、針となりて衣服を調へしむる類、皆是れ鐵の力なり。然れば金銀は世の飾なり。之を好むこと過ぐれば、殃の中立となる事眼前なり。古語に曰く、金屑貴しと雖も、眼に陷れば翳となるとあり。武士は手強き銀の心ならんこそ、褒めたる事なれ。然るに、武士たる者の武道を忘るゝは、橫ふる刀・脇差を止めて、巾著に金銀を入れ、扇子計り差して、往來する類ならん」との仰とかや。

又仰に、「主從に疑起れば國危し。是れ全く武道の本意を知らざるが故なり。我が

身に替りて、命を捨つる諸將に、主將として心を隔つべき樣なし。主人は家人を深く憐み、家來は主君を疑ふ心なくてだに、和し難き世間なるに、上下互に疑ひて、傍輩、心を置合ひては、など一軍の備も相調ふべけんや。故に古へも、三軍を失ふは只是れ疑より起るところぞ、いひ置きけれ。然るに家中擧つて疑ひなば、政道何として立つべけんや。又諸人に、内冑(うちかぶと)を見られざる樣にといふは、此儀にはあらず、其器を選み、其職に應ずる程の者には、國郡をも與ふるか、天下の權柄をも執らするが、人君の職分にして、上帝への御奉公なり。又自由に金銀を貯へんとて、口には麤食を喰ひ、身には穢服を著、室は一疊に過ぎざる樣にし混(ひたす)ら、民の金銀を貪り、身に替り命に代る家人や、百姓の思附かぬ樣にするは、犛牛の尾を受くる類と知るべし。畢竟戰國には、敵には疑を起させ、味方には少しも疑ふ事なく、士卒には軍に勝つべき道理を、能くいひ聞かせ、諸軍の心を落附かしむるが、第一の軍法なり。總じて、法令を諸士に疑はれざるこそ、良將の行跡なれ。又臣の臣たる道といふは、忠を盡して、功を人に讓る、之を仁義の勇士といへり」

又上意に、國家將に衰へんとする時は、必ず柔弱・美麗を好み、遊藝を專とする故、自然と公家形氣になり、武家の格式を忘れ、優美のみにて、武備を疎かにする故に、家を破り、國を失ふぞかし。臆したる者の癖に、必ず嵩に掛けて、口には强みをいへども、其身は人を楯にする心あり。斯かる者は、極めて侈る心强し。驕る心の强きが故に、道理を辨へず、主君より己が威を高くせん事を欲して、終には主人を押倒して、其家を奪ふぞかし。實の忠臣は、大祿を受け高位に上る程、身をも詞をも引下げて、大小・上下を擇ばず、只愛敬を專に、和議を第一にするこそ、實の忠臣にして、根入深きといふものなれ。されば松は根入深くして、千歳を經ても、常磐の色を改めずといへり。仍りて、之を賢人・君子に比して、歳寒うして松柏の凋むに後るゝを知ると、孔子も之を稱し給ふぞかし。又小人の傍輩を掠め、己がありたき儘に振舞ふを、藤に譬へたり。是は根入もなく、心任に蔓る事あれども、己れ獨立つ事はならず、松に懸れるといひし類にて、彼の小人・奸人は、己が高ぶる心よりして人を侮り、心に叶へば、又もなく入魂にし、少しも心に叶はざる事あれば、忽に心變じて讐敵

大將は慈仁順善なるべし

先祖の法を變ずるは亂の基

の如く、嘗て賴もしき事なし。されば臣なくしては、主君立たず、士卒なくしては、大將の號なし。先祖より召使ふ老臣は勿論、末々の者とても、大いに替りたる事は是非もなし。何某が生附は我が心に叶はずとて、其名跡をも亡ぼすなど、大なる主將の誤なり。科あらば、其罪に應じて仕置あるべき事なり。政道は曲げられず。大方の事にて、名跡を斷つなどあるべき事か。其子孫、豈に憤らざらんや。下の恨を受くるは、主將に損あつて、敗軍の基なり。」との仰とかや。されば、御先祖より取布かせ給ふ參州一國の御仕置も、今又異國・本朝の事を定めさせ給ふも、大小の品こそ替れ、其本は慈仁・順善の一致ぞかし。

東照宮の上意に、「古よりの政道を、非に見る輩は、臣下は勿論、一門たりと雖も、邪を含むと知るべし。譬へば、尊氏以來數代の將軍、執行はれし政道を、細川・山名等が悖り破りてこそ、足利將軍は名計りにはなりぬ。扨こそ、諸國一同に戰國となりて、君臣の義を失ふ。三好左京大夫が父の政道を破り、公方義輝を弑しぬれば、松永彈正又己が威を立てゝ、主人三好を弑す、武田信玄は父信虎の家法を改めて、五十

餘ヶ條の新法を立てたるは、大望之ある故なり。先祖の行跡を非に見て、家を失ひしは、足利家の内には、義持、父の政道を奢と見て、萬事を改むる心から、威勢次第に衰へたり。さる程に、後代に至つては、公方將軍家の名はあれども、却つて無きが如く、實なければ、諸國には覇將多く、京都の公方も終に衰微したりき。武田勝頼・齋藤義龍など、品こそ替れ、先祖を非に見て家を破り身を失へり。第一、親を非に見るといふは、孝子の爲さゞる處なり。父に孝なき人、爭でか忠臣ならんや。此以後、當家・他家ともに、先祖の家法を變ずる者あらば、大望ある者と、心を附くべし。惡政を善政に改むるをいふにはあらず。尤も筋道は、先祖の法令にして、之を潤色するとて、少し計り、定の違ひあるをいふにもあらず。心得べき事ぞかし。國家に望なくとも、欲深き、聚斂の臣に、家の權柄を執らする時は士民を苦ましめ、其肉を以て金銀を貯へ、己が藏に積み重ねて、之を樂とする心から、古法を用ひず、新法を以て、課役・運上を取りて、下の苦を厭はざるは、何れにしても、騷動の基ぞかし。金銀を國家の寶とするは次なり、主君の爲を第一とし、能く家業を勤むる者を吟味して、之を擧

用ひ、智あつて諸民を撫育し、水魚の思をなす臣下こそ、天下・國家の寶とはなれ。又人を愚鈍なりと見下して、其者のいふ事は、耳にも聞入れず、我を慢ずる心から、人を人とも思はず、僞をいひて己を飾り、少しの役儀に高ぶり募る。人豈に暗き者のみならんや。天下は鏡の如し。一毫も曲ぐ時は、其事規矩に合はず、定木に合はざれば、忽ち彰はる。況んや、天下の口眞似する老臣などは、殊に第一是等の事を愼みて、將軍の名を下すまじと思ふべし」となり

又上意に、「不忠心なる者は、只己に諂ひ、氣に應じたる者をのみ、擧用ふる故に、賢臣は隱れ埋れて、自ら主人に不足をいふ輩出來るものぞかし。然れば、我が心に不審を打ちて、我と心を誡めて、自問自答して、古の賢き蹤を鏡として、正直を以て見る時は、佞も不忠も、無道も惡心も、明に見ゆるなり。畢竟、己を利口・發明なりと、慢ずるよりして、不忠・不孝は起れり。一國をも持ちたらん人の家司は、己を明白にして、人を知つて、擧用ふるこそ忠臣なれ。人心多くは己に勝りたる者を擧用ひては、我が威の衰ふるを猜み思ひて、主人の爲にならんと、思ふ者をも支へて、退く

る様にはするぞかし。是れ不忠の者なり。されば聖語に、人の己を知らざるを憂へず、人を知らざるを憂ふと。是れ誠に萬世の鑑なり。人木石ならず、恩祿を與へずと雖、一國の民、自然と歸伏するは、其守護の德によれり、人は詞を以て之を試み、金は火を以て之を試むといへば、一言いひ出だす事も、心を著けずしては、いひ出し難し。九度(くたび)思ひ、一度いふといへり。又其人を見るには、先づ友を見よといへば、家司なんどは元より、其下司たる輩も、一國の令尹・一郡の奉行なんども、只人を擇びてこそ、出會すべき事なれ。又古き諺に曰く、大國を治むる事は、小鮮を煑るが如しとあれば、餘(あまり)に、下民を倚ひたるは、却つて然るべからず。締るべき處をだに締りたらば、下は己と治まるべしとの譬なり。政道は、兼ねて末の事を考ふるを以て、掟とはいふぞ。離婁が明・公輸子が工も、規矩を以てせざれば、方圓を爲すこと能はずとあれば、規矩は天下の法式なり。譬へば、疊の長さは六尺、横は三尺と定めあるが故に、都鄙・遠境、之を敷くに更に違はず。能き政道も亦、斯くの如し。さのみ大事も、傳授もなき事なり。只古を以て師と爲し、古法を用ふるにあり。

然らざれば、皆小刀細工といふものにて、主とする所なし。故に渠(かれ)には謂はれ、是には謂はれ、彼方此方を削り改めて、悉く古法を失ひ、新法のみにて、士民を困窮せしむ。故に遂には、家くつろぐ基とはなりぬ。總じて定法に悖り、分別立をして、我を是とする者は、我がいひ出したる事を、理に立てんとする故、無益の爭を起して、終には身をも失ふのみか、主人の家をも危くして、先祖の千苦萬勞したる、懸命の所領をも、徒らに失ふ事、不孝とやせん、不忠とやせん、いふに及ばず。先祖の勞苦を計り、其次々の親の恩を思はんには、諸人に親しみ、國家穩かなる樣に治むるこそ、天下第一の忠臣とも謂つべけれ。何程上の振合(ふりあひ)能ければとて、其身貪欲にして人民を苦しむるは、國の讐となる大惡人なり。能・不能は、目の前の善惡にして、世人の見るところ違はざる者なり。金銀を聚むるには程あり。强ひて求め聚むれば、かへつて身の害となるなり。然れども金銀なくしては、公用も私用も調ふべからず。然れば、金銀は遣ひ用ふべき爲にして、而も用ふるに程あり。道ならざる事に、金銀を費す時は、功ある者を賞すべき時に、之を賞すること能はず。善惡等(ひと)しき時は、

新法の害

功臣倦むといふ事あり。此故に無益なる事に、金銀を費さずして、功に當り節に臨んで、手を開くべし。少しも惜むべからず。是を思うて、平生、奢侈を愼み、節を守る事肝要なり。然る時は、治亂ともに、分限相應に相勤まるべし。色々の課役を以て、人民を苦しめ金銀を聚め、足る事を知らざるは、身の大敵なり。只有體に、常の行跡、其程を過さず、無益の弊を止めて、人民の安く樂しむ樣にと、心懸けてこそ、直なる政道と謂つべけれ。返す〲新法の出來るは、民の苦しむ基なり。古法は樹木の根にして、新法は枝葉なり。其枝葉を曲げ撓めて、見分の能き樣に構へたるは作木の如し。能く其根に培ひぬれば、花咲き實り、枝葉自ら手を入れずとも盛んなり。凡て古法を守り、驕を愼み、慈仁を萬づ根本にして、武備・學問の培ふ事を、心となすべし。又惡政と知らば、早速之を改むべし。敢て遲々すべからず。惡人をば速に退くべし。譬へば、惡蟲に刺されたる時、早々其刺口を切棄てざれば、毒氣、内に入つて身を腐らす。早く削り棄つる時は別事なし。其の如く奢を靜むるも、則ち此心なり。家司たる者の忠は、諸人心易く出入して、馴れ親む時は、其者の器量を

大將は明察を要す

見立て、夫々に使ひ、其身を高ぶらざれば、政道の善惡・人の邪正を聞くぞかし。高上に威を著くる時は、下の邪正・人の善惡知れ難し。權を執るといふは、段々心得あるべし。只上に立つ役人は、常に下の情を悉く知らざれば、差引に過不及ありて、下の歎（なげき）となる。又戰國には、身を士中に置かざれば、軍には勝ち難し。死門に一生を得るは、士の冥加なれば、常に運の通塞を考へて、天理に背かざるを以て第一と爲すべし。茲に心得あり。何程か慈仁を以て善政を施すと、我は思ひても、天下之を惡と稱せば、慈仁の未だ溢れざるものと、己を顧みて心を勵ますべし。總じて惡といふものは、何程隱すと雖も、隱れなきものぞ。

いつはりと人にはいひてありぬべし心の問はゞ如何答へん

とは、克己復禮の事をいふ歌とぞ」

又上意に、「政道の正しきを擧げて、善政に潤ふ事など沙汰するは、聞くに及ばず。少しなりとも、政道思きとの沙汰あらば、早々聞出すべし。自分に誤なしとて、聞捨（きゝすて）になすべからず。然れども、何者が斯くいひたるぞと、糺（たゞ）すべからず、心一つに

納めて、之を能く調べ改めよ。物には心の外なる事あるものぞかし。織田信長の明智などに、易々(やすく)と討たれ給はんとは、誰か之を知るべき。又信長の一家、歷々ありながら、秀吉に主親の敵を討たせて、渠が下風に立たれしなど見る時は、尤も時の至る所にして、天授の福といふものか。されば、天をも計り、地をも察すれども、計り難きは人の心なり。故に、假初の事草迄も、主將たる者は、心を附けて見聞くべし。太公望が詞に、以天下之目見之、以天下之耳聞之、以天下之心慮之、といひ、又、十目之所見、十手之所指、其嚴哉、ともいへり。誠に君をも傍輩をも覆ふ佞奸の者をば、世人の見る所を鏡に、早く退くべき事なり。天下の見る所は、覆ふ事能はず、恥しき事ならず」やとの上意なりしとかや。

用來の用不用の用明勝の用の事

東照宮の上意に、「天下國家を治むるに、用來の用・不用の用・明勝〔非來イ〕の用とて、三つの用事あり。用來の用といふは、我が家の姓は源にて、氏は新田、別名は德川なり。從

不用の用

明勝の用

臣には、酒井・大久保・井伊・本多・榊原・安部・奥平・大須賀・水野・平岩・鳥居・菅沼・戸田・石川・安藤・內藤・大井・土居・靑山・高力・天野・板倉・阿部・牧野・西尾・久松、其外、一統々々の氏ありて、此氏人の子孫・從類、皆當家の譜代隨一なり。然るに彼等が子孫の內、親親より生れ勝りたるは、いふに及ばず、親に等しく、其用を勤むるを、用來の用といふ。又、其家・其子、親々の器量とは殊の外劣りたれども、家督をば相違なく立て置くを、不用の用といふ。是れ其太郎は、用ふるに足らずと雖、其家名は捨て難し。賢からざる者の子に、能き者の生るゝは、和漢ともに、其例多し。我が家の得失は、我と計り難きものなれば、賢臣と事を取謀るぞかし。又明勝（時來イ）の用といふは、來用の用の內にして、其司を給ふべき人之なき時は、埋れ居たる小身の內よりなりとも、抽り出して、其者の器量の備りたる所を見て、大身に取立て、之を用ふるをいふなり。只自己を高ぶらず、人を侮らず、一人にて威を振はず、能き事をば同役へ讓り、末を考へて、僞り飾る事をせず、諸人を、むらなく愛せんこそ、誠に天下・國家の家老とはいふべけれ。家の總領などに附けらるゝ者は、別して此心得第一にして、其

親の風俗に仕立てんとも、育て立つべからず。慈仁を第一にして、其餘は時に應じ、其器に順つて敎へなば、自ら根強く、能き人には、成るべきものぞ」との仰とかや。

武野燭談第二終

武野燭談第三

東照宮上意の事

東照宮上意に、忠臣は、必ず家老計りにはあらず。官祿にこそ大小・上下はありとても、士の主君に仕ふる忠誠の志は、上下、少しも替はる事なきものなれば、大將たらん人の、肝要に聞知るべきは、諸人の批判なり。又主君の氣に入り、出頭すればとて、主の威を借りて、諸人へ不禮をなす臣は、是れ不用の臣なり。縱ひ人が尊敬せずとも、心に慕はれ、心に敬はるゝ臣は良臣なり。主の心に叶ひたりとて、諸人に疎まるゝは、其心猥(みだり)なる故、奢侈疑なき者なり。臣下の七傳、隨・與・惟・慮(應イ)・顯・中・違、此の七つの理にいふ。

臣下の七傳

一、隨とは、主君に隨ひ、臣と稱するより、天地・陰陽・春秋・寒暑の時候に隨ひ、君に仕

へて人民を愛し、年々の貢物の熟・不熟に隨ひ其時を曲げず、治亂を考へ、治世に隨ひ亂世に隨ひ、武法に怠らず、我が業を第一として、師に隨ふ心なり。

一、與とは、臣たる者大小・上下ともに、各〻其職を上より與るの謂なり。されば、天下の主は、天より天下の政務を與るといひならはしたる如く、主の家にて、夫々の役儀を申付くるは、主より其役を與かるといふものなり。されば如何樣にも念を入れ、毛頭も我が有とせず、己が身をば、主君に奉り置くからは、此身も主君より與り居ると心得て、私事に身を失はず、天下・國家の定法、毫厘も違はず、依怙贔屓の心なく、直なる道を取行ひて、さて官を辭し身退く時、其仕を致す故に、與るといふぞ。

一、惟とは、政道の善惡・邪正を、不斷心に惟みる事ぞ。斯くの如く、常に心を用ひて、邪を避け正を擧げ、佞を退け賢を薦めて、政道の佐とするをいふ。

一、慮とは、事も廣々しく、一郡・一家の仕置をするも、天下・國家の掟をするも、同じ事に、夫々の事に隨ひ、其志の趣くところを深く慮りて、邪正を勘へ、假初にも禮

儀を亂さず、常に身を愼み、人の心を汲み知りて、其中道を行ふをいふ。

一、顯とは、順善・有道を世上に顯し、君の美を顯し、惡事あるをば之を諫め、假にも外へ洩さず、深く之を隱し、若し外へ洩聞ゆる時は、我が身の非義にいひ顯して、君命を辱めず、先祖を顯はすをいふ。

一、申とは、諫爭の臣の事にして、下の功ありて、忠義專らに、心正直なる者、又巧言令色にして、不忠なる者、善惡ともに能く主君の聞に達し、少しも依怙なく、何事も深く勘辨して、正道を以て申すをいふ。

一、違とは、是れ亦、諫爭の臣の心得なり。其心は、主君若し非義無道の振舞之ある時は、一命を抛ちて諫を入るゝをいふ、是れ主君の心に違ふといへども、實に忠義の臣にあらずしては、最もなし難き事なり。此諫を入るゝにも品あり、させる事ならぬに、混(ひたす)ら己が利口を顯して、主君をいひ掠むるは、奸臣なり。軍場・平日ともに諸人の見るところ、若し不理なるところを、見知りたらんには、身を捨て、主君の心に違ひても、理をせめて諫むる類をいふ、

右七ヶ條は、臣下の七傳と思ひて、能く守り能く行ふ時は、吉祥となる。惡しく心得ぬる時は、災害、自ら至るべし。畢竟、つゞめていへば、七傳の內、違ふと隨ふとの二つに止まるべし。如何にとなれば、善政には隨ひ、惡事には違ひ爭ふところよりして、千變萬化の忠義は見はれつべし」との御事なり。

大臣勘辨の事

主將は時を知るを要す

東照宮上意に、「主君二三代も相續きて、其氣に應じて勤むるといふは稀なり。武內大臣など程久しきはなし。是は上代にて、命も永く世も直にして、政も正しき故なり。末代とても、政道に新古なく、只上古に效ひて、周公・孔子の敎を以て本とし、當世のばさらを好む事なかれ。又、主將たらん者は、時を知るを第一とす。予岡崎一城の主たる時は、專ら近邊の城主に用心せし事ぞかし。後關八州の主となりし時は、東山・東海・北陸道の治亂を考へたり。今又天下の權柄を執りて、日本既に治平たるに至りては、異國の事を聞かするぞかし。異朝も亦、太平なるにより、彌〻我が日本

の安平なる樣にと、心を盡す事ぞ。異國若し亂れたりと聞かば、日本の邊鄙を氣遣ふべき事なり。されば、斯樣の節、主持の心得ある事ぞ。誠に彼の武内宿禰は、數代王佐の棟梁として、片時も内裏を離れぬ身なれども、遙々と九州に下り、彼所に居住して、異國を抑へ、天下の安危を計りて、忠誠竝びなき武内だにも、奸人・佞者の讒口により、暫く疑を蒙られたりとかや。然れども、明正忠直の良臣、天鑑殊に明かなれば、武内科(とが)なき事忽に顯はれて、名譽を後世に傳へらる。されば、權柄第一の重臣をば、人も猜むものなれば、遠國に離れ勤むる臣は、尙以て油斷ならざる事ぞかし。又、武家戰場の勝負は、兼ねて帷幄の内にある事ぞ。無智なる人は、亂を忘れ、家を忘れ、己を忘れ、仁義を忘るゝ故に、命をも失ひ、家・國をも失ふ事ぞかし。夏の暑さはいつ迄もなし。冬の寒さも亦久しからず。末を考へず、面前の事計りに目を附けて、侈に移るは、無智なる人なり。是れ則ち庸人にして、此類の者多ければ、如何にも能く之を見屆けて、善道に導くべし。人の性は皆善なれば、能く誨(をし)ふれば、本善の性に立歸りて、能き人となる事ぞ。斯くの如く人を敎諭すが、則ち大人・家司の德

家老は忠誠を本とすべし

なり。」

又上意に、「家老たる者の一言は、善惡ともに主君の一言同斷なれば、言行ともに何事も主人の爲と思はゞ、など我が身を愼みて、政事に心を盡さゞらむや。又、家々代代續き來る内には、賢良忠貞の者計りも生るまじ。不肖・魯鈍の者も之あるべし。是等をこそ、家司別けて心を盡さずんば叶ふべからず、又天下の權を執る人も、無用の人なりとて、一猥に捨つべからず。其將こそ不能の人なりとも、其家の相續する樣に取立つるが、則ち順善なり。縱ひ、先祖代々功ありとて、夫を己が功に著て、我儘放逸なる振舞あらば、氏族といふとも忽がせにすべからず。只忠誠なるを以て本とす。我も昔天下に忠を心掛けし故にや、自ら天下の懸柄、我が家に歸したり。されども天より預くるところの權柄を以て、毫髪も邪なる事あらば、上帝必ず殛し給はじ。忽ち權柄を召上げらるべきなり。只天下の治亂は、將軍の寸胸にありて、大小・上下、ともに一己の正しきに集まる、されば、天下は、天下の人の天下にして、我れ一人の天下とは思ふべからず。國も亦一國の人の國にして、一人の國にはあらず。家

先祖の家法を守るは第一の孝行

も一家の人の家にして、一人の家ならず。何事も一人にては立たぬものぞ。能く能く始末を慮りて、新法の辛政を止めて、先祖の仕置を守る時は、子孫繁榮疑なく、曩祖の政道を正しく仰ぎ來るをこそ、古き家とはいへれ。數代續くとても、一代々々に家風の改まるは、新しき家も同意に、家の仕置も落付かぬものぞ。譬へば、正宗の劒を能く研がせて後、錆びざる樣にと、心を附けて嗜み置く時は、名劒なりとて、誰に見せても、名作なりとて之を褒むべし。然るを、此劒の亂れ燒刃(やきば)が氣に入らずとて、直燒に打直させ、又是も氣に入らずとて、小亂れに打直さする時は、地金は、五郎入道にもせよ、炮り者とて何の用にも立たずして、鉛刀にも劣るべく、此炮り者よりは、一向に、新身の能く鍛へたるこそ用には立て、總べて心掛ある人は、親の祕藏せし道具、銅拵にして渡したる太刀・刀をば、其子は銀にて拵へ、又其子は金にて拵へ、又其子は細工人を吟味して、取傳へたる樣に、先祖の家法を大事にして、其家を治むる事、孝行の第一なり。其家は續きながら、其先祖の仕置きたる事を削るは、不孝の至なり。「總じて、「舊臣・良將のなす業は、國の仕置に能き事あらば、縦

ひ、敵のする事なりとも、直に、其法令を用ふるがよし。さある時は、治平早く、民人騒動に及ばず、人の思附(おもひつき)もあるものぞ。既に頼朝奥州退治の後、秀衡が仕置きし事共を書記して、所々に立てられし故に、奥州早く治りたりといへり。其高札、奥州には今も自然に之あり。我も先年九戸一揆の節、彼地にて見たりしが、古の如く書きて、奥に頼朝の花押あり。古代の物なりき。是れ又順善の謂か」との仰なり。

義政と義満との批判

又上意に「東山義政は、侈りたる人とこそいふべけれ。其仔細は、先祖より取傳へたる弓箭を忘れ、應仁の亂に倦みて、東山に引籠り、隱居して華奢に心を寄せ、閑窗に幽栖を樂まれしは、一己の榮華のみにて、先祖の功を無にするといふ者なれば、侈にあらずや、驕は氣隨(きずゐ)にして職とするところなければなり。扨こそ殷の紂王を指(さ)して、孟軻の獨夫紂を誅すといはれしも、此心ならずや。又北山の義滿は、准三后の宣旨を賜はり、大明の成祖帝よりの祭文に、恭獻王と謚せらる。此義滿は武備嚴重にして、父祖の業を守り子孫の眉目を起さる。されば、位は其德に釣合ひたる者なり。王といふは國を治むる人の號にして、諸人の目當(めあて)とするなり。然れば、天下

(東求堂ハ銀閣ノ號)

を保つ浩福あるからは、高位にあるは定りたる事なり。然るを義政の卑下して、將軍の位を辭し失はれしは、惜き事ならずや。されば、東求堂義政よりして、室町の柳營は衰へたり。官職相應の威勢は、卑下すべからず」との仰とかや。

主君を諫むる者は大剛の忠臣

又上意に、「國を治むる將は、洩るゝ舟の内に坐し、燒くる家の内に臥す心持を忘れず、諸人の志を立て、縱ひ用に立たざる事なりとも、人の思切つて申す事は、むざと捨て嫌はぬものぞ。其の理は其の者のいふところは、其の持來る智慧器量程ならでは、之なき事なれば、取用ひられずといふとも、其志は忠臣なれば、將たる者は、其志を感ずべき事なり。今も昔も忠臣を勵ますは、大將の心にある事ぞかし。臣として、主君に向ひ、志を立てゝ諫を入るゝは、大剛・大忠の者なり。庸人は、思切つたる事はいはざる者なり。主君は恐しき者なるに、思切つて諫言をもいはんとするは、大敵の中へ馳せ入るよりは大儀なるべし。敵の中へ駈入りては、高名して大利を得ることあり。勿論、討死は、勇士の常とするところなれば、何れにしても勵むべきところなり。主人の心に違ふ事をいひて、主人に惜まれては、今日の身上のみか、

妻子ともに遁れ難き事なるを知りながら、其身は勿論、妻子・兄弟の事をも顧ず、思切つて諫を入るゝ者は、大剛の忠臣なり、必ず疎かにすべからず。」

又上意に「將軍の流を汲んで、武將たらん者は、武將たる事を常に忘れざる事、是れ其職を守る實の道なり。譬へば釋門の徒、能く佛道を修行すれば、大山・精舍の住侶ともなり、僧正・國師とも仰がるゝぞかし。縦ひ其の先祖の弟子・能化・院家の法眷なりとも、無智無學の僧は、本寺・僧祿には置き難し。若し、所以ありて、大寺へ入院したりとも、行法叶はず、却つて災の本となるべし。此心にて、國を治むるも、其器量なく、言行揃はざる者をば、用ふる事なかるべし。家業を第一に慈仁あらんこそ、末代迄も頼もしけれ」との上意なり。

功を賞すること

又上意に、「予、若かりし時より、少しも依怙がましき事のなき樣にと、随分心掛けたりき。殊に、老臣などに隱して、何にても諸人に與へず。されば、其功に當たる時は、知行を始め金銀・米錢、其外、何樣の賓を取らせたりとも、老臣共、何といふべきや。然れども、古より、隱れたるより顯るゝはなしといへり。押出して其功を諸人にい

ひ顯して、物を與へなば、其者の譽にもなり、又餘人の勵(はげみ)にもなるべき事ぞ。往昔、堯帝は、瞽叟といへる東夷の子の重華を擧げて、天下を讓り給ふ、帝舜是なり。されば、功に當て與へたる祿は、皆天の賜ものなり。近年は世上亂れたる故に、鑓に血ぬりたる功といふ樣に、諸人覺えたりと見えし。一向其儀にあらず。平生天下に五常を正しく行ひ、諸人毛頭恨まぬ樣に構へ、兵亂なく國の動かざる樣に政道するを、大功をなすとは云ふぞ。只諸人を子の如く愛し、我が好むところを避けて、好まざる事をなせば、諸人も亦君を親の如く親しみ懷(なつ)くぞかし。何事にも、古より有り來る事をば、捨てざるこそ善けれ。況して小身より取上げらるゝ輩は、殊に昔を忍び、古を忘るべからず」との仰を承り傳へし。

又上意に、「此一身の中に心あり。心の內に主とする者あり。よりて一家より一郡、一郡より一國、夫々の主宰あり。凡そ心の主とする者の心持ち樣にて、命の長短・善惡・邪正、人々異なり。天下・國家を治むるに、夫々の用ふるところあり、誠ある君は、我が眼・耳・鼻・口の樣なる臣を召仕ひて、心の助とする故更に疑なし。斯樣の臣下は、主

人を暗（くらま）すことなし」との仰なりとぞ。

武野燭談第三　終

武野燭談第四

東照宮上意の事

> 私欲は亡國の端
> ○慮外ハ無禮ノコト

東照宮上意に、「武家は武道を萬事の根本と備へ、大度を表とし、只諸人の親み懷く樣にと、取計らふべし。諸人從はずしては、逆敵を追討すべき樣なし。若し又強み一通に心掛くる時は、下の役人、暴虐なる事を憑みに、民を苦ましめ、私欲深くなりて、世の亂・禍をも引出すぞかし。されば、私欲より民の勞を生じ、民の勞よりして人の恨深し、人恨むるは、亡國の端なり。又天下の老臣・執事たらん者は、諸侯伯、其末々迄慮外すべからず。されば足利尊氏の執事高師直は、奢侈の餘に諸人に慮外緩怠せし程に、上下ともに此執事に飽果てゝ、尊氏に恨なき人も之を疎みて、遂に謀叛せしぞかし。近くは石田治部が驕慢緩怠なるを憎みて、太閤には恨なけれ

奢侈は騒動の基

ども、彼の者を疎みたり。是等は、則ち能き鑑なり、只將師を始めとして、其外の役人共も奢侈よりして、世の騒動とはなるなれば、上に立つ主將は、儉約に諸事を愼み守らば、其下司も、自ら奢はあるまじ。其中にして、不義無道の者あらば、速に拉ぐところが則ち將師の心とする處なり。近世の事よ。上杉に菅野・上原、千葉に原、原に高城、今川に三浦、斯波に朝倉、畠山に波多野、又波多野に小野木、三好に松永、大内に陶、赤松に宇喜多、宇喜多に長船、武田に跡部・長坂、其外、此等の類勝げて計へ難し。是を以て天下國家の老臣は、常に心を用ふべし、人生卑尊ありて上下を分つと雖も、亦其德による、皆今日の事にして禮を以てす。其今日の勤といふも、命ありての事ぞ。其の一命を保つ物は、五つの貢物なり。されば、宣化天皇の紀に、黄金萬金ありと雖も、飢をば救ふべからず。碧玉十雙ありと雖も、寒暑をば防ぐべからず。五穀こそ天下の根本なれとて、大臣に勅命ありて、國々に庫藏を建て、糧米を積貯へさせ給ふ。其庫藏の跡をば、今に御廚といふ。縱ひ凶年又は不慮の大變ありとても、糧米なくして、萬民を救はるべきや。總じて、我が城米の事柄、心得ある

五穀は天下の根本

父子の間は隔心すべからず

べき事なり」とて、仰付けられけるとかや。

又上意に、「當家に對して少々の不禮ありとても、暫く之を咎むることなかれ。只大小・上下ともに、家士を苦ましめ、民の艱難を知らず、私欲に公儀を忘るゝ者は、天の大敵なれば、早く改め替ふるが則ち上帝への御奉公にて、天下を治むる者の役なり。人は萬物の靈なり、萬物皆天の種なり、然れば子を惡くせらるれば、其の惡くする處の者を制せざれば、其親豈に快からんや。天も亦斯くの如くなるべし。昔は將軍の位輕く、天下の命令悉く三公にあり。されば大臣は君の輔弼にして、天の三台の星に譬ふ。故に大臣の善惡は、天、正に能く之を知る。其の善惡天下に滿ちて、天下の善惡となれば、殊に以て愼むべきは役人なり。縱ひ之を犯す者あればとて、其德明かならば、日月の明を浮雲の暫く覆ふが如し。人奚ぞ晦ます事を得んや」との仰なりとか。

又上意に、「父子の間隔心しては、禍の端となるぞ。最も附隨ふ者が大事なり。ものをいふに程あり、言はずと計り心得たるも惡し。申さずとも能き事を、云ひ過すは、

猶以て惡し。又強異見して、其子世を捨て身を失ひし事も、間々多き事なれば、父として心得あるべき事なり。第一我が家督を繼がせんと思ふ子には、威を著くる樣にして、然も我儘をさせず、附從ふ侍をも、家に久しき者の內にて、賢良なるを選みて、附置くべき事なり」との上意とかや

謀叛の原因

又上意に、「謀叛する輩を見るに、始めより主に楯突かんと思ふ者はなし。第一は奢と恨とに欲心が起る故なり。されば私欲といふは驕より出で、恨といふも侈より出づるなり。此の恨の起る處に、色々の惡事が差集ひて、後は身の置所なき儘に、主恩の重きを棄てゝ不義を働き、父祖の忠功迄を徒らにして、懸命の領知を失ふ事、足利家の歷々に多く之ありし事、思合はすべし」との仰とかや。

私心を以て人を見るべからず

又上意に、「人を見立つる事、己を以てすべからず。己が姦しき心を、曲尺に定めて人を擇ぶ時は、我に勝りたる人を選び薦めんや。其の我に勝りたる能き者は、我が樣に追從はすまじ、我に附隨ふ輩に計り、目を著くるは不忠なり。又人の金言を聞きて、其人の前にては能からぬ事の樣にいひなして、其金言を取りて、人の前にて、己

私欲は制すべし

奢る者は必ず身を亡ぼす

が心より出でたる樣にいふ者あり。何以て穢れたる者なり。意味ありて實を磨く人と、席を同うして論ずべからず。兼ねて我が心に思寄りたる道理なりとも、人がいひたらんには、其人の名譽にして用ひたらんには、賢良日々に進み、善をのみ行ひなん。總じて物を見るにも、視・觀・察の見樣段々あれども、此視・觀・察も、曲りて見る時は、悉く推量の沙汰にして、違ふ事多かるべし」との仰なりしとかや。

又上意に、「私欲は我が身を愛するより出でたる事ぞ。されば釋尊の御母摩耶夫人は、女にてだに、心に心を戒め、昨日迄は汝に隨ふ。今日よりして我に隨へと、私欲を押へ給ふとかや、聞召及ばれたり。されば身を責めて、人の心に止まり、他の非を改めんよりは、手前の非を見よかし」との上意の由承りぬ。

又上意に、「武道不案内なれば、諸士の侈と嗜とを取違ふべし。朝夕の營は幽かにしても、馬・物具きらびやかにするあり。武具・馬具は勿論樣子よく、出入る人も數多に、家來も身上よりは過分に抱へて、綺羅を磨き、身分勝れて能き者は、必ず家職を忘れ、勵むべき武藝を嫌ひて、物の直段・價の高下を論じ、家風柔弱にして華美を好

み、物毎優美にして公家風を學び、肝心の武道を忘却し、利潤に拘はり、奇物を好みて、人に誇るが故に餘殃あり。歌に、

思へたゞ神にも人はなりぬべし身をなど仇に持ちて捨てなん

（一本には、佛にも神にも人はなるものをなどかあだにはなして捨つらん）

只、人は銘々の家職を守りて、愼深き人を人とは云ふべけれ。家業を忘れて奢る者は、遂に家を失ひ、身を亡ぼすぞかし。されば平家は平家が亡ぼし、鎌倉は鎌倉が亡ぼしたるぞ、家の長久なるは、家業に熟するにこそあれ。家の作法正しき程、能き武士は集まるべし」との仰なりしとかや。

頼朝に對する批判

又上意に、「人は大小・上下ともに、物の道理を知るべし。其職とする根元を辨へてこそ、官職には居るべけれ。譬へば頼朝は日本總追捕使に補せられしを、自己の樂と心得られしと見えたり。さればこそ王道は廢れたり。此時亂後にて、平家の餘黨此所彼所に殘り居て、動もすれば、邊土は勿論、洛中迄も騷動すれば、武士を以て之を鎭め、民の苦を除かれん爲に補せられたる職なり。然るを自己の働擧の樣に覺

えられたるは、心得違なり。夫れ故にか、子孫も久しからず。然れども頼朝武家にして、我が身は關東に居ながら、戰國を踏鎭め、民の難儀を救はれしは誠に治將と謂ふべき者なり」との仰なりしとかや。

惡人を寵愛すべからず

又上意に、凡そ天下を治むるの大事は、第一奢る者の詞を容れず、讒口を防ぐべし。總じて主君と仰がるゝからは、威風甚しきは必せり。威勢なければ下知用ひられず。然れども猛威をば振ふべからず。奢る人の物好は、美なるが故に入らざる處に心を勞して、而も益なし。益もなき處に金銀を費して、目を喜ばしめて、自己の樂とするが故に、天怒り人惜む。天の怒を蒙り、人の心に悖りて、何として家國を治めらるべきや。又惡しき家人を寵愛あれば、一家老臣を始めとして、其寵臣に阿り諂ふ心あるが故に、其主人の心に叶はん事をのみ云ひ、然らざれば、身構して蟄居する者多し。其より以下の諸士は口を噤み、能き士は押込められ、諂諛・佞奸の族のみ秀でて、奉行頭人となり、小人家に蔓りて、終には其の家を騷動せしむるなり。予昔大賀彌四郎といふ大奸曲の惡人目に懲りし故、子供は勿論、家司の事迄毎日尋問ふ

家老は其家の慈母

ぞかし。家老の者共も亦旗本の善悪・邪正、爭(いか)で一人として見知るべきや。然るを高上に構へ居たらんには、何事も知るべからず。故に左様の老臣は、天下・國家の爲にならず、諸人に親み思はれ、言はるゝ様にすれば、自ら下の善悪・世上の取沙汰は知らるべし。總じて家老などの耳に入る事は、何程早く聞きたりと思ひても、末の事ぞ。如何様に用立たぬ事なりとも、篤(とく)と勘辨して、さのみ其の出所を糺すことなかれ。天の告と心得うべし。古歌に、

　父はうつ母は抱きて悲めば心がはりと子は思ふらん

父の天（神鳴）之を打ち給へば、母の地神之を知らせ給ふと、心底に納めて、己を顧るが、則ち克己の學にして、復禮の誨(をしへ)なれば、何事も學びてこそ」と、仰られしとかや。又上意に、「家司たらん者の能く心得べき事は、大小の旗本・天下の諸大名及び其家中家中の家司迄も、先祖の忠功を糺し覺えて、當時其者の子孫不幸にして幽居すとも、昔を思ひて詞を懸けよ、總じて家老の職分は、其家の慈母と心得て、家中を愛憐すれば、家中も亦親の如く思附くものぞ。斯くの如くしても若し無道の者あ

らば速に法に行ふも亦、家司の職分なり」との仰なりしとかや。
又上意に、「主君も亦心得あり、無二の相口の者を、側近く召仕ふとも、彼の唐の玄宗・貴妃が事を少しも忘るべからず。又家司などの申上ぐる事を、尤と請けては、假初の事も變改するは、大將の惡事ぞ。縱ひ當座の月花の遊宴の場にて、いひたる事なりとも、其時同心しては變ずべからず。若し後に申す者ありて、其事勝れて能き事ならば、始めいひ出したる家司を呼出して、今いひし者も同席にて、詮議問答して、理に理を竝べ、各尤と一味同心するを、第一にすることそ主君の心得なれ。又臣としても、主に諫言をいふには、段々氣味合あり。主人之を見分くべし。己が身の飾にいひ、又己が威を顯はさんとて、強異見するもあり。是は十人が十人惡逆たるべし。己を捨てゝ、潛に申さんこそ、眞の忠臣なれ。主從の歸緣、新古にも因るべからず、九郎判官義經の郎等共の振廻を見て、之を知るべし。源氏累代の家人にもあらぬ佐藤繼信・忠信・武藏坊辨慶・伊勢三郎義盛・駿河次郎清重・能井太郎喜三太など、何れも中途よりして、附屬ひたる者共なれども、始終忠義を顯はしたるは、只是れ

義經の寸胸にあり」との上意なりしとかや。

家老の職分

又上意に、「心許なく思ふ者を、家老とはせず。又目附を云付くるとて、全く家司共を、心許なく思ひての事にはあらず。家の事を憑む程にて、心許なく思ふべき理はなき筈なり。家老たる者も亦家を疎かに思うては、家老とはいひ難し。人には樣々の心得あるものなれば、其本たる所を見立てゝ仕ふが、家老の職分目利といふ者なり。同じ鳥ながら、鷹は鳥を取る能あり、鵜は水に入りて魚を取る能あり、一遍に心得べからず。誠に子房がいひし如く、君は臣に疑なく、臣は君に疑なき時は、必ず定まると、是れ上古・末代何ぞ異ならんや」との仰なりとかや。

臨終の詞

東照宮御末期の時分、將軍秀忠公への仰に、「我等最期今日に極りたり。天下は何と心得給ふ」と仰あれば、秀忠公御返事に、「天下は亂れ候と思召さるゝ由」、仰ありければ、「夫れなれば、ざつと濟みたり」と、御快氣に打笑はせ給ひて、御安堵なりとの上意にて、次に竹千代君を、（家光公の御事也。）御側へ召され、「其方は天下の主となる人ぞ。能く心得られよ。天下は慈悲が第一なるぞ」との上意にて、頓て御他界まし〳〵けるとな

り。されば御當家關ヶ原御利運の後、早速に永井右近大夫を以て、細川幽齋方へ遣され、室町家の禮法を尋ねさせ給ひ、倘も其上に曾我又左衞門を召出され、將軍家の書札等を委細に御吟味あり。是に德川家御代々の御作法を潤色遊ばされけり。尤も他家の法をも用ひさせ給ひ、能き筋をば、何事をも其儘に舊制を定めさせ給ふ。去れば甲州御討入の後は、武田の家法を以て、甲州・信州・駿州を定めさせ給ひ、天正十八年、關東御入國には、北條家の法令を其儘に用ひさせ給ふ故、民悉く悅服して治りぬ。故に此君萬々歲と謠ひしとかや。又甲州御亂入の時、信玄の侍を多く召出されける故、甲州の諸士に、武田家の軍術共を尋問ひけるに、武田家にては、鏃をゆるく、篦被を高くして、矢創を蒙る輩の肉に、鏃殘りて痛む樣に構へたる由、甲州先方の內より申しけるを聞召され、東照宮上意に、「武田家にてはさこそあらめ。我が旗本には左樣致すべからず。如何となれば、凡そ士は義によりて一命を輕んずるものなれば、强盜・山賊の類とは品替るべし。强く憎む者にこそ、如何程も痛み苦む樣にすべし。忠臣・義士は、奚ぞ左樣の小細なる事に身を厭はんや。我が

旗本などは、篭中を能く詰めて、篭より拔けざる樣に支度すべし」と、仰出されけるとかや。誠に治將の意地は、格別の事なりと、聞く人感じ奉るとなり。

太閤神君御稱美の事

或時太閤秀吉公、近習の輩に仰けるは「人は其職分に入る事と、入らざる事あり。織田常眞は、茶の湯・歌學・亂舞・管絃の上手、華奢風流の事は、凡そ天下に肩を竝ぶる者なし。然れども、肝要の國を治め家を齊へ、武道を磨く事は、父信長公切捨て給ひし爪の先き程もなし。德川殿は華奢風流なる事はなけれども、國を治め家を齊ふる道を辨へ、武備專に、軍士を取扱はせては、我が朝は扨置き、異國にも稀なるべし」との御稱美なりしとかや。

秀吉家康を稱揚す

武野燭談第四　終

武野燭談第五

御當家御代々御德行の事

或人の曰く、「鎌倉の右大將家兵權を執られしより、室町家五六代迄、二百年來の世の樣、異朝に譬へば、周の代の末五覇の勢に似て、應仁より天下戰國となりて、萬民安き心もなかりしに、豐國關白秀吉公天下を幷吞あり。是れ秦の始皇の六國を合せ給ふ趣なり。然るに、始皇二世にして亡び、秀吉二世にして亡ぶ。東照宮の御仁德に、士民悉く歸服せしは、劉漢・李唐の治に似たり。されば漢の高祖の鴻業を建て給ひしも、唐の太宗の太平になし給ふも、唯是れ寬仁大度の御惠よりなり。日本の上代は知らず、五百年來の凶器を治め、干花忽に開け、四夷・八荒靡かざる草木もなく、御代萬歲の本は、神君の御仁德四海に遍く、續いて台德公の溫潤の厚德天下に滿ち、其れより御代々の將

秀忠よく禮義を守る

軍家、益〻仁政を行はれて百有年來、豐かなる御代の事諸書に記す。抑〻大坂夏御陣の後、未だ戰國の遺風多きを以て、物毎荒々しく、禮儀備はらず。然るに大相國公威儀嚴重にまし〱、言行少しも違はせ給はず、假初の御鷹狩出御にも、若し故障の御事ありて、成らせ給はざる日は、其聞え迄に出御ありて、其日御供の輩の安心を第一に思召しけり。まして恒例の出仕御對顏など、又御上洛參內の公禮を執行はせ給ふに、束帶・衣冠の御事、別て御丁寧に、實を守らせ給ひ、筋目を正し、御旗本は勿論、歸降の諸侯伯を、懇に懷けさせ給ふ。されば大名參勤の註進を聞かせ給へば、品川・千住口、夫々の道筋へ、御使を遣さる。是れ皆老臣の役にして、夫より下の位には、又段々輕き役人をも、上使とはなされけり。殊更越前黃門秀康卿參向の告を聞召しては、必ず一驛も御迎に出させ給ひ、御同道にて御入城あり。大方は翌日御歸國ありしとかや。總じて諸家の重んぜらるべき諸侯參勤、何つ〱と聞召さるれば、態とにはあらで、御鷹野掛に、其道筋江戸近き千住・品川邊御殺生出御の序に御直に、參勤を勞らはせ給ひしも、亦御作法の一つの樣にありしが、何つの頃

日光東照宮の勅額

秀忠秀長の所爲を怒る

よりか、各〻の家迄上使として、向ふ事にはなりぬ。女御を武家より奉られ、其後二條の御城へ、行幸を促し奉らる。されば、東照宮、初は東照大權現と、いはれさせ給ひしを、宮號を望ませ給へば、菅神の例にやよりけん。今日光東照宮の勅額を賜はり、宮居新に磨かせられけるに、江州坂本にも大宮造あり、東照宮を祭らせらる。年々卯月十七日、例幣を奉られ、禁中今の公事の一つとなりて、伊勢・加茂・春日の外には、上卿以下執行はれ、勅使を以て、日光・坂本の兩社へは、奉幣使を勤めらるゝも、皆是れ大相國の嚴命に出でたり。

大相國西の丸に渡らせ給ふ頃、駿河亞相忠長卿何つの頃にか、御濠に居たる鴨を打たせ給ふに、手の下に落ちたり。大御臺所、(宗源院殿)此御手際(おてぎは)を聞召され、甚だ悅ばせ給ひ、其鴨を御料理仰付けられ、其夕かけて、大相國へ進らせ給ひ、是は國が(忠長御童名なり。是れ御幼年の時なり。)所作にて候と申させ給へば、其は如何なる所作にやと、御尋に付き、斯樣々々の次第にて、打留め候と、御手際を有るにも過ぎて仰上げらる。大相國俄に御氣色替り、召上がられし羹を吐棄てさせ給ひて、此濠は家光が居城の濠なり。兄の居城の

藻に居たる鳥を、國千代などが打殺すといふは、沙汰の限なる振舞なり。第一兒に對して不禮なれば、其肉を食はせんは、毒の試なり。食ふべきにあらずと、爪彈(つまはじ)きましまし〳〵ける」とかや。

後陽成院の勅諚

元和三年台德公御上洛の時、內裏にて、玉座(後陽成院)近く召され、「今將軍に汝が父の如く異見すべき者、朕ならではと思召さるゝ故ぞ。家康には一生戰國の間に居られし故、其身の行は王道にあらず。汝は治國の將師なれば、王道を守り殺生を止めて、仁政を施すを以て本となさば、子孫無窮に昌(さか)えて、朝家の固めと爲るべし、過を改むる時は天下之を仰ぐ。怠る心あらば、天運の程御心許なく思召さる」との勅諚なれば、殊に畏まり給ひけるとかや。されば其御心持御一生違へさせ給はず、御治世の間は勿論、家光公の御代迄も、官位・所替又國郡を御加恩ある事など、毎度御上洛の節、京・伏見にして、之を仰付けられけるも、是れ則ち天子より下し置かるゝところを、宜く奉行して、面々に與へ給ふぞとの御心なりしとかや。されば太政大臣に任ぜられ給ひ、師範儀型の御愼嚴密にして、勇は三軍の師を奪はせ給ひ、太閤家の

勇將・猛士怖慄きて、諸侯伯吏に背く事なく、異國迄も關東の武勇に恐れ、居ながら日本秋津島を鎭めさせ給ふ。實に寶君とこそ承り傳へたれ。御廟は三緣山增上寺に建てられ、正一位を贈られ給ふとかや。

家康竹千代兄弟を召して長幼の序を明にす

家光公へ御附人の事

家光公未だ竹千代君と申し奉りし頃は、父母の御寵愛、國千代君程にはなかりしとかや。斯かる事をこそ、東照宮聞召及ばせ給ひけめ。或時仰出されけるは、「竹千代兄弟に、久々御對面なき間、兩人の若君を、御同道にて御參りあれ」との御事故、「御兄弟の公達引繕はせ給ひて、御祖父の御前へ出でさせ給ふ時、大神君御聲を懸けさせられて、竹千代殿は、是へ〳〵と御同席、御上段の少し下の方に、御著坐なしまゐらせらる。國千代君も、續いて著坐なさるべく進らせ給ふを、大神君御照覽ありて、「止々勿體なし。國はあれへ參るべし」との仰にて、遙の下にならせ進らせ、御菓子など出でても、「先づ竹千代殿へ進らせよ」と宣ひ、次に「國にも喰はせよ」との御心

家康土井酒井青山を家光の傅たらしむ

遣附々の人々迄、格別の御會釋なり。右の趣を將軍秀忠公聞召され、感じ思召しけるとかや。其後御密談の事あり。更に知る人なし。扨酒井雅樂頭忠世・土井大炊頭利勝・青山伯耆守忠俊三人を、竹千代君輔佐の臣に附けさせ給ひけり。されば雅樂頭は威儀正しく、土井・青山も心を置く程に打見え、大炊頭は無二の御相口になりて、御伽を申しながら、諫を申上げ、伯耆守は、ひたすら諫諍の臣となりて、取々の扶翼、其源は東照宮の神慮にありて、大相國の御下知なりとぞ。右三人の輩へ、大神君上意數々の中に、汝等三人一和して諫言せよ。諫を入るゝにこそ、心得あるべき事なれ。竹千代を我と等しく守立てんと思ふな。又新將軍の風儀に均く守立つべしとも思ふべからず。兼ねても仰聞けらるゝ如く、仁義を萬づの根本として、風儀は色々あるものぞ。譬へて云ば我は寅の年にて金性なり。新將軍は卯の年にて土性なり。竹千代は辰の年にて火性なり。人の性も質も亦大方此心ぞ。我が性金なればとて、新將軍を金性にも成らざる樣に、人の風儀は、面々の氣象にして、性は本善なれば、精一のところを考へて、善政を行はせよ。是れ則ち其者に應じて、一理貫

家光諸侯を試む

通達ふべからず。只專一の肝要は、武道に怠らざるこそ、武の職を守る所なれ。されば、良醫が人の生死を、遙に手首一寸の內にして知るが如し。武家に武道の絕ゆるは、人の身の死脈なれ。凡そ異國・本朝ともに、宗廟・社稷あるは、其宗族の始祖を天に比するの心とかや。武家の弓矢神に捨らるゝは、必ず武道に怠る者ぞと知るべし。人の主人公とは一心の主宰なり。此主宰去る時は、死脈打つに等し。古歌に、

千早振神は心にまし〳〵て出で入る息は外宮內宮

是れ則ち智・仁・勇の三德、名は三つにして、理は一つなり。仁なり。仁は慈悲ぞ、古今、治將・亂將の賢愚、品々あることこそ鑑なれ。よく〳〵謹みて竹千代を守立てよとの御事とか、承り傳へし。

伊達政宗忠言の事

家光公、三代將軍の稱號を賜はらせ給ひ、何れもかしづき奉る初、尙も天下の心を引見られんため、大相國他界まします事を、暫く隱さるべきや否やとありしに、酒

家光の賢なること

井讚岐守忠勝が申上ぐる旨に任せられ、其夜を過さず、大小名殘らず觸渡されて、大和國御他界あり、早々登城し公方樣御機嫌を伺ひ申すべき由なれば、在江戶の諸侯伯・御旗本の面々出仕、著坐の席を守り、殘らず登城の由家光公聞召され、則ち仰出されけるは、「大和國薨御まし〳〵、家光此節將軍職を賜はると雖、天下の兵權を望む輩は所望有るべし。渡遣すべし。但し弓矢の法に任せてこそ引渡さるべし」と、存の外なる上意に、諸大名御請遲滯したる所に、松平陸奥守政宗進出で、申しけるは、「當家の御恩を以て、皆々心易く罷在る所に、此節を以て、若し所存を含む輩も候はんには、外迄もなし。政宗に仰付けらるべし。忽に蹈潰し申すべし」と、憚るところなく申しけるにぞ、各々同音に御請申し退出ありける。則ち御旗本へ御觸ありて、備へつけし倉庫に御貯への金銀を、御旗本へ拜借仰付けられ、其上に、御遣金を諸大名・御旗本へ給はりける。其後寬永十一年御上洛の時、太政大臣に任ぜらるべき由、催されしかども、固く辭し申させ給ひ、前左大臣を越えさせ給はず、江戶にても、諸大名の證人を免され、悉く諸侯伯の緣組・嫁娶の禮儀を江戶に

幕臣朝廷より直ちに官位を受けず

してぞ調へられける。此時より大小名國づからの緣組は停止ありけり。此御代には諸侯伯の息女を、大奥の廣座敷迄召され、春日局立出でて、夫々の緣組を申渡されけるを、春日の局なくなり給ひて、御料人達の登城は止みにけり。絶えたる家を興し、廢れたる國をも興させ給ふ。誠に目出度き賢君たり。此時迄武家の執事、侍從を限り、老臣は諸大夫四品迄にありしに、寛永七年九月明正院御即位に、關東より酒井岐讃守忠勝上使として罷上りけるに差添へて、松平伊豆守信綱も遣されけるに、讃岐守をば左近衞少將に任じ、伊豆守をば侍從に任ぜらる。同月十二日御即位登極の大禮相濟みける後、讃岐守參内しけるに、天杯を賜ひ、中將に轉任あるべき由仰出されけるを、忠勝固く辭し申して請けざりければ、せめてはとて一級を進められ、從四位上に敍せられしをだに、早速には御請申さで、關東へ申上げてこそ、從四位の上階には進みける。凡そ武臣、少將に任ずるは、高家御家門の外には、讃岐守計りにして、從上の一級は又格別の朝恩にこそ申侍りしか。其よりして、執權の人は少將、老臣は各〻侍從たるぞかし。總じて謙讓を以て公家を崇敬ま

家光父祖を尊ぶ

しましけり。島原の凶賊も、治に亂を忘れざる便となり、武藝を殊に勵まさるゝ故に、自ら武道の吟味濃にして、道々百の工の仕業迄を選ばれ、公家・殿上人の家業をも詩問せられ、詩歌の風雅なる姿迄見知らせ給へば、公家も出家も恥らひて、道に秀でたる人多かりき。又常に御伽の衆、權現樣の御事を御咄し申上げんとすれば、先づ待ち候へとて、御襠を召され、御座に御手をつかせ給ひて、「扨東照宮は何と上意ありたるぞ」と、御尋ありしとかや。

同じ御代の事かとよ。品川筋遠懸の御鷹野ありけるに、「六郷の渡を御徒の輩を入れて試させよ」との上意あり。折節淺かりければ、總渡に渡せとの仰にて、御徒組より、段々渡り行きけるに、流石の大河なれば、水勢強く、瀬越の者を付くる輩もありしに、何某とかやいひし人御刀筒を持たせ、剩へ手を引かれて渡りけるを、御覽じ咎めて、「御差替を手を放ちて、雜人に渡す條、不吟味至極急度申付けよ」との上意なりしかば、彼の者其河原にて立腹切つてけり。今に其所の者共、云ひ傳へて印もありとぞ。

家光忠勝の諫によりて高木善宗を赦免す

同じ御代、御浴室に仕うまつる坊主高木善宗といふ者に、水を持てと仰せけるに、熱湯を入れたる桶を水ぞと心得、過つて持行きけるを、それ入れよとの上意故、楚忽(そこつ)に之を懸け奉る。熱切(にえき)りたる湯なれば、大に驚かせ給ひ、異なる御難儀なりしかば、定めて善宗死罪疑なしと思ひけるに、誤つての麁相なる條聞召し遂げられ、遠流に仰付けらる。其後大赦行はれし時、彼の善宗儀を赦帳に載せて、御前にて久世大和守廣之是を讀上げけるに、許せとの仰なければ、大和守末を讀まんとす。酒井讃岐守脇に控へ居けるが、「大和守今一度讀まれ候へ」と詞を懸くる故、廣之又高木が科書を讀上げしに、御機嫌惡しく見えさせ給へば、廣之讀みさしけるを、忠勝尚も押返して「大和守ひらに讀まれよ」と申しける故、廣之、恐懼しながら讀上げて、上意を待つて、末を讀まざりしかば、しぶ／＼免せとの仰ありけり。君々たり。臣々たり。然らずんば爭で斯く申さるべきや。宋朝の相國趙普が、大祖を諫めし古も、斯くやと思はるゝと、物知る人の物語りなりき。

家光公は、老臣以下江戸の事ども、形の如く知召しながら、仰出さるゝ事は稀にし

家光よく下情を知る

て、下よりして此者の儀は斯くの如く候とて、善惡に付け言上する時は、其者は斯くこそ聞召しつれと、能きにも惡しきにも、其人の行跡、老臣よりもなほ委細に知召されて仰出されけり。譬へば、山中源左衛門とて、御旗本一番の强者あり。よりて右源左衛門事を言上ありければ、「其は好き男と聞召し及ばれたり。但し向ふ齒闕けて、銀にて入齒をしたる由兼ねて申す者ありき。其通か」と、御尋あり。老臣共も「源左衛門男振は、上意の如く好く候。入齒の事は細かに承らざる由」申上げけるに、「其男が事は、八年以前に聞召されたれども、若氣の事ならば、段々直りやせんと思ひ、且は汝等が言上をこそ待たせ給ひつれ」との仰にて、切腹仰付けられけり。後此の事を、老中尋ねられしに、果して、銀の入齒ありしとかや。家光公御述懷の御歌に、

手を分けて見ねばこそあれ武藏野は芝生がくれの花の色々

能き人の隱れぬるを、歎き思召しけるとかや。抑ゝ老臣以下登城は、巳の刻と定められしは御先代の格なり。或る時久世大和守廣之に不圖御尋ありけるは、「大和は

久世廣之家綱の傅となる

今朝大名共より進物を得たるな」と宣ふ。大和守謹みて、「上意の通にて御座候」と申上ぐれば、重ねて上意に、「誰が何を送りたるぞ」と御尋あれば、誰よりは何々を請けたる由申しけるに、「未だ之あるべし」との仰なれば、廣之懷中より書付を取出し、「何某は何、誰よりは何々を贈り候」と、申上ぐれば、「夫れにて合ひたり」との御事なり。恐し〳〵と、廣之一代の戒とせり。

右久世大和守を家綱公へ附けさせらるゝ時、廣之を召して、右の趣仰付けられけるに、廣之一切御請申上げず。堀田加賀守、傍にありて、「早々御請あるべし」と勸む。廣之加賀守目懸け、御邊の知るところにあらずと、白眼(にら)んだる面魂(つらだましひ)、常に變りけるを、將軍早く見知らせ給ひて、不圖(ふと)立たせ給ふ。あはや御機嫌損じつるよと、老臣以下手に汗を握りけるに、御短冊に筆を染めさせ給ひて、

人多き人の中にも人はなし人になれ人人になせ人

是は大神君の御詠歌とかやいへるを遊ばされ、大和守に下さる。是ならばとの上意骨髓に徹し、有難く畏まつて申上ぐるなり。されば和歌は猛き武士の心をも和

朝鮮日光に梵鐘燈籠を獻ず

ぐるとかや。

細川肥後守卒して、其子六丸後越中守と號す。少年にして家督を給はる時、肥後は大國なり。幼主にして、國の政道訝き由、老臣の內より申上ぐる人ありしを、家光公上意に、「大名は、我と手を下さねども、家臣に能き者だにあれば、國は治まるぞかし。細川は數代の名家なり。家司も亦聞召及ばれたる者多し。襁褓の內と雖も、成王の例もあるぞかし。幼主を嫌ひて國を授けずんば、竹千代に天下をば渡すまじきか」との仰にて、肥後國元の如く預け給はりけり。此の六丸先祖細川越中守忠興は、無二の御味方なる故、家光公未だ竹千代君と奉りたる時より、心を寄せ奉り、內々の御奉公ありしを、思召し忘れさせ給はぬところ明らけし。されば細川三齋は、宰相の司を許され、秀忠公の御遺言を、彼の家の眉目にはしけり。寛永十六七年の頃迄朝鮮にて生捕られし男女の、日本に老いたる者共を、殘らず朝鮮へ戾返されけり。さる程に朝鮮にて、此御憐愍を忝く思ひ、家綱公、御誕生の賀使に附けて、日光山東照宮を敬し奉り、祭供を調へ祭文を書きて、大神君を祠り奉り、梵鐘・燈籠を獻ず。其梵

忠勝御旗本諸役人を戒む

鐘等今も神前に之あり、人々見るところなり。扨も家綱公御誕生の翌年三月、將軍家光公御旗本・諸役人殘らず召されける程に、此年頃、困窮したれば、若君誕生はあり、定めて御救ひ拜借ならんと思ふ人多く、又如何なる御用にやと、取々に登城せり。家光公、其日は御頭痛氣にて、御鉢卷をなさせられ、皆々伺候の間へ出御あり、仰出されけるは、「旗本の諸士共困窮し、明日にも自然の事ある時、品川迄も參る事なるまじき樣に、聞召及ばれたり。左樣にては、家光は何となるべきと思ふぞ」との上意にて、御涙を催されければ、何れも有難しと計りにて、頭を上ぐる人無く、落涙しけるとなり。諸人存ずるが如く、十年以前台德院殿御遺金百石十兩の算數を以て給はりける上に、旗本中一同の御加增を下され、又望次第の拜借まで叶ひけるに、近年御上洛はなし。諸旗本の困窮といふ事、皆奢を極むる樣に上聞に達しける故、斯くは仰出されけるとぞ。此の上意を承りながら御請延引せしかば、酒井讃岐守「御前の思召・上意の趣、各〻定めて承りつらん。度々の御救は何の爲ぞ。上の御用に立て、御陣・御上洛の節、人より先へ勤めんと勵むべし。今日の御番さへ勤ま

○切符ハ切米手形卽チ祿券ノコト
○所務ハ領土ノ意

り兼ぬると、粗〻聞召及ばれたり。前々の御救に倣ひて、又も拜借を願ふべしとの懸にて、油斷仕ると見えたり。向後御救はあるまじとの御事なれば、面々取續く樣に、末々諸番入迄も申合すべし」とて、御簾則ち下りぬ。其後讃岐守申されけるは、「諸人困窮するは、畢竟泰平の御代の倣なり。戰國の後・江戸の初は、物每輕くありしかども、夫より段々格式奢に隨ひ、人に勝らんと思ふ心より、一と色の物具も、丁寧に拵へぬ。是は褒めたる事なれども、其よりして入らざる榮耀道具迄認むるなり。是れ亂世には入らざる物なれども、治世には自然と此費あり。剩へ眷屬次第に多くなりて、軍役の人數は持たれず。借金は、其祿一倍になる故の困窮、是非に及ばず、切符の外に所務なき小身の面々、取續き兼ぬる時は、上へ歎かずして外に爲すべき樣なし。さる程に子の親にあまゆる樣に、拜借・御救を願ふ事の樣にのみ思ひて放埒なり。此類、御吟味あるべし。人多き程諸色高直なるは、是れ又太平の倣なり。此上にも諸旗本御救遊ばさるゝ樣、之あるべし」と申されしが、程なく總御番入といふ事あり。又此時に新御番は出來たりと、其砌登營せし老人の物語し

家綱七歳大納言に任ず

ける。

家綱公御仁德の事

家綱公は七歳の御時御元服あり。直に大納言に任ぜらる。是れ古今未曾有の御事なりとて、公卿難澁ありしが、武家補任の事は京都内官の除目の外たるべしと、東照宮の定置かせ給ひたるを以て、板倉周防守此趣を奏達しけるとかや。兎角に關東の儀は、格別なりとて許されにけり。然れども五位の少將口宣より、二位大納言迄の宣旨、段々綸旨ありしとか承りし。凡そ此補任全く驕奢の御心にあらず。公方家の位を強くし給ふ時は、縱ひ御幼少といふとも、天下動くまじとの賢慮なるべし。

家綱公竹千代君と申して、六つの御歳、御遊びの間にして、何れも打寄り、山王祭禮の眞似仕る時、加々爪牛之丞とて、其頃六十計りなる實體なる男、御次に伺候せしに、各申しけるは、「牛之丞屋敷は山王の際にて候へば、此祭の本は牛之丞こそ

◆家綱の仁徳

仕るべけれ。半之丞が山王祭の眞似を上覽あるべし」と申上ぐる事、三度に及ぶ。然れども彼の半之丞が甚だ迷惑なる體を、御見知りまし〳〵て、「半之丞罷立て」との上意故、半之丞立退きぬ。其後にて「人の迷惑する事を、我れ面白きとてさすまじきぞ」と、御いたいけに仰ありしにぞ。此君の御仁愛を感じ奉りけるとかや。又何つの頃にか、遠島の者の事を人々物語するを聞召して、竹千代君仰せけるは、「當座に殺さるまじき者にて、後には召返さるべき者を、遠き島へ遣さるゝ事ならば、其島に食物なくば定めて飢死すべし。不便なる事なり。如何なれば、扶持せられぬぞ」と宣ひしを、家光公聞召され、殊に感じ思召し、今迄誰も心付かざる事を、家綱が仕置初(しおきはじめ)に、向後、遠島の者に扶持を宛行ふべしとて、夫れ〳〵の島守・代官に御下知ありしとかや。寛文・延寶の間、遠島の者共には、農具・種物など給はり、死刑に極りたる重科の者は、多く薩摩潟へ遣されけるも、此御仁愛の溢るゝところにや。さる程に御家督は十一歳の御時なれば、天下殊に危ぶむ人之れあるべしとて、西の丸大廣間にして、井伊掃部頭直孝・酒井讃岐守忠勝以下の老臣出座して、天下の牧伯

家綱將軍となる

へ申しけるは、「公方樣御他界には候へども、大納言樣御家督の事に候へば、何れも安堵あるべし。若し又天下を望まれんとならば、此節にて候ぞ」となり。保科肥後守正之・松平越前守光通進出でて、「各、讃岐守申す旨承らるべし。此砌誰か天下を望む者之あるべき。若し不思議の企仕る輩も候はゞ、我々に仰付けらるべし」と、申されしとかや。其程は四月二十日頃なりき。御廟の事、御遺言に任せられ、日光山へ入らせ奉らんと。五月二十三日御出棺あり。萬づの御規式御在世の御成に等しく、先づ上野の御本坊へ入れ進らせられ、夫より御遷座ありけり。其後將軍宣下ありて直に內大臣の宣命を賜はらせ給ふ。其頃天守へ御成の時、御側衆遠目鏡を差上げ、「四方を御上覽あり、御慰遊ばさるべし」と申上げけるに、一向御挨拶もなく、兩三度に及び言上申しける時、仰出されけるは、「其方は何と思ひて斯くは申すぞ。予れ幼年なれども、將軍・大臣に任ぜられたり。今此天守より、此目鏡を以て四方を見下したらば、新將軍こそ每日矢倉へ上り、江戶の模樣を見下すなどといはゞ、諸人の苦(くるしみ)如何計りぞや。父公御在世の時は、斯かる事ありとも、幼少なれば人之

を免すべし。今既に任官して、左樣の輕々しき事は、あるまじき事と思召す故、御諱へも成されざるに、繰返し申上ぐるは不了簡なり。重ねて之を嗜むべし」と、仰ありければ、各〻舌を振ひけるとぞ。大森信濃守物語とか聞きし。

武野燭談第五　終

武野燭談第六

綱吉公御家督の事

家綱公御家督の後、總じて御先代の御格式を守らせ給ひ、日光の御堂御普請をば、酒井讃岐守之を承りて、諸職人を積り書上げしかば、猶も危相なる事もやあらむ。此上の仕方こそ侍らめと、其人を擇ばれ、手間にあかせてこそ此度の御奉公なれと、至極丁寧を以て、丈夫を第一に仰付けられけり。故に其後の大地震にも、傾かざりしとこそ申せ。由井正雪・丸橋忠彌などいふ惡黨をも早速に尋出され、其餘類悉く召捕はるゝなど、さして異なる筋も仰出されざれども、其頃は何となく世間物騷しく、いひ惱む風説どもありしを、井伊掃部頭・酒井讃岐守・松平伊豆守、京都にしては板倉周防守など、一致の忠節專らなり。明曆酉の火に、江城回祿せしかど

○本圖又指圖トモ書ス見取圖ノ類

儉約の法令

も、井伊・酒井など存命にて、萬づ先格の如く仰出され、此江城の古へ慶長の始め、造改められし時には、鎌倉殿の差圖(さしづ)を以て御天守等は造られけり。其後公方家と稱せらるゝにより、殿上の間上始墳、且つ御帳臺に總角懸けらるゝなど、是れ又室町殿の差圖を以て造出され、大廣間松の廊下は、伏見の御城の格に造られ、實檢の窗などは、鎌倉の古風を改められず。其外萬治年中新造の御殿萬づ昔の如く、所所の矢倉・多門變る事なく、只橋臺といふ石垣の堤あると、天守之なきのみなり。明暦の炎上には遣ひにけり。諸大名の門前に、駒寄(こまよせ)といふ柵を、家毎に構へけるも、往還の難儀、且つ無益の事なりとて、止められにけり。此御代、始めて儉約の法令を出さる。寛文の條目と、古法潤色の御政道なれば、津々・浦々にまで、道に落ちたるを拾(ひろ)はざる世と仰ぎけり。總じて寛文の始めまで、小手袖に襞（袖の襟イ）を短く茶筅髮(ちやせんがみ)を好みける風俗も、大に改まり優長になり、異相なるも、おのれと失せけり。されども武備怠る事はとて、二の丸にして、武藝御上覽あり、御褒美を給はり、家業を專一に勵まさる。是によつて此時代兵學を説く者、多く世上に聞えにけり。武田信玄家

兵學者の輩出

家綱薨去

の軍法は、小幡勘兵衞景憲が席上の物語にして、少々の口傳どもは、山本勘介入道が再傳を、品川彌三右衞門より傳へしとありしより、武術の第一なりとて、北條安房守以下の人々、門弟として傳習ありしは、皆人知るところなり。今は、武田・北條流の外に、近年、楠流・義經流・謙信流・大江流などといふあり、山鹿甚五左衞門といふ人も亦一流を以て世上に鳴りぬ。劒術・槍・長刀も、道々の上手多く、御旗本に其器多かりき。左典厩・右典厩への御人分け、總御番入仰付けられ、勤番の人、多かりければ、休（やすみ）といふ事を給はり、平番は三年に一年づつ、持人を儉約しけり。此御代に、夜廻・表廻・道廻などいふ事を仰付けられ、平番の內より、大身の輩之を勤めけるに、其勤、宜しき者には御役儀仰付けられける程に、人々專ら御奉公を勵みけり。總じて人に僞なく、利潤を表に營む商人までも、人倫の道を辨へて、違ふことなく、誠に穩に治まりぬ。されども若君之なくて過させ給ふ故、館林相公を御幼君とし給ふ。御他界の後、御廟は東叡山に建てられ、勅額・贈官以下先例の如し。

綱吉公は、館林宰相殿とて、廿五萬石の公子にて、神田御殿に坐しけるに、延寶八年

五月五日の暮れかけて、堀田備中守正俊(後筑前守)が奉書來り、急に御登城成らせらるべしとなり。總じて御兩典登營には、必ず御家司を一人召具せらるゝ事なれば、今晩とても、御家司の內一人召連れらるべしと、待たせ給ふに、曾我周防守祐興(後播磨守)いち早く參りたるを召具せられ出輿ありしに、牧野備後守成貞、大手にして追付き奉り、直に御先を拂ひ供奉しけり。例の如く御黑書院へ入らせ給ふ程は、酉の下刻とかや。備後守は御傍を離れず、奥へ召させ給ふにも、續いて御供せんとす。人々之を止めければ、備後守申しけるは、「御兩典始まりて後、終に夜半の登城之なき事なり。御用の程覺束なし。何條、御側を離るべき」と、押して進來りけるに、御座近くなりける故、堀田備中守頻りに止めけるに、成貞なほ不審しければ、正俊が曰く、「定めて御吉事なるべし。御座近し。控へられよ」と制しける故、備後守、堀田が袖を引止めて、「御誓言にて承るべし」といふて放さず。正俊相違なき旨誓約してこそ、備後守は止りける。さて相公御前へ出でさせ給ひての御直談は、知る人なし。御養君と定められてこそ、雅樂頭以下は、登城しける。然るに、雅樂頭・美濃守

綱吉入りて家綱の嗣となる

光圀の忠言

など、其夜遲參の事を、巷說どもありけるにや。其夜は早速、神田橋の御殿へ歸御し給ふ。明くれば、五月六日の御登城は、公方家御成の如く、辻々を固められ、此日は平川口より入らせらる。二の丸へ入御ならせられ候へとの御事故、彼の丸御殿等の指圖を上覽の後、七日の日中に、二の丸へは入御ありけり。中納言を超え、直に大納言に轉任せられ、神田御殿には德松君を其儘差置かせ給ふ。扨も八日の暮れかけて、將軍家綱公薨去の披露ありければ、江城伺の大小名、御機嫌伺として、登城道も去りあへず。然れば雅樂頭以下の大臣怖(おぢ)恐れて、威を附け奉りける上は、誰か難澁申すべき。なれども御先例に任せられ、公方家御他界に付き、御養君の事なれば、天下の大名の心底を試みらるゝ事、之あるべきか。如何候はんと、御三家御一門方へ、此儀を評せられし事やありけむ。營中にして水戸宰相光圀卿進出でて申させ給ふは、「既に當家五代の御讓を受繼がせ給ふ上は、誰か柳營を窺ひ奉るべき。但し天下に心をも懸け、人も亦かしづき申すべきは、甲府殿か三家の間にこそ候はめ。さも候はゞ、憚りながら光圀、討手の大將を蒙り、卽座に蹈潰し申

すべし、何條大名共の心底を試みらるゝ事が候はん」とありければ、末座に井伊掃部頭直興伺候しけるが、進出でて、「左樣の節は、何時も御先手は、「某こそ承るべけれ」と、申されけるとかや。　其後御尊骸をば、上野へ入れ進らせんとの御沙汰聞えて、增上寺の方丈、申す旨ある由、如何にやと驚くところに、酒井雅樂頭以下相議して、御聽に達し御相談の上、寺社奉行松平山城守隆治を以て、增上寺へ遣さる。　山城、增上寺に赴き、如何申したりけん、方丈を同役阿部美作守正武（後豐後守）宅へ召して、「御代々の御宗門を、改めらるゝにはあらず。御遺言に任せられ、上野へ御尊骸を移し奉らるゝなり。　但し淨土一宗は、御當家の御宗門と立てられ、增上寺にしても、御法事執行あつて、一宗の諷經增上寺にて仕るべき旨、仰出さるゝ由」申渡さる。　是によつて、淨土門の騷動は靜まりけり。　上野御法事總奉行大久保加賀守忠朝之を承り、御棺石の覆の書附は、法眼人見友元之を書く。　其後如何なる仔細にや、石槨を銅槨に改めらるゝにも、大久保忠朝其事を與りけり。　酒井雅樂頭は幾程もなく別墅に蟄居し、稻葉美濃守正則も紅葉山御靈屋修造の後、御役儀を免ぜられ、土井能登守

利房も大野の城主に退けられ、堀田筑前守正俊大老となり少將に任ぜられ、暫く猛威を振ひしかども、是も稻葉石見守正休に刺されて後は、執權職を置かれず。柳澤出羽守保明（後松平美濃守吉保と號す）秀でて、松平の姓を給はり、且つ御一字を下され、少將に任ぜられしかども、執權の座をば許されず、只時めく人にこそ召仕はれけり。されば公方家の御內書といふ事は、端午・重陽・御歲暮の捧物の後に、萬石以上に給はる事は、執權職の事にして、老臣の役にはあらずと雖も、大老職之なきにより、此御代より、月番の老臣其事を承り侍る事にはなりにけり。總べて御先祖御代々の御日記

參河記を撰む

を正され、參河記を撰まれ、敬神の道、固く守らせ給ふが故に、服改・御淸といふ事始まりたり。

町人の佩刀を禁ず

同御代、町の者共の猥なるを懀ませ給ひ、營中御能興行の節、白砂へ町人伺候の事を停止せられ、同じく刀を差す事を、嚴しく禁じ給ふ。これ迄は御用達の町人、或は名主・町代などいふ者は、各〻刀を許されける程に、武士を似する奴原多かりしに、此時嚴密に法令を出され、衣服にも制の限あり。器物以下無益の侈を禁ぜらる。始

殺生の禁令

綱吉自ら經書を講ず

渉獵法度は[illegible]いとかしこしと、心ある人は稱へにけり。放鷹は、元來民の苦を知召されん爲なるに、却つて之を苦め、田畑を荒す鳥獸を追ふのみならず、畢竟無益の殺生なりとて、悉く鷹匠を廢されけり。但し其中、年々鶴の御鷹計りは、昔の儘にて、少々御鷹匠をば留置れけり。其後も、年々御鷹の節にやよりけむ、此鶴獻上の事も、他の獸を以て止められにけり。[illegible]の[illegible]當の人の[illegible]生は、殊に慈の上には無益なり。其商賣ならぬ殺生は固く御制禁にて、又田畠を荒す惡獸をば早速に打殺すべし。然れども其肉を喰ふは不仁の振舞なれば、其所に埋めよ」との御下知なれば、遠き野山迄此御制禁を守りにけり。只犬の事によつて、賢慮を知らぬ者共、過つて法を犯す輩多く、御仕置に遭ひけるとか。好事もなきには如かずとかや、暫る人の囁きける。總じて忠孝の教を立つると雖も、之を導く人なしとて、普く好士を選ばれ、御自身書を講ぜられ、營中伺候の輩に拜聞を許さる。さる程に、諸侯伯・寺社の歷々、拜聽願といふ事、此時の眉目にして、我れ劣らじと願ひにけり。よりて林春常を束髮仰付けられ、大學頭に任ぜられ、御城にて

聖廟の建設

月並の講席を開かせられ、聖廟を昌平橋近くに造られける故、二仲の釋菜怠らず、月並の講堂を開かるれば、大小名以下賤き者と雖も、志ある輩は、仰いで高門の內に集會して、儒風大に興らんとす。只上下の間あるが故に、上の仁政下に通ぜず、動もすれば生類に人痛みけり。是れは其役人々々、上の威を借りて、下を威し苦むる故なりとか。

制札の奥書

譬へば制禁の奥書に前々は右之條々於ニ相背一者可レ被レ處ニ嚴科一とありしを、天和條令御沙汰の時、右之條々堅可ニ相守一と計り書かせらる。「將軍の御下知、誰か之を背くべきや。嚴科に處せられむとは仁政にあらず」と仰せられしと承り傳へき。

綱吉の謹書

綱吉公未だ相公にて坐す時、公方家の御機嫌を毎日伺ひ給ふに、其人の往來せる間は、麻上下を召され、謹慎ましく〱、御使歸り來れば、御上壇に居ゑられ、下の方にて、御手をつかれて聞召す事、毎日變る事なし。獻上の御菓子等、其外何によらず差上げらるゝ物は、必ず役人、御目通にして調進しけり。信敬の御志隱れたるより顯れにけり。御本丸にして、表御座の間出御の間は、老臣以下退出後に、常の御

綱吉の利發

居間へは入らせ給ふ。諸大名の席帳・旗本の分限帳、常に繰らせて御覽じ覺えにけり。さる程に、沈滯久しき御譜代・小身なども、世に出でたる人多しとかや。萬治の末の頃、判の兵部といふ陰陽師あり。判形・墨色を見て、吉凶をいふ事神の如しと、江戸中に鳴りて、大名・官家と雖も、彼の者によりて、判形を定めらる。甲府清陽院殿相公、其頃は左馬頭殿と申ししも、彼の判兵部に御判を見せ給ふにより、綱吉公の御家司室賀下總守以下相議して、此由を申しければ、綱吉公其頃は右典厩にて十四五歲にやならせ給ひにけむ、仰出されけるは、「其判兵部とやらんが、判形・墨色の善惡を申せばとて、信用するに足らず、我は幸ひ今年日光へ登山すべければ、東照宮の御神前にて、御鬮を以て判形を究むべし」と宣ひて、御判を三つ居ゑられ、御社參の節、御神前にして神慮に任せ給ふとぞ。扨こそ五代の將軍の威嚴を、本朝にして布れにけり。此綱吉公御誕生の時、大猷院殿「此兒の名をば、徳川の徳と、松平の松とを以て、徳松とこそ附けらるべけれ」との上意なりしとかや。御幼年より御發明に見えさせ給ひぬれば、或時家光公上意に、「徳松は知りたる事をも、知らざる體

に振舞ふべし。利發過ぎなば、竹千代に憎まれむぞ。附々の者共・介錯の女原、それぞれ能く愼みて、利口なる事を褒めはやすな。必ずく汝等が不調法ぞ」と、嚴しく仰出されしを、平野女房（一本叔母原野局に作る）の正に承り、恐れ愼みて、常の如く申聞かせ奉りしとなり。

稻葉美濃守正則の事

天和の初、曾我土佐守祐久が扈從仕りける頃、牧野備後守成貞に、御馬下さるべき旨ありしを承り傳へて、此由稻葉美濃守に達す。美濃守承り、「將軍より御馬下さるゝ家は、古來格式御定（おさだめ）ある事なり。備後守などに、御馬下さるべき事、表向（おもてむき）にては之なき事を、爭でか仰出さるべきや。土佐守承り損じつらむ」とあれば、否（いや）上意に候ひしものを」と答へけるを、正則押返して、「定めて上意にては之あるべきが、其斐（あや）を承り違ひたるらむ」と、謎（なぞ）を懸る樣に言へども、尙聞悟らずといひ切つて、御前へ參り、美濃守が申しし次第を、上聞に達しければ、土佐守、「其は輕々しき仕方な

綱吉古例を重んず

り。美濃守などが、左樣申さむには、などか立歸りて伺はざるべき。聊も先規を破らるべき思召にあらず。近頃不屆なる申分なり」とて、兄周防守祐興へ御預なり。美濃守是等の上意を承り、有難く畏まり入りけるとかや。土佐守は、其後元祿酉年召返され、主膳正と改め、再び扈從しけるが、後又御近習を除かれけるとかや。同じ頃、御小納戸(おこなんど)に仕へし長山孫三郎に、番町にて屋敷を給はりつるに、大御番中申合せて御代々、番町は大御番の者共拜領の地なり。其者の立身は格別、新規に拜領の例は、之なき段訟ふ。此事早速上聞に達しければ、尤に聞召さるゝ條、但し思召之ある間、屋敷は其儘差置くべしとの御事にて、追付(おつつけ)彼の長山を大御番に仰付けられ、彼の屋敷を給はり在番勤めけるを、後又本の如く御小納戸に仰付けられけり。又猿樂の小川松菴・喜多七太夫以下、多く侍に御取立ありしも、往昔駿河にして、武田の太夫大藏を、大神君召出され、大久保石見守になされたる先例あればなり。何事にても例なき事は遊ばされずとなり。綱吉公の若君西の丸へ入御の後も、徳松君と稱し奉り、堀田筑前守正俊を附けさせらる。殊に御發明にて、御寵愛甚しかりし

〇小兒ハ小兒醫ノ略

に、御不例にて段々重らせ給ひ、既に危急の間、延壽院道三及び典藥の者共を召され、又陪臣にても、小兒の名譽、類なからむ上手を選出して、申上ぐべしとの仰を承り、「誰れ彼れと申すとも、吉田策庵こそ當時名譽無雙に候」と申上ぐれば、御氣色惡しく、兎角の御諾もなければ、惡しくも聞召されけるにやと、御前を退きけるを、道三々々と召返させ給ひて、「扨策庵に續き堪能なるは、官醫には限らず、早々考へて申上ぐべし」との上意なれば、道三畏まりて「されば策庵にも劣るまじき者、官醫には覺えず候、毛利の松平大膳大夫綱廣が抱置き候山添宗順こそ、上手の譽を顯はしたる者にて候。之を召されなむや」と伺ひければ、「さらば其宗順を召せ」と囁て、召さるゝに定りけり。御次に牧野備後守成貞伺候したるを延壽院近く寄りて囁きけるは、「只今御前にして、小兒醫の功者なるを御尋ありし故、吉田策庵事、御氣は存の前ながら、名人はとの御尋を申さずして、差置きなむは、臣たるの道・醫の道、ともに本意にあらず候へば、吉田策庵こそ、當時名譽・功者の由、有體を上聞に達し候ところに、御氣色惡しく渡らせ給ひ、暫くは御詞もなかりし故、退出せむと

綱吉法令を重んじて名醫を召さず

仕る所を、道三々々と、召止めさせ給ひて、さて策庵に續きての良醫ありやと、御尋に候間、松平大膳大夫家來山添宗順をこそ、申上げ侍れ、然れども策庵が御前惡しきを存じながら、態(わざ)とも申上げたるかと、思召の程恐入り候」と、不便氣に歎き申けり。備後守聞きて、「否(いや)とよ、態とこそ申上げられずとも、左樣尋ねさせ給はむには、よくぞ申上げられつる者かな。策庵事は、此度三の丸殿御臺所よりも、取々に申させ給へども、動なき御氣色故に、今に召されず。此節こそ幸なれ。其方の申されたるを、しるべに申して見む」とて、則ち備後守御座近く參りて、「策庵事何とぞ此度召されたくこそ候へ。上々樣方、何れも御願にも、策庵に一目(ひとめ)見せられての上は、御後悔も薄かるべしとの御事なれば、名人に免せられ、科を宥(なだ)めさせ給ひ、召されむこそ、天下の望む所にて候」と、御諫申しければ、將軍家打笑はせ給ひて、「愚かにも申す者かな。兼ねて渠が勘氣を免(ゆる)し置きたらんには、此度早速に見せらるべけれども、我れ幼少より、渠を召さるゝに、毎度障あり病氣なりとて、質素(すなほ)に出でたる事なし。醫師は急に病家に至つてこそ、仁の道ならめ。我れ召すにだに斯くの如く

なれば、外々は猶ほ思召し遣りたり。よりて懲しめの爲に、第一自由を構ふるを憎みて、押籠め置けり。然るに赦免の時こそあらめ。我が子の病氣大切なればとて、天下の仕置には替へ難し。今我れ御代始めなれば、政道品々にして、毫髪も心の違なし。然るに西の丸にして斯く急病あるは、定めて天命なるべし。道三が指南といひ、旁〻以て召さるゝ事は、最易き事なれども、我が子の病に渠が非を宥めむ事は口惜かるべし。法令は天下の鏡なり。子の最愛は私愛なり。私を以て天下の鏡を覆ふは非なり。死生は命あり。天運に任せてこそあらめ。策庵とては決して召さるまじきぞと、仰出されけり。山添宗順も伺候しけれども、限ある御命にや、はかなき御事になん。其後に策庵が御勘氣は免されにけり。常德院殿薨去は、五月廿八日なりき。御嫡と申し、御一子の御寵愛といひ、よき御生れ附故に、一入惜ませ給ふ事、類なし。然るに六月朔日、諸大名恒例の出仕常の如く請けさせ給ふ。七歳未滿の忌服之なしとの法令を守らせ給ふとぞ聞えし。貞享年中より、御講釋を諸臣承るに、御劒・御脇差を遠ざけ給ふ。先王尊敬の御心とかや。聖殿未だ忍岡に立置かれ

綱吉の恭敬

し頃、綱吉公御座にありしに、林大學頭御座の前なる襖側の障子を開き候へば、絶景斜ならず、上覧あるべきやと、左右を伺ひけるを、將軍家聞召され、御座を立たせ給ひ、障子を、そと開かせられ、御手を突かせ給ひ、恐懼ましします御心遣、誠に敬の甚しき、恭の彌高き、神在すが如く、禮節嚴に、謠曲二三番舞踏ましますにも、帳前を避けさせ給ふ御仕方なりき。又或時林大學を、尸になされ、御自身配膳ありし恭敬に、篤信大に迷惑せしと、常にいひし事なりき。今の聖殿を作出され、大成殿の額、自ら御筆を立てられ、學士の弟子共釋菜を勤むる節は、殘らず布衣を免され、音樂・猿樂、各〻其役々の輩、恒例として二仲には伺候して、奏しけるとかや。

將軍家御賀の事

綱吉五十の賀

元祿八年亥の秋、公方綱吉公五十の御賀を、禁中より仰遣さるとて、御製、

大道今無レ外　長生詎有レ限（涯イ）

此外、和歌など多く差下されけり。將軍家より復奏の句に、

運與二千齡一合　　喜兼二萬國一因　同イ

營中の事執行以前に漏洩を嚴禁す

是等、御賀の寫共、早く世間に披露ありけるを、聞召し咎められ、「何者が洩しつるぞ」と、御吟味ありしに、「天下の悦は、下民と倶に悦び候はむこそ、順道ならめと存じ、某申侍る」と、其事申したる人、有體を早速申上げられければ、聞召屆けられ、無異に濟みたり。總じて營中の儀、未だ執行はれざる前に、江戸中の聞番に、いひ觸す樣なる事、此時御穿鑿强く、殊に御側向の取沙汰、一向に停止の上は、洩すまじき事なるを、斯く心得違之あり。之を御尋の時、包まず申上ぐれば、當座の御叱にて事濟み、陳ずる者は御咎深くありけり。譬へば此御代殺生を禁止せられし事、古へ白河院の王制よりもなほ恐れにけり。然るに小石川御堀際にて、矢負ひたる鴨を、殺生改の役人見咎めて吟味あり。其近き家毎に人別吟味あり。又大身なるは、家司に仰付られけるに、何某とかやの家司吟味せしに、家中一向に存せざる由、固く申上ぐるに、其後、脇よりして、彼の家の小坊主が所爲なる由、慥に申す者ありて、其小坊主召捕りて、奉行・役人口問せしに、小坊主申しけるは、「私儀餘りに弓を射て、

見申したく候へども、私の弓矢とても之なく候間、餘多の弓の内に、手頃なるを取出し、何かな的に射むと、見廻り候處に、池に鴨の浮み居候を、ふと射て見候へば、其矢中り候」と、眞直に申けり。此段聞召遂げられ、彼の小坊主は、追放仰付けられけり。されば其家司は、輕々しき詮議の仕方なりとて、重科せられぬ。主人も遠慮しけるとかや。又元祿十一年十月七日の火に、御本丸頻りに危かりし故、火消の當番舟越左門・御本丸の火消酒井河内守忠峯が人數、其外の火消中、人數を入れて、棟ある所と、火急なる屋根を防がむとするに、屋根のこうばい急なる上に、銅瓦にすべりて、働爺ぬるを上覽あり。「梯子を横に組んで足代に懸けさせよ」と、御下知ありしかば、御破損方へ申遣すと等しく、梯子千挺餘擔ひ來りしを、繩を以て繰合せ、棟より兩方へ下げ、横にも亦梯子を組合せて、軒より下へも、梯子を間なく竝べたれば、諸人の足溜出來て防ぎ易く、鼠穴大官町の火を、北の丸切にて打しめしけり。其後北丸をば、御前代も火除けになし置かれたる上は、田安御門内淸水口より、西竹橋、北糀町口迄は、悉く明地に仰付けられ、又麻布・小石川に別業を作られしも、不時

綱吉の注意

火災の御設とかや。

武野燭談第六 終

武野燭談第七

家宣公御幼君とならせらるる事

綱吉の仁政

元祿十二年八月十五日の夜、野分強く、諸國一統に、近年の不作打續きたる上の凶年なれば、輕き者ども飢に臨み、多くは乞食になる由、上聞に達し、御歩行目附の中より、大勢手分して、江戸近邊迄は往來して、綴著たる乞食同然の者のさまよふをば、其者の宿を尋ね、主もありて、宿もせむと云ふ者のあるをば、其所の名主・町代に、之を引渡し、如何にもして之を育つべき旨仰付けられ、又主もなく、宿すべき者とてなき者共をば、本所に假小屋を造らせられ、御先代の御例に任せ、御扶持米を給はりけり。

○地方に仰付けらる地方ニテ采邑ヲ宛テ給ハルヿ

又御旗本五百石以上の面々は、近年殘らず地方に仰付けられたるに、今年の風雨に、何れも所務の取續なり難き上、各、先達て仰付けられたる拜借、返納あれば、

綱豐の謹嚴

困窮大方ならざりしを聞召され、凶年に付き、當年の上納米御用捨にて、剩へ總御旗本勤仕の輩へ、分限高に應じ、御金を下されけるにぞ、九千九百九十石以下の御旗本以下、與力・同心に至る迄、皆恩澤に潤ふ事、寛永の初に同じく、上下喜び合ひぬ。又近年江戸商家の町人、奢侈甚しきを憎み思召して、昔より町每に拜借し來りし金銀を、今年十分一召上げられしに、右金高七萬兩餘ありけるとか、是れ皆理世安民の御政道なり。玆に當君の御連枝甲府綱重公の御嫡中納言綱豐卿と申し奉るは、仁慈明敏にまし〳〵て、家士・國民其恩澤に懷き奉り、常に儒士を召され、講釋仰付けられけるに、麻の御上下を召され、正しく著座ありけり。寒天・極暑の砌は、講釋仕る者には、綟子・裏附を免されぬれども、御身は麻上下をぞ召されける。元祿の晩年重く煩ひ惱ませ給ひ、日を重ね月を越ゆると雖も、官醫の御脈を伺ふ時は、必ず御袴を召され、少しも威儀を亂させ給はず。よつて御元氣恭しく見えさせ給ふにぞ、澁江松軒法眼が御藥を奉りけるに、聊か爽がせ給はず、次第に差重らせ給ふ樣に、御附々は見奉れども、澁江法眼は一切驚かざる故、變れる配劑もなし。奥山立

網羅の仁德

庵其頃は顯德院法印といひしを、戸田大炊頭以下申合せて招寄せ、御容體を伺はせけるに、「以の外御大切なり」と申置きて歸りけり。此趣上聞に達し、則ち養安院法印に上使を添へられ、御容體を御尋ありけるに、養安院が伺ひけるに、顯德院が醫考に等しければ、重ねて御本丸よりの仰として、奥山顯德院の藥召上がられ然るべしとの御事なれば、則ち顯德院が服劑、殊に御相應にて、段々御快然の御氣色なれば、家中擧りて松軒を誹る。然れども前々の如く澁江にも御脈を見せられ、御會釋聊も變る儀之なきを以て、一つは御心遣も如何なり。一つには、御病中御退屈も御養生の部にあらずと內議して、此趣を申上げければ、中納言殿聞かせ給ひ、「否とよ、松軒が療治相應せず。今顯德院が療治して、本復に赴くとても、曾て澁江が醫考の難にもあらず。譬へば奥山が療治して治せざる病人を、松軒が藥にて本復したるも之あるべく、一人に相應せざりし程にとて、其醫師を捨てなば、醫を立つる者はあるまじ。殊に我家などにて、彼の者を疎み遠ざけなば、天下に惡名を取らせんは、不便の事ならずや。相變らず召寄せてこそ渠が折節の功も廢らず、殊には

綱豐綱吉の嗣となる

將軍家の官醫たり、心すべき事ぞ」との仰を承りて、大明の見る所仰ぎても恐るべき事なりと、聞く人御仁德の程を感稱し奉るとなり。「總じて御家司以下末々の役人、平番の面々に至る迄、我が家を笠に著て驕るべからず。一際謙りて應答を致すべし。必ずしも輕き者とても不禮を爲すべからず」と、固く御下知まし〳〵けり。御手跡を好ませ給ひぬれば、常に勝れさせ給ふ。されども短册・色紙に歌一首書かせ給ふにも、一字と雖も私意を以て筆まかせなる文字を遊ばされず、玆には斯かる萬葉書を遊されたしと思召すにも、古例を考ふべしとて、二條家の古例を御吟味の上にて、書かせ給ふ事なりき。勿論御仕置の筋も先格を糺され、其中にて順善を第一と御心掛ありしとかや。扨こそ寶永元年極月上旬、天下の御養君に定まらせ給ひ、西の丸へ入らせらるべき由、上意を蒙らせまし〳〵て、先づ櫻田の御殿へ歸御あり。其後御扶持人殘らず召集められ、「西の丸へ入御の御目見仕るべき旨」仰出され、次に籠居・閉門の輩迄悉く赦免あつて、同じく出仕を免され、一統に御目見をぞしたりける。さる程に甲府にて召仕はれし者は、大身・小身末々の同心・中間迄、

西の丸にて當分御用に之なきをば、悉く小普請になされ、一人も御扶持を放されず。されば先年綱吉公御家督の後、德松君西の丸へ入御の節は、舘林にて召仕はれたる同心以下は、諸組ともに悉く御暇を出されしに、此度は引替(ひきかへ)たる御仁政を承り、人人殊に安堵しけり。　但し右輕き者は、其身一代切に御扶持給はるべき由に、御本丸の御役人申定む。　其後死亡せし者の妻子流浪して歎く由を聞召され、「名跡さへあらば跡扶持を取らせよ」との仰ありしより、輕き者共俄に養子して、父が名を讓りぬるを、支配の面々も知らぬ顏にて、直に御扶持を給はり、相應の事に召仕はれけるとなり。　寶永二年五月十七日、紅葉山御社參、總じて紅葉山御宮御參詣には、公方家御裝束遊ばされ、御一左右西の丸へ申上ぐれば、大納言樣御乘輿にて、紅葉山へ出向はせ給ふ事なれば、今日も御裝束の御案内は、秋元但馬守正朝之を承り、當番の御目附杉田五左衞門申傳へらる。　折節御用さしつどひぬれば、杉田直に御使の者に申渡す事ならず。　よつて一筆記して坊主を呼寄せ、「此書付を早々戸田大炊頭へ相渡すべき由を、御徒目附へ申渡せ」とあれば、彼の坊主之を請取りて、右の趣を

御徒目附へ申傳ふれば、御使の御小人之を請取つて、西の丸へこそ直に參るべきに、戶田大炊頭宅迄遙々と行向ひけるにぞ、大に間違ひ、西の丸にても御本丸の御左右の遲るを訝り給ひ、御本丸にては、大納言殿御出輿の御案内延引を御不審あり、御互の御待遠さを、御旗本支配の稻垣對馬守が察し奉り、追つて西の丸へ人を走らせける時、最前の御使承りたる男も漸く戶田大炊頭を尋ねて、西の丸へ參りあひたり。よつて出御あつて、其日の御社參濟みて、還御の後承り次ぎたる坊主・御徒目附・御使小人、各召籠めらるべき由なるを、杉田五左衞門承り、同役を以て申しけるは、「今日の儀は某一人の誤にて候。戶田大炊頭へ、相渡し申すべしとばかり申したる故、其の通を坊主取次ぎ候へば、御使小人、大炊頭宅へ持參仕り候。直に西の丸へと申付けざる事、拙者一分の不調法至極の由」達て申上げける故、五左衞門は閉門仰付けられ、殘る輩は遠慮にて相濟みたり。此事西の丸にて聞召され、御本丸へ仰遣されけるは、「五左衞門念入過ぎ、戶田大炊頭に相渡すべしとばかり、言付けたる故、此相違出來たるなり。憖なるは、書付に優るものはなけれども、さして隱すまじき事

は、口上にも有增は申付くべき事なり。若し其書付を取落しなば、其用事調ふまじ、今度の儀全く咎むべきにあらず。其儘免されたき事なり」との仰なれば、老臣此由を申上げて、不日に御免なり。何事も御憐深くまし〳〵けるとかや。

家綱公御臺所の御事

高巖院殿の貞烈

家綱公の御臺所は、伏見一品親王式部卿の姫君にて渡らせ給ふ。貞烈に渡らせましまして、寛文の中頃の事にや、葛西の百姓、如何してか入りたりけむ。御寢殿まで來り、純帳（几イ）を揚げて覗き居たり。尋常の女中ならば聲を立つべきに、少しも驚かせ給はず、後の間より御帳臺へすべり出でさせ給ひ、おもと人を召され、斯かる者こそ今の程我が枕元に見えてあり。とらせよ」との御事承り、結句御次より騷ぎ出で、漸く御廣敷へ達し、夫より段々申して、御留守居へ申し、則ち御庭より番人廻りて搦捕へけり。むくつけなる田夫なれば、變化の者にこそと、女中衆怖れ惑ひけるを聞召し「怪なる者共かな。此城中へ如何なれば男の入來るべきぞ。定めて

天狗様の者の、誘ひて落したるならむ。　左様にうつゝなき者、何とてか正しき人を何とかせむや」と仰せけるとかや。　延寶の中頃乳癌を煩はせ給ひける時に、典藥を召され、御容體を見せ給ふに、　糸脈といふ事ありて、　其糸を以て良醫は女中の六脈を伺ふ事なり。　其頃の典藥の人々「尤も糸脈といふ事を傳へ候へども、　御手の寸關脈御直に窺ひ奉りてこそ、慥に極めたる配劑は能成るべく候。　殊更乳癌などは、直に伺治申さずしては、膏藥以下膿血の滯る所知り難く候由」、各〻申すところ、尤もに思召し、公方家より御免との御事なれば、此由申上げしに、御臺所聞かせ給ひ、「女は死するとも、其禮を亂さずとこそ聞け。　只今まで簾外の人に御對面なき御身として、今更命惜きとて、爭で公方家の禮式をば亂すべき。　殊に乳癌の症は、千人に一人助からざる事の由聞召せば、元來覺悟の命なり。　若し天命あらば、糸脈にて試みても治するならむ。　迚も助かるまじき御身なれば、　御直に御肌をば見せらるべからず」との仰にて、終に其秋薨去ありしとかや。　高嚴院殿と稱し、寛永寺に御廟あり。

桂昌院殿の事

桂昌院の聰明

元祿の初より、將軍家御直に講釋遊ばされ、拜聽を免さるゝ輩之を眉目としける程に、段々寺社・碩學の輩迄之を望みける間、諸出家へは周易を講ぜられけり。元祿七年の夏、增上寺大僧正良譽上人の御坊へ、桂昌院殿後一位と號す。渡御ましましけるに、公方家の御噂の次（ついで）に、大僧正宣ひけるは、「凡そ講釋など申す事は、殊に六ケしき儀にて、學業を家に仕る我々が中にても、一座の講釋にも下見（したみ）と申して、晝夜辛勞仕る事にて候。今程公方家には、天下の政務に御暇なく渡らせ給ふに、諸出家迄召集められ、拜聽仰付けられ候事は、大體の御勤學には有るべからず。如何計り御辛勞たるべし。然れば御根氣も減じさせ給はむかと、是は我が身に積りて、其苦（くるしみ）を存じたる事故、恐れながら申上ぐるにて候。武將にて講釋して聽かせんと、御心を盡させ給ふところ、如何侍らんやと存じ申上候」とあれば、桂昌院殿聞かせ給ひ、僧正の仰には候へども、此尼が了簡とは違ひ侍る。今の公方家は館林にて入らせ給ひし

を、御先代の養ひ君にならせ給ひて、天下を定め給ふ上は、御政道の事には、何程も御辛勞あつて、萬民に能き道を知らせ給ふは、天下の主たる人の御役なれば、何程も御學問あつて、天下を治め給はん事をこそ願ひ侍れ。夫にて御命の縮まり給はむは本望なれば、如何にも能き事の下が下迄も及び、遠國迄も傳へ知りて、道をも辨へ侍り候へかしとのみ思ひ候へば、此事を勸め申しはするとも、聊か學問を怠らせ給へとは申さず」と宣へば、さしもの上人も赤面し給ふとかや。されば此時迄、吉野の衆徒など妻帶多くありしが、悉く淸僧とはなりぬ。又六條門跡の武器を、悉く棄てられしも、全く御講釋の餘澤なりき。此桂昌院殿、御小袖幾つにも、半襟・袖覆輪を懸けさせらる。毎日召替へさせ給ふ御小袖なるに、無益の御事なりと申す人ありしに、「否とよ、尼が襟は挾みたてゝ、衣服に摺目つく故、人に給はる時、襟の摺れたるを、うるさくや思はむ。袖口なども、穢れたるは嬉しからぬもの故、只新しくして、取らせんと思ふ故にこそ」と、宣ひしとかや。

秀康三歲まで家康に子とし視られず

結城秀康卿の事

越前黄門秀康卿、初三河守殿と申しし時、太閤秀吉公の養君たりしが、後秀吉公の御取持にて、結城左衞門督晴朝に男子なき故、天正十八年晴朝の婿養子となり給ふ。御年十七歳とかや。御母は永見志摩守といふ人の女、柴田が忠臣毛受(めんじゆ)庄助が一門とかや。天正二年二月八日、遠州宇富美(うぶみ)村に生れ給ふ。本多作左衞門重次、御前に伺候せし時、母此君を懷き出でて、御子出產の由申されしに、家康公御承引なかりしを、重次申しけるは、「斯かる戰國には、如何程も御子のあることこそ目出度けれ。能く似させ給ふ」と申して養育し奉る。然れども疑はるゝ事やありけむ。御對面なきを三郎信康君頻に仰上げられてこそ、六(三カ)つの御年、御父子の御名乘ありとかや。さる程に秀忠公は、天正七年四月、青山蓑笠之助が娘の腹に生れさせ給ふを、御嫡に定めさせ給ふも、秀康卿の御相對の上(うへ)とかや。扨こそ秀忠公を御尊敬の體、秀忠公の正道を盡させ給ふを見奉り、人々落淚せしこととぞ。慶長五年關原

○忠吉ハ家康ノ三男

陣には、上杉を壓へて小山に御在陣故、景勝手指す事能はず、上方の御一戰、十分の御利運たり。よつて同十一月越前を給はらせ給ひ、同年十二月十一日、三位中納言に至り給ふ。慶長十二年四月八日、三十四歳にして逝去ましします。孝顯寺といふ禪院を造られ、束帶の壽像、此寺に立たせ給ふ。其後大御所樣の仰にて、智恩院滿譽上人を申下し、淨光院を開いて、改葬し奉る。是によつて、初は孝顯寺殿と申し、後には淨光院殿と謚號も變り申しにけり。

松平下野守忠吉朝臣の事

松平下野守忠吉朝臣は、後薩摩守殿と申して、其頃の美男にてたのしき御氣質故、天下の諸侯此君の爲には、一命何か惜からむと、爭ひてかしづき奉る。關原御合戰には、一方の大將軍たりしに、福島以下の諸將、此君の下知に命を殞し申す事、本望なりと勇まれしとかや。井伊・本多に仰付けられ、忠吉を取飼ふべしとの御事なり。是によつて島津義弘が丸備に立てゝ、繰引(くりびき)にする所を、井伊直政先驅して

家康忠吉の負傷を驚かす

喰止めけるに、手痛き働あれば、下野守殿も手負ひ給ひ、直政も鐵炮にて腕を打たれし故、布にて腕を縊り、首に懸けて下野守殿を誘引して、御本陣へ來る。忠吉卿御前へ出でさせ給へば、「忠吉は手負ひつるか。初陣の働見事なり」と、御稱美の所へ、井伊兵部少輔罷出づれば、「兵部は手負ひたるか。藥箱々々」と、上意にて御手自ら、膏藥を疵口に付けさせ給ふ。凡そ人の親として、子程不便なる者はなき事、上下ともに等し。然るに御愛子の初陣に、薄手ながら疵を蒙らせ給ふをば、驚かせ給ふ御氣色もなく、兵部が手負ひたるを慰め問はせ給ふ所、名將の御志凡人の及ばざるところなりと、其頃の人々感じ申したる事とぞ。同年十月尾州清洲を給はらせ給ひ、同十一年三位中將にして早世ましく〱けり。則ち增上寺に葬り奉る。此君の御家司小笠原監物、初奢侈ありしを惜まれて、奥州へ流されしが、此君早世の一左右を聞くと等しく、配所を拔出で、增上寺に走り入り、立腹切つて殉死の志をぞ遂げたりける。あはれにして又勇ましけれ。されば下野守殿關原の時分は未だ二十にもならせ給はざりしかども、流石武將の御器量ありしは、細川越中守忠興

忠吉鐵炮一流の斷絶を惜んで稻富を助けしむ

は關東へ下り、留守にとて殘置きたる侍の中に、稻富喜太夫といふ者、忠興内室大坂にて自害の節、小笠原少齋以下の士、悉く討死せしに、稻富は其場を落失せ、命生延びたるを、越中守殊に立腹し、尋出して刑罪に極めけるを、下野守殿聞召し、越中守に宣ひけるは、「侍の死ぬべき場を遁れ出でたるは、懶けなき侍なれば、憤は尤もなれども、稻富をば助置かれよ。渠は今天下一の鐵炮の名人なり。武勇を習はんにこそ、鐵炮を習ふ者の爲に命を助けられよ。臆病は稽古にはつかぬものぞ。鐵炮一流の斷絶、如何にしても殘念なり」と宣ふ故、忠興下野守殿の仰、有難しとて免しけり。よつて男を止め一夢と改めて、稻富流を指南して、大坂御陣に、天守の二重目へ大筒を打入れたる者とかや。

尾張大納言義直卿の事

尾張大納言義直卿は、大神君の十男君にて、御母は淸水加賀守宗淸が女なり。初は八幡の社人竹越氏の妻たりしが、後御奉公に出で、慶長五年十一月二十八日、伏見

義直家康年譜を撰す

雜色

にて生れさせ給ふ。同八年甲州を進らせられ、七歳にて御元服、從四位下右兵衞督に敍任、慶長十二年尾州へ國替、三州・濃州の内ともに、六十二萬石の諸侯になし參らせらる。八歳の御時、平岩主計頭親吉介抱し奉りし故、御父の號を以て平岩を稱せらる。同十六年參議從三位中將に轉任あり。同十九年大坂御陣に、御白旗と引兩の御幕を給はらせ給ふ。元和三年權中納言に至り、寛永三年八月從二位大納言に昇進し給ひ、慶安三年五月六日逝去し給ふ。源慶公と謚す。儒教を尊敬ましまし、先聖殿を造られ、林道春に與へ給ふ。且つ大神君御年譜を撰み給ふ。是れ世に行はるゝところなり。尾州一國に遊女を禁ぜられ、目附・横目附を仰付けらるゝに、「目な付けそ、横目な遣ひそ」と仰せけるとなり。隨身以上衞府督は、禁中の先驅御目附なり。是は老懸と云を懸けて、横目遣はせず、御先を追ふといふ事ありて、臈にて拜見するは、行幸と雖も其儘置く古實とかや。京の町の目附を、雜式（色カ）といふ。鐵棒を曳かせて、遠く其音の聞えて、不法を正す樣にせしは多賀豐後守が定めしとか。尤もなる事なり。惡事目に遮らむには注進すべし。隱忍は其分にせよと

義直式目の字義を論難す

○康善ハ或書ニ邦時トアリ

て、尾張家の足輕目附には、對(つゐ)の羽織を著せられ、遠方より能く見ゆるやうに、構へられけるとかや。　元和式目御定令の節、御家門方へ一通に申合せらるべく、又存(ぞんじ)寄(より)もあらば、仰上げられよとありし時に、此君十六歳にて、心附きたる儀あらば申せとの事故、耳立つ一字の候へば申すなり。「乘輿免許のところに、儒・醫の兩道と候。凡そ當世武臣に召仕はるゝ學生共は、道春を初法體に候へば、儒とは申し難く、法服を著し、僧綱を以て位階を申す輩なれば、壁書・式目などは、後代の龜鑑にて候。陰陽師と等しく、醫陰と候ひては、如何候はむ」と宣ふ。尤もに思召さるとの儀にて、則ち書改めさせられけるとかや。　能書にして御力さへ勝れさせ給ひ、武藝の内にも殊に弓馬を好ませ給ひける故、尾州の家司には、成瀨・渡邊等の武勇功者なるを附けさせられ、諸士の法式參河の風俗傳ふるは、此御家にありとかや。

紀伊大納言賴宣卿の事

紀伊大納言賴宣卿は、大神君の第十一男君にて、御母は正木左京大夫平康善(長イ)入道觀

齋が女なり。慶長七年三月七日、伏見に於て御誕生、翌年常陸國水戸二十萬石を給ふ。其次の年、五萬石相加へられ、同十一年八月十一日、兄右兵衛督殿と同日に元服し給ひ、從四位下に敍し常陸介に任ず。賴將朝臣と號せらる。時に五歳とかや。後賴宣と改めらる。同十四年水戶を轉ぜられ、駿・遠兩州を給はらせ給ひ、同十六年三月二十日、從三位中將に昇進し給ひけり。御歳十歳とぞ。元和元年大坂夏御陣、十四歳にして御初陣たり。安藤帶刀・水野出羽守介抱供奉申されける。同三年七月、權中納言に至り、同五年紀州に勢州半國を添へられ、五十五萬五千石を給はらせ給ふ。寬永三年の秋、司召に從二位權大納言に昇進し給ひ、寬文六年五月御隱居、同十一年正月十日逝去し給ふ。紀州鴨谷に葬り、南龍院殿と號しけり。時に七十歳とかや。御兄弟の內にしては、長壽にましくけり。されば一と年朝顏の花の午の刻過ぐる迄盛なるを、御母堂養壽院の方へ、御目に懸けらるとて、「朝日待つ間の花とこそ唱へ候に、斯くの如く盛久しく候」と、仰遣されける御返事に、「珍しき權花詠み入れ候。花も養ひ樣にて、斯く迄久しく咲かせらるゝからは、御身も養生

賴宣の閲歷

養壽院の教訓

にて長生あるべき事にこそ。若き人にてましませば、壯年より養生候はゞ、長命にこそ候はめ。家中を育ひ給ふも、花の手習と異なる事の候べきや。次ながら申入れらる」との御敎訓ありし事を、毎度仰出されけるとかや。飽く迄御心猛く武勇勝れさせ給ふ。紀州は山國にて、深山には色々怪しき事共多かりしに、何とも思召さず、或時友島に遊獵に出で給ひ、御腰懸けられし臥木の、俄に動き出で、龍の形顯はれけるに、些も驚き給はず、志津の長刀を其蛇頭と覺しき所に差當てられ、「山神ならむには爭で腰懸け申すべき。臥木となり給へば臥木とこそ存ずれ。見苦しき振舞かな。動いて見給へ、忽ち刺し申すぞ」と怒らせ給へば、元の臥木となりけるとかや。其日は大雨洪水にて御狩もなし難ければ、海上三里漕戻さるゝところに、雷御船へ落ちけり。火の玉、御座近く轉び來るを、早速毛氈を取りて打懸けられ、「それ手取にせよ」と下知し給ふ。近習の輩も亦常の男共ならねば、此所彼所と押へ抱へする内に、火の玉をば取逃しけり。下の間に詰居たる水主五六人、炭になり骨も碎けて死にたり。又寛文年中に、遠江灘にて、御船を卷上げ、茶臼を廻す如く、

海上荒れけるにも、御顏色平生にてまし／＼、船に醉ひたる御近習の者共を、救はせ給ふなど、人間の業とは申されざりき。常の御心持、何となき御口ずさみにも見えたり。題しらず、

頼宣の歌

思ふ事一つ叶へば又二つ三つ四つ五つ六つかしの世や

人生の願絶間なき實情を詠ませ給ふ。流石高貴公達の御身だに斯くの如し。されば武藝ある者をば、高知にて召抱へ給ふ故、天下の名人多く望み申しけり。茲に

大力の士高木右馬助

美作の士に、高木右馬助といふ大力の者、國元を浪人して、京・伏見に徘徊して居たるを、紀州殿へ召置かれ候はむやと、推擧申す人ありしに、亞相仰せけるは、「彼者(かのもの)の力誠に普通に勝れ、作州にて三四人に數へらるゝとは、兼ねて聞及びたれば、扶持せらるべき事ながら、主人の爲には益なき力なれば、召置かるまじ」とありしとかや。濃(こまやか)なる御吟味なり。彼の右馬助事、美作にては森家に仕へて、森中將祕藏の士なれば、長男某に附置かれけるに、彼の長男亂心ありける。是れ亦力量人に超えたるに亂心せられし故、之を取籠むる者なかりし時、父忠政の命を請けて、彼の

長男を取り出したり。亂心の主なれば、國の爲め人の爲め、其儘には差置き難き事なれども、我が附隨ひたるに、其選に逢ふは、武の冥利なく、宿運の極るところなれば、大將の下知を蒙り、是非に及ばず、取つて出したらむとは見ゆれども、了簡あるべきところなるに、なほ立身を心掛けて世間を徘徊するを、賴宣卿は主に益なき力とは仰せけるならむ。不破程にはなかりしかども、此右馬助尾張より美濃國へ越すとて、乘物二挺の棒を中にて繰り合せ、二挺の乘物に老母と妻と男子二人とを乘せて、棒の先に具足櫃・葛籠・槍・長刀の類を結び付け、之を右馬助一人にて荷ひて、山坂を越えたるは、兩國に隱なき事なり。是に勝りたる不破故にや、名越三左衞門が、備前兼光を以て切りたるに、澁皮もむけず、森家の者共の差料一腰にても切る事なく、遂に槍にて突殺しけるとかや。大力の力瘤出でたるところは、切れざる事をば、我も見たる故、さこそと思ひ、益なき筆のすさみになむ。

武野燭談第七終

武野燭談第八

水戸頼房卿の事

水戸中納言頼房卿は、大神君第十二男君にて、御母は蔭山長門守氏廣が女なりしを、台命に依り太田新六重政が養ひにしけるとかや。慶長八年八月伏見に於て生れさせ給ふ。同十一年九月三日、常州下妻を給ふ。同十四年十二月廿二日、水戸城廿五萬石を給らせ給ふ。御年七歳とぞ聞えし。又其後松岡小川田領にて三萬石を加へられ、従四位下左衛門督頼房卿と申奉る。九歳の三月廿日正四位下左少將となり、元和六年十八歳にして中將に至り給ひ、寛永三年御上洛の時、従三位權中納言に昇進し給ふ。同四年正三位に敍し、寛文元年七月廿九日、五十九歳にして逝去し給ふ。水戸の太田郷に葬り、源威公と諡す。御旗本の大將軍たるべき旨仰を蒙らせ給ふ

源威公と諡す

多く源慶公の施設を改めず

故、正月御謡初・御具足の御祝儀・嘉祥玄猪の御規式・徳川家御譜代の諸士集會の節登城ましくける。世上に尾州・紀州・水戸を三家と稱すると聞召し、「愚なる事を申す者かな。兄弟相並んで卿相に昇るを以て斯くは申すならん。公方家・尾張殿・紀伊殿を御三家といふなるべし。我等は御家門越前・越後と同前なり」と卑下なされけるとか。然れども宮中にしては大納言殿、次には中納言殿列座にて、尾張光友卿・紀伊光貞卿より上座に著かせ給ひける。公方家は、官位の次第・家々の格式にて、段々御目見の場ありて、其席々の上首ある事とかや。去れば御三家は御黒書院にして御規式の節獻盃ある事とかや。

尾張光友卿の事

尾張大納言光友卿は、初は光義卿と申しける。萬事源慶公の掟を守らせ給ひ、國法・御家法少しも改めらるゝ事なし。只熱田の神事正月廿五日、廿五領橋にして、名古屋の宮の氏人相別れて闘諍する事、今も恒例なるに、前々槍・長刀を用ひけるをば停

止なりしとかや。今は腰刀の切合ひ、二三人叩き合ひ、少々手負あるを相圖に、兩奉行より棒を入れさせて之を引分け、神事を濟まさせ給ふ類ひ、衢(ツジ)の宮の人みごくなど、正月三日なるに、道中不案内なる者行懸りて捉へられけるをも、此時飛脚の分は捉ふる事を禁じ給ふ。今以て恆例なる故、人能く其仔細を知りたり。人を捉ふと雖も、雉鷄を以て人に代へ、土餅を造らせて其犧に替へらるゝなど、源慶公已來の仁政とかや。儉約の法を立てらるゝより、一汁二菜の外嘗て以て開食さず。千代姫君是を聞召され、「御年寄られては脾胃を取立て給ふこそ肝要と聞召したるに、如何に儉約を守らるとても、人にこそ依るべけれ。我が御膳を以て奉れ」との御事にて、三汁七菜を前々の如く進らせられけるを、「女中の知らるゝ事にあらず。我が一汁二菜は、家中の者の奢を防ぐ本にして、悋惜なるにはあらず。殊に我が料理は二菜なれども、心に叶ひて氣を養ふ物を食すれば、結句美食よりは養生にもなり、法令も立つ事なり。然れども、志にて越されたるを、無下に戻すも如何なり。次の者共に給らせよ。追て御直談あるべし」と、其後事の道理を仰せられ、「大名・小名共に、

奢を御けて範を家中に示す

妻は夫に養はるゝ事なるに、其妻の膳部を分けてもらひ給べらるゝものか。折節奥方にて料理きこしめす事、是は振舞と申すものにて、夫れは格別なり。向後無用に候」と仰せられけるとかや。能畫・能書にまし〳〵て、近衛流見まがふ程にて、千代姫君三つの御歳御入輿ありければ、手本を進らせられて、御夫婦ながら近衛伊尹公の筆法、只其儘に遊ばさる。されば後西院の帝と色紙の結構なると風流なるとにて見分けにける。龍山公と押竝べて奔走申す事とか。寛文年中の事なるに、酒井修理大夫忠直、若狹國より參勤するとて、尾州の内を通りけるに、召具したる輕卒、荷を付けたる馬方と口論し、馬士慮外重疊にこそありけめ。當座遁れ難くして討つて捨てたり。之を聞きて修理大夫、彼士を惜みしかども、「喧嘩兩成敗は天下の令法たり。馬士と思ひ侮りても、尾州侯の國人なり。其儘には差置き難し。近所に寺や在る」と尋ねさせけるに、遙か脇に寺ありしに、彼士を遣はし、終に切腹させける。此事少分ながら、早速中納言殿へ聞に達しけるに、光友卿仰せけるは、「下賤と士と豈に等しからんや。況や馬士など慮外の上に惡口せんには、成敗せしは勿論之ある

べき事なり。然れども、修理大夫は我に對して思ふ處あるが故に、士を馬士の相手に出したるならん。切腹させせんに其旅陣にしても之あるべきに、寺を尋ねさするは心付くべき事なり。如何程か惜しく思ひつらん。其士主の爲に義を立て立退かざるをば、住持の僧などが命を乞はざりける、油斷至極無慈悲の出家なり。追放すべし」と御下知ましまし〳〵けるとかや。

尾州綱友卿御遺言の事

後事を弟義行に託す

元祿十三年の夏、尾州綱友卿異例以外にて、今は限りと思召し極めさせ給ふにや、御舍弟攝津守義行の少將殿を招きて、「攝津守其處にて書き給へ」と宣ひて、家中の侍八十三人の名を記されて仰置かれけるは、「其第一の何某は斯る筋、其次の何某は斯樣の奉公、誰は斯の如き働ありし」など一々に記し、其上に御詞を添へられ、「此八十三人の者共は、皆我代に立身申付くべき輩なるを、家中一統の勘略故に、法令の破れにもなる事を恥おて、心は付きながら未だ恩祿の沙汰にも及ばず。家督間もなく

病氣差重りぬる上は、此者共をば吉通・右兵衞督代には、貴殿後見憑み候なり。此旨家司共にもいひ置くべき間、取立て召使ふ樣に申さるべし。但其中に女二人あり。是は去年の冬千代姬君隱れさせ給ひし時、召使はれし女中多く尼になりし時に、年若なる女二人、頻りに落髮を望みぬれども、渠等は殊に若輩なれば、不便の事に思ひ、相應に緣にも在附けよとて、尼の望みを許さず。調度以下の下され物品々を給はり、其親類に返し渡されしに、兎にも角にも彼二人の女、靈仙院殿の別れを慕ひ奉り、我身の榮耀はふつと思絕えて、老比丘尼共に付きて混らに歎き悲しみぬれば、渠等が實の志を聞屆けて、近き比尼の望みを免しぬ。されば千代姬君伺候の女落髮の分は、公儀よりも前々の御切米を給はり、尾州よりも同じく給ふ事なり。又去冬早速本意遂げし輩には、上より家屋敷をも給はりぬ。彼二人の尼は、今年望みを叶へぬれば、其事にも外れたり。是は此段公儀の役人へ早く達し、家司共にも下知して、老尼共竝み相應に申付けられよ。是は靈仙院殿なき御跡の孝にも」と仰置かれけるとか。大將の旣に死門に入り給ふ砌り、斯かる御心遣ひ、誠に君子大丈夫とも

義行多く書籍を著ふ

申すべきか。此攝津守義行朝臣も、常の公子にはましまさず。多く書籍を翫ばれける中にも、武家諸大名の先祖を糺され、諸々の記錄どもを吟味し給ふ故、此少將の御館には實錄多く、林家の鴻儒も拜見を望まれしと。歌學をも好まれし故、小倉山時雨の亭の差圖を以て、後園に聽雨亭を建てられける故、此内に和歌三神を勸請ありしとかや。

尾州吉通卿の事

輕卒を憐む

尾張中納言吉通卿、元祿十二三年の頃は、未だ宰相中將にてましましける。元祿晩年の事かとよ、御家の御祖父大納言光友卿以來の儉約よりして、役人思ひ〳〵の了簡出來、色々の簡略を申上ぐる餘りに、吉通朝臣御家督の後、家司共心を合せ余儀問答の上、輕卒の年老いたるは無益の者なれば、吟味して暇を出さるべしとて、二百餘人を出しにける。吉通の相公此事を聞召し、御家司を召集められ仰せけるは、「簡略は我爲にして、取續きの爲なれば尤ながら、輕卒と雖も先代以來家に久し

き者ならずや。渠等が若く健やかなる内より、今老年に及ぶまで使はるゝ程は召使ひて、今用に立たずとて暇を出したらんには、其者共嘸や難儀すべし。我れ六十萬石の身上にてさへ、三代已來不如意なるは皆々存の事なり。彼等年若き者共ならば、何國にても一己をば過しぬべし。老いくづをれたる故に用に立たずとて、此家を出だす程の者を、誰れか抱へて扶持すべき。三百餘人といひても、妻子を掛けては何程の人の難儀ならんや。我が簡略百倍の苦痛なるべし。一己を安んぜんとて、數百人を難儀さするは、甚だ以て不仁の至りなり。是を扶持したればとて、我家の損得何程ぞや。簡略の筋は、無益の費を計り詮議して、家來は主を憑み、主は家來を憑み、上下一致して上の御用に立つ心掛こそ肝要なれ。家老共詮議して、我が爲に暇を出したる事なれども、此者共をば召返すべし。下々程奉公は骨折るゝものぞかし。譬へば家の内なる敷居と鴨居の如し。上に居て痛む事なき鴨居もあるに、下に居て朝夕戶障子を持て人に踏まるゝ敷居もあり。是二つ共に同じ木にして、用ふる所によりて此の如し。されば何程骨折りたりとて、敷居を取つて鴨居には

ならず。輕卒にして骨折勤めたればとて、侍には用ひがたき所ある故に、年寄まで其事のみに使はれ居たり。然れば是體の輕き者は、育ひ殺すが此上の主の慈悲ならずや」と仰せられしにぞ、さしも歴々の御家司涙を流し、「誤り入りたり」とて、悉く召返しけるとか。寛文の比より段々の簡略なれども、大國の餘慶にても事行はざるを以て見れば、窮民・貧士皆宿運たる事を知るべし。此御家攝津守殿・出雲守殿へ内内にて十萬石宛分たれ、其初多過ぎたりと後悔の御家司もありしとか。

水戸光圀卿の事

學問に於ける光圀の功績

水戸光圀卿は、廣才博識にして、人の恐れし君なり。本朝史記を選み給ひ、正木のかつらといふ歌書を編集あり。萬葉集の抄などを綴り給ふ。是等は祕書にして遍く人知らず、參考太平記以上、保元・平治・盛衰記等の異本を輯められ、各〻世に行はる。其外類集・部類世に又行はる。鎌倉志・花押叢に至るまで、皆此君の史官の成功によれり。殊に禁闕の祕帙どもをも寫し置かれし故にこそ、禁裏炎上の後寫し

頼世を猶子とす

奉られしなど、大功ある君なり。寛文の比、帝の勅を請けて、鳳足硯の銘を記して捧げられし。文に宜しく、和歌に達し、武藝は元より遊藝までに達し給ふ故、此君の友とし給ふは、皆天下の英雄にして、殊に秀でたる人のみ參會ましく〳〵ける。讃州高松の城主松平讃岐守賴重朝臣は、先中納言賴房卿上洛し給ふ年にや、京都にして儲させ給ふ長男にて渡らせ給へども、江戸にて生れさせ給ふ光圀卿を、二男ながら嫡子に立てられにける。此系脈を仰立てられ、實の御子をば讃岐の賴重朝臣に進らせらる。是後に讃岐守賴常の少將殿と申す是なり。さて水戸の御嫡には、賴重の長男賴世と申ししを申入れられ、猶子と定め給ふ。左衞門督綱方朝臣と申す是なり。仍て其年の暮少將に進み給ふ。然るに此少將綱方の君、寛文十年疱瘡にて早世ましく〳〵ければ、又重ねて賴重の御二男釆女正殿を、猶子にせらるべき旨仰入れらる。賴重朝臣御返答に、「一度は是非もなし。重ねて二男を進らせん事は叶ふまじ。御實子なれば賴常を返し進らせん」とありしかども、光圀卿御承引なく、遂て御所望なり。公儀の老臣達も「餘りなる思召に候」と申返されしかども、相公强ひて

御願なれば、其儀に任せられ、再び甥を猶子と定められ、德川采女正殿とぞ申しける。其年の十二月元服あり、正四位下綱條の少將殿と稱し申さる。元祿三年光圀卿の小石川御殿へ、阿部豐後守正武上使として、光圀卿には御隱居成さるべしとの上意にて、少將殿へ家督相違なく仰付けらるゝ旨演說あり。且明日御用の儀候へば登城成さるべしとなり。五月三日の事なり。相公謹んで隱居の御請あり。「さて豐後守上使なれども、向後も之あるべき事なれば申すぞ。三家の輩何故に家督に相違あるべけんや。相違なしと悅ぶは御家人・國持大名の事なり。夫れも家に依ての詞なり。此以後尾州・紀州も段々隱居の節、上使の心得に申すぞ。且又明日御用も之ある由、隱居の身に何たる御用にや、併し登城仕るべき旨畏りぬ」と仰けるとかや。明くれば五月四日に、父子共登城し給ふ。則御前にて水戶宰相光圀卿中納言に任せられ、少將殿を中將に轉せらるゝとの上意なり。光圀卿直に仰上げられけるは「官位は世上の交りにこそ人々望む事にて候へ。隱居仰付けられ候上の官位は、更に先例も承らず候、只綱條にこそ賜ふべけれ」と固辭申させ給ふを、大久保加賀

水戸家は将軍の名代として旗本を指揮す

守忠朝御前に候しけるが申しけるは、「黄門の司は、御家門にしては水戸の御家御先途にこそ候へ。爭で御家に疵を付けらるべきや」と申しけるにぞ、光圀卿も尤に思召さるとの御事にて濟みぬ。牧野備後守は、御座近く候しけるが、「向後中將殿には只今迄の如く、旗本の諸士を召寄せらるゝ事は如何仰付けらるべき」と、心付顔に申しけるを、光圀卿聞かせ給ひ、「備後守我家風などは存ぜらるまじ。御前ながら次でなれば申すぞ。水戸家は御旗本の大將軍を承り、何事と申す時は、將軍家の御名代に采配を免さるゝなり。然れば諸旗本に平生參會して、其器量を見知るが御奉公なり。是は東照宮以來の御定なれば、今中將家督の後とても、此格は違ふべからず」と、苦々しくこそ申させ給ひしとかや。此日尾州・紀州の兩卿は、大納言に轉任仰出さるゝとかや。光圀卿退出の砌、麓の里ぞ住よかりけるとの詠歌あり。小石川の御殿へも裏門より入り給ふ。茶亭に河原書院といふ別業あり。是へ入らせ給ひて、本館をば其日よりして中將殿こそましますべけれとて、則中將殿へ使して仰遣はされけるは、「其(そ)こには菊千代殿(少將吉孚の事)と申す息まします由承り置きたり。未だ對面

申さず候へば、今日對面申すべし。則御迎の人申付候」とて、其日召具せられたる供人並に馬・乘輿・槍・長刀・御紋の挾箱までも遣されける。是は內々にて菊千代殿を御覽じ置かれつれども、今日改めて緣度仰遣はされけるなり。仍て綱條卿御請引にて河原書院へ入進らせらる。光圀卿則御膝近く呼取り給ひて、御代々水戶の御讓道具を召され、綱條卿へ引渡さる。老臣を召居ゑられて仰せけるは「斯る總領のおはせしを今まで存ぜざりき。追付け成長し出仕あらば、今日我持たせし槍・長刀を持たるべし。綱條の後の家督は此菊千代殿よ、讓りの刀を進らすべし」とて、御盃の上に御道具を進らせられ「今日菊千代殿へ迎に參りたる者共は、今より菊千代殿の家來たれば、饗應すべし」とて御料理給はりにける。

西山に草庵を營む

其後中納言の衣冠等を土中へ築籠められ、自らの碑文を彫付けさせ給ひ、西山といふ所に廟所構へられ、其傍に松の皮付の柱にて草庵を造られ、安らかに壽を以て終り給ふとなり。異國に名ある人の長崎へ渡りたる舜水・心越禪師など崇敬ありける。經學を好ませ給ひながら、孟子をば嫌はせ給ふ。司馬溫公に等しき御見識にや。物に滯り給はず、事に著し給は

ず。神儒佛老の學を好ませ給へども、用ひらるゝ處は下の察の外なり。日本通鑑を撰み給ふ時、林家の學士和歌に通せずして、漫りに古歌を唐詩絶句に飜案して編集する由を聞召し、光圀卿殊に苦しみ思召して、數度仰遣はされ、和歌は三十一字と雖も、皆心ある天爾波なり、和ぐるを以て和歌の本意とする事ぞかし。古人の名歌秀逸、今按じて引直す事は然るべからず。其意趣相違すべしとありけれども、弘文院春齋承引せず。光圀卿是を快からざる事に思召されし故、有職古事に相違もある樣に聞召され、史記全集を思召立ちけるとかや。春齋は和漢に達しける故、晉書などの旨をや用ひけん、又日本の最初は泰伯の末の樣に聞え、徐福が古事など引雜ふるとの沙汰京都に聞え、仙院よりも咎め尋ねさせ給ふ旨もありしとかや。何れの書にも少しの誤なきにあらず。されば日本史記をば、光圀卿御末期まで改正止ませ給はざりしとか。

越前宰相忠昌朝臣の事

忠昌敵を搏撃して其の首を取る

越前宰相忠昌朝臣は、幼名を虎之助殿と申して、秀康卿の御次男なり。元和九年正月十一日敍爵あり。十九歳にして侍從に任せられ、伊豫守忠昌と申しき。同月廿七日從四位に昇進ありける。同年五月一萬石の御軍役を以て、大坂に出陣ありしに、自身の働き中々初陣の樣にはなかりし。譬へば大坂方より其樣荒れて强相なるが、伊豫守を目掛け、眞一文字に討つて懸る。餘りに急なりし程に、忠昌馬上にて鞍を捻つて身を開かれける故、敵の打太刀餘つて、馬の口附二つに成つて倒れにける。之を見て安藤治太夫立塞つて見えしを、彼の敵事ともせず安藤をも打据ゑける。されども吭切れざれば死なざりけり。續いて吉田六左衞門父子馳向ひしが深手を負ひける。其內に忠昌馬を乘放つて、勝負せんと進まれけるを、高瀨彌右衞門此時は、未だ侍にもあらずして供しけるが、驅塞つて切結ぶを、伊豫守走寄つて敵を組伏せ、自身首をぞ取られける。其外此手へ首數五十七討取らる。大坂落城の後、諸大名殘らず御本陣へ參り、御目見申さるゝ節、大御所樣御對面あつて、銘々御詞を掛けられ、戰勞を慰め給ふ。此時忠昌は滿座の中央に進まれしが、延上つて、「伊豫守も

忠昌越前に封ず

是に罷在候」と高聲に申されれば、大御所様聞召され、「伊豫守夫れに居たるを御覽じ付かざりつるぞ。此度の働き殊に手討の高名、いしくも仕りたるものかな」と、御稱美ありけるとかや。元和二年正月廿五日、信州川中島十二萬石を給はらせ給ひにけり。同五年越後高田廿四萬石を以て、所替仰付けられける。元和九年五月、前の越前宰相忠直卿、仔細あつて豐後國へ遷されさせ給ひ、津守の浦にましまし〳〵、日根野織部正高吉之を預り居れり。仍て忠昌朝臣を越前の守護となし參らせ給ひぬ。此時北の庄の號を改めて福井と號せらる。五十二萬石に成り給ふ。寛永九年六月かとよ。忠直卿の長男仙千代君、其頃十五歳計りにもやならせ給ひにけん。是は越後の高田へ移させらるべき由の御下知なりしに、忠直卿の御簾中は秀忠公の姫君なり。女儀ながら御心猛くまし〳〵、江戸よりの御下知御旨に叶はず。「仙千代殿幼少ならばこそさもあらめ。既に十四・十五にしては、軍立成さるゝ頃なるに、越前をば伊豫守に給はらせ給ひ、伯父・甥所を改め替へらるゝ事更に心得ず。女なれども皆々我が下知にこそ從ふべけれ」とて、諸士を下知し、口々の御手配どもありける。

忠昌の名言

其頃までは御一門の諸侯の夫人は、多く國にまし〳〵ける故なり。此事江戸へ聞えぬれば、色々と御宥めまし〳〵、仙千代殿其年に襲任あり、四位少將光長卿とぞ申しける。越後中將殿是なり。さて越前の伊豫守殿は、寛永三年行幸の時、正四位宰相に昇進し給ひしより、世人越前宰相殿とは申しにける。青山伯耆守宗俊が、將軍家の御旨に背き、五萬石を召上げられたるを、取々批判ありしに、越前宰相殿或人に囁き給ひしは「食事といふ物は、人の命を繋ぐものなれば、朝夕に之を勸め、喰ひ過ぐれば食傷する如く、總じての業何事に依らず、過ぎたるは及ばざる如しとや。諫爭の老臣などは其國の大臣なれども、其諫を入るゝにも程あるべき事なり。今酒井雅樂頭・讃岐守などは、嘸や諫爭申すべけれども、其詞過ぎざる故に異議なし。伯耆守は矩を越えて詞過ぎたる故に身の仇となれり。朝夕の飯に食傷したると同じ心なり」と宣ひしとか。

武野燭談第八　終

武野燭談第九

松平越前守光通卿火災の事

寛文八年の火災

松平越前守光通(みつみち)の少將は、律義(りちぎ)に丁寧なる性質にて、父祖の掟を違へられず、慈仁にして家中能く思ひ付きぬ。されば丁酉江戸の大火事の後、御三家・御家門方・越前家、各〻郭外に屋敷を給はらせ給ふ時、靈岸嶋にして、此越前守殿館造らせましましけるに、寛文八年二月の火災、此所まで燒け廣がりし時。兼て水邊なれば、船を用意ありし故、其船に御内・外樣共に打乘り給ひ、沖までは出だされず、磯邊近くに船を繋がせらるゝに、次第に潮引きて、船の進退叶はず。折節風烈しく、御館の餘炎船に移り、陸より吹き付くる黒煙に、眼も眩み息も絶々なるに、漕並べたる供船既に燒けゝる程に、越前守殿の御座船にも火掛りけるにぞ「光通此船中にて燒死するも

光通武邊の吟味

天命なり。 併し我小袖の紋所をば切抜くべし」と下知し給ふとなり。 兼てより沖へは漕出されざる覺悟なれば、礒際の難儀此時に迫りぬ。彼の魏の曹孟德を、吳の周倫が火攻にせし赤壁の苦みも、之には過ぎず云々。 されば慶安四年大猷院殿薨去の節、此越前守光通西丸大廣間にして、「大納言殿未だ御幼少なれば、萬一此時節を窺ふ者も候はゞ、某に仰付けらるべし。 討つて差上ぐべく候」と、憚る所なく申されし程の器量なれば、武の吟味も細かなりし。 寬文の始め堀田上野介正信、居城佐倉へ立退きし時、正信の小性何某とかや、只一騎押續き乘立て、總州佐倉まで供したりける幼少の志神妙なりと、諸人感じて、此小童を御旗本の歷々方々へ取持たれける中に、石谷十藏（後號二將監一）は是を越前守殿こそ召抱へらる可けれと、此事を取持たれけるに、果（はかど）取らざれば、或時十藏越前守殿へ直に申されけるに、光通の挨拶には、「其童抱へよと候はゞ召抱へ申すべく候。 さりながら、上野介が供能くしたりとの事のみならば、抱へ申すまじ。我手の者共、後を尻目に掛けて召使ふ輩を始め、家中の侍我等に後れて殘る志の者は、一人も之なく候へば、外に求むるに足らず候」と、申されけ

るとか。

保科肥後守正之朝臣の事

正之の經歴

保科肥後守正之ッ中將と申せしは、大相國秀忠公の御末子にて、母は竹村氏の女なりしが、其頃憚り思召す事ありて、保科彈正忠正光が妻女は、忝くも大神君の御妹君なれば、潛に養育を憑ませ給ひしにより、保科を以て氏と稱せらるゝとかや。又武田萬千代信吉君の母堂見性院殿、内々にて養育ありけるとぞ聞えし。抑〻保科は古き苗字にして、和名類聚鈔には穗科と見え、源平盛衰記には星名と記し、吾妻鑑には保科とありて、倶に保科氏にして一名たり。信州先方井上掃部介正貞、其子彈正忠正直より武田の旗下となり、保科鎗槍正といはれし人の子は、則ち正光なれば、此肥後守正之は保科の嫡流統々にて、信州高遠の城主として、三萬石の家督ましくけるが、寛永九年の縣召に四品に進み、同十一年將軍家御上洛の供奉し、御參内の隨身として侍從に任ぜらる。同十二年八月、出羽國山形城廿萬石を拜領し給ふ。同

二十年奥州會津へ所替仰付けらる。廿三萬五千石の諸侯たり。正保二年十月從四位上左少將に至り、家綱公御元服理髮の役を勤め給ふ。承應年中右近衞中將に昇進あり、天下大評定役の列座にて、重き御會釋（あしらひ）の人なりける。會津は元三浦蘆名左衞門數十代守護ありし所なるが、天正の初仙臺の伊達政宗暫く領知ありしを、太閤秀吉公天正十八年小田原落城の後、奥州を平定し給ふ。仍て會津をば蒲生氏郷に給ふ。氏郷壯年にして卒す。嫡男鶴千代家督の後、家中騷動す。之に依て野州宇都宮へ所替、其跡へ越後の上杉景勝を以て守護給はりけるが、是も慶長五年の亂に追ひ退けられて米澤へ移り、再び蒲生（鶴千代事）下總守秀行還住したりしに、早世して嫡男飛驒守忠郷家督たり。是も亦早世し、其跡へは藤堂和泉守をとありしに、高虎固く辭し申しけるにぞ、豫州松山の加藤左馬助嘉明を以て、此所の守護給はりにける。嘉明老衰して程なく病死し、其子式部大夫明成仔細あつて城知を差上げらる。されば天正以來寬永二十年に至るまで、守護の繁昌なき所と申す事、世上の風聞にて、人遍く知る事なり。然るに此肥後守正之守護給はりてより以來、父子相續あれば、守護の長

法令を簡にす

短・吉凶は、皆其人にあつて土地にはあらず。此肥後守此の如く大身に仰付けられし故「家の法令、家司共吟味して、草稿し出すべし」と、下知ありしかば、各々數日詮議して書付差出しける。第一の箇條に、「喧嘩口論固く停止」と書きたり。肥後守咎め給ひしは、「御陣中又は御上洛の節など喧嘩口論停止といふは、後日の沙汰にして、其時外を騷がすまじき爲の壁書法度なり。平生武家にて法度を立つるは、武道不吟味に之なき樣にとの法令なれば、其制法喧嘩口論固く無用と申付けたらんには、縱ひ如何樣なる法外の儀ありとも、堪忍せよと敎ふる心ならずや。武士第一穢名受くるを恥とす。人に恥ぢしめられんには、など咎めざるべけん。咎むるからは喧嘩は覺悟の前なり。吟味の仕樣汝等筋道違ひたる故、箇條も多くなりしものと見えたり。制法多き時は法を犯す者絕えず。違犯の者多く出來るは法令の恥なり。背かせぬ樣に如何にも作略して、十餘箇條に過ぐべからず」とて、悉く改めらる。內に當家の子孫、若し大樹へ對し奉り不義の振舞あらんには、必ず一味を致すべからざる旨を載せられたり。至極の忠誠この一事に見えたり。是は外に記せる一冊あれば

家訓を定めて學を勵む

童幼も孝道を知る

之を記さず。總じて目附・横目附の役人、如何程註進所へ訟ふると雖も、武士の切掛けを外さゝれば、之を罪せずとなり。晩年山崎闇齋を招かれて、朱子學を第一に吟味あり。宗源の神道は我國の道なりとて、是も亦尊信ありしにぞ、會津の士民に至るまで、理の一字を心掛けて、講習議論を勵ましける。就中寛文年中より家訓を極めて、毎月朔日城中にして經書を講じ、江戸にしても專ら理學を勵まし、其役の支配々々の家にしても、輕卒迄を招き寄せて、是を説聞すること今以て怠らず。されば奥州廣しと雖も、會津の土地は京都に等しければ、敎訓に隨ひ自ら德に化し、民間に孝弟・烈婦の聞えある者間々出づる事、誠に守護の手柄なり。水戸光圀卿・備前の光政・此會津中將殿其頃天下諸侯の内にして書籍を翫び、儒生を招き人を善道に導き給ふ中に、眞の儒風は此家にありとかや。毎月講ぜらるゝ家訓に、父子の事をば載せられず。或人不審申されしは、「孝は五倫の第一故、孝弟忠信の四字の敎の隨一なるに、父母の孝道を説かれざるは如何に」とありしに、一人の童子の居眠りありしが答へけるは、「父母に孝なき者は人倫にあらず。之に依て不孝の者は會津

善く諫を納る

に置かれず。孝は五倫の本にして、常に其家々に之ある道なる故、家訓には書かせ給はざるか。君に仕へて忠あらん者豈孝なからんや、敎ふに及ばずとの心にや。寛文九年隱居あり。筑前守正經に家督を讓り、眼病ありしが、同十二年十二月十七日六十四歲にして卒去し給ふ。則會津龜ヶ城を廟所とせらる。萬臺山稻荷代土津神と諡しける。廟記神道を以て祉人すゝしめける。此の正之の中將芝の別業に海邊を受けて庵を造られけるに、家中の士安西八左衞門とかやいふ者、渠は文筆もなく只武勇一遍の男なれども、自然に肥後守此安西が詞を用ひられける。或時勤番の節、正之此庭を見せられ「國には之なき海の眺望・潮の滿干、又なき詠にあらずや」との事なりしを、安西曾て褒めざれば、「何と汝は面白からずや」と、尋ねられし時、八左衞門さらば某が存分を申すべし。「此築山植込の風流に多くの地を費されたり。客を集め酒宴して樂しみ給ふ爲には能く候へども、此御家などは、江戶何事と申す時、兵亂までもなく、御普請御手傳、其外御上洛などにても、會津より人數召寄せらる

る時分の小屋場は何方に候や。左樣の節樹木を切拂ひ、山を崩し、泉水を埋められんも如何なり」と、申しければ、肥後守「皆までいふな、誤りたり、無益の事したり」とて、早速下知して掃き庭にし置かれけるとかや。此安西八左衞門・佐瀨平右衞門・吉川市之丞・安藤六左衞門等は、文旨第一の男どもなりしかども、武道をば專一に磨きし餘りにや、領内にては溢れ者といひなされける。誠に若氣にて手際なる事どもありけるにや、目附・横目の者共、書付を以て右の者共の事を差出しけるが、肥後守之を取上げて後、何の沙汰もなかりし故、目附・横目不審に思ひ、段々いたづらの募るを江戸へ訴へけるに、正之之を見て、其書付をば床の上に差置かれける故、是は例の男共の事よと、近習の者共も粗、見知り聞知る樣にぞありし。後には目附・横目の方より卷物だに上れば、例の癖者の事よといひならはしける。されども正之兎角の事を下知し給はねば、家司の輩打寄つては、不審の一つにぞ申しける。其頃物頭の内に明組のありけるに、正之入國あつても曾て沙汰もなかりしに、或時安西・佐瀨・吉川・安藤四人の溢れ者共、明日罷出づべしと下知ありしかば、人々擧つて、「すは例の男

共、明日仕置に遭ふは必定よ、但し切腹か放し討か。追放とはよもゆかじ。日頃の徒ら超過して、學問とは何事ぞ、講釋とは如何のものよと惡口せし文盲者のなれの果を見よ」とぞ申しけるとか。さて其日右の者共を呼出し「汝等が行跡一々に聞及びたり。若輩なりとも愼あるべきに、中年に過ぎたる者共、鄕中へ出で、町人・百姓を痛め、家人を成敗する類悉く知れり。其方共四人が事のみ申越したる書付のみなり、但し我に對しての不忠は之なし、是は武道吟味の强過ぎて文盲なる故、書籍にても見る者とは咄も合はず、自ら參會もなし。勿論文盲故、武を照すとはなけれども、自然と無骨の振舞せしと見えたり、自ら愼むべし。吉川市之丞には旗を預くるぞ、安西八左衞門・佐瀨平右衞門兩人には誰々が明組を申付くるぞ、安藤六郎左衞門には使番を申付くる間、向後志を改め愼んで奉公すべし」と、申付けられけるにぞ、家司を始め家中の者共、大に興を覺ましけるが、此四人の輩一段と勤の宜しかりしを以て見れば、正之の仕置、會津其頃文學隆んにして、武備の次にならん事を歎き、態と人を見立て役儀をいひ付け、文武等しく勵まさんとの事なりけるにや。さて家司を

呼出し、「諸人の願又は家中の風俗善惡に付きて、萬事失これなき樣に取計ひ、隨分間繕ひて越度なき樣にとするを家司とはいふぞ。下よりの訴訟出入等吟味もなく、役人共の申すに任せ事を計ふは、相談相手といふ者にて、大に氣味合違ふ事ぞ。諸事心を付けて理非を正すべし。」次に番頭の者共出でよとて呼出し、「其方共定めて組組の儀は同役相談を以て相計ひ、其上に老臣共に談ずるならん、然れば一分の了簡にあらず。是にては侍を預くる名はありて實なし、向後心得あるべき事なり。」次に大目附・並目附出でよと呼出だし、「大目附は若年寄・番頭・老臣兵の身の上の目附なり、並目附は其より以下家中の者の目附なり、尤も並目附は大目附の支配にてはなきぞ。さりながら相談は懸くべし、徒目附と中間目附は並目附の支配たるべし、且家老共相談評定の席へは、大目附出席すべしと、此時に定められしとかや。

松平肥後守正容の事

松平肥後守正容(まさかた)は、舍兄筑前の守正經の讓りを得て、延寶九年二月九日家督仰付け

名園を壞して掃庭とす

らる。其頃は保科重四郎とぞ申しける。其暮四位侍從肥後守に敍任せらる。此屋敷と申すは、先代酒井雅樂頭忠淸の父祖三代住居せし所なりしを、天和年中に堀田筑前守正俊これを拜領し、大手の角へ押出して庫造に造らせらる。然るを今度肥後守これを拜領すると等しく、往昔雅樂頭住居しまゝに土藏造を引崩させ、其跡へ長屋を造らせ、埓を構へ馬場を設け、騎馬用意の家來共を差置き、近習・少身の輩・及び醫者・儒者などの伽一遍の輩をば、下屋敷より通ひに申付く。さて庭の立石・泉水の誠に麗はしかりしを、色々の名花・名木共を埋草にして、掃庭にぞせられける。家司共申しけるは、「大石・唐木など掘埋められんよりは、人にも給はらせ給はれ」と申しけるに、肥後守其頃二十餘なりしが、流石に大將の意地備はりけるは、其挨拶に、「此屋敷先々の主は常の人にもあらず、何れも天下の執權したる人々なり。斯かる植木庭の物好に心を掛けらるゝよ」と、後の人々に謂はせんもよしなし、仍て此庭に掘埋むるは、古人の心をも破らず、予が志も立つが故なり」と宣ひし。貞享四年東山院即位の節、上使として上洛し、左少將に任ぜらる。元祿九年十二月九日、松平の稱號を

給はり、並に葵の御紋を免され給ふ。其後も亦上洛あり、今は會津中將とぞ申しける。家宣公御代、大手の角なる屋敷をば、古への如く酒井雅樂頭に給はり、肥後守へは和田倉門の向ひに屋敷を給はりけり。

松平若狹守直明事

元祿十一年の秋、森美作守嫡流、家斷絶して城地召上げられ、津山の城本丸をば松平若狹守直明朝臣、二三丸をば酒井靭負佐忠囿之を請取り申すべき旨仰付けられ、上使として田村右京大夫建顯罷向ふ。若狹守は御家門といひながら、時の上使たれば、右京大夫指圖を請けゝる故、請取日限制限等の事、其下知をぞ守られける。酒井は猶以て若狹守方を問合せけるに、若狹守は大手より入つて本丸を請取り、靭負佐は搦手より入て二三丸を堅むる議定にて、勿論馬・槍は雙方城外に差置くべき旨相觸れける故、各〻其趣を守られける。然るに彼地其當分近國なれば松平安藝守綱長に預置かれたるを以て、彼家の先手の部將も其組を引具し相詰め居けるが、出丸三丸の

指揮宜しからざるを怒りて族人と斷つ

首尾は違亂なかりしが、本丸へ詰る時、安藝守手の者共如何間違へたるにや、馬槍を引付けてぞ入りたりける。此時松平若狹守は書院に居られしが、此由を聞きて玄關へ立出で、家司を招き無禮の段を咎めさせけるに、公儀御役人は曾て是には氣も付かず、何事の無禮にやと、結句其場の遲滯を不審し居たり。若狹守は刀の反（そり）を打つて白眼（にらめ）付けて立ちたる顏色大方ならず。之に依つて江戸御目附仁賀保孫九郎、人を差遣はして安藝守人數を片原へ追込み「只今人を拂ひ候間城を引渡さるべし」とありし故、安藝守侍大將上田主水罷出る。若狹守是には詞も掛けず立出でられしが、上使田村右京大夫陣屋へ行向ひ、諸役人の中にして若狹守申されけるは「右京大夫は我等が妹壻にして一家縁者ながら、武士の上にて吟味すべき事は差置き難し。抑ゝ此屋我等本丸を仰付けらるゝに付、一番に罷向ひ候、尤も馬槍は無用との指圖故、其趣を相守る處に、安藝守が家來共に若狹守を乘越させたる段一切其意を得ず、上使の指圖ならずしては、爭（いか）で馬槍を入るべけんや。此段は早速關東へ訴へ申すべし、不出來千萬なり。向後右京大夫不通なり」といひて歸られけり。さて兩使を以て城

請取の次第を江戸へ申送り、次に一門中へ右京大夫と不通の趣を申送られける程に、越前家江戸在府の一門中寄合議論ありしとかや。其節松平出羽守綱近の申されけるは、「若狹守が振舞段々某は尤に存ずるなり。但し殘念なる事は、上使の陣屋諸役人の前にて、上使に向ひ、當座恥辱を與ふる處如何に存ずる迄なり。但し若狹守不通の上は、一門中何れも同意たるべしとありしとかや。其後松平美作守直能を以て雙方無事に扱はれけるとか。

松平兵部大夫吉品の事

松平吉品の嚴格

松平兵部大輔吉品の、葵の御紋を免され御諱の一字を給はりし頃、人々賀しければ、「葵は我家の紋所なり、さして悦ぶ事にはあらず。御諱の御一字は有難し」と申されしとかや。寶永元年大地震の後、神田橋筋の御手傳仰付けられけるに、鳶の者共世間大名の格に思ひて、我儘をしける程に、兵部大輔大に怒つて、其奴原一々成敗ありしを以て、其町所より奉行所へ訴へけるにぞ、其趣申送られければ、吉品より

の返答に、「雇ひたりとも其間は家人なり、其下人の無作法するを成敗したらんに、何の仔細を申すべきや。其訴出でたる者共をも給はるべし」とありし程に、夫れより鷹の者共氣隨せざりしとなり。當時殺生禁斷の仰ありしかども、御家門にては水戸黄門光圀卿と、此兵部大輔殿計りは、一圓に遠慮なかりしとなり。元は吉品の領分たりしを、其頃御料と成り御代官所に成りしに、吉品在國の內鷹遣はれしに、勝負して落ちたる所は彼代官所なりしに、鷹匠以下の者共、田畑を踏散らして掘上げけるを、所の百姓共大に怒つて、一兩人不禮を申しける上、猶又慮外を振舞ひぬれば、吉品怺へず、「夫れ討て」と下知せられし故、忽ち成敗したるを以て、御代官より御勘定奉行中へ此旨を訴へけるにぞ。御勘定所より老中へ達せられしに、小笠原佐渡守長重之を聞きて、「夫れは百姓共が定めて慮外したるならん。無成敗にはせらるまじ。能々吟味あるべし。歷々の成敗は御家門とても急度仔細を問はるべき事なれども、鷹遣はるゝ先にての事ならば、推量するに舊領主と知りながら、御料の百姓といふを以て不禮申したるならん。然らば慮外者の手討是非に及ばざる處なり」と、批判申され

吉品花を熱愛す

しとか。元祿年中に兵部大輔屋敷類燒す。其時しも上野中堂の火消役なれば、行列立て居られしが、近習の者一人に申付けられし「我秘藏の斗南小鹽の牡丹は如何なりしぞ。見て參れ」となり。彼者畏つて馳行きしが、程なく立歸り申しけるは、御館は殘らず類燒仕り候へ共、斗南小鹽の牡丹は土藏へ入れ申し殘りたる由申し候」と、申しければ、「實は焼けても苦しからず」と申されけるとか。勝れたる花好にて、名花の數品多き内に、右二色の牡丹は、參勤交代にも是を持たせて往來ありける。されば日光の御門主大明院の宮、是亦隱れなき牡丹好に渡らせ給ふが、此二品の事を聞召し、度々御所望ありし故、吉品是非に及ばず、小鹽をば一株進らせ、斗南をば花計り奉られしとかや。此花外になかりしとなり。

松平大學頭賴貞の事

水戸の松平大學頭賴貞は、武勇勝れたる人にて、手強き働きども之あり。されば小石川御殿の火消を承り給ひし頃より、火事の節、侍をば屋根へは上らせず、足輕以

下輕き者計り殘らず、馬の口取まで片口つゝは屋根へ上るべしと定められ、下にては諸士力を合せて働く樣にと下知ありければ、此大學頭の防がれし所は消留め給はざる事なし。下知なきに若し屋根より逃下りたらん者をば打捨にせよと兼ての定めなれば、癋の者はいふに及ばず。輕き中間體に至るまで、身を棄て働きけるにぞ、手際なる事多し。總じて水戶の風骨有つて、なつかしき所ある將なり。

武野燭談第九終

武野燭談第十

酒井雅樂頭忠世の陰德東照宮御議論の事

酒井忠世の性行

忠心を内に勵ましければ、義氣外に顯はれずといふ事なし。されば酒井雅樂頭忠世は、忠義を先に立てゝ、自己の威を聊も照さゞる人なりき。東照宮の御時、神谷與七郎といふ者を始めて召置かれける時、途中にして酒井雅樂頭に行逢ひけるにぞ、脇へ寄りて屹と禮せしに、雅樂頭何ぞ心に案ずる事ありて、思ひ行きけるにや、與七郎を見付けずして、答禮せずして打過ぎけり。夫より後彼の神谷與七郎雅樂頭に逢ひては無禮慮外度々なり。公此由を聞召され、「夫は案外なる振舞かな、其神谷に暇をこそ出さめ」と宣ひしが、内々にて聞かせ給へば、「神谷は人品能く、殊更御奉公を第一に勤むる者にて候、斯樣の者をこそ、御吟味ありて召仕はるべき事なる

神谷の知行に於ける家康の議論

に、所以(ゆゑ)なくして御暇を給はりなば、諸奉公人身を顧みて疑起るべくこそ候へ。一つには、雅樂頭が支へ申したるなどと存じなば、眞實至極の雅樂頭に、惡名を付け候はんも如何に候、又其分にて差置かれなば、御家老の威薄く罷成りて、御家風輕くなり候はん、如何に候」と申す者ありし故、尤に思召され、御思案ありて、知行の折紙を下さるゝ時分、兼ねての御約束より、控へて給はりたらんには、神谷怺へぬ者と聞召し及びたれば、定めて暇を願ふべし。然るに於ては、諸奉公人も疑ふまじ、又雅樂が事をも何とかいはんやとの思召にて、知行八百石の折紙を仰付けられ、一兩日中に、神谷を召して仰渡さるべく思召しける所に、雅樂頭此事を承り、御前へ罷出で申しけるは、「神谷に知行の折を下さるべき由承り候。此者は殊の外能き奉公人にて候。一廉(ひとかど)御用にも立ち申すべき者に候へば、兼ねての御約束は、千石にて候へども、御約束よりは過分に給はり、然るべく候はん」とぞ申しける。公聞召され、「さればよ。此者は殊の外なる慮外者と、聞召及ばれたれば、八百石下さるべき思召故、折紙をも其通に認置かれたり」と宣ふ。雅樂頭重ねて申しけるは、「夫は以の外な

る思召にこそ侍れ。此者など左樣になされたらんには、此の以後能き奉公人爭でか御家を望み申すべき。如何にも御賞翫あつてこそ、勇士・能者も集り申すべけれ。散々の御思案かな」と申上ぐれば、公の仰に、「汝が申す所更々分別する能はず。其仔細は、我が家にして其方などに慮外せん者、誰か之あるべきや。然るに彼者度々に及びて慮外の沙汰聞召及ばれたる故、然らば知行の折紙を遣はす時、約束より少分に遣しなば、定めて暇を乞ふべし。其時暇を出されんとの思召にて、斯くの如くなれば、知行増などとは思ひも寄らず」と宣ふ。雅樂頭重ねて申上げけるは、「上意の通り御厚恩を以て代々人がましく召仕はるゝ我等とは存じながら、新參の者の如何にも心強く不禮仕るにて、結句某は此者の器量奥床しく存じ、一廉御用に立つべき者と見立て候間、且つ內々にて承り合せ候に、人柄・心持揃ひたる者の由に候へば、斯く申上げ候」となり。「然らば汝は知行何程遣すべしと思ふぞ」と御尋あれば、「二千石遣され然るべし」と申すに付き、「其儀ならば、初の約束の通千石遣すべし」と仰せけるを、雅樂頭是非々々二千石遣され然るべしと申すを、外の老中達了簡にて、

神谷罪を忠世に謝す

「是は中を取りて千五百石下され然るべき由」一同に申上げらるゝに付き、其趣を以て折紙を認め直され、與七郎を召出され、上の思召と雅樂頭所存とを殘らず仰聞けられ、則ち千五百石の折紙を下されければ、與七郎厚恩の重きに感涙を流して、御折紙を頂戴して、御城より退出し、直に雅樂頭宅に赴き對面し、上意の趣を申し、「某愚かにして人を知らず、憤を顯はしたる事の面目なさは候」と、涙を流して謝し申しけり。其後彼の與七郎走廻も能く、人品も雅樂頭が見立てたるに違はず、實體に勤めければ、其以後足輕を預けられける。此事を東照宮仰出され、「諫言を用ふれば人を得、諫を入れざれば人を失ふ。惡人の詞は元より用ふるに足らず。茲には大將の目利之あるべき事ぞかし。總じて人の親の其子に家業を敎へて、怠れよといふ者はなけれども、武士なんど其主君の好まざる事は、自ら家中も好まざる者なれば、主人武を忘れて男の意地を嫌ふ時は、其家中は悉く女侍といふ者になり行くなり。合戰對陣の節は、匹夫・下賤の者と雖も、能き事を申さば、親の諫と心得て、用ひて能き事は速に之を用ふべし。治國には政道の善事を申さん人は、則ち其事の師なり。

一本ニハ「重ねて上意に」ヲ「或人曰」ニ作リ、以下ハ「雅樂頭が若庸愛翫は是に限らず、能き執權也」トアリ、末文「仰なりしとかや」ハ「かと云ひし」トス

忠義を思ふに、治亂の二つなく、又大身・小身・尊卑の隔はなけれども、其諫むべき程品を越ゆれば、却つて慮外となれば、兎にも角にも人を見知るべき事肝要なり。家司は、下の勇めるを取立て〱するこそ能けれ。諸人の頭を押へ、自己の威を付けんとするは、不忠の甚しき者なり。譬へば明日の事を分別をせざる程の劣者(おとりもの)は、智慧・分別は、皆家老・大身の上にのみありて、夫より下の者には、毫厘も智慧はあるまじと見下す故に下へ遠し。下へ遠ければ上下親(したしみ)なし。親みなければ戰場にては敗軍し、治國には家中我々にして、恨むる者人多し。主人たる者、能き家司を選べば、家司よく家中を撰むが故に、上下一和するぞ」との仰なりしとかや。重ねて上意に、「總べて酒井雅樂頭は、是に限らず、生得の忠烈にして執權職に備はりたる者なり。神谷與七郎が振舞は、戰國の風儀にして、治世の時には用ひ難し。如何となれば、雅樂に禮儀したるに、謝禮なければ、重ねて禮をせざるまでよ、執事なればとて不通すまじき事かは、然るを設けて不禮をなし、態(わざ)と人の目に立つ樣に慮外するは、事を好み、且つ上を輕しむる罪遁るべからず。只各々が分限・常の格式に違

はざらんこそ、目やすかるべけれ。諂は君子の惜む所、又求めて遠ざかるも却つて惡し。只すなほに不通すべきは不通にてこそ濟むべけれ、態と不禮するは、士の本意に未熟ならん」との仰なりしとかや。

酒井備後守領分百姓同名の事

東照宮御批判の事

溫和は學者の專一にいふところなれば、人々心あるべき事なり。之を性質に稟得たるは、試に君子の能き匹なるべし。酒井備後守忠利に、武州川越領にして、恩知給はりけるに、此所に備後村といふ一鄕ありて、其庄官を則ち備後とぞ申しける。酒井が家人共、備後とは地領の名なれば改めよ」と云へども、彼の者曾て之を用ひず。其後備後守忠利領分を打廻りける時、彼の庄官を呼出し、「汝が名は守護の名と同じければ、改めよ」と直ちに申されけるに、彼の庄官答へけるは、「是は近頃迷惑なる事を承り候ものかな。某は人に勝れて年貢をば一番に納め候。勿論公役ともに外々より

第一に勤め申せば、地頭の掟少しも背き申さず。然るを何の過怠に名を改めよとは仰せ候ぞや。其上私奴は此所代々の備後にて候へば、改め申すこと罷成らず候。同じ名にて惡くば、殿の名を改めさせ給へ」と、いと無骨に申しければ、備後守打笑ひて、「年貢・公役等人より先に勤むるは一段と能き事よ。然らば己は此所の備後よ。我は酒井備後守なり。苦しからず、其儘にて居よ」と申付けにける。東照宮之を聞召され、「備後守は生れ得たるところ自然に溫和にして慈悲深し。凡そ無智なる者は、何の益もなき事に諸人を苦しめ、用に立つべき事を取失ふ事ぞ。さればこそ佞にして利口なる者のなす事は、一手替るものよ。譬へば大賀彌四郎が知行の物成をば、己が百姓共に借りて其利米を取り、己は上より預け置くところの米を遣ひて自由を足すなど、偏に武士の道を知らざる故ぞとよ。尤も上の物を盜みたるにてはなけれども、利倍を心掛くるは町人・商家の業たる故に、武士道の大なる穢ぞ」との上意なりしとかや。されば小牧・長久手の役に、忠利は本多平八郎忠勝に差添ひて、物見勤めけるに、鐵炮の丸、備後守が差したる刀の柄にて、止りけるを聞召して、「夫れは

備後守に對する家康の批判

「されどもの事」ハ一本「古例よ」ニ作ル

本多重次と酒井重忠との公事判斷

されどもの事よ」との仰ありける由、彼の家にして申傳へたり。備後守、此時は酒井與七郎とて、十七歳の初陣なりしかども、首尾を合せて、手討の高名之あり。首帳にも書載せられき。

本多作左衞門重次酒井河内守重忠公事判斷の事　議論の事

參州柏崎の百姓、非公事をいひ立て挑み爭ひしが、終に負になりたりけるに、其時の町奉行は、本多作左衞門重次なりしを、依怙贔屓なりとて、方々にて惡口を吐き、剩へ落書などして誹謗しける故、作左衞門之を聞きて、重ねて其公事人を呼出し再び吟味しけるに、彌〻非公事に決しければ、此度は彼の非公事をいひ立てたる百姓を切つて捨てたり。其後、酒井河内守重忠斯くの如くなる公事を沙汰しける時、非公事をいひて負けたる百姓、散々惡口する由を、重忠聞きて、再び其地下人共を呼付けて、段々の理を申聞かせ、非公事の者にも、其非をいひ聞かせ、得心する樣に理

を說きける上にて、惡口したる百姓をも其儘に差免しけり。右兩人の道理を大神君御尋ましく〳〵ければ、作左衛門申上ぐるは、「上を犯す者を其分にて差置き候へば、締なくして惡事募り候間、詫と申付け候となり。」河内守申上げしは、「斯くの如くなる事に人を殺し侍らば、以後の奉行必ず威を振ひて、奢の出づるものに候」と申上ぐる。兩人取々の政道なれば、此理を哲人に御尋ありけるに、其人申上げけるは、「上に逆ふ者を刑罰するは、定まりたる事にて、殺さずして治る事にさへ候はゞ、殺さゞる程の事は有間敷く、人を殺すと申すは、止む事を得ざる上なり。されば尙書に、德在善政、善政在養民と見え候と、申しけるとかや。是によりて一入酒井を祕藏に思召しけり。昔子賤と巫馬期と、單父の政事を執行ひし類、思合せ侍る。

重次と重忠との公事判斷に對する批判

本多作左衛門人糞釜を打碎く事

東照宮濱松御在城の時、近國御討入り御歸陣の節、安倍河原に人糞釜のありしを御覽ありて、此釜を濱松へ持たせて遣すべしと、奉行に仰付けられける故、役人共承

本多作左衛門人夫釜を碎かしむ

りて、人夫を下知して濱松へ持たせ送る道にて、本多作左衛門此釜を見て、何方へ持行くぞ」と問ふ。役人「聢々の由を仰付けられ、濱松へ持行き候」といふ。作左衛門之を聞きて、則ち其人夫に申付けて中の釜を打碎かせて捨てけり。扨彼の奉行を承りける者に申しけるは、「汝濱松へ歸り、殿へ申上ぐべきは、天下をも望む志あるべき人の、人を釜にて殺すべき程の惡人ある樣に、仕置するものにや、よし入用の事あらば、其時何程も拵ふべし。兼ねて用意する事あらんやと申して、釜をば打碎かせたりと申せ。一言も殘したらば、後日惡むべきぞ」と、下知しける程に、奉行しける者、立歸りて、ありの儘に申上ぐれば、大神君尤に思召し、頓て作左衛門を召され、「釜の事我が誤なり。免し候へ」との上意を承り、作左衛門淚を流しけるとかや。君臣合體のところを人々感じけるとなり。

家康本多の道理ある言を嘉賞す

或人の曰く、「作左衛門、此時己が武威を照し、斯くの如くならんには、却つて不忠の者ならん。是れ戰國の風俗と見えたり。但し思ふ仔細あれば、先づ待つべしといひて、內々にて伺ひたらんには如かず。」

同人地下制札文言の事

本多作左衞門下情に通ず

本多作左衞門は、下の情を能く考へ知りたる者なり。三州にして、壁書の條々を定めらるゝに、百姓ども一向之を用ひず、如何せんと各〻相議せられけるに、作左衞門重次申しけるは「土民は、いろはをだに慥々知らざるところへ、堅き文言に古祕たる詞を以て、高札を立てられたれば、何といふ事を知らざる故なり。敎へ樣こそあらめ。我に任せられよ」といひて、如何にもまめに、いろはにて何々の事と書きて、之を背くと作左がしかる、と書加へて出せしより、國中必至と法令を背かざりしとぞ。

本多佐渡守正信の事　古代執權批判の事
上野介正純へ敎訓の事

本多佐渡守正信は、初の名は彌八といひて、外樣小身の者なりしが、大神君の神慮に叶ひ、謀臣の其一人に召仕はれ、秀忠公御在江戶の頃は、鹽梅第一の臣に附けら

本多正信は重用せられど奢侈の心なし

正信の古代執權批判

正信の庭訓

れ、其子の上野介正純、慶長五年の頃は纔に十八歳なりしに、御敵第一の石田三成を預けさせ給ふ程の者にて、天下鴻業の臣とも申すべきか。都べて大神君御相談相手なれば、人々恐るゝ事限なし。されば謀臣の子孫、後を能くするは少く、多くは斷絶するものぞかし。其初計策を奉る時、忠に身を忘る。是れ古今の英雄にあり。此英雄却つて逆心する事あり。是れ大身と奢とにあり。然るに此佐渡守一生小身にして侈る心少しもなし。或時佐渡守申しけるは、「逆心は天命に背くと知りながら、北條義時が主君の後を斷絶し、己が威を逞うし、天子を改むるなど、無雙の惡逆なれども、時の勢にて、之に與する者多く、九代天下を保てり。其後も北條が行跡を似する者之ありと雖も、北條程事を謀る者なし。細川勝元が先祖頼之が行跡を學ばずして、遠き北條が後を追ひ、應仁の亂を引出したり。是れ細川・山名が威を振ふよりなり。さらば其人志を立て名を揚ぐるかと思へば、左にあらず。倶に死亡して、剩へ柳營の武威を失へり。上野介能く之を思へ、勝元縱ひ逆意を振ふと雖も、其子政元忠義あらば世は治るべきに、政元彌々驕を極め、將軍義材を退け奉る。此君惡主な

らば替ふる例もあらんに、武道尊氏の風骨ありて、六角高頼を退けられける時、足利家昔に歸るかと仰せられしとか。然るを政元之を廢し、幼主義澄を伊豆國より申上せ、己が威を恣にせしは、父に劣らざる不忠至極の者なり、よりて其身も終に亡びたり。上野能く承れ、武家は軍法・武備を諸道の根本とす。軍法とて軍する事計りにあらず。軍法は常の備なり。善政は勝ち、惡政は負くる、勝負の本は國を治むるにあり。譬へば樹木の根入深く能く榮ゆる所は、根本を培ふにあり。夫より段段に成長するに養を能くすれば、枝葉榮え、花咲き實多し。少々枝を伐取るとても、其木曾て痛まず。其の如く、天下・國家の本とする大法を取失はざる樣肝要なれ。士・農・工・商は、天下の四民にして、其士の用ひたる家の老職を承る者は、又農・工・商を以て、木の根に培ふ如く、之を惠むべし。諸士は木と同じく、合戰の仕形は、枝葉と同じ、勝負は花實に等し。其本を失ふべからず。其本といふは、忠信を盡すよりして、諸事は出づるぞ。凡そ忠を盡すに色々あり、身を以て忠を致すもあり、心を以て忠を盡すもあり。家老・侍大將などの忠は、主人の前へは一月に一度出ですと

も、一筋に忠膽を以て君を守護し、政道順行を以て君の英名を高くするを、能き家司といふぞ。又忠に似たる不忠あり。譬へば石田三成は上慢第一の人にて、大風雨の夜など、御城廻り破損の事一々見て、明くる卯の刻に言上す。御普請奉行より巳の刻に言上す。是等は其職の意地とやいはん、分別顏に見ゆるとも、斯かる類は、其家の爲め家中の爲め然るべからず、人は心入こそ大事のものなれ。一言の情に、一命を惜まざるは、士の義を知る故ぞかし。取分け老臣は心入一つのものにて、忠義を心に懸けて思はゞ、位階・職分・身代より心を引下げて持つべし。我れ佐渡守になされ、品能く召仕はるれども、元來愚痴暗鈍の者なれば、萬々の御慈悲にて、今日迄恙なく御奉公したり。其方も御口眞似(おんくちまね)を勤むれば、後々品高く召仕はるゝと雖も、驕る心少しもあらば、不忠・不孝の至なり」と、庭訓(ていきん)しけれども、其甲斐なく、上野介家督前に、「早三層倍(はやさんぞうばい)の身上たりし上に、江城に召され、二の丸の館舍給はりけり。雅樂頭・大炊頭以下の老臣は、三の丸館舍割渡され、肩を竝べて同道し、夫より二間程間を置きて、井上主計頭・永井信濃守・青山大藏大輔三人、肩を竝べて同道なり。尤も格

式とはいひながら、老功といひ家柄といひ、時々は雅樂頭同道も、之あるべき事と、其代の人々はいひしとかや。佐渡守は一萬石の上を望まず、數度御加恩仰出されけれども、申請けず。されども其威嚴嚴重なる事は、諸人の上にありき。上野介正純、宇津宮十八萬石の城主として、權威を振ひしかども、人の思付なく、館舍に見舞の群りしは、上への勤なるを、高く心得てこそ、其子出羽守正勝と倶に、自暴自棄しけるよと、本多嘉信が物語にはありしとかや。

家光公三臣心持の事　酒井讃岐守忠勝初て奉公の事　青山因幡守御取立の事

家光公未だ竹千代君と申し奉りし頃は、御内氣(おうちき)に渡らせ給ひ、御詞少かりしとかや。又御冠冪の前後は、殊の外御血氣強く見えさせ給ふ時、兼ねて附置かれたりし酒井雅樂頭忠世・土井大炊頭利勝・青山伯耆守忠俊一和して、雅樂頭は威儀を調へ、物每嚴重にして詞少く、大炊頭・伯耆守は、雅樂頭御前へ出づる時、兩臣も手を束ね、

酒井忠世土井利勝青山忠俊一和して家光を輔導す

座配（ざはい）を改めしとなり。伯耆守は御諫申上げて少し御難澁なる時は、自ら無刀になり、大肌脱（おほはだぬぎ）にて、御膝の上へ這懸り、「某を御成敗遊ばされて、上の御心を直され候へ」と、強く諫め爭ひ申す事度々なりき。又大炊頭は、無二の御相口になり、内外の事毛頭御隱し遊ばさるゝ事なく、雅樂頭・伯耆守歸宿の時は、御酒の御相手にもなりて、「雅樂頭・伯耆守が樣に仕ては、中々身命續き難く候。一盃の酒一日の鬱散、則ち一榮」と申して、御意に入り、扨御機嫌を見合せ、「伯耆守が申上ぐる儀、尤に思召さず候や。雅樂頭などが承り候はゞ、御前には何と遊ばさるべきや。只伯耆守が申上げたる通を、御用ひ遊ばされ候へ」と、潛に申上げける程に、御快く御承引ありけるとかや。誠に三人の忠烈、何れといふ事あるまじきに、伯耆守が諫め申す詞の中に、氣癖にやありけん、大言交り、慮外なる仕形も積りけるにや。思召には違ひたり。されば酒井讃岐守忠勝を、相國樣より家光公へ附けさせ給ふ御使に、忠勝が父備後守忠利西の丸へ參り、伯耆守を以て申上ぐるに、伯耆守如何なる心得にや、曾て披露せず、忠利二度迄申しけるに、なほ申さゞりしかば、我が子の事とはいひながら、

酒井忠勝始めて出仕

大殿の上意默止すべきにあらず。殊には父君への御禮、御請御延引にては、御父子の御間を下として暗ます事を思慮し、忠利御直に申上げてぞ事濟みぬ。其後讃岐守御禮申上ぐる時、伯耆守御前にして「酒井讃岐守を拙者共下役に仰付けらるゝの由」申しけるを、雅樂頭聞きもあへず、「否々伯州夫は承り違ひなり。其方同役なるぞ」と荒らかに申されけり。此時よりして背きける樣には見えしと、其代の人はいひ傳へき。斯くて雅樂頭は天下の執權たれども、謙讓を守り、威を大炊頭に讓り、萬事大炊頭を引立てけり。大炊頭も亦、萬づ卑下して、世上には「水野下野守が一子の樣に申せども、誠は大神君の神胤なり」と、此家にしては云ふ事に付けても、或は大炊頭殿の髭は、さながら大神君に見まがひ奉る」と申しけり。「實に能くも似させ給ふものかな」と、一座の古兵其挨拶しけるを、「何が神君に似るとや。勿體なき事をいふ者かな」と、大に咎められしが、翌日髭を剃落して登城ありけり。此時まで男の類髭を第一にしけるに、家光公は御髭を置かせ給はざる故、大炊頭心ありて剃捨てけるを、世上之を似せならひて髭を剃捨てけり。又其後もみ立とて、少し計り殘し

青山忠俊勘氣を蒙る

けるさへ、延寶の初は悉く剃棄てけり。其本は大炊頭なる由、古き人は申しけり。されば雅樂頭も大炊頭に段々と威名を讓りぬ。其後酒井讃岐守忠勝天下の執權しけるに、後の雅樂頭忠淸に威勢を付けて、態と引退いて同道し、重んじけるぞかし。斯くの如くなるは、上を敬ふ實の忠臣なり。故に世擧（こぞ）りて其德を稱しけり。相談議定の事は雅樂頭に究めさせけるを、諸人見聞きし事ぞかし。扨又青山伯耆守は、武州岩槻の城主として、五萬石の大夫なり。然るに寬永年中、御前滯りて御勘氣を蒙り、逼塞の身となり、終に身まかりにける後、其子青山因幡守を召出され、大番頭にて三千石を給はりぬ。正保四年家光公、因幡守宗利を御前へ召され、「汝が父伯耆守が忠情忘れざる思召なり。汝も亦伯耆守が予に仕へし樣に、竹千代（家綱公の御事、時に十七歳）、に奉公すべし」との上意にて、信州小諸の城主に仰付けられ、四萬石をぞ下されける。誠に伯耆守なき後の譽（ほまれ）、忠臣茲に至つて顯はれける。斯くて因幡守事家綱公御代平大名にて差置かれしが、其後寬文二年大坂の御城代を御吟味ありしに、酒井空印推擧してこそ、同年三月廿九日より、大坂御城代に此因幡守を仰付けられける。是

酒井忠世怨を報ずるに恩祿を以てす

迄は、松平丹波守光重・水野出羽守忠職・内藤帯刀忠貞、三四年宛勤番して、交代しけるを、此時古へに返されて、御城代定りける。因幡守退出の砌、阿部豐後守忠秋、青山が袖を控へて、「貴殿の御筋目、我等存じながら、心付申さゞりしを、酒井空印の申上げられてこそ、上にも思召設けられし人の事故、早速仰付けられ、目出度候」との挨拶なり。因幡守此由を聞きて、御城より直ぐに、牛込の空印山莊へ赴き、對面して「今日存寄らず大切なる役儀仰付けられ、有難き仕合偏に貴所の御推擧忝き由」申されければ、空印聞きて、「我等は何も手傳ひ申さず、上の御心付にて、御自分の事、如何樣にも、立身計るべしとの事なくば、爭で我々申上ぐべきや。古へを思召し捨てられず、誠に珍重の事に候」と、色代して戻されけるとかや。因幡守父伯耆守は、讃岐守を憎みしに、却つて仇を報ずるに、恩祿を申行ひき。都て是のみに限らず、空印の德、孤ならずして、人々其仁化を慕ひけり。

武野燭談第十　終

武野燭談第十一

酒井雅樂頭土井大炊頭大度の事
堀田筑前守正俊の事

元和の初年、雅樂頭忠世・大炊頭利勝など御城より退出ありけるに、御臺所口にして、下男共切殘したる魚鳥の肉を紙に包み、薦に纏ひて出でけるが、老中の退出に驚き、袖に入れ懷に隱して、逃げさまよふ有樣を、次に列りたる老臣の內にして之を見咎め「公の私とは申しながら、憎き奴原が仕業かな」と申されけるを、雅樂頭聞きもあへず、大炊頭と口を揃へて、「否やとよ、江戶未だ潤澤ならざる故か、渠等が輩は少扶持にて、召仕はるゝ者なれば、斯かる御蔭をも蒙らずば、爭で妻子をも養育すべきや。自然と己が得分に思ふ時は、隱す心多し。今の如きは、未だ仁化の

溢れぬところかと存ずれば、さのみ咎むべきにあらず」と申されしとかや。近來堀田筑前守正俊が、執權を承りし天和の晩年、御城中を往來する小使の者・中間などに、雨中深雪と雖も、合羽を著せずして、悉く濕らしにける。是は御臺所の小役人共、合羽の下・羽織の下に、切殘の魚鳥を盜み出して持出づるを惛みてなり。總じて堀田家の奴婢には、合羽を停止して蓑を著せけり。凡そ雨中に蓑笠を用ひたるは寬永の初年迄なり。寬永行幸の年の御上洛に、西國の大名、多く羽織の身廣なるを支度して、小扈從に著せたり。合羽は此節より始まれり。斯かる類も其時の老臣の心にありと見えて、其後下々の濕るゝは仁政にあらずと、殊に評議ありて、合羽をば免されたり。「切端の魚鳥を隱さずして持たせたきものなり」と、雅樂頭・大炊頭は、申されしとか。盜むところは本意を失ふ故に、隱し忍ぶ樣に、今も下し給ふ人も多しとかや。

堀田正俊の若嗇

合羽の始

東照宮土井利勝に御異見の事

家康土井利勝に異見

土井大炊頭利勝が若かりし時、東照宮或る侍に御役儀仰付けらるべき思召にて、「彼者平生の人柄何樣の者ぞ」と、土井大炊頭に御尋ありしに、利勝承り、「此者は愚亭へ終に出入仕らず候へば、聢と存ぜず候」と、申上げけるに、大神君御機嫌惡く、「扨々汝は左樣の者とは思召さず、予が口眞似をも承る者か。其心入は何事ぞや。彼者は、餘り人の知るまじき身體の者にてもなきに、其方所へ出入せざる故に知らずといふ道は、之あるべからず。人の善惡を糺して、能き者の埋れざる樣に、勿論惡人の秀でざる樣にと心掛け、上に非あらば諫言をも申すべき役なるに、左樣の事を申すものか。汝が所へ出入る者計りの善惡を能く知りて、他を知らずとて捨て置く時は、自ら出入する者計り、其中にて擇み、役儀を申付くるを見ば、家中擧りて、大炊頭方へ出入する者こそ、立身するはと、取沙汰をせば、欲深き貪者共、皆縁引を求めて、汝が方へ出入すべし。尤も何程出入しつればとて、惡しき者を能き者と取りなして、後暗き事をする其方にてはなけれども、汝も知る如く、我が家にても、大賀彌四郎といへる惡人ありき、左樣の者同前に、其方をも人々思ふべし。然る時は予が目

規矩(かね)も違ひたる樣にて、汝も無名を得べし。勇健にして智謀あり、一筋に主人の用に立つべしと思ふ程の者は、追從輕薄をなし、道なき事にて立身をすべしなどとは、思はざるものなれば、左樣の者は、汝等が方へ出入せずとも、其方より手を入れて、念頭(ねんとう)になすべし。是をこそ、忠臣・老臣ともいふべけれ、老の字に心を附けよ。人老いぬれば死する如く、家も老朽ちて人も見出さゞる樣になれば、終に滅亡するぞかし。愛を能く勘辨して執行ふが家老なり。家の隆(りゅう)といふは、諸人一和して、主人の爲めに身命を忘れ、卑怯なる心なく、忠義・武勇の勵み強みを好む者は、奉行・頭人などにも慮外あるべし。人若き時は血氣強き故に、臂を張り肩を競ふ族には、不禮もあるぞかし。家風衰へぬれば、自ら家中の肩身窄(かたみすぼ)け、日頃武邊立(ぶへんだて)する者も、追從する樣になり、人は何ともいへ、鼻曲りても息さへ出でばと思ふ樣に、人の威勢衰ふものぞ。彼の大賀彌四郎が如き大佞人は、一旦使佞を以て威を振ふ事あれども、我が家盛なりし故、事顯はれて亡びたり。總じて家の隆なる時は、諸人銘々の家業を能く勤め、身の程を知りて、武士・武道の外他事なく、穿鑿細に飾り諂ふ事なく、

心と詞と二色になくして、主人を父母の如く慕ひ、主人は家士を子の如く愛するを以て、明君とも良佐の臣ともいふ。又今川氏眞が如く、日夜連歌・蹴鞠を翫び、優美を好む家にては、武道の働ある侍をば、狂人の樣にいひなして、押退くるが故に、殘らず女侍になりて、終には國家を失ふぞかし。武士は武道こそ家業なれ。其家業を極め知らず遊藝を好むは、衰の基なり。武勇勝れ、人も免す程の身にしては、萬づの技藝・遊藝好くも嫌ふも折も時も、其人によれり。譬へば鷹は翔りて鳥を取り、鵜は水に入りて魚を吞む。各〻其の請得たる職分あり。人は萬物の靈たるが故に、萬物を食し萬物を遣ふ。其靈たる中にも、侍は四民の司なり。武道怠らざる樣にと、家中を勵ますが家老の役なり。武士は命を的に懸けて、義に死を善くし、道を守るを第一にするなれば、大方にしては、諸士何とて命を的に懸けんや。命ほど大事なる者何か之あるべき。當座に死するは易くして、存へて謀を運らすは難しといふ事、古今いひ傳ふる詞ならずや。譬へば我が一體を一國と心得、心を大將とし、其外六根・手足を諸士・諸卒とし、見る事には目、聞く事には耳、嗅ぐ事には鼻、味

ふ事には口、行くには足、取るには手、摑(つか)むには指なり。されば暗き時には目は用に立たず、歩む時には手は入らずとても、一つも棄(す)てらるゝものか。武家の家業、治國たりとも怠るべからずといふは、此心ぞかし。之を疎にする代は、必らず國家の亂るゝは眼前ならずや。其時武將の達人に天帝天下・國家の權柄を與へ給へば、彼の疎かなる家は自ら亡さるゝぞや。國々の武將、武道に怠る心から、私欲深く民を貪り苦しむる事ぞ。之を改め替ふるは天下を知る大將の役故に、其老臣たる者も之を考ふべき事ぞ。然れば我が家へ出入る者・出入らざる者との分ちは、之あるべからず。されば人老いぬれば色も衰へ、目も見え兼ね、腰・膝も不自由になりて、心も弱るから、禮すべき事にも禮せず。すまじき事に禮するなど、皆老衰より出でたり、其の如く家も衰へ、諸事不穿鑿なれば、主君の用に立つべき者をも打捨て、賢者を遠ざけ、惡人を敬ふものぞ。家の老臣たらん者は、只古への良弼・忠臣の後を追ひ、家風の衰へざる樣にするが役なり。凡そ先祖の政道を本として、家聲を落さゞる家を指して、古き家とて、世のかしづく事ぞ。武備の衰ふるは心の弛(ゆるみ)なり。心弛も

時は奢る。奢る時は財費ゆ。財費えぬれば民を虐ぐ故下苦しむ。人恨み神怒る時國亡ぶ。此時能き家司ありて、主を諫め下を撫育して、昔に返しぬれば、廢行く政道・武道復興る、兎にも角にも家老は忠義第一に含むべし。汝などに其格より過ぎて慇懃にし、品によりては一言の氣味合ある事をも、汝等がいふに任せて、付く樣にするは輕薄者か。又當家の運の末かと心を附け、老人の身に灸をする藥を用ひて、生を保つ如く心得て、武道の衰へざる樣の覺悟專一なり。其者の心底にのみありて口に出さゞる時は、奉公人の意地如何樣とも知れ難し。故に亂世よりもむづかしきは、治國の仕置なりといへり、心を附くべし。家の末になる時は、大將も將の器量なし。故に我は心一杯と思ひても、行至らぬ事のみにして、何事もなき時は、其家中治りたる樣なれども、少しも公儀がましき事ある時は、諸人の心妻子・家財に引かされて、鋒先出るものぞ。只假初にも、男は男が能きぞ。形は男にても、士の意地なきは用に立つまじ。汝等必ず輕薄を取上ぐべからず。但し又之を捨てよといふにはあらず、仔細は色々。樣々之あるべし。大家は大海に譬へたり。賢愚倶

に洩さず仕ふが能きぞ」と仰せければ、大炊頭大に赤面して「誤入り候」と感涙せり。重ねての上意に「必ず實ある者は、至極の道理を聞きて、早速言行を改むるものぞ。今大炊などに續きての家老、我が朝に餘多ありとも覺えず」との御褒美なりしとかや。されば秀忠公へ天下を讓らせ給ふ時、一つの御寶の内へ、此大炊頭を入れられけるとかや。

土井利勝を賞揚す

井伊掃部頭京都に於て閉門の事
同赦免御加增の事

寛永年中御上洛の時、井伊掃部頭直孝が居城江州彦根を御旅館に定められしに、餘りに御馳走すとて、家中の妻子をば、在鄕へ退かしめけるに、此事早く上聞に達し、御機嫌よからず、直に大津へ打出でさせ給ふにぞ、掃部頭大に迷惑し、京都にて自分と閉門して謹み居たり。總じて御上洛又は日光御登山の節、御成街道の城々は、御旅館となる故、其城下々々の侍屋敷を明けて、供奉の御近習の旅宿に割付く。尤

〇此條及次ノ條一本ニハ第十五卷ニ入リタリ

も家中の長屋をも明けて、妻子以下をば其屋敷の裏に假屋を造りて差置く事常例なり。之を直孝知らざるにはあらじ。然るに家人共の妻子を、遙々在郷へ退けたるは、所以ある事ならんとの御不審なり。斯かる上は直孝申上ぐべき樣なく、固く閉門してありけるが、既に京都より還御の節に及びぬれば、直孝潛に酒井讃岐守忠勝へ談じ、如何御供仕るべきやと窺ひけるに、忠勝聞きて、京都に殘られても、在國ありても然るべからず、道中密に御後より、一本道具にて、罷下らるべきかと申しければ、掃部頭某もさこそ存ずれども、自分の了簡計りにては如何なれば、相談申すなりとて、御後より謹愼して下向しけり。三島御止宿の節、掃部頭は罷下りたるかと、御尋ありしかば、道中侍二三人召連れ、〔毎驛閉門〕供奉行列の御後に、伺候仕りたる由を申上ぐる。早々召せとて召されける。掃部頭大に喜び、早速御前に出でけるに、御詞懸りけるとか。夫より直孝一代は在國の御暇出でず、其後六萬石の御加恩あり。然れども其時より、槍は一本持たせけるとか。寛永の古き昔語なれば、聞誤りも多くこそ。

土屋數直閉門

數直閉門中強ひて將軍の上洛に隨ふ

土屋但馬守數直閉門上洛供奉の事

土屋但馬守數直は其の初、大和守と申しけるが、如何なる事の御咎にやありけん、閉門仰付けられ、籠居してありけり。其頃御上洛の御觸ありて、大小名各〻支度善盡し美盡す由、大和守傳聞きて、家司共を集めて申しけるは「今度御上洛の御沙汰ありて、既に御供觸仰出されたるといふは實か」と尋ねらる。家司共「成程御上洛の御觸御座候て、段々御用意の沙汰は、久しき儀にて、早近々御發駕の御方も御座候由、承り及び候」といふ。大和守之を聞きて、「然らば我も御供申すべし。其用意せよ」となり。家司共大に肝を消し、「こは物に狂はせ給ふか。今程御勘氣を蒙らせ給ひ、閉門の御身として、爭でさる事の候ふべき、勿體なし」と諫めける。其時大和守、「否、否、汝等が知るべき事にあらず。此度の御上洛に御供をなさゞれば、命生きて何かせん。我れ思ふ仔細あれば、早々支度すべし」と下知しけるに、家司中々合點せず、再應問答すと雖も、大和守之を聞かず。家司共今は是非に及ばず。然らば用意申付

家光數直の京著を知りて召さしむ

くべく候。さるにても上京如何様になされ、御發駕あるべく候や」と、申しければ、「將軍家御發駕の次の日、如何にも幽(かすか)なる體にて罷上るべし、其用意せよ」と、夫より夜夜人を出して聞合せ、用意形の如く構へけり。扨將軍家御發駕の由、告知らせければ、大和守其次の夜に紛れて江戸を打立ち、道中忍々(しのび〳〵)に京著しけれども、凡そ日本國の大名・小名上り集りたる事なれば、洛中・洛外ともに錐を立つべき地なし。是によりて、西坂邊の幽(しづか)なる宿を求めて、其處にても閉門して、愼み居たり。其程(それほど)の騷(さわぎ)なれば、江戸にても京都にても、更に知る人なし。然るに家光公は之を知召しけるにや、或る夜御近習の輩に、「土屋大和守を召せ」との上意なり。御小性衆承りて、其趣を若年寄迄申達しけるに、「大和守は閉門仰付けられ、江戸に殘り罷在り、勿論御免の御沙汰嘗て承はらず候。若し御失念にて、不圖(ふと)仰出されたる事もや候はん。但し土屋大和守は、此度の供奉には伺候仕らざる旨各〻申す旨、申上げられ候へ」とありしかば、則ち其趣を言上しけるに、家光公「否々(いや〳〵)、大和守京近く參りたるらん。召寄すべし」との上意なれば、老中よりの下知にて、京・伏見・淀・鞍馬の奥迄も詮議せ

數直出仕

よとて、手分けしてこそ尋ねけるに、實にも大和守上京して、西坂邊に居たる由を、告知らせけるにぞ、召さるゝ間、早々出仕あるべき由催されて、大和守則ち長髪ながら登城しけり。老中を始め其外の人々、こは何として上京はしける、不審さよ。さるにても度々の御尋なれば、其段申上げよと、大和守罷出で候由を言上しければ、則ち御前へ罷出づべしとの御事なる故、大和守罷出でて平伏す。將軍家大和守を暫く白眼ませ給ひ、「此度の供に參らずんば能き事はあるまじきに、免すぞ」との仰を蒙り、大和守感涙して有難き旨申上ぐる。之を見聞く人々、君臣合體の程を感じけるとかや。是は昔定めて御前に於て、何か上意を蒙られける時、縱ひ御勘氣を蒙りたりとも、何國迄も御供仕らではなどと、御約束をや申上げ置きけん。常式の事にはあらじと、其頃の取沙汰なりしとかや。されば、御書院組頭より、御小性組の番頭となり、間もなく御側衆列に召加へられ、それより老臣・輔佐の職に立身ありけるこそいかめしけれ。此數直は、土屋黨には二男の家ぞ。其兄民部少輔利直、器量は弟に及ばずやありけん。祖父は土屋民部忠直といふ。是れ土屋總藏

数直の祖父忠直の素姓

昌恒が忘形見なり。總藏討死の節は、僅に二歲なりしを、駿河國富士の根方に、何某の院とかや、土屋が知れる僧の方に久しく隱し育てにける。大神君御狩の節、彼の寺に入らせ給ひけるに、御茶を持ちて出でたるを御覽じ、「此子が目指、只者ならず。父は如何に」と尋ねさせ給ふ。住持あはやと思ひ、「氏もなき者の悴に候」と申上ぐる。然れども御覽ずる所やありけむ、頻に尋ねさせ給ふ故、「御敵方の者の子にて候へども、出家にと賴まれ候間、不便に存じ弟子に仕り候」と、怖れながら申上ぐる。大神君彌〻床しく思召し、「出家にせんよりは武士になれかし。召仕はむ」との仰なれば、彼の僧色を直し、今は隱しては中々に惡かるべしと思ひ、「是は武田勝賴の御供して、天目山にて討死仕りたる土屋總藏が子にて候」と申上ぐ。「扨こそ只者の子とは見えざりし。忠臣の子なり」とて、直に召具せられ、後民部少輔忠直と召されけり。慶長七年かとよ。上總の久留利にて二萬千石を給はりける。同十七年四月九日、三十一歲の時、駿府にして病死す。其子三人あり。嫡子民部少輔利直・二男大和守數直・三男兵部少輔之直なり。數直は今の相模守父なり。されば積善の餘慶子

〔　〕内底本ニ無シ一本ニ據リテ補フ

本多忠勝ハ忠勇

或時以下ハ一本ニ

孫に止り、曾祖父總藏が無二の忠義、子孫の眉目とはなりぬ。〔宗藏諱を直村と改め。武田越前守信英は御番頭なりしに、大和守老臣の職として、年始には越前守を招請し、先祖主從の禮を守り、使者を以て刻限を伺ひ、門前へ出でて是を迎へ、自身配膳せらる。且つ常式役儀に就ての參會には、尤も職を守られけるとぞ。子息相模守直政も、同じく此格式を改めずとかや。〕

本多中務大輔忠勝の事

武士は智勇に力量を兼ねて生れ得たらむは、實に能き士なりとぞ。力量ある者は、多く智慧疎く、十にして八九血氣にして暴虎馮河の類のみなり。智ある人は、其力量を用ふるところ義に依る。故に高名比類なし。德川家に大力の士數多なる中に、本多忠高が子平八郎忠勝父祖代々の忠勇は、諸書に顯然たり。就中忠勝は、大神君の御時、數度の戰場に槍を合せたる高名、其數を知らず。さしもの武田家の男共、手を置きたる勇士なり。或る時參州勢の退口を、甲兵爰はの者共喰止めむとしけるに、

「初鹿傳右衛門眞田の庶流勇功の者なりしが平八郎忠勝しんがりして退口をしたひ喰留めんとしけるに」云ニ作ル

蜻蛉切とかやいふ大槍の石突を、片手にてりう〳〵と振廻して、礑と白眼みたる形勢、鬼神も斯くやと、總身すくんで追付き得ざりしと、初鹿入道傳右衛門の事、武田の軍士たり。元の美談を、旗本の古き人の聞きたる事ありき。江州姉川合戰の時、信長公加勢を乞ひ給ふ故、大神君御出馬あるべき御軍議ありけるに、忠勝進出で申上げけるは、「流石の老中を差置き、推參には候へども、心づきたる事故、申すにて候。信長を混らの味方の樣に思召し候へども、某は一向左樣に存せず、折もあらば、殿に戰死をも成さる樣に巧まるゝと見請け候。此度の御出陣、敵は淺井・朝倉の兩旗にて大軍なれば、殊に御大事に候ぞ」と申す。公聞召され、忠勝が心付、別けて喜び思召すとの御事にして、境目其外に多く御人數を殘され、三千餘騎にて姉川へ向はせ給ふ。勇敢金鐵の如き輩の集りなれば、朝倉が一萬餘騎を只一戰に切崩し給ふ。又明智光秀が信長公を弑し奉りし時、大神君は酒井左衛門尉と、植村右衛門佐計り御供にて、堺を御見物あり。茶屋四郎三郎御案内として供奉す。然るに本能寺の大變を聞くと等しく、忠勝は堺へ驅付けしに、「此の少人數にて、足長に三州迄、爭で引取らるべき、一

向御自害とこそ思召し候へ」と有りし時、忠勝進出で、「仰の如く、本道は皆敵の中なり。さればとて、名將の故なく御自害あるべき事にもあらず。間道を經させ給ひ、夫より山越に伊勢路へ御懸りあらば、別儀候まじ」と申上ぐる。「然れども上方始めての者共計りなれば、如何して間道をば知るべき」と宣ふ。忠勝、「其段は某に御任せあるべし」と申しもあへず、其邊を走廻り、所の庄官一人を生捕來り、「己此殿の御案内申せ。惡しく導き奉らば、忽に打殺すべし」といひて、其者を引立て案内させ、清瀧まで出でさせ給ふ。此所にて彼の者、「是より先は存せず」と申すに付き、彼の者をば宥し遣し、又其邊の長を一人引立て來りて、間道の御案内申せと下知し、忠勝御先に立ちて、木津川に到らせ給ふ。此所にして薪船の只二艘見えけるを、招きぬれども、所ばぬ顔に居たりしを、己船寄せずんば仕樣こそあれと、鐵炮取つて打たむとす。船の者共大に驚き、早速船を漕ぎつくれば、則ち金銀を與へて、薪をば悉く流し棄て、君を始め、御供の人々を殘らず渡し、忠勝一人殘りて、其船の歸るを待ちて、打乘つて向の岸に著くと等しく、持ちたる鑓の石突を以て、船底を突破りて

ぞ過行きける。斯くて井出の里に懸り、玉水にして、又案内者を捉へ來りて、宇治田原に著かせ給ひ、是より先を尋ねさせ給ふに、「水口越は難所といひ、敵若し人數を置かば、如何に候」と申す。よりて多羅尾谷迄渡らせ給ふ。多羅尾の何某大に喜び、我が館へ入奉らむと申上ぐる。酒井以下之を疑ひ、「敵國の間なれば、人の心計り難し。如何に候」と申しけるに、忠勝又進出で、「堺を出でしより今日に到り、上下既に腰兵糧の外用意なし。至極難儀の時に候。多羅尾若し逆心あらば、彼の家へ入らせ給はずとも、逃し奉るべからず。然れば斯く疲れたる者共の、思ふ樣には働き難かるべし。所詮多羅尾が馳走に任せられ、一向御腰を懸けられ、人馬の息をも休められ、萬一多羅尾振合惡しく候はゞ、某召捕へて如何樣とも仕るべし。御氣遣なく入らせ給へ」と申せば、「尤なり」との仰にて、彼の家に入らせ給へば、多羅尾無二の志を盡して、上下の疲を慰ひにけり。之によりて多羅尾には御刀を下され、夫より伊賀越をなさる。此時服部半藏が支配の甲賀の者共、己が類族を數多語らひ來りて、君を供奉し、恙なく伊勢浦へ著かせ給ひ、是より御船に召され、參州へ御歸陣あり

家康忠勝を八幡宮に比す

甲州勢平八郎を恐れて遁ぐ

ける。されば此時穴山梅雪も、堺より遁れ歸りしかども、道にて野武士共に殺されたり。大神君は忠勝が計らひにて、所々の庄官・村老を人質に召捕へて、其親類一族を驅催して、案内者に追立てしかば、野武士の難儀もなく、靜に間道を經させ給ひ、其人を免し歸さるゝ時は、多く金銀を與へ給ふ故、其先々の者は、爭ひ來りて忠節を勵みけるとかや。御歸國の後、此節の御艱難を仰出され、「其時八幡宮の所現ありしを、皆共は拜したるかと仰せけるに、酒井・植村を始め、「拜し申さず候。君には御所現を蒙らせ給ひしにや」と申す時、「さればよ。本多平八こそ直に八幡宮よ。渠が神策によりて、恙なく歸國したり」との上意なりき。小牧山にても、太閤數萬の人數を何とも思はず合戰を仕懸けたるなど、人間業とは見えず。天正の初、甲州山縣が大軍にて天龍近く働く時、徳川家の御人數少ければ、天龍川を總越に打入りて引取りけるに、平八郎忠勝殿して、只一騎後より乘入れて游がする所へ、後より山縣が先勢百騎計り追來るを見ると等しく、河中より取つて返しける。其勢龍神の波を蹴立つるが如く、以の外烈しければ、甲兵すは例の本多よ。平八郎よといひて、悉

忠勝の奥意

く逃げたりけり。追ふ者なければ、又打入りて、心静に向の岸へ打上りぬ。大河を乘越すに、中流にして引返す事は成り難き者なるを、平八郎の働兎角筆舌の及ぶ所にあらず。天正十八年、小田原より太閤歸陣の時、奥州の佐藤忠信が兜の鉢を捧ぐる者あり。太閤之を旗本には給はらずして、本多忠勝が總州に居たるを、大神君に仰せて之を召され、宇都宮の御旅館にして、此冑を平八郎に給ふ。「今天下に英雄多しと雖も、佐藤忠信が冑を著んずる者、汝ならではなければ、取らするなり」と仰せけり。忠信は聞ゆる勇士なるに、秀吉公の今の仰、武門の譽なれば、人々羨み思ひけるに、忠勝更に喜べる色なし。「如何にや。大勢の内にて、貴殿を擇み給はりたるは、誠に後世の名譽なるに、さのみ悦ばざるは不審なり」と、口々に申せし時、忠勝「否とよ。忠信が武勇にあやかるには及ばず。我れ嘗て渠が武邊を羨まず。殊に忠信は六位の士にて、我は既に渠が主君と尊む義經と同じき五位の諸大夫なり。忠信が兜より、我が代々の廣田の兜こそ祕藏なれ」といひしとかや。なほ奥意あるべし。其頃石川伯耆守數正が類に、太閤恩賞を以て、德川家歷々の諸將を招かむ

とし給ふ底意を、忠勝之を知りて斯くはいひたるならむ。されぱこそ、廣田の冑をば嫡子美濃守に傳へ、忠信が冑をば二男忠朝に取らせけるに、忠朝も如何思ひけむ、緒も付けずして差置きけるとかや。忠勝桑名城を拜領して、本丸の濠をば腰切に埋めさせけり。是は海岸に築出したる城なれば、石垣の際へ寄せ來るをば、下矢に射させむとの事なりとか。子息美濃守、未だ平八郎といひし時、二男内記忠朝と倶に、槍の稽古ありければ、父忠勝申されけるは、「我が若かりし時は、小身なりし故、槍の働き第一と心掛けたり。今は御厚恩を以て大身になりたれば、人數を取廻す采配の取り樣と備立等、總べて大將の知らで叶はざる道をこそ、專一に學ぶべけれ。然れども槍の稽古を止めよと謂ふにはあらず。時節相應に主とするところを、專に勵むべき事なり、」と誡めけるとかや。

忠勝二子を誡む

武野燭談第十一 終

武野燭談第十二

榊原式部大輔康政の事

家康の忠誠

榊原式部大輔康政の先祖は、伊勢仁木の餘流にして、累代武勇の名家たり。康政は東照宮に仕へ奉り、初の名は小平太といへり。所々戰場の御先手を承り、終に臆を取らず、尾州小牧山の御陣の節、秀吉公の不義を誹謗し、所々に札を立て、秀吉、織田家取立の臣として、其主君の君達に敵し、神戸三七信孝を亡し、今度又北畠殿に敵す、八逆罪の者なり。是に與する者、豈天罰なからむと書きて、諸人に見せける程に、秀吉大に怒り、「榊原小平太を生捕り來る者は、卑賤凡下を謂はず、千戶侯を以て之を稱すべし」と、諸將へ相觸れらる。康政は忠誠深く、石川伯耆守數正が、秀吉へ內通する事を早く察し、本多平八郎忠勝に此事を告げ、長久手へ兵を出し、秀吉

徳川諸將の任官は康政を初とす

を變はむとするを、制しけるとなり。其後秀吉公關白に成て京都におはす頃、信雄卿を以て、家康公と和睦し、殿下の妹を送つて、緣を結ばむとの事にて、其事相調ひ、三州より御結納を遣され、右の御使者に榊原小平太を遣さるべしとの所望なれば、家康公此由を宣ふ。康政畏まりて早速上京しけるに、秀吉公其夜康政が旅宿へ來り給ひ、「予今度の使節に汝を名指(なざ)して呼ぶ事、別儀にあらず。先年小牧山對陣の時、秀吉を誹謗して、高札を立てたる憎さ、汝が首を一目見む事を願ひしに、今徳川家と緣を結ぶに至つて、其方が忠誠を、一入(ひとしほ)感じ思ふなり。誠に武臣の實義汝にあり。我れ此段を直にいはむため計りに呼寄せたり。但し予が妹を遣す結納持參の使者無官にては如何なり」と、宣ひて、則ち奏達あり。從五位下式部大輔に敍任せらる。總じて徳川家の諸將の官名、是迄は多く僭したる名なりしが、此榊原始めて式部大輔の位記口宣等を受領したり。秀吉公よりの饗應最も善盡され、相伴にとて石川伯耆守數正が、先頃參州を出奔して、秀吉公に屬しけるを、十二萬石の大名として置かれしを、態(わざ)と馳走に出されけるに、康政始終石川に言語を通せず。其後御暇申し

○康政ノ館林十萬石ニ封ゼラレシハ小田原役後ナリ

て參州へ立歸りぬ。諸人康政が節操を感す。康政は大須賀五郎左衞門康高が壻にて男子多し。大須賀男子なき故、康政が二男を養子として其家を繼がしむ。是れ忠政といふ。此式部大輔は德川家天下御一統の時、館林十[衍カ]五萬石を給はり、御當家の御先手を承る者なり。

內藤修理亮淸成靑山大藏大輔幸成御勘氣の事
本多正信御機嫌を伺ふ事

本多佐渡守正信は、新將軍秀忠公の扶翼として江戶に附置かる。大御所樣より秀忠公へ、「御政道の事萬事佐渡守に御相談あるべし」との御事なりき。是によりて正信、江戶・駿府へ行通ひて、萬づ麗しく執行ひけり。或年大御所樣、常に渡らせ給ふ十金(とふがね)の御鷹場へ、冬枯の野鳥多く群居て、麥苗を大方啄(ついば)み盡す由、百姓共訴へけるを、靑山大藏大輔・內藤修理亮聞きて、尤も大御所樣の御場。とはいひながら、百姓共の難儀も如何なりとて、餌差共に下知して、御臺所御入用の鳥をぞ取らせけるに、餌差共

内藤清成青山幸成勘氣

正信の伺候により て家康の怒解く

其所のみならず、寺領・私領へ亂れ入りて、小鳥を差しける程に、土民共之を憤り、其後大御所樣渡らせ給ふ時、彼の土民共、態と御目に留る樣に網を張り係を仕懸け置きけるを、大御所御覽じ、大に御機嫌損じ、「如何なる痴者の仕業なるぞ」と、問はせ給ふ時、青山・内藤兩人が申付けたる由、言上しければ、大御所樣以の外御氣色にて、よも彼等兩人が心よりはすまじ。定めて將軍の下知にてこそあるらめ。父子の間ながら、予が占め置かせたる狩場を、斯く計らふ事はとて、殊の外なる御容體の由、江戸へ聞えければ、將軍家甚だ御難儀に思召し、先づ阿茶の局を以て御機嫌を伺ひ給ふに、御局御前へも召されざる由注進あれば、大樹殊に思ひ惱ませ給ひ、先づ青山・内藤兩人の役目を召上げられ、押籠めさせ給ひ、本多佐渡守に御相談あり。正信承り、「兎も角も某に御任せ候へ」と申上げて、十金の御鷹場へ赴き、本多佐渡守こそ、御機嫌伺ひに罷越し候と、御耳に達しければ、則ち召出され、寒氣の節大儀に思召すの由上意にて、扨何事によつて、此所へは來りけるぞと仰の時、佐渡守申しけるは、「某儀多年御膝元にて、御心易く召仕はれ候ところ、何の御咎にか、江戸へ附けさせ

られ、終には切腹をも仰付けらるべし。只今年老い明日をも知らざる身に候へば、あはれ、駿府へ召還され下され候樣、御願の爲め參上候」と申上ぐる。大御所樣聞召され「さるにても今改めて、など斯くは申すぞ」と、尋ねさせ給へば、正信承り、「さればよ、新將軍家の御前を恐れさせ給ふ事、いふ計りもなく候。此度も御鷹野の內御機嫌樣にと、念じ思召さるゝをば、何をも知らぬ百姓共が係の事につき、惡樣に申しなして、御不審の沙汰に驚かせ給ひ、科なき內藤・青山等の御用人をも追籠め置かれ候て、御機嫌の模樣を以て、急度仰付けらるべしとの儀を、某に御相談候なり。御父子の御間柄にて、御鷹場へ係さゝせたりとて、內藤・青山等が私の用事にて遣ひたるにてもなし。殊に此事將軍家へ上達して、申付けしにもあらず 然るに斯かる纔なる事にさへ、以の外なる御機嫌の由、每事諫め奉る某を、串さしにやせさせ給はんと、怖しく侍る旨」申しければ、大御所樣忽に御心解けて、「扨は將軍左樣にこそ思召さるゝよな。其者共免すべし。此上とても將軍家の事、彌〻其方を賴み思召さるるぞ」との仰を承りて、正信喜んで立歸り、右の趣申上げ、內藤・青山をも閉門免され

ながら、其時より營中へは召さゞりける。

眞田表の事

本多佐渡守忠言の事

關ヶ原御合戰搦手は、兼ねて江戸中納言秀忠公承らせ給ひしに、信州の先手眞田安房守が支へ申したるに、御取合ありて、御手間取りしにぞ、御遲參にて御手に合はせ給はず。是によりて內府樣御機嫌宜しからず、暫く御對面なかりしを、是れ又佐渡守御前へ出で、如何申上げたりけん、御父子の間、常に變らざれば、人皆之を感ず。されば眞田表にて働きたりといふは、中山勘解由・太田善太夫・朝倉藤十郎・御子上典膳後小野次郎右衞門と號す・辻太郎助後忠兵衞と號す・戶田半平・齋藤久右衞門なり。右七人の內にも太田善太夫申しけるは、「我々敵を城中へ追込め候時、後陣だに續き候はゞ」と云はせもはてず、佐渡守脇差に手を懸け、「御前より御尋ねもなきものをいはすれば、十方もなき事を申すぞ。罷立て」と追退け、其後、「眞田表にて御軍法を破り、拔駈したる者

正信の忠言

共に、切腹申付け候はむ」と、申上ぐれば、秀忠公尤もとの上意を聞くと等しく、七人の者共逐電しける。其後さのみ御悄しみもあらねば、召還されける。牧野右馬允父子、是れ又御軍法を破りしとの科にて、御勘氣を蒙りけり。大久保相模守・酒井宮内大輔・本多美濃守三人の御旗奉行の家人共拔駈したる罪を申立て、切腹申付けさせたるも、佐渡守が指圖しけるを以てなり。されば此度眞田表の事、内府樣御耳へは、御家人共御軍法を破りたる故と申上げ、斯く御利運の上なれば、御父子の御間滯り候は如何に候と申上げたるにや。兎にも角にも、内府樣合體の良臣なりと、其世の人々感心しけるとかや。

本多上野介正純の事

用ふる時は鷹も帝の拳を蹈まへ、用ひざれば虎も鼠に同じき譬、古今其類多し。されば本多正信が嫡子上野介正純は、大御所樣の寵臣にて、駿府にて諸事を司りしかば、諸侯の赴くところ、其行ふところ、皆是に當る。然るに元和二年大御所樣

驕慢によりて正純左遷せらる

他界ましく、先づ駿州久能山へ入れ奉り、夫より日光山へ御遷座までも、其勤怠らずして、誠に能く學べる人も恥づる程なり。されば、「駿府の金銀御寶ども、江戸へは取らせ給ふまじ。三家の方々へここそ配分すべし」と、將軍家御下知ましくけるにより、御寶物以下は御讓狀を夫々に認められ、各、之を渡し奉る。御貯金に於ては、殘して後の御用ありとて、久能の御藏へ運び入れさせけり。今に其御用金嗜み置かるゝとかや。其後上野介江戸へ召還され、御旨に叶ひ段々御加恩を給はり、根來法師百人に、伊賀組百人をも正純に預けられ、野州宇都宮の城主となる。然るに將軍家、日光御社參の砌、宇都宮は御成道なればとて、修復等丁寧に申付けける。此普請役を根來どもに申付けけるに、「我々普請役仕りたる事之なく候」といひて、下知を受けず。正純怒つて根來百人を殘らず成敗しけり。是れ驕の第一なり。元和八年日光御社參の節、宇都宮へ赴き、御儲の事品々仕りけるに、御旨に叶はざる事共多かりしにや。上野介奥州由利へ永く左遷せらる。されば伊賀組の與力・同心も、此時緣座に懸りて、稻毛の領地を召放され、數年浪人しけるが、其後召還され、御先

手になりけるとかや。

成瀬正成の智謀

成瀬隼人正正成智謀の事
九鬼長門守守隆の事

慶長五年關ヶ原の役に、九鬼長門守守隆は、關東供奉にて、小山の御陣に伺候しけるに、父大隅守嘉隆は、隱居の身として、石田三成に與し、海賊を集むる由告來りける程に、長門守を召籠めらるべしとありしに、成瀬隼人正御諫め申しけるは、「九鬼が謀叛計るに足らず候。其仔細は今度御供仕りたる上方勢、父子・兄弟相別れたる者多く候。然るに長門守一人を押籠められ候はん事如何に候。一向長門守に其旨を仰聞けられ、九鬼が領地へ遣され、彼が模樣を御覽ありて、蹈潰されむは、最易くこそ候へ」と、申しけるにぞ、則ち守隆を召され、委細仰聞けられ、早々志州へ馳上るべしと、御暇給はりけり。長門守畏まつて鳥羽へ赴きしが、思慮ありて父嘉隆に對面せず。自分は關東の御味方仕る由を言ひ送りける。大隅守には勢付かざれ

ば籠城叶はず、勢州神官の内に知人ありて、開き退きたりしを、大隅守が家司豐田五左衞門とかやいふ男、あへなく主人を害してけり。長門守如何にも口惜かりけん。流石子として父に對して敵し難き事を計り、勿論關東に背くべき心ならねば、卒爾に父子對面せず、引別れて立てし忠孝を、何とぞ申上げて、父の命を救はんとせし理は、眼前に見えたる事なるを、家司豐田が大逆にて、害せられし嘉隆が運命の程こそ是非なけれ。

九鬼守隆の苦衷

或云、九鬼大隅守、先年稻葉藏人と境論の事、内府樣御裁許あり。稻葉が理分勿論なる故、九鬼非分になりし事を恨思ひて、此度背きしと見えたり。又長門守領分に行きて、父子對面せざるは、謀あるに似たれども、却つて殃あり。如何にも對面して父を諫むるこそ孝子なれ。守隆控へて父に對面せざる故、大隅守力盡きて出城せしならずや。然れば知らずして害する罪、己に歸する理ならんか。又九鬼は德川家の譜代にもあらず、一旦旗下の大名なれば、運を兩端に見て、何れへと決定せざるにもあらず。父は上方に與し、子は關東に從ふ。此所は理の應ず

九鬼父子に對する批判

るところ、義の赴くところを以てなど、父を諫めて、關東に歸せしむるこそ肝要なるべけれ。父に對面せざる故、父を非義に陷るのみか、一命を失はせたるは、誤なり」といへり。

井伊直政の智謀　伊奈圖書の忠死
福島正則の雅意　井伊文琳の事

正則の使者切腹

慶長五年關ヶ原の役、關東御利運の上、猶も世上物騒しければ、所々に番所を置かれ、往來を改めらる。茲に羽柴左衞門大夫正則が方より、言上申す事ありて、使者を三井寺の御本陣へ奉りけるに、伊奈圖書が固め居たる番所を、理不盡に通らむとするを、通さずと諍ふ程に、番人共の持ちたる棒の當りしにや、彼使者以の外、怒りしかども、御用の使者なれば、其場を堪忍して通り、正則の口上を申上げ、御返事を承りて立歸り、其事濟みて後、途中斯樣々々の難儀に逢ひ、多勢の狼藉・不慮の恥辱を受け、一分立ち難く候へば、切腹仕るべき由を願ふ。正則聞届けて、不便には思へど

直政の智謀

も、其方心入を感ずる上は、望の通り切腹すべし。後は心易く思ふべし」伊奈圖書が首を取つて、弔ふべきぞ」といひければ、彼の者頓て切腹しける。則ち其首を持たせ、内府へ見參に入れ、御詫申すべしとて、三井寺指して急ぐ道にて、井伊直政が唐崎の陣所よりして、是も三井寺へと急ぎける道にして、正則に行逢ひけり。正則途中ながら直政に向ひ、件の仔細荒増云ひて、首を見せければ、直政少しも騒がず「其事ならば直政に任せ給へ。御本望に致すべし。御登山に及ばず」とて、道より正則を歸し、直政は急ぎ御陣所へ參り、縱々と申上ぐれば、内府様仰に「伊奈に於て少しも誤なし。往來を改めよと申付けたる下知に任せて、守り改むるところ、使者不肖に通らんとしたらん。然るを伊奈に對して其首を持たせ來りたりとて、伊奈に捨腹切らせんなどとは、思ひも寄らず」との仰の時、直政重ねて「彼の正則が爲體圖書を御助あらんには、卒爾を振舞はむ様子に見え候。御合戰御利運たれども、天下の人心未だ定まらず候。殊に御座所悪しく候へば、旁以て渠が望に任せたくこそ候へ」と、押返して申しければ「いやとよ、今度の合戰ともに、予が一大事と思ひし大合戰

秀忠正則の雅意を怒る

直政の苦諫

六度に及ぶ。其戰功に替ふるとも、科なき者を生害とては叶ふまじ」と、御氣色變へて仰出さる。直政尙も申上ぐるは、「只今の上意、伊奈が身に取りては如何計り有難き事に候。然れども御家運の御大事を思召され候へ。此度關ヶ原一番合戰の勝利・武者振を以て、正則武勇に誇る樣子に相見え候。只今にも此事叶ひ難き由に候はゞ、縱ひ一命を果すとも御恨み申すべし。然るに於ては太閤以來の舊友共、見繼ぐ者も之あるべし。又、大坂より之を幸に、毛利以下の者共兵を出す事もや候はむ。然ればゆゝしき御大事ならずや。相坂山へ人數を押上せ、三井寺の上より火を懸け攻入り候はゞ、やはか防留められ候はんや。大行は細謹を顧みずとかや承り候。是程に取りしかせ給ふところを、又候弓箭に及び候はゞ、何程か手間取り申すべし。近頃惜き事にて候」と再往、時を移し御諫め申しけるにぞ、漸く思召し直しけるにや、「然らば兵部宜しく計らふべし」との上意なりしかば、直政喜び、急ぎ伊奈圖書が陣所に赴き、上の思召、段々の意味合を委細に申聞かせ、「只今の切腹は戰場にて討死ありたるよりは、十倍の忠死、勇士の望む所にこそ候へ。御當家の御安危

伊奈圖書の忠死

は、只御邊の心にあり」と、勸めければ、圖書莞爾と笑ひて、「何事も御奉公なれば、何しに違背申すべき。御心易かるべし」とて、其座にて切腹す。直政涙ながら其首を持たせて、左衞門大夫が陣所に行向ふ道にて、福島が人數段々に押して、南の方へ行く。直政不審し、「是は誰人の御人數ぞや」と問ひけるに、羽柴左衞門大夫正則、山科へ陣替の由云ひける程に、直政あはやと思ひ、急ぎ膳所崎の正則が陣所に赴き、正則に對面し、圖書が首を見せ、內府樣の御口上を、宜しく取繕ひ申しけるにぞ、左衞門大夫大に喜び、「偏に兵部殿の御取なしと御厚恩申し盡し難く候。御前宜しく賴入り候」といひて、盃を出させける。其時兵部「何故山科へ陣替をば爲し給ふや」と尋ねければ、正則答へて、「さればとよ、此御訴訟斯樣に早速事濟み候はむとは、存懸なし。定めて御不審を蒙るべし。然らば此所には憚多く候間、遠所へ退き申すべき爲にこそ候へ」と、申しければ、直政聞きもあへず、「其儀然るべからず。物騷しからざる樣こそ、此節の肝要なれ。早々引返され候へ」と申しければ、正則「尤に候」とて、人數を引戾しけるにぞ、其夜の騷動は止みにけり。

直政の忠言に對する世人の批判

或說にいふ。「伊奈圖書が、番所を固めて、往來を改むるは君命なり。殊に一戰の後なり。如何にも嚴密に守るべきところなり。又正則が家人も謹みて聲を和げ、使者の趣詳に斷りたらんに、などか棒の穢あらむや。押して通らんとせば、彌〻吟味すべき事なり。只惜むらくは、關東の猛威を借りて、同心以下が、嵩に懸けて、諸侯伯の家來を見下す心から、此災を引出したるなるべし。正則が使者も亦彼の家風なれば、少しも怺ふまじ。仍つて口論に及びたりと見えたり。棒は非常を禁むるものなれば、侍に當つるものかは。同心以下を出して、守らしむるは騷動なからむ爲ならずや。其守人が亂を引出すは、頭たる與力等の謹なき故ならずや。内府公の上意は、誠に大將軍の金言誰か之を仰がざらんや。井伊が忠言は機を見て變に應ずるところにして、三寸の舌頭に三軍の騷動を鎭めたり。伊奈が切腹士の望むところなり。正則が解死人に圖書を乞請けたるは、最も上を犯す罪人なり。但し此時未だ内府公を、福島が主將とかしづかざる內なれば、斯く計らひけるにや。直政は能く時の宜しきを知る人なり」といへり。

永井直勝直政に意見す

其頃の事にや、內府樣より今度軍功ありし諸將へ御加增ありしに、井伊・本多に所替仰付けられ、御書付を給ふ。其御加增の少きをや、不足にや思ひけん、先づ拜領仕るまじき由を申して、折紙を返上し、思ひ捨てたる體にて退去し、毎度述懷申しけるを、永井右近大夫直勝聞兼ねて、直政に異見しけるは、「貴殿は德川家の功臣にて、一二の選にまします身の、左樣に祿を貪り給ふ事こそ心得ね。御加增の折紙を御拜領然るべし」とありければ、兵部聞もあへず、「永井其方などが存ぜられざる事なり。さまでの忠もなき與力一偏の大名共には、大國・大領を給はり、我々が參州以來粉骨を盡したる甲斐もなき、無益の奉公をば、恨むまじき事かは」と、猶以て心ゆかぬげに申しければ、右近大夫重ねて、「是は直政の仰とも、存ぜざる事に候。各々や我々の如き御譜代の輩は、如何樣に召仕はるればとて、何と御恨申上げらるべき。今度御味方申されたる諸大名は、他の恩祿を以て一家を立てし人々なり。此輩の加勢なくば、爭で此度の御一戰、御旗本の人數計りにて、鬼神の働ありとも、御利運覺束なし。されば國々の大名は公界なり、各々我々の如きは、御內證ぞかし。殊に御

直政非を悔いて永井に陳謝す

人數も多く預り給ふ上は、昔を思召せば御恩淺きとは申さるまじ。御邊御預の人數なくば、樊噲を欺き給ふとも、何程の働か之あらん」といへば、兵部大に腹を立て、「右近などが類の兵部と思はるゝか」と廣言す。永井嘲笑つて、「愚なりとよ、直政此右近にも、御邊程の人數を預けさせ給はゞ、などか貴殿に劣るべき。小身なれば、働き所存の通りには叶ひ難し。さ程理に暗からんとは存ぜず、年來申しかはしたるこそ口惜しけれ。此以後は不通なり」と、いひて立去りぬ。其後直政熟(つくづく)と此理を考へて、永井が申すところ、至極なりと心服しければ、忽ち我が非を悔み、功に誇るは義士のなさゞるところ、我れ愚にして、上より給はる所領を受けざる事勿體なしと、卽時に誤を改むるよりして、本多忠勝にも此理をいひ聞かせ、兩人御前へ出で、「以前不足申上げし所領拜領仕るべし」と申上げければ、內府樣、「尤もなり。能き了簡なり」との仰にて、又御咎めもなくして、折紙を給はりけり。夫より直に永井に對面し、「以前の過言面目なく候。貴殿は眞實の友なり。只今降參申すなり。相變らずこそ、申しかはし候はめ」とて、文琳の茶入を持參し、「此茶入は其所にも御存の如

直政家寳文琳の茶入を永井に贈る

く、我が家第一の祕藏、命に替へて存ずる物ながら、此度の厚情謝するに詞なく、せめての心ばせにとて、差出しければ、右近も兵部が心入の丁寧を感じ、「彌々相變らずこそ、候はむずれ。但し此文琳は、天下の重器ならずや。輙く申請け難し」とて、再三辭退に及びけれども、「兵部餘り據なき心底を見する印まで」と、混らに申すにぞ、永井の家に取傳へて、今にありとか。

武野燭談第十二終

武野燭談第十三

永井右近大夫直勝の事

永井直勝と安藤直次との交情

永井右近大夫直勝は、三州大濱村の社家長田平右衛門といふ者の一子とかや。其初、岡崎三郎信康君に仕へしが、信康君御生害の後、大神君へ奉仕す。長田は源家にて近く召仕はれし者なれども、不吉の苗字なれば、改むべき由仰付けられ、永井は先祖の苗字なりとて、永井傳八郎とぞ改めける。此傳八郎は勝れたる美童なりし故、安藤帶刀直次、未だ彦兵衛といひし時、傳八郎と兄弟の思ひをなして、深くゆゆしき友なりしにより、參州長久手の役にして、池田信輝入道勝入を、安藤彦兵衛突伏せて、一町程脇を通りける傳八郎を招寄せて、此首取つて高名にせよとて、勝入の短刀・笹の露といへる銘劒ともに傳八郎にぞ取らせける。永井此印を以て御旗本

へ引返しけるに、折節大神君首實檢の所なれば、「傳八郎は高名せしよな」と仰ありしに、「持參仕り候首は、安藤彥兵衞某に取つて御目に懸けよと申候間、持參仕り候。自分の働きには候はず」と、有體に申上ぐる。彥兵衞は之を知らず、池田紀伊守之介勝入の嫡男、を討取り、其首を披露す。此時彥兵衞申しけるは、「先刻池田勝入と見えたる武者を、若侍槍にて突伏せ、即時に討取つて候。其武者振り比類なく見え候が、忙しき中にて、誰とも承り屆けず候ひし」と、取なしけるにぞ、人々直勝が實義・彥兵衞が志をぞ感じける。上にも感じ思召して、傳八郎が高名にぞ定まりける。されば其後程經て、池田三左衞門尉輝政の宰相、大神君の御壻となられ、始めて德川家へ入來ありし時、老臣へ向ひ、「某が父勝入を、討取りたる永井傳八郎とやらん床しく候。面談申すべし。呼出され候へ」と、申されしかば、則ち傳八郎を呼出して披露しけるに、輝政の宰相直勝に挨拶ありて後、さて傳八郎身上は如何程にやと尋ねらる。老臣の内より、「千石申付けたる由、挨拶ありければ、輝政不興氣にて、「勝入が首には、殊の外小身にこそ」と申されけるにより、早速御加恩の沙汰ありしとかや。關ヶ原御

直勝幕府の機密に參與す

利運の後、早々傳八郎を細川幽齋へ遣され、公方家の法式を習ひ受けしめ給ふ程に、御當家御作法潤色の選にあひし人なりけり。大坂御陣の後有功を賞し、法に背けるを罪するに、永井が相組をば永井之を計らひけるに、一事も御旨に違ふ事なく、其後福島左衞門大夫正則御改易の時、備後國への上使をば、永井右近大夫ぞ承りける。最上源五郎身上破滅の時も、出羽の仕置仰付けられけるに、悉く思召の通りに執行ひけり。又本多上野介正純が猛威を振ひ、御勘氣を蒙り、奧州由利へ配せられ、羽州山形の城地上りし時も、右近大夫其事を司りたり。直勝の子永井信濃守尙政も、老臣輔佐の職を承りける。

福島左衞門大夫城地召上げらるゝ事
本多正信井伊直孝忠言の事

元和五年大相國公御上洛あり。伏見にして御仕置仰出されけり。最初に福島左衞門大夫正則が身上召上げらるべき事を仰出さる。是はかねぐ〵大御若御閉眼の

秀忠正則改易のことを諸臣にはかる

本多正信福島の罪を數ふ

祠御遺言なればなり。　されば大神君の御遺言なれども、「正則事當家に對して忠は見ゆれども、不忠の儀は見えず。　押へて改易せんも如何なり。　汝等承り置きし事もありや」と問はせ給ふ。（此御尋は、元和二年の事なりとぞ。五年には改易なり。）本多佐渡守正信老病を扶けて出仕しけるが、則ち申上ぐるは、「福島事は、御當家へ對し奉りて、第一の忠は、石田亂に御味方に伺候し、居城清洲を明けて、御陣所に奉り、岐阜城を攻め落し、扨御合戰の時には、一番に上方勢を切崩し候。　其勢を拔かざりし程に、關東全く御利運とはなりぬ。　さる程に、安藝・備後の兩州を下され候。　其後秀頼公二條の御城にて御參會の節も、大坂方無二に頼み給ひしは、一番に福島左衞門大夫、二番に加藤主計頭、三番に淺野左京大夫なりし。　此時左衞門大夫は虚病して出會はざる事は、御當家へ對して忠ある樣に候。　然れども正則は豐臣の同姓にて、秀頼公とは從弟の續とやらん申すに、不參の段頼母しからず。　加藤主計頭・淺野左京大夫兩人は、秀頼公の御供、歩行にて河邊より二條迄供奉せし事、太閤家の舊好を忘れず、而も、秀頼公の御側を少しも離れられず、御對面濟むと等しく、御饗應の御膳をも上らず、政所の

屋形迄歸御爲し申す迄、兩人が忠節頼母しき事を感じ思召してこそ、義直卿へは、淺野左京大夫が娘を以て御縁を結ばれ、頼宣卿へは、加藤主計頭が娘を以て縁談仰出され候。是れ兩人が正道を感ずる思召にして、努々彼等兩人が氣を御取りなさるゝにあらず。扨又左衞門大夫御當家へ御奉公仕るとは申せども、其人を見候へば、如何にも御改易なくては叶はぬ不仁者なり。先づ嫡子八助を牢に押籠め、穀を斷ち湯水を禁じて、飢渇に苦しみ辛苦さするを以て能しとして、終に殺したり。骨肉を分けたる子ながら、惡人なりと見て押籠むるならば、其儘にこそ之あるべきに、餓死せしむるなど、例なき惡人なり。是れ一つ。又藝州へ入國の時、乘船して船を出せと申すに付、船頭共日和惡しきとて、船待するを悸へず、兎角に出せと申す故、是は地嵐と申して、惡しき風なりと申すを、入部の門出に地が荒れて能きものか、不吉を申したるが憎きとて、忽ち彼の船頭を切殺し候。又備後は疊表名物なるに、是を外へ賣出したるが憎きとて、問屋以下商家の長を、自身槍にて突き殺し候。斯かる暴惡勝げて計ふべからず。是れ二つ。又家中の士、大小に寄らず少しも、我

が心に叶はざる事あれば、卽座に切殺し、或は切腹・追放などの無益の成敗數知れず、人恨み神怒る。斯くの如き者豈に罪せざらんや。是れ三つ。殊に飽くまで欲深き男にて、士民を虐げ金銀を聚斂し、其國の民のみか、他國より賣買に入來る商人・職人等迄、少しの事をも免さず、人を害する事甚しく、故に水に入り、首を縊り、自害する男女多しと。誠に士の恥を知りたるだに、死を恐れ戰場を逃ぐるもあるに、下民の至らざる者共さへ、生きて此苦をせんよりはと、死を思ふ樣なる守護を、其儘に差置かれんや。是れ四つ。又廣島の城は、毛利元就の居城にて、十州の領主たる時だに、僅六萬石の城取にてありしに、正則入部已後、普請結構して、將軍家の御在城に等し。是れ分限不相應の奢侈、第一に禁せらるべき科なり。是れ五つ。然ればば左衛門大夫一人を罪せらるゝは、多くの人民を救はせ給ふと申すものなり。されば、大神君の仰には、凡そ太平を心となす臣は、天下を謀り人を計り、格計つて、己を約にして、人の苦を救ふ工夫を、第一となすべきに、民の肉むらを取りて自己の樂とし、殺伐を好むは亂臣なり。亂臣は君の罪人なり。君と天とに違ふ者を、其

正則の城地を召上ぐ

儘に差置かむは、天下の主たる者の役を勤めざるなり。如何に我には功ありとても、多くの人の歎(なげき)には替へられずとの上意を承り候き」と、佐渡守申上げしが、程なく病死せり。其後渠が進退を試み給はむとの爲にか、元和三年の御上洛には、宰相に任ぜらる。是れ六月廿一日の事也。扨今年元和五年の御上洛には、左衞門大夫をば態と江戸に殘置かれ、六月九日に、安藝・備後兩國を、召上げらるゝとの科狀十八箇條を著せられ、上使は牧野駿河守・花房志摩守承る。今月初は津輕へとのことなりしが、遠所不便なりと思召し、越後の內と、信州川中島の內にして、四萬石の御扶助米を仰付けらる。此使者には村上新五左衞門と、市川茂右衞門承りぬ。さればさしも武勇逞しき福島なれども、此科狀一箇狀も、申開く事能はず、刃に血ぬらずして、終に信州へぞ赴きける。此時の事を、石谷將監(初の名は十藏、後に土入と號す。)物語ありしは、「福島事、御改易仰付けらるゝとも、彼の者武功といひ、心荒き者なれば、上意の通り御請は申すまじ。然れば此御使は、井伊・本多・榊原・酒井等の內こそ、然るべき事なれ」と、評議ありしに、井伊掃部頭直孝申されけるは、「抑〻戰國の時の御先をば幾度も

直孝の直言

相勤むるは、我々が役なり。此時は江戸御留守に殘らるゝ輩の規模なし。幸ひ此度の如き事は、御上洛の御留守を承り、江戸御城下に居ながらの御使は、御留守居衆の能き役なり。各、の察(さつし)の通り、正則よもすなほには肯(うけが)ふまじ。其程を知召(しろしめ)されむとならば、一向に此方より條々書を以て、科を著せられ、此儀に付きて、兩州を召上げられ、何方へ遣さるゝなり。此段御恨に存ぜば、廣島へ罷下り、旗を擧ぐるとも、亦當座屋敷に楯籠るとも、心次第に仕るべき旨仰出され、其時左衛門大夫むづかしく御受申さず候はゞ、外までもなく、掃部頭に仰付けらるべし。討取つて差上ぐべく候。まづ〳〵穩に仰遣されめや(る可くカ)」と申しければ、上にも實(げ)にもと思召し、牧野駿河守信成以下、上使を勤めにけり。其頃福島が屋敷は、今の增上寺近くなる愛宕の下なれば、愛宕山に石火矢を仕懸けさせ、すはともいはゞ打拉ぐべくこそ構へられしが、思ひの外物靜かにして、正則上意を蒙りければ、此趣を伏見へ達しぬれば、今度御供に召連れられし正則が家嫡備後守をも取籠められたり。さて藝州への上使には、安藤對馬守重信、城請取には、加藤左馬助嘉明・本多美濃守忠

政・森美作守忠明・松平阿波守忠英・生駒讃岐守正俊・松平宮内少輔忠雄・松平土佐守忠義に仰付けられ、若し不意の事もあらば、松平長門守秀就・堀尾山城守忠淸が人數をも差出すべしとの御內意ありしとかや。城番として、本丸は酒井宮內大輔家次、二丸は本多縫殿助康俊、實は酒井家次が從弟なり。三の丸は本多美濃守忠政と定められ、三原城へは永井右近大夫直勝、是等の大名廣島へ馳せ向ひしに、左衞門大夫家司共、氣味合をいひて、「主人正則判形到來仕る迄は、城を開き申す事は仕らず」といひて、諸將を引請け滯留致させけるとかや。

酒井備後守忠利大坂御陣御留守の事

同恩賞申行ふ事

酒井備後守忠利大坂夏御陣に、是非に御供仕るべしと進みしが、留守こそ殊に大事に思召せ。汝を差置かるれば、御安堵なりとの上意故に、力に及ばず、此度も亦御留守しけるが、さるにても御出陣每に御供せざる事をや含みけむ、大坂より御

酒井忠利の直言

歸陣にて、既に品川まで著御の御左右を聞くと等しく用意して、大手へ御馬入りければ、備後守は揩違ひて我が屋敷へ立歸り、引籠り居て御目見えせず。よりて、備後守は」と御尋ありければ、疑々の由を申上ぐる。將軍家打笑はせ給ふ。其後もなほ出仕せざりしが、今度大坂御供の人々へ、御恩賞の御沙汰ありければ、備後守罷出で申しけるは「御陣の御供は誰も望ましき事なれども、上意なれば殘るぞかし。御留守、堅固ならずんば、爭で心易く軍をもし、御利運を得給はむや。御留守に殘りし御旗本の面々の御番等の御吟味なくば、誰か勇み申すべき」と達て申上げける故、御聞屆ありて、各々御褒美の始めは、御留守勤仕の輩にて、夫より段々御恩賞ありける。漢の蕭何を高祖第一に稱せられし例ある事なり。されば此備後守嫡男讃岐守忠勝を御取立ありしかども、御禮をも申上げず。其後七萬石を領せし時、始めて有難き儀といふ詞を出して、悦べる色見えしとか。其代の人申しき。扨こそ讃岐守は部屋住にて七萬石、父の備後守は一生三萬石にて終りける。嫡孫後の備後守忠朝も、御旗本の支配して、其時の老臣一人・二人の指折の人なりしが、父忠勝見るところ

やありけむ、生得病身にもありし故にや、家督を繼ぎ得ず、末子修理大夫忠直に、讃岐守家督を讓りけり。忠直の子遠江守忠隆・其子靱負佐忠國、四位の階を下らず、武備の設嚴密にして家士を勵しける。下の情を能く考へて、譬へば中間・小者の食物とても、家司・頭人の輩、不時に出でて喰ひ試させけり。さる程に古法を以て潤色し、時の宜に隨ひ、顯職の家人に、媚諂ふ事なく、家風昔のまゝに執行はせける。人を謀る者は惡しく、仁を施す者は子孫榮ゆるといふ事、誠なるかな。

酒井家の家風

女御入內御用意の事
土井大炊頭利勝下知の事

東福門院御入內宣下ありければ、御調度以下の御設け御支度樣々なり。「近代女御入內の儀中絕せし故、將軍家の姬君女御に參り給ふ事、邂逅に珍しき事なれば、諸事古き嘉例を尋ねられ、丁寧を盡すべし」との御事なれば、一色と雖も、其結構云ふ計りなし。されば其價を役人共問ひて、之をゆり合せ、中分の方へ仰付けられむやと、頭

東福門院入內の用意

土井利勝の下知

人相議して、此御用の總奉行土井大炊頭へ申しければ、利勝頭を振つて、否とよ。各、丁簡違ひなり。至極丁寧此上の仕べき樣は之なく、價斯くの如し」と、申上ぐる。「細工人の、高き直段の方へ申付くべし。武將賴朝卿より以來、將軍家の姫君入内の例なし。將軍家の眉目、京都の御繁昌を思召さるゝ事なれば、丁寧を盡さるゝが、則ち天子を尊敬遊さるゝなり。其手間代に下さるゝ金銀は、天下の散錢にして、天下の金なり。海川へ流して棄て、異國へ渡すなどは國家の費なり。職人の申す旨に給はりてこそ民の潤にはなるべけれ。民の潤ふは上の寶なり。何ぞ物の價勘略すべき。職人は其價程に宛行ひて認むるものなれば、御損もあるべき事なれども、是は將軍家御晴の御道具なれば、隨分價に構はず念を入れられよ。金銀も藏にのみ入置いては石瓦も同じ。常に儉約にして、入るべき時・用ふべき時に、之を惜まず御用を辨ずるが、則ち金銀の用なり。此金銀外へも行かず、天下に押渡りて君の恩澤を蒙るなり」と下知せられしとかや。此女御入内ありて、其後にも立后ならせられ、程なく國母の院號を蒙らせ給ひ、東福門院とは申し奉りき。七十萬石を以て、

此女院の御入用に宛て置かれしとかや。

井上主計頭正就の事

豐島刑部の事

井上正就の素姓

平相國清盛は鳥羽院の皇胤、朝比奈三郎義秀は木曾義仲の子ながら、各々其母が後の夫を以て、父と稱する事、古今例（ためし）多き事なり。されば井上主計頭正就、父は井上半右衞門といひて、知行僅に百五十石を取りし人の子なりと雖も、實はさにあらず。半右衞門に長男あり、太左衞門といふ。此太左衞門が母身まかりて後、故こそありけめ。安部大藏大輔正就が妾の懷妊せしを、井上半右衞門後妻にして、程なく出産しけるが、是れ則ち井上主計頭なり。彼の後妻續いて筑後守正次を産む。よりて主計頭と筑後守とは一腹にして、別種の兄弟なり。則ち異父の苗字を稱して、實父の安部を名乘らず。清盛平氏を稱し、義秀が三浦を姓とするが如し。安部大藏大輔は徳川家老功の人にて、清康公の家司たりしが、其子彌七郎卒爾の働きして、

井上正就の平生

清康公を失ひ奉る。　然れども卿も父大藏大輔が知らざる事分明なれば、恙なく御奉公申せしが、我が子の主君を弑し奉りたる逆罪を悔い歎きて、大藏大輔は一生養子をせず、胤籠りし妾をさへ、人の方へ遣し、廣忠公・大神君御三代の老臣として、遂と苗字を斷絶しけるとかや。　此大藏大輔が實子たる今の主計頭が半九郎と申し時、召出されけるは、大相國能く右の仔細を知召しける故とかや。　さるによりて段々登用せられ、奉書・連判の列に加はり、顯職の人なれども、主計頭居間の程に「井上半右衞門子半九郎」と書付けて、朝暮之を見る樣にぞ構へられける。　されば主計頭常に心易き人には「井上半右衞門が子半九郎といふ事を、忘れざる樣にと心掛くるが、則ち御奉公なり、且つ家の祈禱ともなるぞかし。　石田治部少輔が、石田佐吉といふ事を忘れ、諸侯に奢り、大志を動してこそ亡びたれ。　只我が願には、此御恩を無にせぬ樣にとの、心掛のみなり」と、申されしとかや。　然るに寛永年中、豐島刑部に討たれし事、是亦時の運なるべし。　其頃島田越中守直行とて、一萬三千石も や領地しけむ。　大坂加番として、彼の地にありし時、此越中守妻に、「井上主計頭娘

豐島刑部井上正就を討取る

を」と、豐島刑部取持ち仲人して、事既に調ひけり。是によつて主計頭此事を伺ひけるに「御心當之ある間、無用なり」との仰なりしとかや。程なく主計頭娘をば、其頭の御出頭酒井山城守重澄に緣組仰付けられけるを、豐島刑部聞きて、「上より出でたる事をば知らずして、主計頭先約を變改し、我に一應の屆に及ばざるこそ、口惜しけれ。今程酒井山城守は、金森出雲守が一男ながら、當將軍家の出頭肩を並ぶる者なし。酒井讃岐守が子分に仰付けられ、苗字を改むる程の事なれば、時の振合にめでて、變改したるなり。又島田は外樣といひ、去る寬永五年堺の政所を勤めしかども、病氣にて御斷り申上げ、今年大坂加番に上りたる者なれば、旁〻以て嫌はれて、越中守一分を立てず、我も亦仲人したる詮もなし」と思ひ詰めて、大坂へも飛脚を立て、時日を究めて、寬永八年八月十日殿中にして主計頭を豐島刑部討取つて、我も卽座に討たれたり。將軍家大に御立腹あり。「營中にして老臣を斯かる狼藉、甚だ以て不敵者なり。向後の誡に急度仕置せよ」との仰なりし故、各〻相談の上「親類にも懸くべきや」との事なるを、酒井讃岐守頭を振つて申されけるは、「侍の意地

を立てんとするに、小身の輩大名に向つて勝負をせんと思ひ詰めたるに、途中にても、其宅にても、家人多ければ存分になし難かるべし。何時にても、各々我々に意趣を含む旗本の人々は、殿中こそ能き仕所なれ。侍の意地を立つるは、武家の贈く所なれば、殿中を穢したりとて、親類迄に懸けん事は、却つて後世の誹之あるべきか」とて、豊島が名跡を御改易にて濟みぬ。此例を以て綱吉公御代に、稲葉石見守正休が、貞享元年八月廿八日、執事堀田筑前守正俊を殺したるも、御改易にて止みぬ。

島田直時自ら死す

さる程に島田越中守直時は、大坂にて豊島が飛札を見ると等しく、八月十日同じく自害しけるを、家人共亂心と心得、取止めて刃物を取隱し、外科を招き腹の疵を療治させけるに、深からざれば、縫合はせて布にて卷き、養生の仕方をいひ含めて歸りぬ。然るに江戸にて豊島刑部、井上主計頭を討つて、我も即死せる由、聽えければ、越中守閑所へ行き、疵の上なる布を解き、切口へ手を押入れ、腸を引出し、足の指にからみて、うんといひて踏張りける程に、悉く切口破れて空しくなりぬ。是によつて島田も領地召上げられたり。年經て越中守が一男を召出され、後に甲

酒井重澄の最後

府清陽院殿の御家司に仰付けらる、島田淡路守といひしは是なり。扨又酒井山城守は其以後如何なる所存にや、病氣と稱して引込み居ながら、美女を集め不行跡多かりしかば、此事上聞に達し、以の外惜み思召し、水野日向守勝成に召預けられ、其頃山城守と兩輪の御出頭たりし堀田加賀守正盛は、段々登用せられて、佐倉十四萬石の城主となりしを、配所にて聽傳へ、口惜くや思ひけん、寛永十九年彼の地にして自害せり。年經て其子酒井權兵衛重照を召出され、二千俵を給はりぬ。權兵衛の子は今の酒井式部なり。

酒井山城守重澄出頭の事
酒井讚岐守御諫の事

家光重澄を愛す

家光公御壯年の頃、酒井山城守重澄御寵愛大方ならず。さればにや潛に山城守が宅へ夜行遊ばされけるを、酒井讚岐守忠勝が承り傳へて、熟と工夫を凝らして、「此事若し人の知りては、猶以て途中覺束なき事なり。殊に近來辻切等之ある最中な

酒井忠勝の苦諫

れば」と、忠勝御近習の輩にも知らせず、見え隱れに御供し、山城守が居宅の路次より入らせ給ふ、御後より慕ひ入りて、木陰に隱れ伏して、御歸を待ち、又見え隱れに御供して御城内へ入らせ給ふを見て、私宅へ歸る事每度なり。或夜寒氣甚しかりしに、御草履を懷に入れ置き、曉懸けて歸御を窺ひ知つて、彼の御草履を直して、其身は路次の外に出で、霜を踏み氷に寄りて歸御を待つ。其心遣ひ幾許ぞや。扨彼の御草履を召さるゝに、暖かなりしを不審に思召しながら、其夜は御歸り遊ばしける。其後も亦斯くの如くなれば、「是は山城が心遣ひにや」と、尋ねさせ給ふに、「聊以て御草履までの心付候はず」と申上ぐる。是より御心を付けさせ給ふに、讃岐守が絕えず御供仕るを知召して、忠勝に此事を謝し仰せられけるに、讃岐守畏つて「今御大切なる御身として、御一人の夜行、以の外なる凶事なり。斯かる御振舞を存ずる者候ひては、一大事の御儀に候へば、不肖に候へども、途中の警固仕りたるにて候。輕輕しき御行跡、如何樣とも御心に任せざる事や候ふべき」と、涙を流し申上ぐれば、家光公殊に恥ぢ思召して、同じく御落淚ましく〳〵、夫れよりして夜行を止らせ給

ひ、御城内夜陰の法式を定められけるとか。されば此山城守と堀田出羽守加賀守の事に、御茶を下されける時、堀田に先へ下され、次に山城守に下されければ、堀田は仰を守りて之を戴き、山城守へ渡す。重澄如何にや思ひけん、堀田が手より請取ると等しく、御手前の御替をも申上げずして、茶碗と共に、躙上りの石へ投付けて、打碎きけり。大樹は却つて打笑はせ給ひ、「山城が殊の外せきたるよ」との上意なりしとかや。彼の衛の彌子瑕が昔も斯くやと、勿體なくこそ思はれけれ。或時家光公、山城守に下されける御短册に、

　山賤の折掛垣の片思ひいくたびいふもこなたよりして

斯かる思召の山城守なれば、さしもの讃岐守、急度御諫め申し兼ねて、數日心を盡し、自然と思召し止る様に御計らひけり。

武野燭談第十三終

武野燭談第十四

青山伯耆守忠俊記憶の事

松平伊豆守批判の事

聞きたる事見たる事、何にても能く覺えて忘れざるは、其身の德にして、第一の寶なり。見ても覺えず、學問講習の筋を習ひても、忘れ果てゝは何の用にか立つべき。人と近付に成つても、一度計りにては其名も面も覺えざる類多し。記憶の强きは人の羨む事ぞかし。青山伯耆守忠俊は、勝れたる處こそあるらめ。旗本・小身の輩まで、一度其名を聞き其面を見ては能く覺えて、重ねて逢ひたる時は、必ず其名を呼んで挨拶せらる。故に伯耆守も物覺の能きを自稱ありしに、一座の輩も、「似せても成らざる事なれば、有りの儘に中々及ばざる事に候」と、會釋あれば、伯耆守重ね

青山忠俊記憶の法を説く

ていはく、「總じて物覺は、勤めてなる事に候よ」と、申さるゝにぞ、同席末座の人々口を揃へて、「稽古にて成る事に候はゞ習ひ申し度候」と、所望の時、伯耆守笑ひながら、「意地の奇麗なると、意地の汚きとにある事なり」との挨拶なれば、一座の人々、「是にては猶々心得がたく候」と、不審あれば、「さればとよ、御三家及び國持大名などは定めて覺え給ふらん。小身とて見侮り給ふ故、銘々に知り給はぬぞや。我等は末々までも人に替りなき處を考へて、平等に存ずる故に能く覺え候」とあれば、一座皆感じけるに、松平伊豆守信綱其頃は未だ無官にて若輩なれば、遙か末座に在つて物をいはず。伯耆守挨拶を、更に感心したる體にもあらず聽き居たるを、流石の青山にて、

松平信綱の批評

信綱を見遣りて、「如何にや、夫れなる小癪仁(としやくにん)は如何思はるゝぞ」と尋ねられしに、「我等は思召と違ひ申したる了簡故、感じ申す處まで參り候はず」といふ。「然らば御邊のおもはく聞きたし」とて、耳を澄まして居らるれば、信綱少し進み出で、「日月をば定めて知らるべし。其外の星の名、座列共に悉く覺え給ふにや」と尋ぬ。忠俊聞きて、「中(なか)で總ての星の名を覺へ知らるべき、天文の家にてだに、細かなる星をば粟三

餅の[illegible]などある由申せ。 夫れ人は[illegible]ならず。 而として其者を知らるべけんや」とありけるを聞召て、[illegible]なる者も、御三家は勿論、[illegible]、日月星辰の如く覺ゆるに便りあり。小身者は[illegible]べく、[illegible]、常で覺えらるべき。 作州伯耆守殿の様に記憶[illegible]、何と仰せられても、我意地の清濁には因るまじき事に候」と申すにぞ、さしもの伯耆守閉口せられしとなり。 然れども、物を覺ゆるは少しは得もある事とか。

井伊掃部頭直孝入部仕置の事

儉約と簡略とは似たる様なるものゝ、又大なる違ひある事なり。凡そ物事約かに奢を止めて、禮儀・法度の外に無益なる費をせぬ様にと愼むを、和漢是を善道と申すとかや。簡略といふは、行ふべき禮節をも略し、與ふべき賞をも控へ、分限・格式にも拘らず。混ら事を省くを以て是と爲す。是も奢侈・放逸なる猥りなる家に比

岡本半助直孝に說く

ぶれば、然るべきか。大人・君子のなす簡略は道に叶ふ。小人・賊子のなす簡略は、却て下を虐げ家を破る。如何となれば、聚斂甚だしきが故なり。井伊家は代々質素にして驕る事なく、家中・領分とも儉約を第一とし、武備嚴重なり。古きを改むる事なく、家聲を鳴らすは其始めの仕置宜しきが故なり。掃部頭直孝江州彦根へ入部せんとせられし時、岡本半助といへる勇功の者、掃部頭を諫めて曰く、「凡そ法令多き時は罪人多し。故に人恐れて親まず。制禁少き時は犯す者なければ、國靜かにして民懷く。此度大變の後にして、太平の始めなれば、殿の入部に是を第一に思召すべし」といへり。扨直孝所知入の節、在國の家司以下、武邊場數老功の者、若輩は元より、今日を晴と出立ち迎に出でける時、掃部頭木綿の胴服・同袷などを重ねて用意し持たせたるを取出させ、家司・物頭を始め、夫々に之を與へて申されけるは、「昔は具足をのみ著して、斯かる身廣き物は著ざりしに、今は天下靜謐なれば、是を著して寛寛と休息すべし」となり。されば綺羅を盡して出立ちし者共、主人の思はく存の外なれば、何れも自己を顧みて面々に儉約を守りける。其後家中何某とかや、家居

直孝武備の嗜みあるものに加増す

見苦しけれども、武の嗜みよき男にて、馬の逍遙して居たるところへ、掃部頭乘入れて、「身上何程ぞ」と問ふに、「百五十石」といへり。此者家居は構はねども、武具・馬具は麗しく、一騎の出立爽(さはやか)かにして、心掛ある志を感じ、即座に一倍の加恩を與へて、「當時山崎甲斐守が家中の樣に、家居計り結構して、自然の時、家は馬鞍に成るまじ」とありし故、屋造等迄を儉せし者も、是より武備を第一として、奢侈を互に制しけるとか。されば掃部頭江戸屋敷に、乘馬の外に小荷駄をも百匹宛飼立ちて、一匹缺くれば一匹を飼足して、日光御登山・御上洛、都て事の急を滯らざる樣にと支度ありける。家光公御代、家綱公八歲の四月上旬、始めて日光御參詣の道中かとよ、井伊中將計りは、別に椀飯を持せず。黒米飯を其儘に食して供奉せられける。其時の人見たる事よ。されば此家中には、勝れて大身なく、大體二百石位の戰士を多く召仕(やしな)ひ、指物に面々の姓名を記(しる)させて、武勇を専一にぞ守りける。大神君の御鷹狩、品川にしては蛤、八王子邊にしては芋・蕨樣の物を召上られ、「身をつみて人の心を知れ」との上意を、掃部頭專一に尊信しけるとか。

土井大炊頭評定席の事

御本丸にして御隱密の事御相談之ある時は、其昔は大方御數寄屋なりしに、土井大炊頭發明にて、千疊敷の眞中へ將軍家を出御なし奉り、四方の金唐紙どもを取拂はせ、少しも隱れなき樣に見渡しける程に、誰あつて其邊立廻る者なくして、事洩れざりしとぞ、古き人の申しき。

土井利勝堀田加賀守に目附役相傳の事

堀田加賀守段々立身し、大身に仰付けられし頃、正盛土井大炊頭利勝の家に行向ひて、「小身の我等段々御取立にて、斯く大身の數に入り、家人も多く召抱へ候。夫れに付き目附役・横目役等申付くべき人品は、如何樣の人柄の者然るべく思召され候ぞ。賢慮を承りたく存じ是迄參り候」と、まめやかに尋ねられければ、利勝聞きて、「夫れは先づ能き事に心付かれ候。役に付きての人柄の吟味尤の事なり、就中目附などと

土井利勝の目附選擇法

申す者の人品、我等にまでの相談奥床敷こそ候へ。各々や我等は、御蔭を以て方々へ饗應に招かれ侍る。其膳部爽かにして切目正しく、折節の初物も食ひ甲斐ある樣に料理たる體、亭主の奔走嘸と思ふ處へ、勝手より人あつてそと知らせんに、鱠には蠅の穢れ入りたり、刺身には蚊なんど入りたりと申さんに、これ何の甲斐にならぬ事なれども、聞きては氣味合宜しからず。總じて人に疵なきは稀なり。されば其者の得たる事を見立て使ふべき事なり。酢や煎酒に蚊の入りたるまで、取り上げて悉く申立つる樣なる器量の者は、目附・横目には無用なり。さればとて砒霜石・斑猫など態と入りたるを、見隱にする樣なる律義過ぎたる男も、目附役にはならず。若し左樣の者あらんには、毒石・斑猫に同じければ、其兆を早く見知りて、注進する樣なる侍こそ實の目附に候ぞ。此大炊が家人に目附を申付くるには、譬へば人間の眼は横に切れたるが天より稟けたる處なるを、是を物影より覗き、目をすがめなどして物を見んとする時は、眞直に見るとは違ひて見損じもあれば、只直に見たるを實とし、途中も脇目をせず。向ふ計り見ると思へと、申付け侍る」との挨拶なり

しとか。

堀田正盛喜多見久太夫をいひ詰むる事

堀田正盛殿中にて喫煙する者を咎めず

煙草は蠻草にして、我朝にては文祿の末に渡り初めける。されば火を以て之を吸ふ故に、一つは火を翫ぶ事常なり。之を好む者は、火の元をも忘るゝ事を嫌はれて、營中にては之を禁ぜられ、其法度を犯す者は必ず罪せらるゝ事なりし。堀田加賀守正盛殿中を通りける其後(あと)に附添ひて、正盛伯母壻なる喜多見久太夫、其時の御目附にして同廊下を通りけるに、御茶部屋の邊にて煙草を翫びけるにや、加賀守と御目附の通るを見て、戸を引寄せけれども、痛く煙らせける匂(にほひ)、遁ふべくもなき煙草の薫(かをり)なるを、久太夫聞咎めて、「是は正しく煙草なり」と呟(つぶや)きけるは、加賀守に聞かする樣に、繰返し〳〵「御法度の煙草の薫(かをり)心得難し」といひけるを、其程を行過ぎて正盛振り返り、「喜多見殿はいつより鼻附には仰付けられしぞ。御目附は目を用ふる御役ならずや」と、座興にして奥へ通られけるとか。

酒井忠勝駿河大納言殿を尊敬せざる事

酒井讃岐守忠勝を家光公へ附けさせ給ふ後、忠勝無二の忠臣と成つて、其器も亦人に超えたる故にてありけめ、當家良臣の第一に稱せられける。されば若年の時、三河國龍海寺の和尚に血脈を乞ひけるに、「釋家の法に、則道號戒號といふ事あり。忠勝は千萬人に超過せる器量あれば」とて、英傑の二字を許し、傑傳長英と戒師の附屬を受けたりし、誠に天下の英雄にして、彼の狄仁傑も爭で及ばんと云ひ傳ふる事は多き中にも、別して其頃勢猛(いきほひ)に罵る駿河大納言忠長卿を、始終恐るゝ氣色なかりしは、皆人の知れる事なり。往昔竹千代殿方・國千代殿方と御部屋相分れ、御連枝樣を竝べて住ませ給ふに、國千代殿は(忠長卿御事)大御臺所の御愛子に渡らせ給ふに、御發明又類(たぐひ)なく見えさせ給ふ故に、諸人多くは國千代殿を尊崇して、此御部屋へ奉る物も數々にして、竹千代君の御方は、何となく徒然にのみ渡らせ給ふ。仍て國千代殿奢らせ給ふ事いふ計りなし。譬へば家光公御疱瘡以外(もつてのほか)に渡らせ給ひ、今は限りと

酒井忠勝國千代の不弟を罵る

○慮外ハ失禮ノ義

膳椀を悩す最中に、國千代殿方にて之を聞き悦び合ひぬ。さる程に國千代殿、只今御膳召上がらるゝぞと、御臺所の方騒立ちて、家光公の御藥などはそこら掻き散らしけるを、讃岐守心ならず暫く見合せけるに、彌〻國千代殿の御膳部のみに掛り合ひけるを見て、大に腹を立て「今若君樣御疱瘡御大切に渡らせ給ひ、各〻堅唾を呑むに、御連枝の御身にて、何か悦ばせ給ふ事かあらん。此節斯かる御振舞こそ心得ね。其御膳上るな」と荒らかに罵り、御膳部を押下げさせける。若し御養生叶はせ給はずんば、即座に御供とこそ覺悟極めたりけん、短刀に浴衣を取添へ持たせける程の忠勝なれば、決然たる勢に恥ぢさせ給ひけるにや、國千代殿日頃の御荒儀・御氣隨も出でざりしとか。間もなく大相國御見舞として入らせ給ひしが、「讃岐守御先へ立つべし」との上意なり。忠勝、是は定めて、國千代殿への慮外に付御手討にこそ、元來覺悟の前なれば本望なりと、畏つて御先へ立ち、御寢所に入り奉りしに、其前より御疱瘡の色少し能くならせ給ひ、山を上る氣色に見えさせ給へば、大相國御覽じ悦ばせ給ひ、讃岐守に御言葉掛り、「彌〻大切に看病せよ」との上意にて歸御ありしが

此時忠勝御先へ立ちぬ。其後家光公御膚快ありける。是偏へに御嘉運にして、忠勝が忠烈狀仁儀も恥ぢぬべし。此程の事にや、福島左衛門大夫正則、忠勝が器量を感じ「今天下の武將・御旗本の英雄、貴殿にありと存ずるなり。慮外ながら我等が鹿の角の兜を進らせ候はん」と、星冑に鹿の角打ちたるを讃岐守に讓れり。されば大閤家の猛將にて、人の免したる男なれども、治國の風には叶はざる事を、忠勝知つて更に祕藏せず。子孫へも讓らず。寛文の初、牛込の山莊にして類燒しけるとかや。

さる程に寛永七八年の頃は、駿河大納言殿の御威勢尋常ならず。御奢侈の餘り、良からぬ思召立やありけん。大相國の御勘氣を蒙らせ給ひ、甲府へ蟄居まし〳〵、其後安藤右京進重長に預けられ給ひ、寛永十年の冬、遂に御腹召されにけり。御家臣の朝倉筑後守定正・其子越後守成正・鳥居土佐守成行・御乳母の輿津河内守重長に至るまで、皆切腹しけるとか。

森川出羽守重俊遺言の事

森川重俊殉死す

森川出羽守重俊、台徳院様薨御に付殉死する時、息伊賀守重友以下親類を招き集めて庭訓しけるは、「弓取の臆れは少しにても大事なる事ぞ。先年大相國御獨座ましまず時、御溜息を遊ばされたるを御次にて承り、是は天下の御大事にても出來りしかと、胸騷ぎせしが、其後御樣體を伺ひしに、眞田表の事はとの上意なりき。是式の事をさへ相國樣には御身の臆れの樣にこそ思召されけん。汝等構へて自餘の事は愚にても、武士道の規矩を外れ、御軍法を破る事などは、殊に不忠の第一ぞ」と遺言して後御供仕りたりき。此節家光公、「出羽守は如何に」と尋ねさせ給ひしに、殉死仕りたる由申上げければ、「よも生きては居られまじ。若し存へ居たらば能きものか」との上意なりしを、承りたる人々「是は興ある御詞かな。如何なる故にか」と不審しけるに、古き人のいひけるは「其事ならん、出羽守昔新將軍御幼少にて御いたづら遊ばさるゝ時、拳の障りし事ありしに、己れ覺えて居よとの御詞、御幼少ながら甚だ尖かりし。若し斯樣の事にもや」と批判す。

茶屋長以抜身の脇差を持てゐます

酒井雅樂頭忠世茶屋長以が脇差の鞘を見らるゝ事

何つの頃にかありけん、商家呉服所の茶屋長以、脇差を如何にも結構して差しけり。都べて町の者まで、其頭福有の餘り、身の分限を忘れて奢りけるにや。酒井雅樂頭忠世、御禮日に長以も登城して在りけるを見て招き寄せ、「汝が脇差を見せよ」とありし程に、畏つて差出すを、忠世其座にて拔いて見られ、「道具といひ拵といひ、天晴なる侍中にも斯程の脇差多くは有るまじ」と褒めながら、拔身のまゝにて長以に渡され、鞘は恰好見る處ありとて、奥の方へぞ持行かれける。さなきだに營中人多きに、御禮日にて出仕の面々さしつどひける中に、拔身の脇差に持てあつかひ、十徳の下に押隱しても、いとゞきら〳〵しく、一入目に立つべければ、御目附中の通らるる度に手を付きて、「只今斯樣々々の儀にて、雅樂頭殿鞘を留させ給ひて候。何卒其鞘給はり度候」と歎き申すと雖も、「雅樂頭殿の左樣ならんに、何とて此方より申さる

べき。定めて様子こそあらめ。待合はせよ」とのみ何れも挨拶して通らるゝ。既に御禮も始まり、段々退出ある内に、長以が拔身の脇差、我物ながら持あつかひて、心も心ならず。又御目附を賴み見るに、外の了簡なし。「雅樂頭殿の退出を待つて伺ひ申せ」といつて通らる。扨も未の刻に至つては、殘らず退出濟みぬれども、長以も立ちもやらず。今朝五つ時よりして身をひそめ居たる苦しさいふ計りなし。漸く人を賴み申入れけるに、「何と申す人に預置きたれば請取るべし」との事にて、其人を尋出して請取り退出しながら、長以思ひけるは、「町人の中にても、法體長袖の分として無益の奢りと、雅樂頭憎み思召して斯くはあるらめ」と、己を顧みて、其後は木作り付の短刀を、柄鞘の飾り計りにて差しにける。されば分に過ぎたる奢侈を、己と知る様には仕給ひける。

茶屋長以の素姓

此長以が先祖は、大神君への御奉公數々なる故、御用達の内一二の者に貟へらる。此長以家光公御部屋住の頃、御不自由なるを以て、春日局、長以に申してこそ、上柳・龜屋などと申す者の金銀までを御用には立てける。されば

將軍家光の厄落し

家光公御四十二の年の暮に、俗に厄落しと申す儀候へば、左樣にこそ遊ばさるべし

京江戸の衣裳競べ

との儀に付、御自筆に千石といふ目録を遊ばし、是を常盤橋に捨てられけるに、「此長以が拾ひてこそ、上様の御厄をば長以が受取り奉りたり」と壽き申上げける。之に依て其夜を過さず、淺草の御藏米千石を拜領しける。斯る不時の幸を得ても吝る事なく、上つ方へ召さるゝ時は、如何にも身を淸め、不淨所へ行くとても寒中も裸になりて往來し、衣服の穢れまでも忌みけるとか。斯かる者もあるに、商家の者共大名の眞似のしたさに、或は聖護院峯入の供をし、或は官家・高家より扶持を乞ひ、其家來と號して、槍を持たせ馬を牽かせける樣に、驕重疊して、京に難波屋十左衛門が女房、江戸にて石川六兵衛が女房など、奢の餘りに衣裳競べにとて、態々江戸より京都へ上りけるに、難波屋が女房此事を聞くと等しく、緋綸子に洛中の圖を縫はせて著たりけるに、江戸上りの石川が女房東山邊を徘徊する出立は、黑羽二重に南天の立木の染小袖を著たり。是は見合はするまでもなし、京の方こそ結構なれ。「何の衣裳競べぞ」と、例の京童云なやむに、彼小袖を能く〳〵見れば、南天の實に珊瑚珠を嵌らせて悉く縫付けさせたる底至りに、難波屋が負けしとなり。是れ

延寶の末の物語なり。綱吉公御代始に、此石川江戸御追放なり。是より町人と名付けたる分は、悉く力を奪はれ、衣類は絹紬の外堅く制禁せられけるに、京都は猶も華美重疊して、石垣茶屋といふは名こそこはゞしけれ、河原を見下し崖作にして、四壁金襴・純子を以て張り、床をば疊を止めて天鵞絨を以て包み、天井をば水晶を以てし、其上に水を湛へ置きて金魚を放ち、障子は硝子にて張り、珍膳・美味善盡したるに、美女是を配膳す。さる程に高位の人々、又はさらぬ富人、金銀次第の遊興放逸なりしを、稻葉美濃守正通所司代職の時、天和年中禁止せられけるとか。古へは長以が心持の商家多かりしとなり。貞享年中より全く町人の奢侈天下になくなりぬ。

土井大炊頭駿河大納言殿薩摩中納言遺恨和睦せしむる事

物の諍ひは下より起りて、其事主々の難儀に及ぶ、只嚴に有るべきは其家々の法式・

島津の野郎組忠長の唐犬を斬る

天下一統の條令、愼むべきは下々なり。今こそなけれ、昔は唐犬を飼はるゝ事、大名の役の樣にありし。駿河大納言殿唐犬多く牽かれしに、御先を拂はれし故、薩摩中納言家久の野郎組といふ侍畏つて居けるに、犬牽のいたづらに、彼唐犬を放掛けしに、元より逸物なれば一文字に喰掛りけるを、野郎士早く飛除きながら、刀を拔きて拂ひけるに、鼻づら掛けて切割つて、早速其場を立退きける。されば駿河殿の御威勢を借りて、輕き者迄肘を張りけるに、己が卒爾を押隱し、唐犬支配へ訴へけり。仍て薩摩守へ使を立て、「犬を斬りたる者給はるべし」となり。家久聞も敢へず、「唐犬は猪鹿を捉らすべき爲めにこそ牽かるべきに、家久が家來に犬を掛けらるゝ事其所謂なし。急に咬付きたらんに爭で愉ふべき、切りたるこそ尤なれ。御手前の犬牽をば御吟味なく、他の者を唐犬切りたり出せとは存じも寄らず、其者は歸り候へども、唐犬の代りには得こそ出すまじ」との返事なれば大納言殿よりは、「是非に請取るべし」と云募り、家久意地を立つるならば、江戸にて憚りあり。交代の節押付にせよやなどといかめしく云ひなやむ。島津も彌〻勘忍せず。すは事こそ破れんとせ

しを、土井大炊頭利勝之を聞きて、薩摩家を宥め、亞相家を異見して、さて薩摩守方へ行向ひ談じけるは「唐犬を放掛けたるは大納言殿知召したる事ならず。下の奴原が所爲なり。然るに御連枝へ對し斯樣の事を申し募らるゝは如何なり。京も田舍も昔も今も、下部こそ禍の基なれ。大納言殿に無事を盡されば、家久にも穩便こそ尤なれ。されども御連枝に對し對樣の禮儀にては如何なれば、犬放ちたるは犬牽の科にして、其犬に科なし。犬をば追放つても之あるべきに、刀汚しに切りたるは、島津殿の者の誤りなり。然れば雙方是を對稱して考ふれば、唐犬切られたるは亞相家の損なり。右申す如く御連枝の儀に侍れば、駿河殿の御館まで家久御參りあるべし。諸事は大炊頭に任せらるべし。則某御同道申すべし」とて、家久を伴ひ北の丸へ案內し、式臺まで薩摩中納言參られ候由を大炊頭へ申置きて、事濟みけるとか。

武野燭談第十四終

武野燭談第十五

土井大炊頭利勝庭訓の事
松平伊豆守信綱事

土井利勝信綱を武む

何れの頃にか、家老公未だ御年若にましします時、急に御座の間近く御座敷を造り替へらるべき由にて、御差圖を極められ、明日此御普請出來すべきや、隨分急がせよとの御事なり。松平伊豆守信綱之を承りける。此伊豆守は勝れて才發なる人なれば、此上意を承ると等しく、大工大勢召集め、其日より夜中掛けて御好みの如く造り出しける。白壁を附くべき所をば、奉書紙を以て張らせける。次の日御覽あつて、殊に御悅喜限なし。其頃の大老職は、土井大炊頭利勝なりしが、翌日登城して此事を聞き、「伊豆守は今旗本支配の内にて、智慧者などと人も申すと聞きしが、細かに心を配らざる故心得違ありとて、信綱を招き申されけるは、「凡そ天下を治むる人

には、物の成就すべき程を知らせ申すべき事ぞ。公方家の御威光には、一日の内に家數何程造り出されんも安かるべき事なり。然れども、若き殿に物每輕々しく御用を調へて御目に懸けざるものぞ。何事も仰次第に事調ふ物と計り思召す時は、御氣隨出で思召遣りなく、下の疲れともなり、無益の御費もある事ぞかし。以後を心得られよ」と申されけるとか。

板倉周防守重宗が盜賊穿鑿の事
酒井讃岐守忠勝金言の事

今は昔、豐島郡田畑村の與〈興カ〉樂寺へ盜賊多く押入つて、僧侶餘多斬殺し、靈寶・金銀等白浪の爲めに盜まれける。是江戶御城下遠からざる王子村御鷹場往還の前なれば、殊に御穿鑿ありしかども、申出づる者もなくて、今は囑託を以て御尋ありしかども、右の同類一人も出でざりける。其頃京都より板倉周防守重宗が參向しければ、老臣の內より、此惡黨共を搜し出すべき手立(てだて)如何あらんと問はれしに、以前より詮議の

板倉重宗の奇計

筋を一々に聞きて後、「某一つ手立致し見ん」とて、片器一枚を取寄せて、「囑託の黃金少分なれば申出で難く候。今一倍掛られば同類共の在家を指し申すべし」と、如何にも讀み能き樣平假名にて筆太に書認めて、彼囑託の傍に立添へ置かれしを、彼盜賊の張本人が見て、「さては同類の者の中より此札をば立てたるらん。然らば人に先をせられじ」と、其日を過さず廳所に出で同類を訴人しける故、一人も殘らず召捕られ、忽ち法に行はれける。其後酒井讚岐守忠勝が家にして物の失せたる事ありしに、色色詮議の上、囑託を掛けて訴人を待たれしかども、曾て知れざりしに、或者心付きて、潛に書付を以て、「先年與樂寺の盜人御穿鑿の時、板倉周防守殿此手段を以て盜賊を悉く召捕へられ候へば、今度も此の如くこそ致さめ」と申しければ、讚岐守之を聞きて、「いしくも心付きたるものかな、但し周防守などは如何樣にしても盜賊を尋出すを職分とするなり。我は今天下の大老職に居ながら、假初にも人を陷れて利を得るといふ事は、職の盜といふものなり。尋ねて知れざればとて、爭で僞りをば設けなさんや。所詮其囑託引くべし」と申されしとなり。

酒井空印松平伊豆守を叱らるゝ事

酒井空印信綱の輕擧を叱責す

寛文の初、京都より東福門院御所の御用ありとて、松平伊豆守信綱を召上せ給ひて、十餘箇條の御願之あり。是れ多くは叡心より出でしとかや。信綱則天奏に就て、右十箇條の御願叶ひ難き道理一々復奏し、關東へ言上に及ばず、悉く申し開きける。其理尤も明白なり。此發明又人もなし。伊豆守も一己の利口に慢ずるなんどいへり。其頃酒井讃岐守忠勝は、致仕して牛込の山莊に閑居し、空印と申しける。伊豆守歸府の後、牛込の山莊へ赴き、安否を訪ひ、「今度上京院中の沙汰に及び、女院御所御願の御書付共、一箇條宛成され難き道理を申正し候」と、物語りしけるに、空印聞居られしが、「豆州能く心得られよ。女院御所より態々京都へ召上さるゝは、御願の筋とは見えたり。右御用向仰出され、一々仰付けられ難き道理を、貴殿の才覺を以て申開かるゝ條、最も其理は明白なれども、女院御所の宣旨なれば、理非共に公方家へ伺ひ申さるべき事なり。當座に理非が見ゆればとて、輕々しく爭で復奏申され

たるぞ。「公方様御直に政務を聞召さるゝ時節、人も人に因るべけれ。當家御代々御尊敬ある女院御所よりの御所望なれば、苦しからざる事は一二箇條も其通りに申侍りてこそ尤もなれ。第一上を蔑如し奉る處、京都よりも、公方家に對し奉り如何思はるゝぞ」と難ぜられて、さしもの伊豆守赤面して立たれけるとか。榮印は其翌年卒去ありける。

松平伊豆守信綱頓智の事

松平信綱の頓才

正保の末、家綱公御元服あり。大納言に御轉任の刻、御廟參之あるに付、三家の卿殘らず供奉あるべき由仰出さるゝに依て、右上意の趣を老臣御白書院にして披露ありけるに、紀州大納言頼宣卿申させ給ふは、「上意の趣を畏り奉りぬ。是は各〻への相談なり。新大納言の供を大納言の仕る事苦しかるまじきや、有職の故實不案内故に承るなり」と、六箇敷く仰懸けられけるにぞ、流石の執事以下返答無く居られしを、伊豆早速に挨拶ありけるは、「公方家今日の御拜賀御喜悅の餘り、御三家にも御同道

あるべしとの思召にこそ」と申され、首尾能く御社參は濟みける。供奉と同道は言葉の綾なり。扈從の公卿、著座の公卿・豫參社參など申す品々、是より後仰出され、江戸にしても下々まで是を知る事には成りにける。又昔「二の丸御坪の内なる大石を、一つ二つ取除けさせよ」との上意なりしに、數百人にても動かし難き石共なれば、御家は作り込められたり、人足の働き如何にすとも叶ひ難きに究まり、役人共此旨を申立つれば、伊豆守聞きも敢へず、「其石の近所を、石の入るべき程を計つて土を掘り穿ちて、其穴へ石を轉倒して入れよ。其土を運び捨つるには、手間取る事はあるまじ」と下知しければ、其通にて早速思召に叶ひたり。此格を末に聞傳へて、箱根樫の木坂の巨石共の。往來の爲めに難儀なるを、或は掘埋め、又は頭を研りなどしけるとか。又或る年御城廻の小鷹狩遊ばさるゝに、和田倉橋の邊へ成らせらるゝ事ありしに、御堀に水鳥の數多浮みしを、「追立てさせよ」との上意なりしが、其頃は今と違ひ、大名小路にも砂利・小石などなければ、礫に打つべき石もなかりしに、松平伊豆守御旗本支配にして、御小性組・御番衆預り供奉しけるに、今の八重洲河岸火消屋敷邊ま

では悉く市店なりけるに、伊豆守金子百疋取出して、彼市店なる蛤を取寄せ、是こそ能き礫なれとて投げさせにける。「其後大名長屋脇に積石を設け置く事に、御堀廻の御用意なり」と古き人は申しける。又朝鮮の馬乘を將軍家始めて御上覽あるべき旨俄に仰出されけるに、八重洲河岸に馬場を掛けらる。明日の程に土手を築き候はん事如何仕るべきとありしに、伊豆守下知あり、町中の籠作(かごつくり)に仰せて、長さ一丈計りに、高さは馬場土手の程を以て數千拵へさせ、是を段々に並べて、其籠の上に芝を伏せさせける程に、忽に馬場出來せり。其後又此所にして曲馬を御覽あるべき由なりしに、今度は土俵を大八車に積んで引付け來り、段々に積重ね、壁土を以て土藏の如く塗立て、其上に芝を付けさせける。南北二町餘の所を、左右一夜の程に構へけるとか。是は戸田山城守忠昌の下知なり。

酒井忠勝京極家と鳥居家と關原亂の籠城戰功論の事

酒井忠勝京極家の功勞を主張す

出雲少將京極若狹守忠高卒去の時、實子なければ領國を除かるべき事、其頃の條令なれば、忠高城地召上げらるべき事なりしに、彼家は數代の名家なれば、惜み思召して、忠高の甥と披露し、京極大輔高知を彼家相續として、本領なれば大津にて六萬石を付けらるべき由に御沙汰ある頃、井伊掃部頭直孝申されけるは、「高極家と鳥居家とは慶長五年關ヶ原の役に籠城せし人々なり。然るに一人は城を守つて討死し、一人は城を開いて立退きたり。然れども京極家は百年を重ねたる名家なればとて、其子孫には出雲・隱岐廿四萬石を下されたり。鳥居家は當家御譜代といひ、伏見にての節死といひ、旁以て其忠義を思召して、元和八年羽州最上にて廿四萬石を給はりたり。然るに鳥居伊賀守忠恒早世して子なき故に、さる寬永十三年かとよ、其苗字計りを殘され、忠恒が弟主膳正忠春に三萬二千石を下されき。然るに京極刑部に六萬石過ぎたるにあらずや」となり。人々直孝の理に信服しけるに、酒井讃岐守聞きて、「掃部頭申さるゝ通り、大津・伏見の籠城の功、鳥居が討死したるも、京極が城を開き渡したるも、其功勝劣なし。如何となれば、高知大津に楯籠りたれば、上方勢二萬餘り

關ヶ原へ出張せず。然れば二萬の敵を高知一人にて支へたるなり。殊に其家を以て吟味すれば、鳥居は三河侍譜代、京極は御當家同列の大名なり。我々如きは子孫如何樣に召使はれ、領知殘らず召上げられ、御扶助米にて召使はるゝとても、何とか申上ぐべき。異議を申上げざる處が御譜代第一の愼みなり。父祖の功を思召すが故に、鳥居彥右衞門が本領の高程を主膳に給はりたり。京極家も一旦御味方申して、始終志を飜さず。之を以て見れば、大津の祿六萬石は彼家の本領にして、御當家の御恩にあらず。只今本領の高を以て京極家を立てさせ給ふは、當家の御恩賞なり。御譜代と諸侯との次第を誰か批判申すべき」とありしかば、是亦尤なりと評議一同して、上達の上にて讃岐守が申せし如く六萬石を給はり、播州龍野の領主に仰付けられ、其後萬治年中讃州丸龜の城地給はりにける。

伏見騷動の事

井伊掃部頭直政の事

東照宮伏見御在城の時、或夜潛に御館にて沙汰しけるは、今夜大坂より我君に御生害を勸め申すと囁きける。上にも之を聞召し、井伊直政を召されけるに居らず。一時計過ぎて外より馬を早めて馳歸り、則御前へ出づれば、「汝は夜中何方へ參りたるぞ」と御尋ありければ、直政申しけるは、「されば今暮方より、御屋形にて何となく怪しき儀を囁き候故、不審に存じ、外を承りに罷出候。流石に殿程の御弓取を、大坂より御生害を勸めらるゝに、何ぞ只や大方の事にて御座ある可けんや。萬一此儀實となららんには、京・伏見に參勤の大名・小名・御館廻り其外辻々・所々に押寄せ申すべしと存じ、御屋形の近邊は申すに及ばず、近鄕までも少しも心元なき方をば見廻り候に、成程道の程も靜に怪しき事御座なく候」と申上ぐるにぞ、御館の騷動忽ちに靜まりける。同日江戸にして取沙汰しけるも、伏見にして内府公御生害ありたりと云ふ程こそあれ。江戸を立つて我人增しに京都へ馳登る。されば其日未の刻より申の刻までの間に、追々打立ちけるに、伏見へ著きしには遲速あつて、早きは三日、遲きは五日なりき。勢田の橋晝夜三日が間、内府の御人數引きもきらず。さて各、御目見

井伊直政の素姓

申しけるに、「汝等何故に上りたるぞ」と御尋ありしに、碇々の由申上ぐれば、「何者が左樣の事を申觸らしけん。心易く思ふべし。寛々と休息し、上方初ての者どもは、京・伏見をも見物して下るべし」とぞ仰せける。是のみならず、太閤薨去の御披露あると等しく、順禮に出でける關東の百姓御領分の民聞傳へに、我も〳〵と伏見の御館へ馳參りしとなり。是大神君の神恩に歸伏したる故なり。されば井伊直政が先祖は、源三位賴政の郎等井伊半彌太が末にて、新田義興の矢口の渡りに供せし井伊彈正が子孫なり。遠州井伊の鄕を數代領して、源氏重代の家臣なり。中古今川家に屬し、氏眞代に直政が父井伊肥後直親讒言せられて亡びぬ。其頃直政は僅に二歲なりしを、母懷にして遁れ出で、遠州に到り、所緣あつて松平源次郎乘政に再嫁し、繼父の養育にて成長しけるを、大神君へ召出され、本姓に返され、井伊萬千代とぞ召されける。天正十三年大神君初て御上洛の時、秀吉公より質として大政所を三州へ送り給ひしを、則直政に召預けらる。直政之を承つて、大政所を入れ參らせたる家の四方に、萱を山の如く積上げたり。是は斯くと上方へ聞えなば、我君恙なく御

歸城あるべしとの設なりとぞ。さて御和睦相濟み、大神君御歸國の後、大政所を送り返し給ふ。大政所秀吉公への御物語に、「直政とやらん我を炙り殺さんと支度したり。憎き男奴かな」と恨み給ふを、秀吉公聞召して、「天晴れ徳川殿は能き家人を持たれたる者かな。井伊が如きは實の忠臣なり」と稱美ありとかや。

酒井忠勝重昌の適任なるを主張す

板倉內膳正重昌島原表軍監の事 酒井忠勝一言の事 大久保彦左衞門忠敎批判の事

寛永十四年肥前國島原にて切支丹宗門の徒一揆を起せし時、江戸よりして總軍令を遣はさるべき由にて、御側に候しける板倉內膳正重昌をぞ擇み出されけり。其頃しも、內膳正は癰疽を煩ひ居たりければ、老臣以下此事を聞及びぬれば、「別に其器量を擇ばれ、內膳正をば御免あるべきか」との內談ありしに、何れも尤ならとて、其趣を申上ぐるに定まりけるにぞ、酒井讚岐守まで此旨を談じければ、忠勝聞も敢へず、「各々は人を見知り給はずや。內膳正に於て此度の御使を承りながら、病氣に付

御使を御免なりと仰出されなば、忝しとはよも存ずまじ。殊に代りの軍監仰付けられたりと承らば、忽ち自害すべき者にて候。只其儘に島原へ遣はされよ。道中にて病死したらんには、其時こそ代りの人をも遣さるべき事なり」とありしに、さればとよ、何かと日數を經候はん內に、一揆彌〻蜂起申すべきや、此所如何に候」と重ねて申さるゝ人のありけるに、讃岐守笑つて「渠等は土民の一揆なり。誰か是に一味すべき。若し又是を幸ひに色を立つる者あらば、能き序に試らるゝ期なり。旁以て板倉をこそ遣されめ」と申されけるにぞ、衆議一決して、彌〻內膳正を遣はさるべきに定まりける。內膳正此事を聞傳へて、大に喜び勇んで早速用意し、嫡子後の內膳正重矩十六歲なりけるを同道にて、卽日に出陣しける。然るに其冬の軍思ひの外に手間取りける旨、既に台聽に及びしかば、重ねて松平伊豆守信綱を差向けらるべしとの事なりけるに、是を大久保彦左衞門忠教聞きて、心易き輩に向ひて申しけるは、「あつたらしき內膳正が討死すべし、不便さよ」と噺きけるとぞ。されば彦左衞門察しの

板倉重昌戰死す

如く、伊豆守重ねて發向の由を聞くと等しく、內膳正手痛く攻寄せ、深入して討死

し、嫡子重矩も深手を負ひける。されば內膳正今日を討死と覺悟しぬれば、出立つ時息重矩に向ひ、「我今度酒井讚州の一言に依つて、忝くも總軍の支配を承るなり。汝相構へて讚岐守の子孫へ對し、無沙汰なすべからず」と、呉々重矩にいひ含めて打出てけるとか。人は一言も大事なる事なり。

武野燭談第十五終

武野燭談第十六

大坂冬御陣御和睦の事
板倉內膳正重昌御使の事

板倉重昌御使に擇ばる

抑〻板倉內膳正重昌は、御旗本にて人の許したる者なり。慶長十九年の冬、大坂籠城に付き、江戶・駿府より御出馬ありしが、終に御和睦になり、大坂よりは、木村長門守重成を以て、神盟の御判元拜見に、差越されけるに、木村御座近く參るべき支度しけれども、渠が氣色怪しければ、遠ざけ置かれにけり。此節大坂へも、秀賴公の御判元を見せられむ爲めに御使遣さるゝに、定めて侍大將の內ならむと申しけるに、若者の內にて分別ありて、事若し破に及びなば、一己の働きなすべき者の忠士を擇ばれしに、此重昌をこそ選まれける。則ち重昌を召して、「御和睦の誓紙見て參

れ」との仰なり。内膳正時に十六歳、御近習にて召仕はれ、御心易く思召す者なれば、遣さるとの御事なり。大坂にては此御使は、定めて關東勇功の老臣こそ罷向はめとの心支度も相違せり。　さても重昌秀頼公の御前へ出で、御判なさるゝ節、座を立ちて御膝元へ居寄り、左右を顧みて申しけるは「右丞相の御器量、關東にて承り及びたるより、殊に勇々しく見奉りて候。御膝扇子丈御坐ありと、承り傳へたる計りに候。斯かる節拜し奉り、關東への土産に仕らむ」と、腰の扇子を拔持ち座を立ちて、御膝を計り見る由して、其内に御判元を能く見濟しける。さて「御宛所は如何」と尋ね給ひけるに、「其事仰付けられは之なく候へども、關東・大坂御和睦との儀に候へば、當時將軍秀忠公へこそ」と申す。よりて江戸將軍へとぞ遊ばされける。此時大神君仰せけるは「内膳正に第一に仰含めらるべき事を、御失念遊ばされたり」とて、殊の外御苦勞の御氣色なれば、人々「如何なる儀にや」と、氣遣ひける所に、内膳正程なく罷歸りぬれば、此由を申上げければ、大神君「御次まで出でさせ給ひ、「如何にや内膳、判元見て參りたるらむ。第一に仰付けらるべき事を仰殘されたり。此方

家康重昌の處置宜しきを賞揚す

の宛所は」と御尋ありければ、板倉畏まつて、「其段仰付けられは承はらず候へども、關東・大坂御和睦と候へば、新將軍家へと好み申したる由」申し上ぐれば、大神君甚だ御機嫌にて、「出來したり〳〵」と、御喜斜ならず。さて段々の首尾具に申上げけるに、一入の御感なりけるとかや。此内膳幼少の時は、秀忠公の御近習をや勤めたりけむ。慶長年中江戸御城内御座の間の御次にて、「眞田島之介を何者か害したり。御次といひ、切手の知れざるは、言語道斷の事なり。穿鑿せよ」との仰なりければ、小扈從中申合せて、「我々いひ甲斐なき故、相手を取得ずとの思召こそ、口惜しけれ。是非に及ばず。何れも自害するより外なし」と、若輩申合せけり。板倉內膳は、一向の幼年なれば、上にも御疑なき事なれども、板倉如何思ひけむ。土井大炊頭宅に赴き、「此間眞田島之介討たれ候に付き、色々御詮議候へども、相手知れず。小扈從共が腰拔けたる故との仰なる由、風聞仕り候へば、何れも申合せ、切腹仕るにて候。日頃御目を懸けられ候故、最期の御暇乞に參上仕りたり」と申しければ、大炊頭大に驚き、急に相談し、其詮議止みにけるとかや。

酒井備後守忠朝軍場御目附申渡す事
大久保彦左衞門問答の事

大久保彦左衞門若輩の軍奉行を嘲る

寛永年中、島原表一揆の節、諸手へ御旗本より、軍場御目附を遣さるゝに、大坂にて戰功ある者をこそ、仰付けらるべしと思ひけるに、思ひの外、脇の人々の中にて其器量を擇ばれけるにぞ、老功の勇士共嘲笑ひて居たる上に、何某とかや若輩なる人をも、御目附として選ばれける。其人へは酒井備後守忠朝、右上意の趣を申渡しけるに、彼何某も面目を施し、御請申しける半に、大久保彦左衞門高聲に申しけるは、「世が末になり、若輩者共が軍奉行の御目附のとて行向ふ。何事の功をか仕出すべき。座敷の上の軍場とは違ひ、料理を喰ふ樣には、なきものぞ」と嘲弄しける。其聲殊に高かりしかば、彼の何某之を聞きて、其まゝ彦左衞門が居たる席に向ひ、一言・二言いひ合ひけり。一座の輩、何れもしれものの集りなれば、曾て扱はず、あはや事に及ばむとするを、酒井備後守聞付けて、間の障子を押開き、彼の何某を呼び居ゑ、「其

大久保彦左衛門酒井忠朝を賞揚す

井伊直滋と酒井忠朝は旗本大名中の器量仁

方事、左程の不覺悟とは何れも存ぜられず、今度の進みに申上げたるなり。大事の御使を承りながら、彦左衛門などとの口論、甚だ以て不届なり。早々支度して罷立てられよ」と、荒かにいはれ、「誤入り候」といひて、即ち退出して、島原へ向ひぬ。後にて備後守、彦左衛門に向ひ、「其方は老功といひ御役柄といひ、人が見し申せばとて、いひたき儘計りをな申されそ。若き者は、何の功にて武邊は得なすまじきとは、誰にても耳に懸くべし。抑、嶋ノ巣城の一番乘を、貴殿せられしとての自讃をば、毎度承りしなり。其頃は十六歳の初陣の高名と申されたるを、慥に覺えたり。然るに、若年にて高名すまじきとの批判は、心得難し」と、如何にも、詞穏に申されければ、流石の彦左衛門閉口しけるにぞ、備後守は奥へ入りぬ。後にて同僚に向つて、彦左衛門申しけるは、「讃岐守が子に油斷ならず。若けれども理屈せり。怖し〳〵」と稱美しけるとかや。井伊靱負佐直滋と、此備後守忠朝とは、御旗本大名の内にて、人の許したる器量仁とかや。されば若年寄の内にして、備後守は御小性組番頭を兼任しけるに、組中とても皆大名の二男・三男、御旗本英雄の末なれば、何れ疎かな

らんや。然れども遠驅の御成には、平番の家來は、二里餘も御後同勢に打込まれて行く故に、其者人々の用を達する事ならず。さる程に組中も、冬枯の御鷹野などには、時として何れ迄ともなく、身を顧みず塵埃に汚れぬるを、備後守面々の定紋まで覺えて、衣服を用意し、長櫃幾合にも入れて持たせけるを、其場にて悉く著せ替へて、歸御の御供させけり。武具なども形の如く送物にしけるを、公方家に對し奉り、憚るべき事なりなど、支へ申しける事もやありけむ。父讃岐守止む事を得ず、泣く〳〵之を退けし事、遠き昔物語は中々なれば洩らしつ。備後守病氣の由を上にも聞召屆けられ、「暫く養生せよ」とて、若狹國へ保養に遣されしが、其後彌〻病氣に究り、弟修理大夫其頃靱負佐といひけるを、總領に仰付けらるゝなり。此時、安房の勝山といふ所を、讃岐守が佐野の領分の内に換へて、彼所に家造りして、備後守夫婦を差置きたり。蟄居・幽栖の身として、室家を引具するなど、讃岐守長男故、御免は有難き事なり。備後守卒去の後、妾腹の子勝之助をば修理大夫引取り、其弟權之助は、後松平左内といひしが、是は早世す。さて勝之助をば、伯父修理大夫之を愛

し「分知一萬石渡すべき由」申さる。稻葉美濃守正則聞きて、「匠作の子孫繁昌程、分知入るべし。今修理大夫十三萬石に足らぬ所領にして、甥へ一萬石とは如何なり」と申さる。修理大夫之を聞きて、「正則の異見尤もながら、我が家は元備後守家督たるべきを、不幸にして我に先立ちたり。此勝之助は、備後守長男なり。一萬石はなほ飽足らざれども、先づこそ分知すべし」とて、房州勝山五千石、越前敦賀の内にして五千石、都合一萬石申行ひ、程なく元服叙爵あり。越前守忠榮と號す。其後五千石の御加恩ありて、寺社奉行仰付けらる。此時大和守忠國と改めけるとかや。

細川家肥後國拜領沙汰の事
御伽衆座談の事

寛永九年の夏、加藤肥後守忠廣御勘氣の後、彼國を給はるべき器量の諸侯を撰ばれ、內々御相談究むる頃、御近習の輩に、世間の噂を聞召しける內に、「肥後國をば細川に給はるべし」との、取沙汰仕る由申上ぐれば、將軍、俄に御氣色變はらせ給ひ、「大炊

頭以下を召せ」との御事にて、亥の刻も過ぎだらむに、何事かはと驚き、早速登城揃ひければ、各、御前へ召され、「斯かる風聞ありと聞く。此事御内意承りたる者共の外知る者なし。誰が申しにけむ」との、上意なりし時、大炊頭承ると等しく、「天下泰平の瑞、珍重なる儀を唱へ申すにて候。御役承る者共、御密事を、誰が申候はむ。其段は、天鑑明らかにこそ候へ。今天下相和し候故、下の心、上の思召と一致仕るにて候。第一御政道圖に當らざれば人背き、順路の御仕置には、縦ひ恩澤を蒙らざる者までも、承りて悦び申す事にて候。今度の世上沙汰、天下諸人の指す所、細川が家に候はゞ、猶以て十目の見る所こそ嚴なれ。御代長久・天下太平の吉兆と存じ奉り候」と、申されけるとかや。總じて大人・君子の問に應じ、席上の夜話に至るまで、御仕置筋の噂は、御伽申す人の心得あるべき事なり。綱吉公御寢所御簾外にて、御咄の衆とて、兩人宛定めて伺候し、御寢入遊ばさるゝ迄は、座談といふ事ありて、和漢上古の賢き人の噂のみ、互に語り合ふ内にも、老莊を評し、儒佛を論じ申す様なる事は、聊も申さず、普く道の事計りを申されける。殊勝の事とかや。

堀田加賀守正盛器量の事

板倉周防守松蔭硯批判の事

何れの年にか、師走(しはす)の半過(なかばすぎ)に、切々御鷹野ありけり。供奉の御小性組平番の輩、御拳を覗き、物見をきそひけるに、喜多見久太夫遥に見咎めて、走り來て申しけるは、「只今御鷹場冬枯にて、物の隠なし。御拳の節野鳥共、各々の影に驚きなば、御機嫌然るべからず。引込み給へ」と、申捨てゝ通りぬ。暫くこそ、其趣をも用ひけれ。後より又、元の如く擧合(こぞりあひ)て覗く體を、喜多見見て腹を立て、強く制止を加へける時、堀田加賀守、通懸り(とほりかゝり)之を聞きて、「今極月の末にて、各々用事多く、斯様の御放鷹の御供迷惑ならむに、御奉公とて何れも出でられ、御拳を拜見ありたき志こそ、近頃以て珍重なれ。是よりは、御場遠ければ何か苦しかるべき。何れも近く參り、拜見致されよ」と誘ひけるとか。　又公方家御代々御讓り御道具の内に、靜の御長刀とて、小鍛冶宗近が作の小薙刀一振、御同朋の預りにて、御祕藏第一なれば、御居間に差置かる。

然るに家光公、或時此御薙刀を以て、雁を懸けさせ給ふとて、彼の長刀、鐔元より折れたり。名物といひ、御讓の御道具といひ、旁以て人々惜みけるを、堀田加賀守申されけるは、「各〻は如何了簡して惜まるゝぞ。白刃交る時、今の如く折れたらば、御用心に持たせらるゝ御長刀の詮もなし。幸に折れたるこそ御吉事なれ」と、申されけり。其御長刀を、鍛冶山城が打接ぎしに、毛頭弱にならず、樣仰付けられけるに、切るゝ事恰も瓜を割るが如し。よりて今以て御祕藏の御道具なり。此時靜が寫しとて、小長刀を老臣以下此山城に打たせけり。此時代迄も、三尺餘の大長刀のみ多かりけるに、宍澤といふ長刀の上手、慶長の頃徘徊し、小長刀を以て勝負しける。其流儀、此節出合ひて、世上小長刀のみになりけり。今も山門・南都の衆徒の所持する所は、皆大長刀なり。されども古へ一條院の頃、既に小長刀あればこそ、小鍛冶が作もあれ。又靜が小長刀とて、是も小鍛冶が作にて、證據正しきを、加賀中納言利常卿祕藏ありけるに、今柳營に之あるところ同事なれば、何れぞ眞僞あらむといひ沙汰するを聞きて、利常卿申されけるは、「愚なる者共の評判かな。彼の靜といふは

義經の妾なり。堀河夜討の時、定めて義經の左右にありし長刀を以て働きつらむ。判官所持の長刀、豈に一振計りならむや。幾振も之あるべし」とて、彌〻祕藏ありしとなり。

板倉重宗松蔭硯の判斷

昔板倉周防守重宗が所司代しける頃、智恩院と黑谷源空寺と諍論の事あり。古へ重衡卿の松蔭といふ硯を、什物に傳へ來る由、兩寺申しけり。「一方は明硯ならむ」と、兩方の硯を、墨を研いて試るに、石面自然と潤ひて、墨色無類の名物にして、兩方の硯甲乙なし。是によつて互に「當寺の硯こそ實石なれ」と、訝り諍ひて、聽所に達して裁判を乞ふ。板倉周防守申されけるは、「兩寺の上人は、何れも上智の明匠ながら、世事に疎し。我々如き者だに、硯は幾等も嗜みて候へば、況して平相國淸盛の祕藏せられし重衡なれば、松蔭硯、二面もあるべき事なり。何れも實の銘硯なれば、寺寶にこそ」と、沙汰せられけるとなり。利常の心と等しきにや。

板倉內膳正重矩折弓の評

酒井遠江守忠隆名劍試の事

板倉重矩小坊主を咎めず

酒井忠隆の名劍試

板倉內膳正重矩唐半弓を求め祕藏あり。其製誠に倭工の及ぶ所にあらず。矢の飛ぶ事大弓に等しく、堅きを貫く事最も利(と)し。よりて之を膝元に置きて、用心に備ふ。然るに內膳正留守に、近習の小坊主之を引試みけるが、引張り過ぎてか、忽ちに引折りたり。主人祕藏の弓といひ、只事にはあるまじと、先づ彼の小坊主をば押籠め置き、重矩歸宅の節、弓の折れたる次第を申しけるに、內膳正一段と機嫌よく、「先づ其小坊主免すべし。武士の家にある者の、武藝の志あるは、褒めたる事なり。其小坊主弓に志すこそ殊勝なれ。又、弓は强く引いて、用に立つべき爲めなるに、肝要の時折れたらむには、日頃嗜み置きし甲斐なし。今小坊主が引折りたるは、內膳が吉事なり」と申されけり。又酒井讚岐守忠勝代に、黑田長政の家に、祕藏する道具に、則入道拗切(へしぎり)と號したる刀を、忠勝へ送るとて持參あり。忠勝之を取傳へて、差料にもせず置かれしが、孫の遠江守忠隆は、此刀心に叶ひたるにや、「差替に拵へなむ。先づ樣(ため)すべし」と申付けらる。家司共申しけるは、「此御刀は左文字にて、稀(まれ)なる銘物にて、切(きれ)に疑なく候」といふ。忠隆聞きて、「拗切(へしぎり)と號したるは、黑田の家にての

事なり。我が家にしては、又其刃味を試みずしては覺束なし」とて、早々一の胴を試みて差されしとかや。

將軍家御不例の事

所司代奉書返簡の事

家光不例に所司代驚野せるを聞き京都の騒動を知る

君臣合體の御代とは、何時はあれども、第一寛永・慶安の間なるべし。一年、家光公御食傷にて絶入りまし〳〵、一晝夜御正氣付かせ給はず。是によりて急を告ぐる脚力、諸國への早打、頻に往來する程に、天下の周章になむありける。京・大坂には、殊に町中騒ぎ立つて、此事色々に巷説しけるとかや。江戸御營の官醫、祕劑を奉りて、次の日御快驗まし〳〵ける程に、「定めて京都は騒動すべし。早々御機嫌能き段、申し遣はせ」との仰なれば、奉書次飛脚を以て馳せける。凡そ廿四時の飛脚は平生の事、此節は、なり次第急がせけるに。十八時程に京著しけるが、其御請遲々しければ、重ねて奉書を以て、彌々御本復の趣申遣したるに、請書漸く江戸に著しけり。

而も御夜詰前なりければ、月番の老中より、之を御本丸へ達し、中根壹岐守宗鑑之を披露し、京都騷動の由は見えながら、此御請文の遲かりしを、下にても不審しけるに、其御請文の詞に、兩度の奉書一所に拜見仕りたる由にて、二通の御請束ねて一紙に認めたる文言にて、此間泊鷹野に罷出で、御請延引仕たるとの端書あり。此泊鷹野の事を聞召され、「扨は京都よく〳〵騷動しけると見えたり」との上意なり。壹岐守其夜之を案じ明かしても、其意を得ず。所司代たらむ人の、大樹の御不例を承りながら、放鷹の樂は愼むべき事なるを、遠慮なく申越したるを、上にも之を聞召されての上意、不審晴れず。翌日酒井讃岐守登城しけるを、御前へ召し、「京都よりの請文披かせて聞きしに、周防守鷹野に出で、兩度の奉書の請延引すと、見えたるは」と宣ふ。讃岐守、「扨は京都以の外騷動仕りたりと相見え候」と申上ぐれば、「上にも、さ思召さるゝ」との御事なり。壹岐守彌〻不審し、讃岐守退出の時、袖を控へ、「只今の上意貴公の御請符節を合せたるが如く候。夜前も、右の上意之あり、某一夜思案仕り候へども、其理通じ申さず、訝り候」と申せば、讃岐守打笑つて、「京都町人共、

何と制しても合點すまじ。所司代が優長に遊むで見せざれば、ならざるなり」といひ捨てゝ、通られしとか。壹岐守老後此事をいひて、其代の君臣合體を感心ありける。此時分は京都に町奉行なく、周防守一人にて判斷しけるに、形の如く隙にして、伏見・淀・八幡・島羽邊さらぬ近郷まで鷹野し、茶會に往來しけるとなり。白日垂簾政とは、此時ぞかし。

直孝忠勝信綱重宗愼勤の事

大猷院樣薨御の節、紀州大納言賴宣卿より、「急度直談なされたき仔細之あり、尤も老職中へも仰遣さるべし。先づこそとて、井伊掃部頭直孝を招き給ふ。直孝病氣の由、御返事申して、其使者未だ我が門を出でざるに、直に登城して、此趣を達す。酒井讃岐守は、袖の乾く間もなく歎き悲む。又松平伊豆守は痿む氣色なく、幼君を守護す。心ある人は、此人々の心底を感心しける。されば家綱公十五歳にならせ給ふ迄は、御三家は在江戸たるべしとの御事にて、總べて、京・江戸一味貫通の御

政道なりき。先君御末期に、讃岐守が手を取らせ給ひて、「今世・後世憑み思召す」との上意を守りて、當君を扶翼し奉る事亦類なし。其程の事よ、由井正雪とて駿州紺屋の子なる者、遠き昔の楠が餘流の樣に申しなして、人を惑はし世を亂さむとしけり。彼正雪駿州にして、旅行の荷札を、紀州家の家人の樣に見せかけたり。然れども自害しぬれば、如何なる事とも知る人なし。謀書にてこそあらめ。賴宣卿の御印形とて、披露に及びたれば、「是は紀州家へ直にこそ承るべけれ」と、酒井讃岐守出行くを、掃部頭危しと止めしかども、忠勝少しも騷がず、忠信を守りては天下に恐るゝ所なしとて、紀州家へ行向ひけり。さて亞相家の印形を取出し、「此一通の眞僞を糺し奉らむ爲に、持參仕り候。世には徒者の候て、斯くの如く謀書して、御難題を懸けむと仕り候。御印形御覽あるべし」と、御膝元へするすると差寄りたる勢、忠烈面に顯はれぬれば、賴宣卿を始め、御家司以下一座の人々、愕然と驚合ひぬ。忠勝此印形御存なき樣子を伺ひて、殊に面を和げ、「尤も謀書にてこそ候はめ。平生の御墨付とは違ひ候。斯樣の反古は、燒捨つべきものにこそ」とて、卽座に引破り、

「御印形などは御身近く召仕はるゝ人々にも、御油斷なき事肝要に候」と申して、少し退く。賴宣卿仰に、「此印形の書聊以て覺悟なし。貴殿申さるゝ如く、近習の者共にも、向後油斷なり難し」と、御扈從中の詰居たる方を見遣り給ひけるに、加納某とかや、若輩なる人、御緣の方へ立つよと見えしが、御目通にて腹掻切つて伏しぬ。寔に、此人知りたるにはあらねども、主君の御難を一身に請けて、誤りたる體に見せたるなり。されば賴宣卿御代は、其子の在りけるをも、熊野の奥に差置かれしが、泰山大納言殿御代に召出され、段々立身したる加納平治右衞門は、其子の由聞えけり。されば讃岐守が智勇三軍の師を奪ひ、忠彌が類迄召捕り、幼主を守護申しにけり。其頃又伊達家より訴へ申す事あり。昔大神君御筆にて、政宗に百萬石給ふべしとの御直判・御神文を以て、台德院樣へも、御願申上げ、其後大猷院樣御代にも、御歎き申上げしに、御沙汰に及ばず。家綱公御代始、頻に訴訟しける程に、「御幼君の御碼なり。追つてこそ申上ぐべけれ」と、老臣緈を申延べけるに、陸奥守、「されば よ。此事御代々願ひ奉る所なり。東照宮御神文之ありての願なれば、是より申上げ

ず候へども、上より御裁許を給ふべき儀なり。御代替にて、諸事古を尋ねらるゝ御事なれば、是非に御取上下るべし」と申募る。阿部豐後守忠秋、「是は重き願の立樣なり。如何之あるべき」と談せらる。井伊直孝曰く、「御代々御取上なき事を、今更何と相談に及ぶべき」と申さる。忠秋曰く、「さは宣ひても、御神文を以ての願に候はずや。時節柄故、陸奥守是非と申すかと危ぶみ候」となり。掃部頭、「其段は某に任せ給へ」とて、其後陸奥守館へ行向ひけるに、折節陸奥守風氣の由にて、對面せざるを、「御用あれば、寢所へこそ罷通らめ」と申入らるれば、其時陸奥守茶筅髮・白衣にて、病中無禮の趣を、謝し申しけるに、直孝曰く、「御用と申入れたるは、別儀にあらず。頃日老中まで御願これある儀承り及び、其儀に付いて參りたり」とあれば、奥州笑を含み、「されば大神君、百萬石を給ふべしとの御誓約、今以て事行はれず、此儀を申立てたる由」餘儀なく申されけり。掃部頭之を聞きて、「御誓約と仰せ候は、御眞翰御所持にや」とあれば、「なか〳〵慥なる御神盟の一紙こそ候へ。御日に懸くべし」とて取出す。直孝立つて、嗽手水して、之を拜見し、「疑ふべくもなき御直判にて候。是程の

井伊直孝
酒井忠勝
等の忠對

證據努々存せず。但し此御神筆をば、掃部頭に給はるべし、申請け候」と、押戴きながら、寸々に引裂きて申されけるは、「昔は百萬石は扨置き、二百萬石も參らせたくこそ、大神君思召しけめ。只今御覽候へ、何國に御加恩の地候ぞや。懇に此書貴宅に取傳へ給へば、上へも御願事絶えず、此事募り給ふ程、詮なき事に罷成り申すべし。公私に付き無益の難儀を引出し給ひては、何の用ぞや。且つは家の爲め、掃部頭が申請けて、斯く仕る次第、御神文の儘なる儀、早速上聞に達し申すべし。相構へて、此事思召し止り給へ」と、思切つたる仕方、其顏色差向に事を窮むべき樣子なれば、陸奥守も大に怖れて、暫くものいはず。家司以下次に詰めたる者共も、掃部頭に氣を吞まれけるか、伊達家の面目に備ふる御神文を引裂かれながら、兎角をいふ者なし。陸奥守も、一應は存寄を申されけれども、直孝が道理に迫り、「此上は家の事頼み存じ候」とぞ、申されけるとかや。臣として主君の御判物を引裂き捨つるなど、大抵の事ならむや。此に於て御代々公儀の御苦勞を計りける忠臣の義氣、實の顯はれたる所なるべし。其昔井伊掃部頭・酒井讚岐守・板倉周防守・松平伊豆守

など、其中睦じからずと、皆人見ける事よ。されば上聞に達する者こそありけめ。或る時、何れも御前へ召され、「老職の者共、互に中能からざる段、聞召されたり。甚だ不忠の至なり」との上意なり。讃岐守申上げけるは、「我々御役儀相勤め候に付き、公私ともに睦じく仕らでは叶はず候。但し餘所目には、我々互に快からざる體を知らせ置き、面々の非を人にいはせ、又は大名の心寄をも、計り見候はむ爲めにて、內證は形の如く示し合せ申す段」言上しければ、家光公、「さこそあるべき事なれ。申す者の誤にこそ」と仰せければ、「否々申上ぐる者の誤には之なく候。左樣に見え申すを、注進仕るは尤もに候」と、申上げしとかや。慶安四年御他界の夏より、此人々、水魚の思深く、讃岐守と右兩人は、殉死せずとて沙汰せしを、事ともせず、「忠臣は二君に仕へずとは、他姓の事ぞ。誰か先君の御恩を蒙らざるべき。御恩深く、御取立の者なりとて、一分の名を以て、悉く御供せば、幼君をば誰か守護すべき。我々が死したらむ隙を伺ふ奴原が申す事をば、實の志あらむ人は、何と思ふべき」と、申されしとかや。板倉周防守は、例の京家の輩、臆病氣にて、騷ぎ立つ輩を、私亭へ招

松平信綱の奇智

き、綏々と昔今の物語し、將軍宣下前後、御用の差引にも急ぐ體なく、寛々と定めけり。取々なりし忠節なり。家光公御他界といふ程こそあれ。奥方上下の女中、同音に涕泣しけるが、其聲大手まで聞ゆ。制すれども聞入れず。松平伊豆守信綱奥方の騒を靜めむと、女中一兩輩招き、密に申されけるは、「若君御幼年なれば、御他界の御事を、江戸諸大名に隱し申すぞ。謀叛の者出來りて、御城へ取懸りなば、各〻一人も助かり給ふまじ。沙汰なし〱」と威されて、忽ち泣聲止みにけり。又一年黨を結ぶの告ありて、吟味最中松平伊豆守家人の内に、その張本人の事、承り出でたる者ありて、「張本人の事申上ぐべし」と伺ひけるを、「否々夫より急ぐ事あり。汝も供せよ。先にして聞く事もあるべし。供の者共出でよ」といひて、自分も支度し出でながら、「酒井空印夜中より腹中以の外にて、存命不定に候。急ぎ各〻彼の亭へ御出あるべし」と、右筆に書かせ、雅樂頭以下の老臣へ觸遣し、諸人の聞樣に、「扨も限あれば、空印も病死せられむよ」と、いひながら、馬にて牛込の酒井が山莊に行向ひ、何れも列座の上にて、彼の家來を呼出し、「我等家來注進申す儀、之ある由に候へど

も、謀叛徒黨人の儀に候條、爭で私として之を承るべきと存じ、未だ仔細を承はらず。何れへも御亭主病氣と申入れたり。さらば委細申せ」とて、其座にて口上を書留めさせ、則ち右の惡黨共悉く捕へられけり。深き了簡ある事を、早速に空印の病氣見廻(みまひ)といひなしける頓智、庸人の窺知るべき器量ならず。井伊・酒井・板倉、此伊豆守、其頃御政道の柱礎として、時の人傑たりしとぞ。

武野燭談第十六 終

武野燭談第十七

阿部對馬守重次殉死の事

阿部重次の殉死

家光公御他界の頃迄は、殉死を好み、追腹(おひばら)仕る事を忠節第一の様にしける故、諸侯の陪臣、其主々の供しける事ぞかし。阿部對馬守重次も、慶安四年殉死仕る由申して退出しけり。同列の人々も如何なる筋といふ事を知らず、各〻不審申されけるに、對馬守只今になり、申すも如何に候へども、最期に殉死の筋を立てざるも、殘念なれば御噺申すべし。「往昔駿河大納言殿御預けの砌、公方家の御前にて、御隱密に仰せけるは、其方、命を家光にくれむやとの上意ありし故、是は事改まりたる仰にて候ものかな。元來御奉公に差上げ置きたる一命に候へば、何時にもはも召さるべしと、申上げければ、然らば忠長を預けよとの上使を、相勤むべし。忠長若し異議に及ば

ば、刺殺し申せ。 さあらむには、汝も討たれむにより、命を御貰ひなさるとの、上意の有難さ、骨髓に徹し申しき。 恙なく上使相勤め、忠長卿を渡し奉りたるは、御威光によれり。 一度君に奉ると申上げたる命を、 此節爭で存命致すべき」といひて、切腹ありしとかや。 此陪臣洗井賴母以下、多く殉死しけるは、家來迄能く思ひ合せけり。

丸橋忠彌召捕へらるゝ事

丸橋忠彌は、十文字槍に名を發したる者なるが、其生得輕忽にして、締り無き者なる由を、奉行の輩聞及んで、態と夜陰に忠彌が家の四壁に、人數を配り、其二階の戸口にも人を置きて、大竹を割らせ、「火事よ〳〵」と、呼ばらるせける程に、忠彌近所出火と心得て、二階の戸開けて覗くところを、踏込んで忽に搦捕りけるとかや。 是は松平伊豆守下知にて、兩町奉行を遣して、捕へ得たるとかや。

酒井讃岐守忠勝亂舞を好まざる事

酒井忠勝能を好ます

大名の自身に能を興行して亂舞する事は、近代の事にして、就中太閤秀吉公、朝鮮征伐の時、名護屋の陣中にして、官家の公達などに仰せて、亂舞ありけるとかや。是も武備を盡されての上に、又一つの遊樂なり。治世の猿樂は、程のあるべき事にや。酒井讃岐守は、形の如く家中諸藝の稽古絶えず、子孫にも、藝を勵ましけるが、「能の一藝は其役者のこそ面白けれ。必ず習ひ知らで叶はざる事か」とて、子孫にも舞曲の仕舞などは、習はせざりし。家光公には御自身御能は遊ばされざりしとかや。「大神君・台德院殿は、亂舞を好ませ給へども、既に名將軍と仰がれさせ給ひし後は、聞き及ばず」と、古老共いひ合へり。或る年尾張光友卿、御愛子五郎太殿と申しゝ幼年の御時、父の大納言殿へ讃岐守忠勝來りし砌、馳走にとて五郎太殿の御能興行ありけるに、手の舞・足の蹈む所、自らの拍子を、讃岐守定めて感稱すべしと、尾張殿御自慢心に見せらるゝを、忠勝一切褒め申さず、「勿體なき大事の御身にて候。只僚

家光酒井忠勝の諫を聽きて踊を見ず

人に仰付けられ候へ。最早御器用の程は見え申したり」とて、頻に申留めにけり。立歸りて、「武家は幾度も武を講ぜらるゝこそ本意なれ。大人・公子の御身として、幽靈女の眞似更に益なし」といひて、感ずる心なかりし故、申止めたりとなり。成瀨隼人正正成に談せしとかや。又大猷院樣御病氣付かせ給ひし頃、御慰にとて、或人、踊を御覽に備へしより、上樣踊とて、唱歌、皆公家・門跡の風雅より出で、少年の男子金銀を鏤りたる木刀を差し、風流第一に出立ちける、誠に逸興なりけり。さる程に、諸侯・大名、面々の小扈從を選出し、美麗を盡して、各〻踊を奉りけるにぞ、天下之を翫ぶ事甚し。酒井讚岐守も、同じく踊を奉り、さて御機嫌を見合せ、御諫申上げしかば、御落涙遊ばさる。夫より必止と、此逸興を召されざる故、天下又自ら踊人なくなりけり。「其君の好み給ふところ、下是より甚しき事ありといふ事、思合せたり」と、古き人は申されき。凡そ猿樂といふは、秦川勝が申し行ひて、卅三番の假面を作り、神前にて舞ひかなでけるよりして、之を神樂といへり。後に示偏を取り、略して申樂と稱しぬ。又田樂といふは、申樂より出で、時の俳優故に、申の字の上

下を略して、田樂といふ事、昔上古・中古の翫なり。今の猿樂は金春太夫・觀世觀阿彌とかや役者の基本なりけむ。樂人に對して、役者とも稱すとかや、物知る人の語りき。

六鄕橋兩國橋の起原

酒井忠勝の至言

酒井忠勝六鄕橋兩國橋申行ふ事

品川・川崎の間に流るゝ川を六鄕といふ。其水上は玉川にして、江南第一の大河なり。又江戶と本所との間に流るゝ川は、隅田川の末にして、是も亦城東の大河なり。昔要害第一の設と見えたり。然るに此兩川の往還、渡船を待ちける旅人・行客の難儀を計り、酒井讚岐守推擧申して、大橋をぞ架けられける。御用心向如何といふ人のありしを、讚岐守笑つて「天下の將軍は、人を以て城とし、人を以て垣とせらる。其人を難儀させなば、城にも垣にもならず、何の用にか立つべき。川を以て敵を防ぐ樣なる政道になり下りて、江城は一日も守らるべきか。只諸人の迷惑せざる樣に、仰付けらるゝこそ、第一の善政なれ」とて、長々と作らせける。王霸の辨は孟子

に出でて申せし如く、王道は譬へば大河に橋を架くるが如く、覇道は大河に渡船を置きたるが如しとかや。讃岐守常の志、自然と君子の道あり。譬へば勢多の橋を、御上洛の節架けられたるが、古くなりたるに付き、大津の御代官小野半之助が、讃岐守へ申しけるは、「勢多は海道往還の橋、殊に古代の名橋に候ところ、殊の外古く、見苦しく罷成り候。二三年の内に、架替へらるべきや、兼ねて申上げ候」となり。忠勝聞きて、「其橋損じて、往來の客、怪我過すべく見えなば、何ぞ二三年を待つべけむや。早速架直さるべし。修復を以て持怺へ申すべくは、修造を加へ置かるべし。總じて橋などは、御代靜謐程久しく、此橋は何代傳はりしなど申すが、兵革なく天下靜謐の印ぞかし。古びて見苦しとて、改め造らむは、然るべからず」とぞ申されける。君が代の長良の橋も、古きを以て賞するにや。無益のところに人を勞する事を、讃岐守は一生せざる人なり。牛込の山莊を下されて、庭造らする頃、其昔よりあり來る二重の萓葺の浮屠ありしが、山本道白以下、御庭造り、「此塔の屋根見苦し。御庭の一景にも候へば、葺改めて」と申しければ、讃岐守「否とよ、古きこそ殊勝なれ」

山里の名稱の起原

とて、御成の時も、其儘に繕はざりしに、是れ御上覽あり、殊に御旨に叶ひ、「此山莊をば山里とこそいふべけれ」と、上意ありし故、忠勝の子孫、今以て山里と稱するは、斯かる上意ありし故なり。其後類燒に逢ひて、右の塔は燒けゝる。此節、有馬左衞門佐直純、死罪にしたる古き門を、有合せたりと、引遣しけるに、其門をば坪の內と、後園山里への通路に立てさせたり。棟の門瓦に、有馬が瓜の紋居ゑしを其儘に用ひて、今に其儘なり。古き紋を用ひて、其人の志を忘るまじとの謂ならんか。若狹國は、寛永十七年に讃岐守拜領しけるが、大手の橋ども、京極家の架け置かれたるを以て、子孫に傳へけり。嫡孫遠江守忠隆家督の後、橋造替へむとありけるに、空印の近習勤めたりし永田三左衞門といふ者、「彼の勢多の橋の事を語り、斯樣の儀候て、小野殿との議論を、某御側にして承り置き候なり。修復して事足り候はむには、御修復然るべし」と申しければ、遠江守、實にもとて、改めざりしとか。橋のみに限らす、讃岐守は只諸事古代を慕ひて、良弼・功臣・忠烈ある人をば殊に崇めけるとかや。

土井大炊頭利勝忠心の事

大久保相模守忠隣・本多上野介正純などは、父祖代々御當家に仕へて、大功ある人の子なり。然れども其一身修らざるによりて、恥かしめらる。其緣座なりし大名も亦名家數代の武臣たりしを、多く此事に附けて改易ありし事、荒き御政務なりと、いふ人のありしに、土井大炊頭利勝之を聞きて、「愚かなる事を申す者かな。我等式、今武家執事職を兼ね勤むと雖も、子孫君命に背き奉らば、自餘の者よりも罪名を糺されむこそ本意ならめ。また折もあらば、大久保・本多等、存命の子孫だに居たらむには、宜しく召仕はれむ事、是れ則ち仁政なり。今、天下創業の御政務なれば、先づ御譜代よりして、嚴しく禁置かるゝところ、天下の恐るゝ所以にして、御譜代の者は、別して其罪深し。これ上に御威光ましますなり。大久保七郎右衛門忠世・本多佐渡守正信、泉下にして憎み思ふべし。存命ならば共に勘當すべき者なり」と、申されしとかや。

安藤對馬守重信御車沙汰の事

安藤重信車の沙汰

二條の御城へ行幸あるべき由究められて、則ち鳳輦以下、女院・中宮の御車・將軍家の御車、御沙汰ありて召されけるに、過分の價を望み申す。此時の頭人相談して、「如何に御車ならむからに、御車一輛を一萬金とは餘(あまり)なる事なり。古へ洛中殿上人以上、車を用ひられたる世には、よも萬金を費されむや。大概程あるべき事を申せ」とて、外に運ばるゝ所に、御好の如き檳榔の毛車・網代車屛さしなど、安く請合ひたるあり。是に申付くべしとて、安藤對馬守に達しけるに、對馬守之を聞きて、「先年御入内の御車、誠に一萬兩宛にて、大八葉以下出來せしを、承りたる事なり。各々申さるゝ如く、古への公家・殿上人男女、皆車を用ひしは、今程、我々が駕籠の類と見えたり。左樣に高直ならむ樣はなけれども、時代押移り、車の用なき事、星霜積りて、車作の所作なく、此後、亦斯樣の時なる規式、何時あるべくも計り難き事なれば、以來の儲迄を、望むと見えたり。安く仕らむと申せばとて、殘らず申付けむは如何な

り。先づ一輛申付けられ、能く出來たらば、悉く誂へらるべし」との儀にて、試に一輛仰付けられ、出來しけるに、引かせて見給ふに、音律に合はずして、御用に立たざりけり。對馬守「さればこそ、傳ある事なるべけれ」とて、禁中の車作にぞ、仰付けられける。斯かる大禮は、古法を守る事にして、聚樂行幸は北山殿の日記を移され、此度は又聚樂と北山殿の兩禮の宜きを取つて、執行はせらるゝ故、儉約がましき事はなかりき。其時の女院は、中和門院中宮こそ、後の女院東福門院にて、渡らせ給ふ。其御車共、今は泉涌寺般若院にあり。將軍家の御車は二條の御城にありて、今に諸人見る事なり。其世には皆御金盡されけるを、役人強ひて、吟味なかりしにこそ。千代姫君御乘物の蒔繪下繪は探幽、謠曲の章は喜多太夫なりき。此御乘物の總手間代金一萬兩にて、御召替は、又外にして出來けり。又江戸全盛の最中にして、其御乘物皆人見物事にせり。まことや右行幸の時、就中諸國の武士京都に集ひ、洛中・洛外に滿ち〳〵て、端々にては、樣々の狼藉・不義多く、人の妻女・娘など、かどはかしける故、洛中の難儀甚し。老中之を聞傳へ、「如何して、靜め侍らむ」とありけ

洛中猥藉禁止に就きて安藤重信の意見

るに、安藤對馬守申されけるは、「物見だけきは女の癖なり。之を浮々(うかうか)と出したるは、親々・亭主の疎かなるによれり。猥に用事なくして出さゞる樣に、所司代より下知あるべし。又此程の不禮・不義は、御旗本より御吟味嚴しからむには、諸家中は油斷あるべからず」と、ありしかば、尤もなりとて、洛中・洛外へ、右の趣を相觸れ、御旗本へは、其頭々へ急度仰渡されける故、武士の我儘忽ち止みにけり。されば寛永十一年の御上洛には、御旗本中御用の外、洛中徘徊停止仰出されけり。此時は參內にも御輿を用ひられ、有るところの御車には〔もカ〕召さゞりける。深き思召とぞ。

井伊靱負佐直滋の事

江州彥根の城主井伊掃部守直孝は、もと御書院番頭を勤め居られしが、舍兄右近大夫直勝早世し、其子の兵部少輔直好は幼少故、大坂御陣前よりして、直好が陣代仰付けられ、冬・夏の御陣に軍功著しく、其働御旨に叶ひてこそ、直孝に彥根をば給はりけれ。直孝嫡子井伊靱負佐直滋は、其頃御旗本の內にて、人の許したる器量發

明の人なりき。されば父の中將直孝より、段々家來の者を附けらるゝに、或る時父中將「さるにても部屋住にて召仕はん者、とてもの事に、靭負心に叶ひたらむ者を、選取(えりどり)にせられよ」とありしに、靭負畏まつて、「仰忝き次第に候。但し嫡子にて御家督給はるべき身にて、只今、家人共を選び、誰彼と名を指して、申受け召仕ひ候はゞ、其選ばれたる者は、喜び申すべく候へども、殘りたる者は、二代目の心に叶はずと存じ候はゞ、奉公仕り難くもや候はむ。何れも家來の事に候へば、只御目金(おめがね)を以て、仰付けられたくこそ候へ」と申さる。直孝大に感心せられしとかや。然るに、「直滋仔細ありて遁世ありしは、近頃惜しき事なり」と、諸人申しあへり。是は、「嫡家を嫡家に崇敬すべき志にやありけむ」と、申す人もありけり。

酒井讚岐守忠勝家司を見立つる事

御當家御仕置に大鐘釣合(おほがねつりあひ)といふ事ありて、役人を仰付けらるゝに、其同役の御選ありとかや。其上の御役筋御吟味の筋は、誰か之を知るべき。只家光公御部屋住の

酒井忠勝家司を見立てゝ子忠直に仕へしむ

節、酒井雅樂頭・土井大炊頭・青山伯耆守、此三人の輩の風儀を見るに、忠世の威儀厳重にしておとなしく、利勝の大器量者として、泥む事なく、洗ひ立てたる樣なると、忠俊の善悪其場を過さず、卽座に判斷する勇氣、右三臣の器量を以て見る時は、之を彼の大鐘の釣合と、推量すべき事にや。都て老臣の善悪にて、家齊ふる事なれば、家柄・人柄、擇ばるべき事とかや。往年酒井讃岐守忠勝威を嚴重に振ひしかども、酒井雅樂頭忠淸に威を讓りしなど、天下の見る所、諸役人の能き鑑なり。謙退の心なくば、亢龍の悔、必ず其身に至るべし。されば讃岐守忠勝、家督を修理大夫忠直に讓る時、一門家老の外に、近年取立てられたる家司兩人あり。林野宗左衛門・惠見太兵衛となむ申しける。此兩人を修理大夫へ附けらるとて、忠直へ内意を申されけるは、「修理能く心得られよ。林野は位高にせば、後、仕ひ樣に持扱ふべし。如何にも、頭を押へて召仕はれよ。惠見は内氣者なれば、形の如く救ひ立て、仕はれよ」とぞ申されける。さて彼の兩人を呼出し、一人宛、側へ呼びて、先づ林野に申渡されけるは、「其方事隱居へ召仕ふべき者なれども、我が家にて大身といひ、殊に修理

大夫、年若なれば、介抱の爲に附くるなり。但し我等に申す如く、いひたき儘ばし申すな。忠直若き者なれば、堪忍すまじ。我が了簡して、召仕ひしに習ひて、慮外すべからず」と、固く申渡し、次に惡見を召出して、「其方修理大夫後見に附くる上は、少しも遠慮なく、隨分心一杯に奉公致すべし。必ず遠慮立、無用なり」と、下知しけり。此兩人が格別の器量を、あらはに察せられたる、是れ陰陽大鐘の釣合とも申すべきにや。此讃岐守は、天下の執權として、後幼主を輔佐し奉りたる一朝の英臣なれば、其子修理大夫に附けらるゝ家司、豈に常の輩ならむや。總じて讃岐守は、目附・横目の役儀を嚴密に申付けて、又其者の何某は、風俗宜しからざる者なりなど「書付を以て申しけるをば、最も隱さるべき事なるに、さはなくして、居間の床の上に、其儘にして差置かるゝ事多し。是は近習の輩拾ひ見て、自ら愼む樣にぞ構へられける。此格式子孫に達し、家中の者の惡樣なる事は、目附の者見及び聞及びたる上にては、異見を加へ、三度に及び承引せざれば、其趣を家司に達して、又了簡を申聞かする類、如何にもして諸士の知行を失はせず、先祖の功を無にさすまじ

との心とかや。

松平伊豆守信綱出身の來由
松平右衞門大夫正綱の事

松平信綱の素姓と幼時

甥はなほ子の如し。甥も亦、伯父を見る事、父の如くなるべし。況して養育せられ、其姓を讓られたるをや。實父に等しきなれば、身を愼み心を勵まし、名を顯はすは、則ち孝子・忠士なり。實父・養父、倶に喜ぶべき所なり。されば松平伊豆守信綱は、大河內金兵衞といひし御代官の子なりしが、松平右衞門大夫正綱が甥といふを以て、幼少より、多くは右衞門大夫方にして生立ちけり。伊豆守幼少ながら、才智明敏にして、運を開くべき瑞にやありけむ。右衞門大夫獨座したる所へ參り、「三十郎（伊豆守幼名）こそ、御願ひ申上げたき儀の候」と、申しけるにぞ、右衞門大夫、「夫は如何なる事ぞ」と、尋ねらるれば、「別儀にも候はず。某は御代官にて候ひし者の子にて候へば、口惜しくこそ候へ。恐れながら御苗字を下され、猶子に罷成りたし」とぞ申しける。

右衞門大夫打笑ひ、「流石にいとけなき了簡にて、何とて本苗を捨て、我が養子にとは望むやらむ」と、訝り尋ねられけるに、三十郎重ねて、「本苗にしては、上の御近習は叶ひ難し。御養子になり申す程ならば、若しや御座近く御奉公も、罷成るべきやと、斯くは申上げ候」と、さもおとなしく申しけるを、正綱聞きて其志を感じ、「然らば養子にすべし。但し父母へも此旨を達して後、彌、苗字をも取らすべし」と、挨拶ありしに、三十郎、「此段を今宵兩親へ、某方より申遣すべし。御苗字を下され、松平を名乘候はむには、此所許にこそ在るべけれ」と、其夜よりして、右衞門大夫が家に止宿しけり。右衞門大夫も、「兩親如何思はれむも計り難し」とありしに、「其段は早、人を遣し申送り候。今日より松平三十郎にて候ものを」と、悅びけるとかや。其後右衞門大夫、折を以て申し上ぐれば、「右衞門大夫が左程不便に存ずる者ならば、召仕はるべし」とて、則ち御小性の列にぞ、召加へられける。凡そ御小性衆列座あるに、御用にて召さるゝに、何事も上座より承りて、其次なる御用は、第二座にて承り、段々と勤むる御作法なるに、各、其御定をば守りながら、若輩の集(あつまり)なれば、我儘を振舞ひ、多くは

信綱出身の由來

御次へ出でて休みがちなるに、三十郎一人は、常に詰所を去らず、其缺を補ひ、毎度御用を承り傳へけるにぞ、「上機根者よ」と、御目に止りける頃、「西の丸へ成らせらるる道なる御堀の橋を、作り直されむ」と思召す折節、三十郎御供しけるを召して、「此橋の反りかげん、御旨に叶はず、今少し反らせて、作直すべき由を、申傳へよ」との仰を承ると等しく、腰より扇子を拔出し、二三間押開きて、「勾配、此位に申付くべきや」と、伺ひぬれば、「夫は今少し低し」との仰なれば、又一間を披きて御覽に入れ「其位にて、一段宜し」との台命を請けて、役人にも扇子を開きてこそ申し談じけれ。此日則ち五百石の新恩に浴しぬ。是れ出身の初なり。夫より段々御旨に叶ひ、七萬石餘に立身し、侍從を經て天下の老臣第一の選になり、養父の姓名を揚ぐるのみか、實父大河内夫婦の悦ぶ所、是れ天命とは雖も、信綱が才智衆に秀でたるが故なり。

松平正綱の奇智

養父松平右衛門大夫は、旗本支配にして、御勘定奉行・御作事奉行を兼帶しけり。大神君無二の御出頭にて、駿府御在城の頃、慶長年中御城回祿の節、御門燒塞り、御本丸の總女中、立退くべき了簡なかりしに、此右衛門大夫下知して、御疊共を御堀へ投

入れさせ、塀より布を下げて女中を下し、又大幕を引きはへて救ひ出し、急火の難を助けたり。此松平は根本源三位頼政の末葉にして、紋所も浮線蝶を用ひけり。然るに伊豆守を以て、此松平の總領家に、仰付けられける故、右衛門大夫實子は、二男になりにけり。三つ蝶の形は、開きたる扇子に似たる故、又一つには扇子を開きて、身を立てければとて、庶流には三扇子を用ふるとぞ。彼伊豆守若老中役勤めける時には、世智辯なる取沙汰多く、能きが中にして、又誹る者もありけれども、大器格別なるは、譬へば殿守の白壁を毎度、風雨の敲き落して、修復の足代以下、取りしたゝむる見苦きを、伊豆守見て、下知ありけるは、「荒打の下地より、白土を用ひよ。縱ひ少々落崩れても、見苦しからず」と、申付けられけるとか。又所々の忍返の鐵釘、「一本の代金二歩宛」と、御鍛冶共申しけるを、伊豆守聞きて、「如何に御城なればとて、法量もなき事、申す奴原かな。奈良物とて、下々の差す所の脇差は、燒もあり、少しは鍛へたる物にて、釘よりは御用心向に宜し。是は一腰粒身にて、百疋か十匁にて賣る物なり。釘の代に之を用ひよ」と怒られて、右鐵物の代金以下、本當直段極

りけるとかや。

武野燭談第十七終

武野燭談第十八

土屋但馬守數直儉約の事
稻葉美濃守正則の事

土屋數直の儉約

寬文八年の頃、江戸御城下、東西南北に建續きたる大廈・高屋・寺院・市店、所々類燒夥しかりしかば、殊に儉約の御事嚴密にして、屋作(やづくり)・衣服等の制禁色々仰出されにける。此火災に、增上寺の總門燒落ちけるにぞ、是れ又造營仰付けられたり。然るに、「當寺の衙鐘の響、惡しく候旨」、方丈申上げられし故、鑄直さるべきに極り、其職人を御吟味ありて、一度鑄出しけるに、出じく響惡くて、重ねて鑄直さる。土屋但馬守數直承りけるに、鐘の九乳の事に付き、職人共、色々申しけるを、但馬守聞きて、「儉約は天下の法令なり。鐘などは、末代に殘る物ぞかし。無益なる所には、費を厭ふべ

稲葉正則命を受けて市谷御門か簡略にす

き事なり。後代の誡にも、九乳なくてありなむ。其形代（かたしろ）までに、九乳の體をば彫らせられよ。鐘の響は九乳の有無には、因るべからず」とぞ申されけるとかや。又稲葉美濃守正則の指圖にて、市谷御門の渡櫓（わたりやぐら）の二階を下し、御庭の土藏體のものを造らせけり。是は簡略の儀を仰出され、諸大名の家作結構を、停止の手本にとありけるとかや。其後の修復にも改め作らざるは、故あるべき事とぞ。然れども美濃守は、御城の構には、簡略などいふ事、御先祖の掟に違ふところ、其罪下知したる者、一人に歸すべし。甚だ誤れり」と申されしとか。但馬守態と簡略を見せけるを、取々に「人稱美しけり。此但馬守數直老臣たりし時、武田越前守信英は、大御番頭なりけるに、日頃は格別年始一度宛は、越前守を招請しけるに、是れ先祖民部大輔以來の格を以て改めず、主從の禮を守るに付き、其日は使者を以て刻限を伺ひ、但馬守則ち門前迄出でて之を迎ふ。さて饗應あるに、但馬守自身急度配膳しけり。常式の役儀に付きての參會には、職の格式を守りけるいとやさし。其子の相模守政直も亦、父が勤來りし格式を、少しも改めずして、奔走しけるとかや。

酒井讚岐守隱居の事

酒井忠勝隱居

明曆年中酒井讚岐守忠勝が牛込の山莊へ、將軍家綱公、渡御ましく、私亭にして讚岐守隱居仰付けられけり。例し希なる事なり。讚岐守有難く、頓て日光へ社參し、御神前へ御禮申上げて、山にして剃髮し、則ち空印と法名せり。其昔家光公每度牛込の山莊へ御成の時、忠勝が禪院へ入らせ給ひ、長安寺といふ寺號を付けられ「此寺の山號をば、相應に付けよ」と、澤庵和尙に仰付けらり。澤庵畏まつて、延命山と自筆の額をぞ懸けられにける。されば斯程迄御懇切なる忠勝なれば、大猷院樣御他界以後、御位牌をば暫く御成書院の上段に置奉りしを、此長安寺に移し安置し奉る時、現世御成の樣に、家來共に辻々を固めさせ、自身、御位牌を捧げ奉り、彼の寺へ移し奉りけり。

空印の敬愼

斯くて後は、每朝花畑の花を、自身に摘取りて之を奉るに、脇差を遙かの次に拔置きて、御在世の時御前へ出づる心持に、少しも違はず、愼敬怠らず。若し近習の者、過つても其席へ立入る時は、「止々勿體なし」と制止し、實に

空印の先見

思入りたる顔色にて、戦々兢々として、神在すが如し。明暦三酉年正月十八日の頃、世間物騒しく、風さへ吹募りて、空の色も見えざるに、此所彼所より、燒亡起りけるを、空印見ると等しく、家司共に下知して、板橋・高井戸・千住口迄人を走らせて、米穀を多く買はせ、之を運び入れさせけるに、果して其火災、大にはびこりければ、同祿跟を巡らさず、忽ちに燒原となりて、死人巷に充滿せり。さる程に米穀の賣買なくて、江戸中、難儀に及びける時、空印、彼の買入れたる米を取出して、多くの人の命をば救ひけり。其後中二年かありて、萬治に亦、大火事ありしに、此節彼の空印の男修理大夫忠直、二の丸の火消役を承りて、人數を集めけるが、警固人の心も計り難ければ、態と將軍家の御座所をば、究めていはず、先づは空印が牛込の山莊にこそ入らせ給ひしなど、いはせけるにぞ、青山大膳亮幸利此由を聞きて、牛込の近習を守護し居たるを、空印見て、「將軍家は此所にはましまさず」と、挨拶しけるをば、是は空印の隱さるゝよと心得て、守護の設備、嚴重にせしをば、空印そ知らぬ由にてぞ置かれしとかや。松平伊豆守信綱は、河越の居城の掃除等申付け、家中の妻子

空印の一言衆議を決せしむ

などをも、御成の節の格に、其屋敷々々の裏に、陣屋を渡し、御一左右次第に、本宅を明くる樣に、掃拭はせけるとかや。　さる程に王子の御殿を引きて、御本丸の燒跡に、假に其殿を繕ひ置かれける、其程の事なるにや、在江戶の大名・小名、類燒に遭ひたるは、殘らず御暇を下され、各〻分國に下向すべきに定めらるゝ時、衆議區々にして、「此釁に乘じて異議やあらむ」と、人々危ぶみて、「此事如何あるべき」と、空印へ相談ありしに、「火事と申しても、今度の火災程なるは、江戶始めての大變なり。然れども類燒の衆中、此節の江戶詰は、公私に付いて益なきのみか、難儀多かるべし。各〻の相談も、尤もに存ずれども、此度の變を幸に、若し事を好む大名もあらば、夫こそ幸よ。早速、蹈潰されたるこそよけれ」と、態と人聞く樣に、大聲に申さるゝにぞ、衆議忽ちに一決して、各〻御暇をぞ給はりける。是によりて、江戶中早速穩にはなりにけり。　修理大夫は、難なく二の丸を防ぎ止めける故、龍の口なる自分屋敷をば、見ながら燒きにけり。されば居屋敷類燒しけれども、二の丸の火消御免の沙汰なかりしかば、空印登城し、雅樂頭を招き出して、「上の御機嫌を伺ひ、夫より退出する」とて、雅樂

頭に向ひ、「修理大夫などは、公方家一方の御固をも承るべき者なり。火消役は、誰なりとも仰付けられたし。居屋敷ありてこそ、人數をも集置き、急なる御用にも相立つべけれ。各〻には如何了簡し給ふぞ」と、いひ捨てゝ退出せらる。扨こそ其翌日修理大夫を召して、二の丸の火消御免の旨、仰渡されけるとかや。容印の此一言、末代に答へて、屋敷類燒の人へは、其勤御免を蒙る事の例にはなりしとかや。

保科肥後守正之明曆酉火災一言の事
將軍家御動座の事

保科正之の一言により て將軍家西の丸に動座す

明曆酉の火に罹りて、御本丸、回祿に及びし頃、「將軍家の御座所、何方にか」と、俄に評定あり。「東叡山へ御動座なし奉らむ」といふ輩多かりしに、保科肥後守正之此評議を聞きて、申されけるは、「西の丸幸にして殘れり。先づ西の丸へこそ、御座を移さるべけれ。若し重ねて西の丸も燒亡に及ばゝ、御本丸の燒跡に、御陣屋を立てられ、御安座あるべき事なり。上野などへ御動座あるべしとは、甚だ以て、然るべからず」との

一言、各〻尤もなりと信服して、御本丸へ火の懸りし時、西の丸へぞ移し奉りけり。此城東の大名・小名・宮家・市店、本郷より芝金杉迄、一面に燒失せたり。此砌空印も西の丸へ出仕し、御仕置の筋などを、態と人の聞く樣に申されけるを、不審する人多かりしに、或人申されけるは「さればよ。關ヶ原の御陣に、筑前中納言秀秋御味方申すべしとの内意を、井伊兵部少輔方迄、黑田長政より申越されしを、兵部少輔密に此趣を申上げられしに、大神君御聲高に、なに筑前中納言が裏切すべしと申すか。神妙神妙との上意なりしとかや。是味方に利多く、敵方に疑出來て、互に恐るゝ樣にとの、暫時の御智謀ならむと、其代の人々申し侍りし如く、空印程の人なれば、此節大音に御仕置の筋を談ぜらるゝは、定めて氣味合あるべしと申しけり。又此炎上の時にやありけむ。御本丸の總女中、西の丸へ退かるゝに、表へ出づる御勝手を知らず、勿論西の丸への道を辨へざれども、御殿より西の丸へ案内付くべき樣もなかりしに、阿部豐後守忠秋下知して、敷詰めたる疊を悉く一疊通り打返し、西の丸迄敷續けさせて、今こそとて總女中を出しけるに、總女中一筋に道を求めて、西の丸へ

宮内宗孝の智謀

立退きけり。此時綱吉公は未だ德松君と申奉り、三の丸に渡らせ給ひしが、御母上桂昌院殿と倶に、尾張中納言殿へ立退かせ給ひしに、大幕何對も幕串と共に人に持たせ、兩方に引張り、其中へ三の丸の總女中を引纏ひて、途中遮らせけるに、御紋の幕なれば、人もよけて通れば、見苦しき包物なども、餘所へ見えず、一人もはぐれずして、尾張殿へ入れ奉しりとかや。是は宮内少輔宗孝の指圖なりとかや。女中の歩行立・野行などを幕にて包む事は、唐の古き禮の一つとぞ」申しき。

阿部豐後守忠秋の事

寛文八年申の火災、北の丸に覆ひ懸りて、天壽院殿・中丸殿を始め、御本丸近き大廈共燒亡しけるに、其餘煙御守殿に移り、大奥頻に燻りぬれば、以ての外に騷動せり。是は當御臺所、甚だ鼠を憎み嫌はせ給ふ故、御居間・御寢所の天井に、萩を積入れたるに、火氣の移りて、煤臭くなりけるにぞ、人々周章て騷ぎけるなり。阿部豐後守忠秋、人々召具し走付きしかども、此天井へ上らむとするに、奥向御寢所の事なれ

阿部忠秋呉縁を取放して火災を免れしむ

阿部忠秋兒童を喜ぶ

ば、棧の類一挺もなし。豊後守下知して、御末の呉縁を二三間引放させ、天井へ渡し懸けさせける。大工の棟梁木原木工允、一番に上りけるが、煙斜に渦卷きて、天井一面に眞闇くなりけるにぞ、目を塞ぎ漸くに上りて、下を招きける程に、御歩行の輩數十人詰懸けゝるが、手桶とてもなかりしかば、御貝桶・御湯桶など、各々其邊に有合せたる手箱・櫛箱の類までに水を入れ、かつぎ連れてぞ上りける。木原木工御大工共に下知して、一方の破風を打破らせ、煙を洩し、跡へ水を打懸けける故、火氣さりて、御殿別儀なかりけり。是は御臺所の御座の間なるを以て、下々の男をば入れざりけり。此度働きたる輩に、御褒美を給はりけるに、始め御徒衆天井へ上るに、面々頭々の名・自分名を名乗り上りつるは、其證據ありて、御褒美給はりけり。名も名乗らず、狼狽して只先をのみ急ぎて上りたる輩は、證據なければ、無益の陰働になりにけり。名を惜むといふ事、常に心掛くべき事なりといへり。此豊後守忠秋は、慈愛深き人にて、御城より退出しては、家中の小兒の五六歳よりして、十五歲頃迄のを段々に呼集めて、渠等がありたき儘に狂ひ遊ばせて、餘念なき體を見て、

慰とせられけり。幼少の智より、人は大概見ゆるものなるを以て、人を見知らむが爲かと、いふ人もありき。又上野・増上寺などの御代拜勤めけるには、何時とても早天に往來あるに、道の巷に捨子などあれば、早速拾はせて屋敷へ遣し、相應に乳付を詮議し、養育させける程に、今日を營み兼ぬる者共は、此豐後守の往來を待懸けて、態と捨てゝ拾はする事、毎度に及びければ、家司共存寄を申していはく「御慈悲と思召されても、江戸中の子供、多くはさなくても、捨置きて拾はせ申す事は、賤しき者共に計られ給ふ事も口惜く、且つ又行方も知らぬ小兒を養はせ給ふも、御費なり」と諫めければ、豐後守笑ひて、「皆の者共能く了簡せよ。抑〻親子ほど恩愛深き者はあるべからず。殊に乳房の嬰兒、何と思ひ切つて捨てらるべき。何とも養育ならざる故にこそ捨つるぞかし。其親の心になりて見よ。如何計り悲しかるらむ。之を拾取りて養置き、相應に見立て召仕ふ時は、輕き者共に譜代多くなる故、さのみ費にはならず。之を養育して家中を苦しめば、我が誤なれ。家來を扶持し、其餘慶を以て爲す事なり。外の遊興に金銀を費さむとは何れぞ。其上我が如く、天

下の御口眞似をもする役柄にては、天下の事を思ふべき者なり。如何となれば、御城下に捨子のあるは、天下の御恥なり。其上の御恥を取隱す所が、則ち老臣の役ならずや」と、申されければ、家司共閉口しけるとかや。されば毎年數十人の捨子共、多くは能き奉公人になりて、男は夫程の能を見立てゝ仕ひ、女子は出入の町人共、又は輕き輩も品によつて貰へば、相應に緣付かれしとかや。同姓對馬守重次殉死以前にありし格式を、一生違へず。中にも登城の度每に、先づ備中守定高を誘引し、先に押立てゝ同道す。定高の子對馬守正森が、未だ襁褓の内にして、父備中守は早世ありし程に、此障代を暫く同姓伊豫守利常に仰付けられける内は、さもなかりしに、正森十五歲、作十郎と申しゝ時、家督仰付けられけるに、其御禮の日より、又豐後守、作十郎を同道して、乘物を先へ立てさせ、我が身は後より登城せらる。豐後守嫡子播磨守正能を、延寶元年老臣の列に仰付けられけるに、暫く勤めて辭退致させけるは、見る所こそありけむ。其後豐後守忠秋隱居前近くなりし頃にや。御懇意の上意にて、御鷹の鶴拜領仰付けられけり。凡そ御鷹の鶴は、禁裏・仙洞より

初、御三家御連枝、諸侯にては越前家・陸奥・薩摩・越後など、又御旗本にしては、侍大將・執權職の外は、往昔酒井備後守忠利に下されたる外、例なかりしに、今度豐後守、老年撫育の思召ながら、例なき事如何仕るべきとて、之を辭ぬる故、酒井備後守忠利拜領の嘉例を引かれてこそ、忠秋拜領ありけるとかや。仁化ありて、雅樂頭・讃岐守、段々失せられたれども、此忠秋一人殘られたるを、時の人稱する事なりしとかや。

稻葉美濃守正則勇氣の事

古へ唐の賢き帝は、四度の狩場に民苦を知召して、之を救はせ給ふとかや。本朝の御狩は仁德天皇の御宇に始まりけり。鹿狩は雄略天皇殊に好ませ給ひし事は、多く傳記に之ある事にや。凡そ近代武家の鹿狩は、治世にも武を講ぜらるゝ一つの武術にして、專ら良將の好ませ給ふ事とかや。稻葉美濃守正則の未だ年若なる時、家中の何某を手討にせられし事ありしとかや。其後彼の者の子、一心に我が

稲葉正則の勇氣

美濃守之を狙ひし者と批判

父の成敗になりし事を無念に思ひ、朝幕之を恨み、密に主人正則をねらふ事、誰か之を知るべき。美濃守在國の事なりしに、列卒を催し、鹿狩に出でられ、諸士を下知して、小高き所に上り、馬上より指揮ありし所を、彼の日頃正則をねらひし男、此鹿狩をこそ窺ひけむ、忍び寄りて打懸けたる鐵炮、美濃守股をかすりて、乘りたる鞍を打貫きたり。されども玉疵淺かりければ、美濃守事ともせず。近習の者共大に驚き、筒口の煙を目當てに追懸けむとせしを、美濃守之を制して追はせず。之によつて、鐵炮打懸けたる男は、其場を逃果せけり。家司共打寄りて申しけるは、「是れ正しく殿へ野心を挾む者ありて、忍居たるものと存ずれば、今日の御鹿狩は是迄にて、早々御歸城候へかし」と諫めけるを、美濃守少しも聞入れず、何事かあるべきとて、殊に日暮迄鹿を狩らせ、夜に入りて歸城せられしとかや。

或人の曰く「一日も祿を喰む時、其主の臣たり。然るに却つて恨あればとて、其主人をねらふは、惡事の第一なり。されば夏の禹王の、父鯀を誅罰し給ふは、正しく主君虞舜にてましますに、禹王猶帝舜に仕へ給ひて、しかも舜の讓を受けて、

帝位を嗣ぎ給へり。父の仇には倶に天を戴かずといふ事あれども、其は他人の事なり。五倫の内にして、君臣を以て第一とす。然れば君の爲には、父母をも捨つるが、君臣の義なれば、兎にも角にも、君に向つて弓を引かざるが天の道なり。又人主たる人、一旦の怒に罪なき臣を殺害する事、愼まざるべけんや。我に敵する事なしとの奢る心より出でたるなり。されば何程大身なる人なりとも、我と同位の人を害すれば、我が身も生きて居られぬ制禁を知る故に、平生愼を第一として、他人に向つて氣隨をせず、この心を家來にも用ふべき事なり。此美濃守をねらひし男は、孝行なりと思ふべけれども、死せる父の面に、血をあへすといふものなり。其父科なくして死せば、人も其無實なるを知る故に、其者の死は忠死なり。然るを其子之を怨み思ひて、主人に仇をなさんとするは、父の志に背きける罪人なり。孝にもあらず。勿論不忠至極の惡人たるべし。美濃守は玉疵痛まざる故に、寛々と遊獵せられたるものならむ。近習之を追はむとせしを、制せられしは、勇將の大器なり。畢竟、此鐵炮打懸けたる者は、美濃守手討にせし

者の子ならむ事を察し、彼が父を殺したる事を後悔して、此者の命を助けらるゝ心と見えたり。仁愛の筋顯はれたり。又家司共の諫は、武法に背きたりと思はるる故、正則態と黄昏迄遊獵ありしものならむ。議論の端を起すべき一の評を以て、後の忠臣・孝子の僉議を待つものなり」と云々。

武野燭談第十八終

武野燭談第十九

酒井讃岐守忠勝の孫遠江守忠隆
同舍弟右京亮忠相の事

何れの年にかありけむ、酒井讃岐守忠勝、牛込の屋敷より登城ありけるに、自分の本宅をば修理大夫忠直に讓り、和田倉の方、前方嫡子備後守忠朝の部屋ありしを、讃岐守休息所としつゝ、牛込より是へ立入り、此部屋にして裝束を改め登城せらる。此時も御部屋に入りて、衣服を改め鬢など付けさせけるに、鬢役の者水入を忘れ、取殘して辭座しけるを、其時修理大夫息男遠江守忠隆・同舍弟右京亮忠相兄弟、其頃は千熊・仙千代などといひて、未だ總角の童姿にて、祖父忠勝かしづきの爲めに、次の間に畏まり居けるが、弟仙千代不圖立ちて、たゞ〳〵しげながら祖父の傍へ行く

を、誰々も何事にかはと目を著け居たるに、讃岐守側へ居寄りて、彼の水入を取りて退かれければ、讃岐守、之を見付けて、「未だ幼少なるに機轉のきゝたる事よ。出來したり〳〵」と、稱美せらるゝを、兄千熊に附居たる人々は、臥目になつて居たりし。さて忠勝登城すとて、兄弟の孫の手を引きて、出懸に申されけるは、「流石に千熊は兄の器量ありけるよ。おとなしく構へたる者かな。仙千代は弟なれば、さてありなむ。嫡子などは家の大將なり。輕々しくは振舞ふまじき事ぞかし。只今仙千代を譽めたるは、弟たるを以て稱美したるぞ。汝は氣は付きても、弟に働かせたるが、尤もに見えしぞ」と、諸人の聞く所にて申されけり。誠に兄弟能く和し慈みて、樂しき仲なりしとかや。其後成長して、互に武藝を勵まれける最中にて、力量の程を試し見たき事に思はるゝ頃、兄遠江守忠隆、祕藏の三日月といへる馬ありけるを、舍弟右京亮忠相其頃は忠榮頻に之を所望すと雖も、忠隆深く惜まれけるに、或時家來の高木源之丞・日置新左衞門などいふ男共が、色々の力業しける中に、碁盤の角を手一束に持ちて、蠟燭を扇ぎ消すを見て、遠江守此時は靱負佐に向ひて、忠相申されけるは、

忠直忠相に教訓す

「斯程の事は某なども申すべき事に存じ候」と申さる。忠隆聞きて、さて忠相力量も自分位はありけるよと、思はれしかども、「中々其方はなるまじ。無用なり」といひ消さるゝを、右京亮、「左樣に某を御侮り候へども、罷なるべきものに候」と、兄弟挑み合ひけるが、「然らば見物致すべし」と申さる。左京亮、「さ候はゞ、賭にこそ仕るべく候。首尾よく消し候はゞ、日頃所望の御馬を下さるべし。若し消得ず候はば、如何樣にも御望に任すべし。但し所持仕り候ところの蘭をこそ奉らめ」などいひ合せて、五十目蠟の最中と灶る所を、碁盤の隅の目に、大指を打重ねて拉といふものに持ちて、只一振に、ふつと扇ぎ消されにけり。遠江守初より消すべき者と思はれし事なれば、馬を進らせむとて、其次の日、三日月を牽かせ送られけり。最も優しかりき。此事を父修理大夫忠直聞くと等しく、左京亮を呼べとて、態々招寄せて申されけるは、「汝などは、少々にても人數を取扱うて、一方の防をも承るべき身にして、力量を顯はすものならず。平士は力を以て高名す。大將たらむ者は、采配を以て高名す。されば大名などは力をば持料に嗜みて、人に知らせず。只諸士を

取廻す僉議こそ肝要なれ。力を好むは暴將の端なり。生れ付きて力あるは、其身の得分にして、隱し置くは無量の勝あるものぞ」と、敎へられしとぞ。

土屋但馬守數直酒井忠直の格式物語の事

大目附の起原

大目附役は家光公の御代に始めて置かれ、萬石以上の大名、御詰の列の出仕、病氣の案內、供奉豫參の品々、御座敷向大小名の甲乙を定め、評定所へも出座の內にして、道中の事を兼帶して、最も重職なる故に、柳生但馬守・水野河內守兩人、此御役の最初にて、夫より段々器量人を以て仰付けらる。又御目附は〔旗本營中江戶廻りの輩を兼帶し、其古へより有る所とかや。昔は御目附より御使役に轉位しけるに、今は御使役より御目附に仰付らる。然れ共〕諸事御規式の御書付〔御目附〕より

〔 〕內一本ヲ以テ補フ

先にして、諸社・諸堂の御參詣には、瑞籬の內の方は御使役、外の方は則ち御目附と、何事の式も御目附は御使役の次になる事是も亦御作法の一つとかや。都て營中

御目附の職務

の事御作法の違亂あるを糺し、布衣以上の御旗本の病氣、番所々々の事を改むる

役筋とかや。されば何れの御役とても、先輩の傳達と同役の勤方等、問合せ之ある事なるに、御目附計りは、面々の器量次第の御奉公とかや。家綱公御代の事かとよ。

御目附の疏忽

酒井忠直の温厚

酒井修理大夫忠直、祖父の家柄を以て、平大名の類にあらず、西湖溜の間詰にて、嫡子は雁の間に出仕し、二男は御詰並に著座なり。此修理大夫は、病身にて適の登城なれば、見知らざる人も之あり。登城する程にては、老臣中の席へも御同朋を以て、案内して御機嫌を伺ふなど、御當家一人二人の擇なり。或時忠直登城して、御茶部屋へ行き、其傍なる老臣の手水場にして、嗽などせられしを、修理大夫を見知らざる御目附にてこそありけめ。「此所は各々立入り給ふ場所にあらず。誰殿にも候へ。此邊の徘徊其意を得ず候」と怪しむ。修理大夫少しも之を咎めず、「貴殿は御目附中にこそ。尤もなる心付、御役柄御精を入れられ候樣子、神妙に候。但し修理大夫儀、御免なくて、爭で此邊へは立入り申すべき。常々病身故、登城も適なれば、定めて見知り給ふまじ。幸ひ知る人にこそ、なり申すべけれ」とて、結句懇に申されけるにぞ、彼の御目附大に心恥しく、鼻白める心地して居たる所へ、土屋但馬守

數直參り懸り、「是は修理大夫殿は登城にこそ、誘此方へ」と、ありしが、傍に御目附の何某、伏目にて居たるを、但馬守之を見咎め、「御邊は何故に其所に候ぞ」と問はれて、彌〻差俯伏したるを、修理大夫取直し、「某知る人に罷成るべく存じ、聊か止め申したり」と、挨拶せらると雖も、彼の御目附の混ら誤り入りたる體を、但馬守其色をや見られけむ、猶も不審ありし程に、彼人も御目附を勤むる程の人なれば、少しも包まず、ありつる次第を申されけるにぞ、但馬守聞きて、「夫は以の外なる事かな。御城内外の事は、知らるべき役儀にして、人を改むるも人にこそよれ、修理大夫を見知り給はぬ。是れ一つ。殊には又匠作は誰人と思ひ給ふぞ、酒井空印の家ぞかし。我々只今御口眞似は仕れども、彼の家の格には及なき事なり。御當家に於て、兩酒井などは上にも大切に思召さるゝ家なる故、昨日も各〻も存ずる如く御鷹の雁を拜領なり。定めて今日は其御禮がてらの出仕ならむを、御役を勤めながら、是程の事を存ぜられぬ。是れ一つ。當公方樣御代初に、大猷院樣より附けさせられたる御内外樣に、此人の參られざる門やは之あるべき。其格式を辨へ給はぬは、不心掛なり。

見知らざれば是非なき事ながら、大名に向ひて、各〻麁忽の咎不調法の至なり。大目附衆參らるべし」とて、當番渡邊大隅守を招き、右の次第を申聞け、「總じて各〻家々の格式・其人の格は兼ねて申合はされ、卒爾なき樣に念を入れられ候へ。修理殿結構を以て、御丁寧なる挨拶故、內證にて事濟み申すぞ。言語道斷の振舞なり」と、散々に叱られたるを、脇にて聞ける人に、修理大夫のおとなしき會釋を、甚だ稱美したりしとぞ。

酒井雅樂頭忠淸水野周防守を評する事

酒井忠淸人才を登用す

人を見知るといふ事、察智明かならずんば叶ひ難かるべし。酒井雅樂頭忠淸は、先祖の禮節第一に違へず、諸家の筋目を正し、埋れたる人を取出し、板倉內膳正重矩・戶田越前守忠昌（後山城守と改む。）などの器量を擇み、又小身なる御役人にも、甲斐庄飛驒守・北條安房守等、其外多くの歷々を雅樂頭申立て、段々登用せらる。就中延寶年中より、嚴有院樣御病氣付かせ給ひて、御政務をば大方雅樂頭に委ねられしも、其器にあら

ずんば、爭で之を仰付けらるべきや。下樣にて、何かといひ惱ましけるは、時の不祥にして、雅樂頭死後にこそ人も慕ひ、なくてぞ人はといふ歌思ひ知りけり。尤衆議判も之あるべし。上より直に彼をと御下知も之あるべきが、多くは此雅樂頭器量にありしとぞ。一年水野周防守忠增が大御番頭を承りし頃、何時の頃にか、組の何某遲參して、西の丸の御門しまりたるところへ行懸りぬ。扉は立てたりしかども、未だ門をば差さゞりし故、走り入らむとせしを、御目附の何某の曰く、「人は輕く法は重し」とて、稠しく咎めて押出し、申達して閉門にぞ行はれける。然るに彼の御目附、生憎に亦、周防守が當番の節遲參して、暮六つの太鼓を打ち仕廻ひて後、西の丸の寢番に登城しけり。周防守之を聞きて、與力・同心に下知して之を通さず。御目附は役儀を名乘りて、是非に通らむといふ故、此由周防守に達す。忠增が曰く、「御役儀を照し押して通らるれば、後難彌〻重かるべし。早々歸へらるべし」となり。よりて彼の御目附力に及ばずして歸宿し、此旨同役へ談じ、內證にて事濟まず、老中へ申上げしに、「御役儀勤方庵末なり」と、御叱の上御役儀を召放され、閉門しけ

水野忠增閉門

忠清再役

り。夫よりして總御目附中、周防守を目に懸けたり。忠增もしれ者にて、大御番頭は、五萬石城主の格に定めらるゝを以て、些もわるびれず、總御目附中と、きしらいけり。或時御禮日に、御出御の刻限を案内したりといひ、周防守之を承らずと互に云ひ、口論に及びけるに、忠增詞荒く「殿中を憚らず」との御咎にて、御役召放され、閉門仰付けらる。是れ寛文十一年の事なり。此後役を土屋兵部少輔之直承りけるに、延寶六年土屋御役御免にて、又其組を水野周防守再び預りけるこそ本望なれ。是れ併しながら雅樂頭一言によれりとなり。されば土屋が後役誰にかと、老中雅樂頭へ相談ありしに、「誰と申す迄もなし、水野周防守再役然るべし。是は大御番頭の格式を能く辨へて候ものを、爭で捨て置かるべきや。以前御目附中との口論は、全く周防守非分とも申難し。大御番頭は大名同格にして、五萬石城主程の御會釋なり。然る上は大目附中より、御禮始まるなど申す事をば通達あるべし。總御目附中も時に取りては、案内之ある事故に、刻限を知らせたるを、聞かざる由にて、再往の口論も一つは役筋の違亂を惜んで、聞かざる由したるならむ。其筋の御咎は閉門に

て究りぬ。既に閉門も御免にて、年久しくなり候上は、又こそ仰付けられ然るべし。上意を伺ひ申すべし」とて言上ありしに、再び元支配仰付けられしを、周防守何より以て有難しとて、忠勤を勵まる。元祿五年に至る迄大御番頭を勤められ、其後綱吉公與御詰の列に召仕はれける。其の人となり思ひやるべし。

板倉重矩
咬菜軒の
額

板倉内膳正重矩出身の事
額の事

陰德・陽報は天にあり。積善の餘慶は必ず其身を潤す事違はず。是れ亦時の執事の選もありしが質朴節儉なるは、却つて華麗なる世に出合ふ事あり。板倉内膳正重矩は、寛永十五年父重昌の家督を請けて後は、御詰衆並に伺候しけり。其以後、本庄にて屋敷を拜領し住居けるに、咬菜軒といふ三字を人に書かせて、席上に懸置き、前栽を樂みとし、手作の野菜を大厦高堂へも捧げて、安否を伺ひ、外に求むる念慮を止めて、萬治年中を送られけるに、其年の暮大坂城京橋口の御城番を承りて、彼

地に向ひけるが、此時も彼咬菜軒の額を持たせて、懸置きたり。其後寛文五年の冬、江戸へ召され、奉書連判の列に仰付けらる。前代未聞の手柄かなと、人々耳目を驚かせり。斯くて家を興し名を顯しけるに、なほ彼咬菜軒の額は居間の樂みに懸置かる。同六年二萬石の御加增にて、野州烏山の城主となる。同八年より三年が間、京都の仕置し、同十年又江戸へ召され、本役に仕うまつりて、瀧の口に御屋敷を給はり、侍從に任ぜられても、彼の咬菜軒をば方々へ持たせて、牌扁としたる故、彼の額を書きたる野間三竹法眼、或時此三字を用ひらるゝ心を尋ねければ、内膳正申されけるは、「人は身を立て名を顯す程、本の賤しき事を忌み嫌ひて、忘るゝ事ぞかし。我れ不器量を以て、奉書連判の列に事ふるは、冥加に叶ひたる事なり。人は奢に移り易し、我れ之を思ふが故に、昔本庄にて曲柄の卑亭、片時も忘るべからざる爲めなり。今高恩大祿を戴く事、我が一分に相應せざる故、殊に恐れ思ふ故なり」と、挨拶ありけるとかや。萬事に亙りて丁寧質素、勤めてする事は、怠る事之あり。生れ得たる實德、遍く人の見し事にぞ。譬へば諸侯伯の音物、夫より下つ方よりの

贈物を、退出の時分、家司共披露すれば、座に着きて一々聞畢り、さて右の音物を丁寧に戴きて、後に休息せらる。 家によりて諸方よりの音物をば、町人へ拂ひ遣しなどするも之あり。 內膳正は一家の內は元より、埋れ居て退屈すべき人をば音問して、窮儔なからむ事を勵まし、餘慶をば家來に配分ありけり。 或人、「諸方よりの音物を一々戴き給ふは如何」と、「尋ねければ、重矩笑ひて、「君父の外他の贈物を蔭にて戴く事はなけれども、今斯かる御役儀を仰付けられずんば、誰か內膳とも重矩かとも、見出し尋ねらるべきや。 然れば此大小の音物は、品こそ替れ。 皆上より拜領仕ると存ずる故に戴き申すなり」と、答へられけり。 此內膳正時めくと雖も、一家の雅樂頭へは少しも追從せず、酒井修理大夫へは、父が島原にての一言を以て常に便り(たよ)けるを、雅樂頭之を聞及び、優(ゆか)しき人品なりと、目を付けゝる故、登用申しけるとかや。

同人乞食批判の事

同奥方法式の事

重矩偽孝行乞食を咎めず

寛文の末凶年に遭うて、乞食・非人多く出でけるを、柳原の土手下に小屋を懸けて、扶持を給ふ事あり。然るに下谷三枚橋の邊に、母を負うて、出でたる非人あり。誠に恩愛の思深く、今日の飢渇凌ぎかぬれば、勿論身に纏ふ衣類とてもなく、腰さへ立たぬ老母故、己乞食して母を養ふにてぞありける。渠(かれ)は柳原の小屋へも行き得ずして居けるを、町廻の中よりや申されけむ、別に御扶持米を下され、其者の家求めさせ、其町へ母子の養育懸に仰付けられけり。誠に孝感台聽を動しにけり。之を聞くと等しく、或は父と稱し母と僞り、手を引き肩に懸けて、多く門々に立ちさまよふを、人毎に哀む事にして、志を致しければ、外の非人よりも物貰ふ事多かりしが、日暮れて別れ〳〵になる時、雇はれたる年寄共、乞食仲間、何かと互に貪り摑(つか)み合ふ。元來實なき作親子(つくりおやこ)なれば、此類所々にて巷を騷がしむる事、「畢竟上を輕しむる科(とが)あれば、悉く召捕ふるべきか」と、殊に當職の町奉行之を憎み申上げらる。其日の評定出座は、板倉內膳正重矩なりしが、申されけるは、「否(いや)とよ、惡事を似するは、輕き事にても急度沙汰し罪せらるべし。善事を似するをば、只其儘にこそ差

兩池田エ事半にて普請御免を願ふ

置かるべし。實なき者は、倦勞すると止むものよ」とありしが、果して重矩の詞の如しとか。されば此内膳正は慈仁深く、自分の奥方に召仕はるゝ女中、廿四五を限に、何程仕ひ惜くとも、暇を出し緣付けらるべき由、奥方の法を定められけり。「女は盛あるものなり。年たくる迄仕ひ置くは、不便の事なり」と申されしとかや。

增上寺新堀の事
稻葉正則久世廣之の事

寛文の中頃の事にや、備前少將松平新太郎光政と因幡少將松平相模守光仲と、右兩家へ、芝增上寺邊に新堀を掘らせらる。兩池田仰を承りしが、困民の費をや歎かれけむ、又如何なる故をや含まれけむ、半に掘懸けて、兩家ともに困窮仕り候へば、右普請役叶ひ難き由、御斷をぞ申上げられける。此事台聽に及び、兩池田を評定所へぞ召されける。凡そ評定所へ召さるゝ程にては、大名・小名及び小身の輩と雖も、身上安穩なるは希なる事故、相模守殊に氣遣あり。新太郎光政へ相談ありしに、新太

稻葉正則の注意

郎は、「兎にも角にも罷出でられ候へ。御訴訟申すからは、身上滅却は覺悟の前なり。但し嫡子共を召さゞれば、先づ安堵あるべし」と、申されしとかや。流石に學び給ふ程ありて、肝要の所に心付かれて、家中をも騷がせ給はざりき。されば此兩將を評定所へ召さるゝ事は、稻葉美濃守正則の心付（こゝろづき）なりとかや。其仔細は、各〻密談の時、「御城へや召さるべき。又雅樂頭宅へや招かれむ」とありしに、美濃守申されけるは、「假初の事にてだにあるに、身上不如意に候とて、僅の堀の御手傳の人足出し兼ねて、御普請役斷り願はるゝは、上意を背く所あれば、自餘の大名ならむには、仰付けらるゝ品も候はむ。然れども彼の先祖は、關ヶ原以來の忠戰といひ御緣家といひ、旁以て宥恕ありての御渡されの上意、御叱第一なるに、御城へとは如何なり。又雅樂頭宅も然るべからず。評定所へ召されむに、實に不如意の條、實情を以て願ひ候はむには、早速罷出づべし。若し含む所あらば、故障病氣を以て延引あるべし。試みらるゝ爲め、且つ又何とぞ御請の品により、直（すぐ）に御預に仰付けらるまじきにもあらず」と、申さるれば、何れも尤もなりとて、評定所へ召され、「願の上は、御普請役は

久世廣之の言により て公儀普請となる

御免なり。然れども半にての願不屆に思召され、閉門仰付けらるゝ」となり。其後松平大隅守少將光久、堀の儀、光久承つて掘らせ奉らむと、願はれしとか。又一説に、大隅守へ仰付けらるべき由なりしを、久世大和守廣之申されけるは、「池田の兩人、備前・因幡・伯耆三箇國の家督として、未ださせる御奉公もなきに、縱ひ困窮したりとても、兩家三箇國の人夫を以て、僅の堀一つ掘られざる事は候ふまじ。然れども昔よりの御定に、東國大名は堀を掘り、西國大名は石垣仕る御定法をや、聞傳へ候にや。外にも如何なる了簡をか含み、此願申立て候ひつらむ。新太郎は異母兄弟の家なりと雖も、天壽院殿の壻なり。相模守は大神君の御孫なれば、此兩家の作り兼ねたる御堀を、外へ仰付けられなば、兩家へ恥辱を與へらるゝと申すものならずや。近年打續き凶年にて、彼の領分、永荒多く候へば、困窮も僞ならず。兎にも角にも、此御普請は下の困窮を救はせ給はむ爲に、掘らるゝ御堀なれば、其根本は撫育より出でたる事なる故、聞召し遂げられ難き兩家の願も、叶ひたる事に候へば、願くは御普請方に仰付けられ、然るべきか」と、申されける故、公儀普請にはなりけり。是

によりて、町宅せし浪人なども、顔を隱して出づる者ある由を聞召され、御急の御普請にはあらねど、態と夜普請に人足を懸けられけり。よりて子刻・丑刻迄、普請仕うまつる者には、三日分の日雇賃を一人に下されける故、此堀不日に出來せしも、御仁政の一つとこそ、世には申しにけり。

武野燭談第十九終

武野燭談第二十

稻葉泰翁越後中將殿家中騷動の儀申上ぐる事
有栖川親王關東下向等の仔細言上の事

稻葉正則越後中將家中騷動處分延引の故を述ぶ

延寶九年紅葉山に、八日の御魂殿造り出し奉りての後、稻葉美濃守正則致仕す。程なく隱居仰付けられける故、今は泰翁とぞ號し改めける。其後何れの年にかありけむ。古きを尋ね問はせ給ふ事ありしにや、誰か聞傳へて洩しけむ。其眞僞は知らずと雖も、其頃の物語を聞傳へて、上下實情の融通するところを、記し止めけるにや。稻葉泰翁を御前へ召され、「抑、越後中將家中騷動の事、御先代雅樂頭汝などに何と相談して、斯く我が代迄延び〳〵の僉議には、しけるぞ」との御尋ありけるとかや。其時泰翁座を改め、謹んで畏まり、「有難き御尋にこそ候へ。此段は遮つて下よりは

言上申し難し。あはれ御尋も候へかし。委細上聞に達したく、何れも存じ奉り候内に、各〻職を退き候まゝ、彌〻申上ぐべき時節もなく、心底に任せず、月日を過し罷在り候ところに、只今の御尋、時を得候へば、言上仕るべく候。定めて草葉の蔭にて、此御尋を有難く喜び存じ奉るべく候。扨も越後中將殿の御事は、忝くも東照宮の神孫にて渡らせ給ふ故、何とぞ彼の御家の恙なく立ち申す謀を第一に、雅樂頭を始め我々式も、心の及ぶ程は相談仕りたるにて候。其仔細は御先代御病氣付かせ給ひて、段々差重らせ給ふにより、天下の御政務、暫く雅樂頭に委ねさせ給ふ。將軍家御直の思召にて、仰付けられ候はむには、何の御憚か之あるべき、今度御仕置仰付けられ候通に、改易・遠島・切腹・追放の品々、心付申さゞるには候はねども、臣として當分御仕置を預り申行ひ候へばとて、爭で君の御家門第一の越後殿の御家を、我々の了簡を以て、御改易にとは勿體なし。何とぞ取繕ひ、中將殿御家さへ恙なく渡らせ給へば、末々の御家司共の事は、如何樣にも吟味仕らむと、各〻相談の一體を極め候へば、諸事手ぬるき仕方の樣に、如何にも上には聞召し及ばせられ候はむ。今度御自

身の御仕置にて、御下知あらむには、斯くこそ御座あるべき御事なれ。御先代御病苦にせまらせ給ふが故にこそ、雅樂頭等に任せ置かれて候へ。嚴有院樣御直の御仕置にて御座候はむには、此度の御下知の外より延々なる御沙汰は、あるまじくこそ覺え候へ。 縲事ながら、何れも打寄り候ての相談には、御一門の御家と申し、中將殿に於て、見えたる惡事もましまさず、只家中騷動仕ればとて、滅亡然るべしとは、爭で申上げられ候はむや。何ぞ天下へ對し、怪しき仔細も候はゞ、何方を顧み申すべき、早速に事を取鎭め申すべく候へども、彼の御家の家司共が、思ひ〳〵に己が威を立申すにて、何れも不忠の者共にて、君臣別れ、家中不和にして、何と黨を結び候へばとて、中々事調ひ申すまじ。 然らば旁々事を差延べ候はむ内に、御不例も御快くならせ給はむには、其時急度御家司共を召呼ばれ、御穿鑿あるべき事なれば、御本復の内を、何ともして待過し奉るべく、各々了簡にて罷在り候ところに、他界ましまし、力を落し奉り候ひき。 只今御前よりの御尋に付き、臣等が志も上達し、本望の至に存じ奉り候」とぞ、申されける。 重ねて上意に「越後家の次第は、聞召し屆けられ

有栖川宮を關東に迎へんとせし事

たり。又有栖川親王を呼下し、世繼にせむとの結構も、實なるか」との御尋なり。秦翁承り、「此儀も下より上達し兼ね、罷在り候處に、御尋こそ有難けれ。如何にも此段各〻相談に及びたる事にて候。其意趣は、其頃嚴有院樣召仕はれ候御方、御懷妊の由、內々に承り候へば、各〻之を喜び候ところ、御不例次第に重らせ給ふに付き、雅樂頭を始め皆々申し候は、御前甲府殿、又は御三家の間にして、御養君を御極め申す時は、縱ひ御男子御出生遊ばされ候ても、誰か之を改め申す事なり難く候へば、御誕生迄、先づ親王家を將軍家にかしづき奉り、時節を見合せ、若君にて渡らせ給はゞ、京都へ返し申す事は、古來其例多く畢竟夫迄の御陣代の心得に、何れも了簡仕りたるにて候。然る所に右御方樣の御懷妊も、水にならせ給へば、其沙汰に及ばず、德川家正統の御連枝にて候へば、御前を御養君とは、兼ねてより先役共申談じたる趣にて候。右の次第は、定めて筑前守能く存じ罷在るべく候。申しても御先代の御嫡流あらむには、統々をと、何れも願ひ申したる所存の外、餘念なく候ひき。されば君御養君に定まらせ給ふ時も、澤木傳右衛門が娘の、身ごもりたりとの樣子を、聞召

されたる由にて、徳松君をば館林の御家御相續との上意にて候ひしは、御出生様若君にて渡らせ給はゞ、君の御養君になし奉られむとの思召に候はずや。是も亦昔語に罷成り候へば、徳松君を西の丸へかしづき入れ奉り、若君と仰ぎ奉らせ給ひ、御先代の御血筋は盡きさせ給へば、外に求むる君は之なくこそ侍れ。慶長年中大猷院様薨御の砌、御先代とても御幼年故、御兩典厩を以て、其時の者共、萬一の爲め、若君兼ねてのかしづきに仕むけ奉りき。何れも御役儀仕る輩、申傳にも承置き候ひぬ。有栖川殿をと申す相談は、御先代御出生の若君もやと存じ奉り、右申上げ候通、最初より君をと申す輩も御座候ひしかども、徳松君もましします上は、若し御出生のところ、若君にてましまさば、諸大名の心も取々にして、第一先君の若君様の末にならせ給はむ事、本意なく存じ、如何様とも退け易き宮方をとは、申し候なり。兎にも角にも、東照宮の御神孫、千代・萬世續かせ給ふ様にと、計らひ奉りたるところは、神の照覽、之あるべき事に候。斯かる御嗣なきに於ては、雅樂頭・我々式如何計り罪深き名をや殘し申すべき。此度此仰事承るこそ、先亡の老臣、次には老衰の某なんどの

大幸是に過ぎず、有難き仕合に存じ奉り候」と、君を祝し身を祝ひしに、懷舊の詞自然と餘所の袂を絞らせけるとかや。

大久保忠隣無實の罪を辨ぜず

大久保加賀守忠朝の事

宇都宮の先祖は關東の豪傑、世以て其英雄を知る。尤も其餘流數多之ある內に、戰國擾亂の後は、多くは其姓名斷絕ありけるが、大久保左衞門五郎忠武・同五郞左衞門忠俊以來、德川家に奉仕し、子孫多く御譜代の英臣とはなりぬ。然るに相模守忠隣故こそありけめ、井伊掃部頭直孝に召預けられ、無實の科に沈めるを惜みて、「申分せられよ、直孝取次申すべきものを」と、勸められしかども、相模守之を背せず、身に罪なき次第を申す程、上の御恥を申上ぐるに等しければ、何事も申上げず、此儘に罷在らむこそ、只今の忠にてこそ候へとて、申分せずして、終に空しくなりぬ。よりて其子供召出され、段々御取立あり、加賀守忠常・其子加賀守忠與初の名は忠孝は、寛永九年美濃國加納の城主となり、五萬石を給はり、同十六年二萬石の御加恩にて、播磨の明石

へ所替し、慶安三年八萬三千石になり、肥前の唐津の城主として、西國不時の設に差置かる。其子は今の加賀守忠朝にして、實父は大久保右京亮敎澄が子なりし故、始めは敎博と名乘る。家綱公の御小性を勤めける故、御馴染も深く、且つ家柄といひ人柄といひ、其時の擇に逢ひて、延寶五年七月老臣となりて、總州佐倉の城主となり、貞享三年正月一萬石の御加恩ありて、相州小田原の城主となり、曾祖父相模守忠隣の舊領を守護し、忠朝の喜限なし。されば柳營より退いては、先づ持佛堂へ參り、嚴有院樣御牌前に伺候し、今日御城にての事どもを申し、禮拜頓首して後、居間へ通る。斯くの如くする事、一日も怠る事なし。生得律義にして、貞享の頃、「老臣の面々へ經書の講釋、御前にて仕るべし」との仰事ありて、加賀守首たる故、初て講席に參りけり。其次に阿部豐後守正武番になりけり。是は大久保より拔群年若けれども、講釋仰付けられたるを悅び、同講席に進みけり。殘の老臣共も、罷出で承るべき由、上意によつて、何れも伺候しけり。さる程に每事に文談して、御前を退きけるに、正武「今日の講義、如何候ひしにや」と、同席へ尋ねられけるに、「皆々承事にて候ひし」

など、挨拶ありけるに、加賀守は大汗を拭ひ、扇子を使ひながら、「今日の講釋我等が身につみて存ずる故、嘸や豐州も難儀に侍らむ、さるにても、文理の申違やあらむと、手を握る計りにて、いひ損じなく、首尾能き樣にとのみ、存じつる故、其外は他念なく候ひし」と、申されしとかや。

土屋但馬守數直古金を改めざる事

日本の深山ある國々には、悉く金銀・銅鐵の蔓はびこりて、中にも吉野の金・身延の銀などは、人更に手を著くる事なし。奥州の金華山は日本最初の金山にして、今も亦彼の山は金色なる山といへり。されども止山なれば、人窺ふ事なく、佐渡の金山のみ、古來より今以て掘らせらるゝに、更に盡くる事なくして、多くの黃金を出せり。然れども、「日本の金銀は、大概總積ある事にして、多過ぐれば却つて天下の害となれば、是程にて能けれ」との東照宮の御掟これありて、其分料を御代々守らせ給ふ事とかや。然るに金銀座の者共打寄りて相談しけるは、「金子一兩に銀子何程加ふれ

土屋忠直古金を改めず

ば、日本の金何程數多くなる道理なり。但し黄金の位、少し劣る迄の事にして、世上の重寶、何增倍の御徳用」と、公儀を借りて、己等が當時の世渡を第一に目論見けるが、「此儀は當御代御老中の中にしては、土屋但馬守殿だに御得心あるに於ては、願成就する事ぞ」といひ合ひて、但馬守へ心易く出入る人をして、申入れけるに、公儀の御徳用とある事なれば、先づ右の書付を留置かれにけり。町人共大に喜び、何時かいつかと待暮すに、曾て其沙汰なかりければ、「若し失念し給ふにや」と、復以前憑みて申入れたる人を以て、伺ひけるに、但馬守彼の取次したる者に向つて申されけるは、「去る頃町の者共、書付を以て願ひたる筋、大なる了簡違なり。凡そ金銀といふものは、七寶の最上にして、和漢之を重寶とす。其貴き寶の位を一段引下げて、澤山にせむとの事は、中々いひ出さるゝ筋にもあらざれば、同役の者共にも、此事啣もせず。近代は往昔の如き紫磨金の少く出づる故か。總體黄金の色白けたるをこそ、上にも歎かしき事に思召さるれ。夫を又一段次の位に金子を吹替へて、日本の金の位を引下げむとは、下の了簡にて及ぶ所にあらず。此書付早々返渡されよ」と、あり

しとかや。されば此但馬守は、其頃公儀儉約の發端を申行ひて、費をはぶき厭はるれば、公儀の御爲とだに申立てなば、取上げらるべしと思ひて、目論見たるに、但馬守、古代を改めぬ罰罪深し。是れ寛文年中の事とかや。

土屋相模守政直の事
御代官へ合力の事

土屋政直下情に通ず

土屋相模守政直の若年の內、父但馬守に仕へられしは、常に但馬守召仕の小性の中へ打交り、次の間に愼勤させ、只寢ずの番を用捨したる計りにて、其外は小性の勤に變る事なし。斯くの如く生立ちたる故、相模守部事に多能にして、下の艱苦を能く知られ、最も情深しとかや。貞享の初、大坂御城代仰付けられ、此節二萬石の御加恩ありしより、登用間もなく、同じく京都の所司を勤め、夫より老臣輔佐の職に任じながら、弓馬の藝怠らず、家中の者共の武藝に進む輩をば、殊に賞翫ありける中に、弓好にて、混ら上下を選ばず、射藝を試みけるに、兼ねて稽古を勵む者の過半、其席

又家中の武藝を奬勵す

へ出でざる者あれば、相模守之を不審し、一々仔細を尋ねらるゝに、多くは貧窮にして、弓道具の拵へ難儀故、不參の由を申す者あり。是れ皆小扶持の者共なれば、是等には弓道具一通り宛取らせよとて、之を與へ、弓道具なくして、稽古ならずとの斷(ことわり)をいはせず。又弓に癖付きて、射藝の合期せざるをば、外の武藝を精出すべき由、申付けて、少しも油斷せず、嫡子大和守照直以下の息男へ附置かるゝ人は、皆一藝ある者を選出しにけるとかや。

土屋政直亡父の爲めにとて代官に合力す

此相模守未だ御奏者番を勤めらるゝ時、其頃の御代官何某とかや、引負といふ名に立ちて、身上難儀に及ぶ由を聞きて、則ち彼の御代官を招き、申されけるは、「貴殿は亡父但馬守、別して懇意に申しかはしたる人なり。然るに今度難儀の沙汰を承り及びたり。總じて御代官は、小身にして大役を仰付けらるゝ故、最初に過分の拜借あり。是れ極りたる事にして、御勘定精算の前は、其地其所に在散して、之を取上げぬ內は、未進といふ事あるを、急に勘定仰付けられては、地所金納の場なんど、悉く取納むる事ならず。其外にも金子はありながら、前に揃へて置かざれば、私欲にはあらで、引負の名は晴れ難し。此事亡父存生に候

はゞ、貴殿の難儀を定めて苦勞にせらるべし。是れ第一。次に小身の衆と、大名といはるゝ程の人が、常々心易き人の難儀するを見繕がずんば大身の友は無益なり。貴殿此度の難儀をば合力申すべし。畢竟是は亡父の心入を推察し、但馬守への孝養と存ずれば、手頭思分にあらず。必ず辭退あるべからず」とて、家司に下知して、右の不足金を償はせけるとかや。往昔も斯樣の事ありき。小堀遠江守政一、或る年御勘定の清算済余在て返納せらる。是は遠江守が私欲にあらず。此人は名高き茶人にて、多く江戸にのみ居勝にて、伏見總じて、上方節手來の場所は、其所預の男共の未算を、遠江守一人の難儀にはなしぬ。此時井伊掃部頭直孝・酒井讃岐守忠勝兩人、之を見捨てずしてこそ、事故なく清算濟まさせけれ。されば、「御役人として依怙贔屓の評にやあらむ」と、兩將批判して、見られたる上にて、斯くは計らはれけるとかや。今思巡すに、遠州は其頃將軍家數寄の御師範申上げ、其外天下茶道の本とし、尊ばるゝ人なれば、常に御側近く候しけるにぞ、且つは上の思召を計り、且つは彼の人の一藝を惜みて、兩家より見繕れたるなるべし。土屋相模守の心付は、井伊・酒井と

は異なれども、忠と孝と暗に符合せしとかや。

戸田山城守忠昌酒井小五郎家中仕置相談の事

戸田家と酒井家との關係

戸田山城守忠昌は、公私に付きて、常に仁愛を心に掛けて、賴もしき事數々ありき。例へば酒井左衞門尉忠直は、山城守孫壻となりて、親みなづきけり。此女は秋元但馬守寵愛深き息女なるを、山城守之を養ひ取りて、左衞門尉に妻(めあ)はすべきに定められたり。其頃は左衞門尉未だ幼年にして、小五郎とぞ申しける。されば家中の仕置以下、小五郎幼少の內は、外戚の叔父なれば、松平因幡守信興後見して、重き事は舅家たるを以て、戸田山城守忠昌に申して決定しけり。されば貞享年中の事かとよ。小五郎に幼少より附添ひたる傅臣何某とかや、千石を領しけるが、其者の一子はありながら、若輩なる心根にして、心得難き人がら故、父が家督取亂すべき者よと、親の目にも餘る程の者なり。外には子とても之なく、甥なる男の勝(すぐ)れて發明優長なる器量なれば、彼の何某兼ねて養ひ置き、行々(ゆくゆく)は此甥を取立て、嫡子の後見とし、若

酒井忠直家中仕置相談

し家相續なり難き程の實子の人柄ならば、此甥をこそ家督にせめなど、あらましけるに、彼の傅臣俄に病死しけるにぞ、其事定らず。されども家に久しき者といひ、小五郎襁褓の內より、忠功他に異なる者なれば、早速此者家督の事相計るべき旨、小五郎家司に申付けられければ、何れも打寄つて內議しけるに、「舊功の者なれば、跡式減少せらるべき事にもあらず。然れども彼の者の嫡子、甚だ陽氣者にして、父も憎める者なり。扨こそ兼ねて甥を養置きて、始終家督にもと思ひけめ。殊に此甥なる男は、器量勝れたる者なれば、何に召仕はるゝとても、御家の御重寶になるべき者なり。さればとて彼嫡子を打捨つべきにもあらず。父が兼ねての存寄も、何れも能く之を存ずる事なれば、畢竟千石の知行を彼者共兩人に、五百石宛下置かれ、上へ一粒にても召上げらるゝにはあらず」と、各、內談を極めて、此趣を松平因幡守信興にぞ達しける。因州申されけるは、「其子共が器用・不器用は、平生の振舞にて、皆々存知るべき事なれば、尤と申すべけれども、少分にても人の家督相續は、至つて重き事なり。是は戸田家へも、申達せられ然るべし」との指圖なれば、則ち小五郎家

司両人、山城守の宅へ打越して、件の者の家督所分の次第をぞ申しける。山城守默然として聞居られしが、暫くありて申されけるは、「左様の事は、内證の仕置にして、酒井數代の先格・風儀・作法を以て、致さるゝ事と存ずる故、我々何とも、脇より評判は申し難し。公儀へかゝはりたる事は、何分にも了簡申すべし」との挨拶なり。家司共重ねて申しけるは、「小五郎家風にて、口眞似をも仕りたる程の者、跡式を減し申す事は無く候へども、是は全く上へ取上げ候筋には御座なく候。其者の子と甥とに分けて取らせ候。此儀を因州樣へ伺申し候ところ、少身にても、人の家督は重き事なれば、伺候仕り、御指圖を請け申すべしとの仰にて候へば、申上げ候」といふ。山城守聞きて、「否(いな)とよ、此儀に於ては善しとも惡しとも申し難し」と、詞少く申さるれば、家司共是非なく立歸り、小五郎にも申して、早速因幡守へも達しければ、因幡守、「さればこそ、戸田殿左樣の挨拶がらは、定めて了簡ありて、各々の相談尤もと存ぜられざるところありと見えたれば、我も行きて、意味合(いみあい)を尋ぬべし」とて、家司共をも召連れ、山城守宅へ行向ひ、重ねて此相談に及びければ、其時山城守申され

戸田忠昌の意見と仁愛

けるは、「以前も小五郎殿家司共罷越し、此段申し候へども、愚意に心得難き事候へば、其趣を挨拶申したり。重ねて斯様に御尋の上は、某心底の一通りを申すべし。小五郎家司をも召されよ」とて呼出し、山城守存寄(ぞんじより)を申されけるは、「此相談の元は、畢竟主人に欲が手傳ひ申す故、斯くの如く申さると存ずるなり。如何にと申すに、小五郎殿部屋住以來、召仕はれたる大切の老臣なり。其太郎が不器用故、千石の家督を給はるを惜しき事に各〻存じ、幸ひ甥なる男が發明なれば、主人の仕用(つかひよう)に得分なれば、五百石宛分けて給ふべしとの儀なれば、尤もとは申し難し。其太郎の空戯者(うつけもの)に、父が知行を殘らず給はり、而かも惜からず思はれてこそ、亡父が數年の功にも答へ候はむか。彼が父は主人への忠を一節に存じ、我が一子なれども、生得鈍き故之を捨て、甥を立てむとせしは、主人の用に立てたき忠心なり。其者存生に、養子にも致し、總領を退けたらむには、申す事なく、父が左樣に存寄りたればとて、其父は末期迄申出でぬ家督を、主人より申付けられむには、心あるべき事ならずや。山城守が此家督を沙汰し申さば、其太郎に父が千石を相違なく取らせ、さて彼の甥たる

男は、器用者にて、用に立つべき者と存ぜば、別格に小知にて呼出され、然るべき事ならずや」とありければ、因幡守を初、家司共心伏して、その如く家督以下申沙汰しけり。されば、此山城守何といふ事はあらねども、徳孤ならずして、此家をば、小身・大身ともに各〻慕ひ寄りけるとかや。

武野燭談第二十　終

武野燭談第廿一

戸田山城守忠昌荻原近江守重秀知行割背はざる事
本庄因幡守宗資の事

元祿十年の頃、御旗本五百石以上の衆中は、御藏米(おくらまい)にて差置かれたる面々を、地方にて領知を給はり然るべき旨、御勘定奉行より段々に申行ひて、其御沙汰ありて、台聽に及び、御料・私領ともに近國の分は御旗本の小身に給ふべきの由を、仰出されける程に、御譜代大名の遠國に領知之あるは、馬の飼料として、江城の近國にて五六千石程づつ知行ありけるをも、又公儀御藏入の庄園に至る迄、殘らず此度の部に引入れ、或は當分不勤にて、小普請金を出し、引込み居たる人々の領知せる上田の場所をば、是れ亦替地御用と稱して之を引上げ、與力なんどの僅かなる知行所迄選み

戸田忠昌荻原の知行割を肯はず

出し、小物成運上等、總じての浮所務を悉く高に結びて、相渡すべき目論見にて、之を仕立て、其清帳を戸田山城守忠昌、其節の月番なりし程に、荻原近江守頭取りて、右の趣を伺ひけるに、山城守一々見て申されけるは、「此割合一切心得難く候。抑、御當家所務の場は、大法五つの場は二つ半、十分の場は四つ物成と、定置かせられ、御代々四つを過しては、取らせ給はぬ御定法なり。是は各、別して存じの事ならずや。是によつて凶年と雖も未進僅にして、三年と借りたる事なし。又御藏米をば、三斗五升平均にて、之を下さる故、例へば二百石と仰出さるれば、二百三十俵相渡し、二百俵とある時は、其俵數を三つ半の平均を以て渡さるゝ事にして、照降なき定物成なり。然るに知行にて給はる人々には、水損・旱損・風損・蟲ばみなど、樣々の凶事に遭ふ時は、五百石給はる人に皆無もあるべし。其時に至りては、小物成、或は金納、或は運上等を抑揚して、人馬をも育ひ、御奉公を勤むる事ぞかし。然るに小物成運上までを、高に結ばれなば、恐らく小身なる衆は、甚だ難儀に及ばるべし。大名は所領廣ければ讓り合せても、一年・二年は續けらるべき事なり。小身の四五

千石の衆中は地面少ければ、なか／＼凶年に遭ひては、身上取續き難き事必定なり。御藏にて知行を給はる人々は、世間は凶年にもせよ。三つ半の所務は變らず。又地方には、何れも守護に損得あり。殊に關東知行は西國と違ひて、根本打詰めたる所なるに、浮所務までを高に結ばれては、何れも困窮疑ひなし。最前より申す如く、地方にて、小身衆の勝手に、能き事ならば尤もなり。さもなくば、俗にいへる御情の罪科と申すものなり。先達ての申分は、御旗本取續きの爲めとありしが、今の知行割の如くにては、公方家の御得分にはなりぬれども、諸旗本の困窮は眼前たり。御旗本取續き難きは、何とかなり申すべし。早々割直さるべし」と、押返して申されける程に、小身衆の所務なくては叶ひ難しとて、其翌年の春先づ拜借を申行ひ給はりけり。然るに老中家を初、然るべき顯職、便宜の役人の引替知行計り、先づ知行割しけるに、前方の地所よりは宜しき所を渡さむとしける故、山城守猶以て心に叶はず、二度目の清帳をも突戻され、「貴賤親疎の差別なく、本の知行程の所を渡さるべし。何とやらん、是にては贔屓の筋になり申せば、ありの儘の割に致されずんば、

老臣皆荻原の處置を非難す

幾度も吟味致すべし」と、忠昌廉潔の沙汰なりければ、殊の外むつかしくなり、大小名の關東知行、邪に引上げたる代地は、依怙なり兼ねたり。剩へ小身なる御旗本衆の地方にて下さるべき旨、仰渡されありしは、御藏米にては一粒も渡さず、知行所は知れず、拜借とても中々なれば、浪に浮きたる心地して、諸人の迷惑いふ計りなし。よつて老臣各、氣の毒なる事に思はれ、荻原が仕方甚だ以て心得難しとの儀にて、早々知行を割渡すべき旨、度々咎められしかば、御勘定方の平番、大勢引取りて、漸々に割直し、大名は其知行の近き所を以て、關東筋の代地を元高所務の位に渡し、小身へも夫々に、關東にて引渡されけり。然るに遠國の御廳米は、天氣により風惡しければ、何れも船待する事多ければ、其遲速心に任せず、近國の御料は、大方小身へ割渡しぬれば、御代官所少く、果して其翌年の夏、御借米よりは、多くは米御買上になりし故、江戸米の直段甚だむつかしく、一斗を十錢目に替へ兼ねたり。されば小身にての地方取は、譜代の家人もありやなしやの人々なれば、知行所檢見以下、所領への往來繁く、地方功者たる家來を抱へ、又は雇ひなどして遣し、何事も其者

本庄宗資の廉潔

任なれば、能き事は少く、むつかしき事のみにて、難儀する人多かりしを以て、山城守を彌〻床しき事には思ひけるとかや。本庄因幡守宗資は、其頃の本領上州にありしが、右割替の事にて、其替り知行を今迄の高八百石の内にして、二百石の餘慶ある場を、今年引渡しけるに、因幡守曾て之を悦ばず、家人に申付けて、其水帳を請取らせず、「我等三の丸殿の御爪の端として、先祖にもなき大名に、罷成りたる上は、所領の内御用地と候はゞ、如何程も差上ぐべし。然るに此度引替地とて、本高より內證高多き所を、各〻心得として、渡さるゝ事、空恐しき業なり。中々拜領申して、本意ならず、やはり本高より下田ならば、請取らせ申すべし。さなきに於ては、替地申請けずとも、苦しからず」との事にて、近江守が心入の程を、憎み思はれけり。荻原贔屓の人々は、如何に恥かしからむ。されば此因幡守舍兄本庄宮内大輔宗孝は、二條殿にしるべある人にして、北小路一姓の藤原とかや。今三の丸殿御弟なれば、此因幡守何程奢らるゝとも、さてあるべき人なるに、儉約謙讓なる事、古人に恥ぢず、第一無欲なる人なりき。小川町松平下總守の屋敷をば、御用地として召上げられ、

其跡に、御成御殿を營作仰付けらるゝ序に、因幡守が家迄、公儀より造り給はり、永く居屋敷にせよとの仰にて、三の丸殿、御成もありけるに、因幡守、人に向ひ申されけるは「我は御殿番といふ者なり。此屋敷を我が家などと思ひなば、冥加にや盡きなまし。空恐しき事なり」と愼まれ、一生此心違はせざりしとかや。

松平右京大夫輝貞の事

荻原近江守重秀が父は荻原重助とて、川船の極印改を勤めし人なり。重秀は其二男なる故、平勘定へ出で、評定所に勤仕しけるに、能き人に能く思はれ、忽ち御目見の列になりしより以來、鷹揚の勢ありて、戸田美濃守をさへ、いひ詰めたる便佞のみか、俗情を察して人に取入り、生得記憶強くて、役筋の事悉く諳んじ覺えて、即座に其理を答へ、御用の間に合ひて、而も怠なく勤めける程に、大方の人々、此荻原を奔走しけるが、淸廉なる人に正されても、曾て恥ぢしとも思はず、利欲の智を以て、三千石の諸大夫迄に經上り、御勘定奉行を勤め、評定出座の列に加はる。之を羨み諂

松平輝貞の廉直

ひ從ふ人は時に逢ひ、きしらふ人は陷しめらる。されば一年松平右京大夫輝貞が神田橋の家へ御成の節、一萬石の御加增を拜領し、都合七萬石餘の大名に仰付けられし時、荻原近江守早速に右京大夫宅へ行向ひ、今度の悅をいひ、さて用人深井友之助を招き申しけるは、「今度御加增の地、上方にて何國何方、關東にしては是れ是れの所を御望之ある樣に申さるべし。何れも御爲に宜しき所に候。御所望候て少しも苦からざる儀に候」と、いひ置きて歸りぬ。右京大夫退出以後、右の趣を友之助申しければ、輝貞大に氣色を損じ、「友之助能く承れ。抑々我を何と思ふぞ。故甲斐守殿の二男にして、分知を給はり、小身にて御奉公申せしを、因幡守殿の猶子とし給ふ故に、此家督を給はりて、大名の列にはなりたり。先祖故伊豆守殿一身の御奉公にて、七萬石の御恩祿今に相違なし。又因幡守殿、先御代御扈從より、段々御奉公の勞を以て、若老中・大坂御城代・京都所司代迄經上り給ひて、三萬五千石を給はらせ給ひ、我れ元祿四年以來、其祿を請け、間もなく一倍の身上になる事、更に餘儀なし。我が身に於て、御側御奉公とて、何をか人より勝れて仕たるぞ。たゞ尋常の事

のみなり。然るに斯く官祿ともに宜しくなる事、皆是れ上の恩澤身に餘れり。之を以て能く辨へよ。日頃申付くる如く、小役人中如何程爲めに能き事を申さるゝとも、取次ぐべからずと申渡し置く所に、抑や江州などが申せばとて、領田の場所を此方より願はれむものと思ふか。さ程に不了簡なる者とは思はずして、役儀を申付けたるは我が誤なり。總じて御加増の地、何方にと仰付けらるゝ事は之なし。何國何方といふ事は、御老中の前にして極めらるゝ事なるに、本家同前の身上に成下さる有難さ如何計りぞや。縱ひ白田を渡さるゝとても苦しからず。聊か願ひがましき筋、申上ぐべき心底更に之なし。其方急度申し付くべき事なれども、父茂兵衞に高崎の城代を賴み、領分の仕置を致さする者の悴故、一等を免して閉門申付くるなり。但し江州方へ返答なくては叶ひ難し。汝只今より罷越し、直に此詞を一言も殘さず申して立歸り、急度閉門せよ」と、下知ありけるとなり。此人武要を專らに、一家中は小兒より弓馬の稽古嚴密にして、的場は廿五間、小的は制して一尺二寸の的を射させしむ。鐵炮も亦、用方の稽古のみに精力を勵ましけり。

所司代の始め

本多正信特重を推擧す

○合點ハ贊成ノコ

板倉伊賀守勝重出身所司代等の事

京都に所司代を置かれ、關東より下知ある事は、慶長五年九月十八日奧平美作守信昌に在京仰付けられしよりぞ始まりにける。此美作守代りを、本多佐渡守正信に仰含められ、板倉四郎左衞門を推擧申しけり。東照宮思召も、彼の者をとの御旨なりしにぞ、隨つて御加恩の御沙汰ありしに、板倉其頃は僅かに五百石を領して、江戸の町奉行たりしを、「此度二萬石の所領をこそ給はらめ」と、本多佐渡守申しけるに、「其は多かるべし」との上意なりければ、正信重ねて、「所司代は官祿を以て威ある事に候。祿輕く候ては京都の押なり難く」と、頻に勸め申すにより、其諫に隨はせ給ひ、則ち板倉四郎左衞門を召し、「汝京都へ上り、所司代を勤めよ」との上意にて、二萬石の御書出し、且つ諸大夫に仰付けらるゝ旨を承り板倉、「有難く存じ奉り候」と、御請を申上げて、さて本多佐渡守に向ひて、「今度大役を仰付けらるゝに付ては、罷歸り、女房に相談仕り、合點仕り候はゞ、相勤め申すべし。若し不同心にも候はゞ、

勝重内室と相談す

追つて御斷り申上ぐべし」と、申しければ、佐渡守打默首如何にも尤もなりとの挨拶なり。板倉則ち退出し、内室に向ひ、「今日斯樣々々の上意にて、京都の所司代を仰付けられ、二萬石の御加恩を給はり、諸大夫に仰付けられたれども、其方と相談してこそと、御請を申殘して來れり。總じて所司代といふ事は大役なれば、何角に付き、内縁を賴み、訴訟する者あるべし。都べて如何樣の事を此四郎左衞門が致せばとて、公私に付きて、善惡ともに口を添へ、氣を付け給はずば、畏まりたりとの御請申すべし。若し内證にて取持ちたき心もあらば只今なり。御爲には替へ難く、一向に御請申すまじと存じて相談申すなり」といひければ、内室聞きて、「如何なるたはけ者とか思召さむに、早々御請し給へ。聊か女の公儀の事綺ひ申すべき事か」といひければ、猶々口を固め、さらば御請申上ぐべしとて、出ざまに、袴の腰を捩返して出でけるを、内室見て、「なう〳〵、袴の腰が捩れて候」と、氣を付くる時、立歸りて、「さればこそ、左樣ならむには御請申されず」とありしを、色々誓言してこそ、御請せられしなり。斯かる金言をいふ人なれば、所司代勤むる内、甲冑を肩に懸け

ず、亂世むつかしき京都を守護し、無事に取治めける器量類なし。

勝重の本姓

此板倉伊賀守勝重は、本名澁川にして、其昔今川家の幕下に屬し、家康公御縁談の取持をしたる澁川彈正が子孫なるが、此四郎左衞門は幼少より出家し釋門の徒となりけるを、板倉の一族、一年(ひとゝせ)悉く討死しける事あり。三河記に之ある通なり。故に苗字の斷絶を惜みて、元龜年中に還俗す。今川家亡び、御當家に屬したる時にて、則ち板倉四郎左衞門とは召されたり。家康公關東御入國の節は、彥坂小刑部と兩人、江戶地奉行・町奉行兩役を兼帶して、能く其職を勤めたる故、此時一概に二萬石をも給はりけり。

勝重の智計

大坂冬・夏の御出陣に、板倉が智計を顯したる事は、諸書に顯然たり。就中夏御陣御出馬の朝、各々行粧を調へ、御先手より段々押出す所に、伊賀守長袴の裾を繰上げて、轡の水付を取りて、「今日の御出陣は、是非に思召止まらせ給へ」と引止むれば、大御所儀甚だ御機嫌惡しく、「臆者(おくれもの)爰放せ」との御事なるを、板倉重ねて申上げけるは、「成程臆れ申して候。腰は拔け候ても、先づ今日は御滯留遊ばさるべし」とて、頻に止め奉り、其日に火付以下大坂與力の黨類を、多く搦捕りたるにぞ、御機嫌直りにける。

都べて古へ今の世、所司代の法令、天下一統の京都の和風を起したる其一人とぞ。

同人兩息公事判斷批判の事

将軍勝重兩息の器量を試す

兩息に於ける營中の批判

板倉伊賀守重政（始は勝重）京都より下向のよし聞えければ、先立ちて將軍家、むつかしき公事を構へ置かせ給ひて、伊賀守が嫡子周防守重宗・二男內膳正重昌が器量を試(ため)されれ、且つ父伊賀守に聞き悅ばんが爲めに、各〻裁斷を仰付けられけるに、周防守は「追つてこそ理非を申上ぐべし」とて退出しけるに、弟の內膳正は卽座に批判申しけり。殊に其發明を上にも感じ思召しけり。其後二三日過ぎて、周防守書付を以て申上げけり。理斷に於ては、內膳が申しゝに毫厘も違はず。「されば弟は早速決斷申すに、兄は二三日案じて漸く申上ぐる。道理は同前なり。然れば內膳こそ優りたれ」と、營中の取沙汰なりき。其後伊賀守參勤し、京都の御用向相濟みて後、大樹仰出されけるは、「今度待設(まちまうけ)に汝が子供に、公事の理非を付けさせつるぞや」と、ありければ、「忝き仕合せ、御前の公事を若輩者共如何判斷申上げ候ひつらむ。さるにて

勝重の批判

勝重太閤追忌の法席を破らしむ

も、何れが先立ちて申上げ候」と、伊賀守申上げければ、內膳は卽座に理非を決斷して奉りたり。周防守は早速には爭で理非を申上げらるべきとて、二三日過ぎて書付を以て申上げしが、理の趣は兄弟一致に落ちて同じ捌きなりとて、則ち其記判を見せらる。伊賀守頭を傾けゝるが「流石兄程に候。遲く申上げ候ものかな。內膳は若氣にて理の見えたる儘に、卽座に申上げたるにて候。內膳が智に及び候程の事、周防守も早速理非分明に辨へ申すべけれども、此公事は上意にて候ものを、麁忽に申上げ候はむは不禮なり。總じて決斷の儀、正しく知れたる事にても、幾重にも鍛錬して、其儀に決定仕る處を以て、理非を付け候事に候へば、周防守退いて、後日の沙汰仕り候處、中々弟の及ばざる所にて候」と、申上げけるにこそ、人々又周防守を稱美しけり。或る年京都にして、故太閤秀吉公の遠忌をば、彼の松丸殿といはれし人存へ居て、或る寺にて法會修行ありけるを、板倉聞くと等しく、武士を遣して、法席を破らせ、參詣の男女を追散らさせけり。板倉に其仔細問ふ事もならず、例の京童部の口のさがなさ、能きにはいはざるを、或人評判ありしは、「秀賴公は敵

對し給うたり、太閤は仔細なし。されぱこそ其牌を高臺寺に立置かるゝを以て見れば、其菩提とて法令するを、伊賀守無法に制するにはあらじ。忍びて修行せむには、之を聞くとも其分に差置くべし。押出して松の丸こそ、太閤の遠忌を修行するぞと、名聞に懸かり、參詣群集する故、所司代を輕んじたるを憎み、又押出しての作善は、關東の聞惡しかるべき事なり。其上此松の丸と申すは、若狹國武田元光の妻なりしを、其容色を聞及び、元光を亡し之を奪ひ取りて、妾とせられたれば、貞節なる女人ならば、秀吉をば恨むとも之を祭ふべきにはあらず。是聖人の其鬼にあらずして、之を祭るは諂へるなり。天之を惡まざらむや。板倉にあらずんば、なるまじき大丈夫の仕業なり」と、ありしとかや。此評を申されし人の姓名、聞洩したりとかや。

板倉周防守重宗の事

公家衆歌の事

父の業を嗣ぎて、家聲を墜さず、天下に誹られざるは、數多ありとも聞えず。其猶

重宗父の職を繼ぐ

重宗茶屋長吉の諫を聞き、聽所に茶臼を設く

中頃他へ其役を任せ、再び其子其職に補するをだに、世以て稱する事なるに、板倉周防守重宗は、其器量の勝れたる故、父伊賀守が役儀を直に請繼ぎて、家風を與しけり。父子兩代の掟、萬世の鏡となる事、誠に英雄の集まれる御代とかや。周防守京町中にての批判を聞きて、我に非あれば改むるに憚らず。判斷の事は、櫻陰比事などに數多見ゆるにぞ。されば茶屋の長吉が伺候しける時、「我が事惡樣(あしざま)なる批判を聞かば、申して聞かせよ。心得になる事ぞ」と尋ねらる。長吉、「さる事候。公事判斷の時、非分に聞え候方を御叱りなされ候故、非分益〻非事になり、其理向の儀申上げられずと、取沙汰仕ると承り候」と、いひければ、周防守、「さればこそ、能くこそ申したれ。聽所に出でて、公事を裁配する時、非分を申す者の面指(おもざし)、先以て憎くなりて、叱り怒るは我が癖なり。なる程我が威に恐れて、輕き者の外辯舌なるは、理をいひ碎く事ならざる者も之あるべし。能くこそ氣を付けたれ」とて、夫よりは聽所に茶臼を設置き、訴訟人の面を見ず、茶を引きながら、氣を納めて事を行はれける。本庄因幡守宗資常に申されけるは、「其昔板倉周防守が京都守護したる

を今思合するに、妙なる事多かりき。譬へば公家・門跡は文筆を専に嗜まるゝ様にとこそ思はれけめ。詩歌・能書の沙汰ある御方へは、必ず色紙・短冊を所望し、最も能き歌どもを愛し、さて上包をして封を付け、月日を書付け、内印して深く納置き、又花の晨月の夕、御會詠草なども必ず此の如くし、次の年も亦所望申し、各々申請け奉り、其御方の何ぞ用向にて、周防守が亭へ御入の砌、彼の前方下されたる色紙・短冊等を取出させ、目の前にて封を切つて、今年申請けたると見競べて、御歌の姿と申し、御手跡と申し、去年よりも殊に宜しき様に叶はざる眼にも、見上げ奉る抔と挨拶して、二枚ともに重ねて封じ、花押を變へて、月附・日附迄念を入れて、堂上方と札をば置かれし故か、其頃の公家・門跡・和歌・能書多かりき。又蹴鞠・管絃の道を家業とせらるゝ公卿へは、必ず其御館にて、興行ある日を考へて、遊庭を見物し、絃歌を聽聞しける故、他事なく家業を嗜まれき。又關東往來の公卿堪能の人だに參らるれば、富士・隅田川總じての紀行を、尋ね問はれにけり。されば或る公家衆の家司、主人との出入之ありて、家司の方より訴ありて、事むつかしくなりにけり。凡

そ今の所司代職は、古の彈正臺・左右京職・檢非違使の廳・六波羅四職の仕置を束ねて、沙汰する事故に、彼の公卿の爭論も、所司代判斷仕うまつる筋にてこそありけめ。周防守へ此判斷を受けらるゝに、此爭論の次第、周防守何と考へても、家司十分の理なり。されども主と被官との爭論は、先づ以て家司當然の非ある上に、渠は凡下たれば、上﨟に免じて、對揚に分け進らせたくて、主人に一色なりとも道理あらばと、種々考へても、主人の方負と見ゆるを、今日決斷と究めし朝、早天より右の公卿廳所へ罷向はれけり。周防守曰く、内々の御儀、今日こそ理非決斷申すべく候へ。されば此心を一首遊ばされ候へと、料紙・硯を出されたるに流石難儀の所望に逢ひぬるものよと、宣ひて筆を染められ、

我が實人の僞りくらべこし此君ならで誰かわくべき

と、古歌を飜案し給ふ。重宗再三吟賞し、御趣向といひ、飜案の意味、今度御爭論の善惡は兎も角も、御家業にいみじく感心し奉り候と稱歎して、其爭論を四分六分に裁判して、彼の公卿の家恙なかりしとかや。其公卿は誰とか聞きしが、失念した

る由、」本庄因幡守物語にて聞きたり。是れ其歌により理を曲ぐるにはあらず。元より主従の公事なれば、一つの取得(とりえ)だにあらば、四分六分の決斷もあるべし。殊に武家より、公卿堂上と是非を付くる事なれば、如何にもして、其家に難なからむ樣に、計らひたくやありけむ。雙方無事に判斷せむと思ふ故に、事の次(ついで)に、家業を試みられしか。常磐駿河守が類にはあらじとか。

武野燭談第廿一終

武野燭談 第廿二

板倉重宗禁裏の新腰掛破却の事
近衞殿下御異見の事

板倉周防守重宗が令尹たりし内、何れの年にか、江戸・京行通ふ事多き事ありし。さる程に京は留守勝なりけるに、禁庭雨傘持などが、風雨霜雪を戴き、立明し立暮す事のみ多ければ、「武家の如く、殿上近くに腰掛こそありたけれ」と、誰いひ出してか、卿相僉議ありしに、「是は御仁政の一つにこそ」とて、執奏天聽に及びけるに、免されければ、内匠司が承りて、中井大和掾が支配して、形の如くに作り出されにけり。地下人の人々、夫より下つかた下部・仕丁共悦び叫ぶ。此節周防守上洛せしが、參内の節此腰掛を見て、傳奏・議奏の公卿迄、申入るゝ迄もなく、公儀の大工共を召寄せて、

重宗禁裏の腰掛を破却す

公卿の僉議

近衞信尋公の意見

數日の功、徒に忽ち打破らせて退きにけり。公卿此由を聞き給ひ、大に怒り、「如何計り帝運衰へさせ給へばとても、關東の所司代などが只今の仕方、狼藉至極なり。殊に渠は武臣なり。是は叡慮を經たる事なるに、奏聞台聽に及ぶ迄こそなくとも、殿上當番の公卿迄は斷り、案内も之あるべき事なるに、斯くの如き振舞は前代未聞なり。早速此旨を關東へ達せられ、周防守が罪科を急度糺されよかし」と、各々咎め申しけるに、又衆議ありて、「先づ周防守に此事を尋ねられ、渠が御請の旨によつて、關東へ仰遣されては、如何に候はむ」と、異議區々なれば、「此兩樣を先づ近衞殿下へ申さるべし」とて、上卿之を內談ありしに、近衞殿下申させ給ふは、「各々も存の通り、我は彼の板倉とは緣にふれたり。然れども仔細ありて、今は不通し侍れども、事の理非に於ては愚案を貽すべからず。彼の周防守が器量尋常ならず。尤も卒爾の働きにはあらじ。定めて仔細あるべし。然れども只問はれむには、輙く其理を說くべからず。さらば公卿より勅使を以て問はれむに、板倉が勅答理に當りて、關東へ申さるゝに及ばず、令尹が仕方、難なきに於ては、禁中の恥ならずや。是

は、其意尋ね様あるべし。匆忽に問答に及ばれむよりは、是式の儀は公に聞召捨て、内證にて如何にも聞様こそ侍らめ。我れ能き様に計らふべし」とて、板倉が方へ内外心易く出入する醫師何某を招き給ひて、「かう〳〵の事なんあるを、公家よりあらはには問ひ難ければ、其方心得に、板倉を賺して、問ひて見むや」と仰せけり。「畏まりぬ」とて、まかでける折節、周防守又「關東へ下向すべし」と、此醫師をも伴ひ下りけるにぞ、道中何れの驛にてか、京都の咄出でければ、彼の醫師能き序と、彼の腰掛の事を問ひけるに、周防守、「夫れは其方が心より出でたるか、誰ぞ問はする者ありや」となり。「否、人の尋ねには候はず、私の心より御尋申す」由いひければ、「さあらむには、子細のある事と思へ」と、詞少なに又外の咄に移られけり。其後江戸にして、又咄出し、「禁裏へ對し、慮外至極の樣に、世上沙汰仕る」と唱へて、問懸けゝれども、語らずして、上京に及びけり。如何にもして問落して、近衞殿への土産にせばやと巧めども、板倉一切取合はず、程なく上京して、又月を越えて、右腰掛の事を尋ねければ、其所にて、「扨は汝が一分に、尋ぬるにてはあるまじ。問はする方のある

にこそ。総じて雲の上の事は、凡下より窺ふべからざる事なれば、無位・無官の輩に聞かする事にはなけれども、再三の問に、理をいひ聞かすべし。抑〻禁中と介尹とは何れぞと思ふぞ。雲泥格別なる事眼前なり。我が主君とかしづき奉る關東將軍家とても、攝家・關白の對座にこそ、著かせ給へ。参内ましませば、天奏を以て天機を伺はせ給ふのみならずや。然れば殿上・地下と分くる時は、我々は地下なり。彼の腰掛作られし所は、則ち敷皮設けて、我等式が座席ぞかし。其外毎年定りたる節會・公事の行はるゝ時、當職なれば、参内して其事終るまでは、伺候するぞかし。其時分我々が家來共迄、彼の腰掛を能き事にして、入込むべし。茲をよく考へられよ。今武家諸國の權柄を預り、禁中衰運の時なれば、如何に下を惠ませ給ふとても、内裏などは諸堂以下古法を守らせ給ふこそ尊かるべきに、新法を以て、武家を似せらるゝ事は心得ず。斯かる利勘なる事は、王法の衰ならずや。下剋上の者共常に入込み居たらむには、必定上を犯す者、次第に出來なむ。一品宛も、上古に復する御政こそあらまほしけれ。爭で衰を引出されむや。此事理を盡して奏問

重宗の所爲に就いての批判

に及ばゝ、上の非を揚ぐるに似たり。公事臣の本意ならず、不慮に打毀りたりとて、周防守が越度たらむには、所司代の楚忽を誹りて、公家に誹なし。若し此儀重科に歸せられ、遠島・切腹の仰を蒙らば、夫迄の運命よと、覺悟してこそ、破却申付けたれ。毛頭、武を照し、威を振ふにあらず」と申さる。彼の醫師右の趣有の儘に、殿下へ申上げければ、「さこそあらめ。此所は心付かせ給はざりき」と、此由奥へ奏聞ありければ、天氣殊に和ぎて、勅勘の御沙汰止みにけり。

或人の曰く、「板倉同じくば、其日の當番昵近の公卿に付いて、此理を申入れて、公家より作らせられたる所なれば、公家より破らせ申さむには、事穩にして、時の批判もあるまじきに、理はありながら、時の人の批判に逢へるは惜し。唐の太宗の魏徴に諫められて、乾陵を毀たれしとは格別の論にて、周防守が心底忠にもせよ、其仕方は武風なり。是は議論あるべき事なり」と云々。此節の近衞殿下は信尋公なるべし。此公は後陽成院の皇子にて渡らせ給ふを、三藐院關白養取り奉り給ふ。內覽の臣として、賢慮厚く、誠に王佐の良臣たり。

同人役儀訴訟の事

正保の末かとよ。京都福〔富カ〕有の者に銃屋の何某といふ者ありき。此者、咎めらるゝ事ありて、當分牢舍申付けらる。彼の銃屋が子供兩人之を歎き、頻に訴訟して、父が難儀を救はむとしけるに、其願の仕方己が富祐〔有カ〕なる故にや、其願の筋宜しからず、上を輕しめたる申分にやありけむ。今日・明日には免さるべき者なりしに、周防守其願の筋を憎み、懲しめの爲め、暫く之を免さゞりしかば、彼の家には、科の品を數へ例を引きて「斯かる無理こそなけれ。日頃の行跡とても、人並の身持なるを、斯くまで罪せらるゝ事かは。無實の罪にこそ」と、牢舍久しきを恨み歎き、己が非を顧みず、混ら訟へけるにぞ、結句子供をも禁めらるべく見えける故、彼の兄弟の者共、急ぎ江戸へ下り、右の趣を訟へ歎きけり。江戸にして目安上ぐる程の事を、周防守爭で之を知らざるべき、疾く知ると雖も、重宗之を知らず顏にて居たりけり。さる程に江戸より脚力到來して、老臣の書狀を差出しけるに、周防守彼の狀を手に

重宗鈍屋を成敗す

取らずして、先づ役人を呼出し、「彼の鈍屋を牢より引出し、只今成敗すべし」と下知す。與力以下の者共大に不審しけれども、嚴密に申渡さるゝ上は力及ばず、京都一二の大富有の者なれども、忽ち雜色の手に懸り、首を討たれけり。其後彼の狀を披見しけるに、果して鈍屋が子供等が牢舍を、江戸へ訴へ歎く事を、惡しくや聞きなし給ふにや、「死刑の者には、之あるべからず」などとありけり。重宗其返事に、「飛札到來以前に彼者の罪を沙汰し、斬頭致候の由」申して、別に書付を以て使札を馳せ、「京都にして理非決斷遲々に及び候とて、毎度江戸へ訴へなば、此以後の公事如何仕るべき。第一京都の法令立ち難し。縱ひ江戸へ訴ふるとても、一旦訴へてこそ罷下るべきに、所司代へ斷もなく、江戸へ下向仕らむには、所司代役は入るべからず。所詮某成敗の仕方未練に候へば、御役儀相勤罷在りて、詮なき儀に候。

重宗役儀御免を關東に訴ふ

所司代役差上げ申したく候。御免の儀願ひ奉る由」、急度申入れらる。老臣各々驚き、尤なる由にて、「向後彌々京都の儀周防守に仕置かる」との、再應の書談にて、周防守職に止りけるとかや。

重宗の鉈屋成敗に就きての批判

或人の曰く、「彼鉈屋死刑に及ばざる者を殺さるゝは、所司代の職を照さるゝならむか」と談ずるを、松平山城守勝隆、之を聞きて申されけるは、「彼鉈屋輕罪なれば免さるべきを、其子供何方ぞ内縁を以て、其權勢を借りて、早く牢舍を遁るべく、計らひたりと見えたり。よりて百日牢舍の類と見ゆる者を、態と見懲させむと、周防守計られけむ。之を知らず、兄弟の子供江戸へ下りし程なれば、所司代の非令にのみ申したるならむ。老臣も歷々の寄合なれば、大概の事は取上げらるべからず。されども輕罪の者を死刑に行はるべき樣に、申したらむには、之を宥さるべきか。此に於て其鉈屋が初の科をば捨てゝ、最一に憎まるゝ事は、兩人の子供の不敬にありて、其科は宥助し難し。然れども江戸御役人の取上げられたる兄弟を、成敗しては障る事なり。又宥しては向後の仕置立難しと了簡して、周防守役儀に替へて、彼鉈屋を斬られたりと見えたり。流石の板倉かな。奉書を見ざる内に、事を行ひたるところ妙なり。畢竟右兄弟の子供、孝を盡すと思ひつらむが、却つて大不孝となれり。誠に老父が牢舍を痛み思はゞ、兩人

が身を以て、父一人が罪を受けて、牢舍せむとは願はずして、高位英尊の人々を頼み、權威を借り、父を早く免されむと謀りたるは、福有に奢るところ、鏡に掛けて見えたり。二人の子供が共に牢舍を願はゞ、孝感などかなからむ。されども一度願うて令尹聞入れずとて、捨置くは孝子にあらず。只泥ら歎願ふべき事なり。是れ上を恐れ貸むなり。父が輕罪なるを、速に免さゞるを恨みて、遙々江戸へ訟ふるは、皆奢る心ある故なり。賄に憎まれ第一故、死罪尤もなり」と、評せられしとかや。不便や兩人の子供は、財產を打棄て、斗藪の身となり、異體なる笠を被り行脚せり。今も銑屋笠とて殘れり。

銑屋笠

板倉內膳正重矩所司職の事

明暦・萬治・寬文の半ば迄は、牧野佐渡守親成、京都を仕置ありしに、老衰の願にて御免なり。其頃京都華美專にして、上下奢侈甚しき由聞召し、老臣の內より板倉內膳正重矩を上洛せしめ給ふ。此時町奉行所を置かる。古への六波羅檢斷の職を撰さ

板倉重矩町人の驕奢を禁制す

重矩の失敗と難波橋

れて、宮崎若狹守・雨宮對馬守をぞ遣されける。さる程に内膳正上洛して、公家・門跡の遊興あるには目も懸けず、先づ町の奴原が驕を懲しめむと謀らはれけり。譬へば、座頭の司たる撿挍になる事、千金だに出せば、即日撿挍になる事なり。俗に之を一夜撿挍といへり。撿挍にだになれば、總座頭中の官錢・配當の所務多く取りて、富貴なる者なれば、或町人撿挍仲間へ入り、配當・官錢を所務す。内膳正之を聞きて其者を呼出し、「己は兩眼明らかにして、撿挍たるは何事ぞ。それ此者の眼を刳出して盲目にせよ」と、下知せらるれば、彼者大に怖れ慄き、色々陳謝しけるを、暫く牢舍にて免されたり。此類を僉議して、奢侈を制せられけり。又難波屋十右衞門といふ富有の者、驕奢の餘に聖護院の宮峯入の供奉し、衣服を飾り綺羅を盡して、ひけらしける。重矩聞きて、「憎き業なり」とは思はれけれど、之を強く禁むれば、障るところを考へて、折節宇治橋の損じけるを、難波屋に科怠心に申付けられしかば、十右衞門畏まつて、早速、架直しけり。是れ彼の者の、一箇月の利足程も入らずして成就し、己が姓名を、橋の魏法師に彫り付けて、名聞を喜びけり。内膳正、一生

後悔せられしとかや。

同人宸筆御短册拜領辭退の事

重宗宸筆短册拜領を固辭す

東福門院の御所へ、所司代の職をば折節に召されて、御膳の御下とて賜はる事なり。中にも令尹の替りたる年に、初て召さるゝには、諸事急度したる事にて、此時の御掛物は、必ず法皇御所の宸筆御製を、女院より御所望あり、表具仰付けられ、其日第一の御饗と思召し、代々の所司代、直に之を拜領仕る事例として、上にも聞召し喜ばせ給ひけり。重矩を始めて召されける時、綾小路など出合ひ、「此御掛物は、圓淨法皇御宸筆を染められ、今日の御饗しに設けさせ給ひ、直に拜領仰付けらるゝ事なり。有難き事に候。謹んで戴かれ候へ」とあれば、内膳正席を退き、頭を地に附け、「勿體なき御事、凡俗の身として、宸筆を掛けられたる席に罷在候はむや。勿論拜領仕りて、何方にか差置申すべき。只今掛け置かれ候はむには、頭を上げ候事も、恐れ憚り候へば、早々巻納められ候へかし」と申す。「否」とよ。先例各〻拜領ある事

京都の風俗質朴となる

にて、御所にも聞召して御悦び、殊に表具は女院の御物好に仰付けられたるぞや。内膳正斯樣の事を申すと聞召しては、天機如何なり」とあれど、重矩固辭して肯せず。此事女院聞召され、是よりして、其事止みけるとなん。或人内膳正に向ひ「總べて此女院御所の結構は、江戸將軍家の御儉約には應ぜず候」と、囁(さゝや)きければ、板倉頭を振つて「女院御所御繁昌の御事をこそ、願はせ給ひて、關東御儉約も、只女院御所などの昔の儘なる御遣用、御自由ならむ爲にとて、將軍家の御愼ぞかし。内膳式爭(いか)で斯樣の儀を批判申すべき」とありしとかや。生得質朴にして奢らず、正道を以て執行はるゝ程に、京都の風俗三月にして大に改りけるとかや。

土屋相模守政直禁裏節會の座改の事

土屋政直禁中節會著座改

土屋相模守政直、京都所司代仰付けられ、上京して後、禁中節會の砌伺候しけるに、今迄の令尹の座は、大床の邊なりし故、一堂上何となく猥りがはしければ、政直内奏して席を改め、遙か向なる御廊下に著座しける故、殘る隈なく見透しけるにぞ、誰

制するとはなけれども、簾中にて、聞き惡くき聲止みにけるとかや。

松平因幡守信興の事

松平信興殿上人の買樣の遊興を禁ず

稻葉丹後守正通介尹の時は、なほ延寶歡樂の風流華奢殘りて、是れ多くは、堂上方の榮耀專らにして、就中石垣茶屋の燕樂奢の重疊なるを憎み、正通之を糺明して、暫く徘徊歌舞の遊興なかりしかども、其後も忍び〳〵に、公卿・殿上人徘徊の沙汰ありけるに、元祿三年にか、松平因幡守信興上洛して後、先づ傳奏に付きて、總公家衆迄申達しけるは、「若き殿上人など、怪しき姿にやつされ、賤しき者の臥所まで立入りまします事、關東へ聞え、甚だ然るべからずとの思召に候。今度因幡守罷上り候へばとて、毛頭公家・門跡方の御遊興を、停止仕るにては之なく候。月花・茸狩、或は古寺・舊跡なんど、折節の御步(おありき)は、何か苦しかるべき。但し其御格式を以て御出ましまさんには、誰か咎め奉るべき。攝家・清華の名家、亞相・黃門・羽林、其外新家の御方、賤しき武臣の樣に出立ちましします上、編笠など申すものを召さるゝ由、冠を戴き給ふ

御つぶりを、穢さるゝと申すものにて候。向後左樣なる御出立ならむには、吟味に合はせ給ふべし。公家は公家の御裝束に候はゞ、何條咎め申すべき。賤しき與力同心共の、己に同じき人と見ては、自ら慮外も仕るべし。此上ながら御出立の惡く見えさせ給はむは、御爲然るべからず」と、申上げられしとかや。

小笠原佐渡守長好所司引渡の事

元祿十年の夏、小笠原佐渡守長好を江戸へ召され、老臣の列に仰付けられ、此代りとして、松平紀伊守信茲之を承りけり。されば所司代替りなれば、佐渡守洛にある内に、「牢拂・又死刑等先格の通り申付くべきや」と、家司共伺ひけるを、聞咎めて、「人の命は大事のものなり。罪の重きに付きて、一命を召さるゝは、天下の掟なり。輕き科を犯したる者、又罪の輕重を分たず、牢舍したる者をも、此節重科人とともに斬つて捨てむは如何なり。重科の者程吟味幾重にもとありたき事なり。然れば牢に殘すべきは殘して、其外をば追拂ふべし」と下知せらる。さて公家・門跡寺社方へ申

小笠原長好公卿門跡及後任者への注意

入れられけるは、「今度某代松平紀伊守上洛候。此人は我等と違ひ、生得直なる者にて候へば、萬事某に仰聞けられたる樣に思召さるまじく、何事も御油斷あるべからず」とぞ申されける。さて紀伊守上洛して、引渡濟みて、佐渡守紀伊守への物語に、「京都の仕置、思案工夫、自分の了簡入り申さず、先輩の引附日記・格式定法を以て、只其事に臨んで、右を左へ、隅を中へ搖合はするまでの了簡にて相濟み候、宍寶、新法は入り申さゞる事に候ぞ」と申されしとかや。

松平信茲の生直

松平紀伊守信茲の事

松平紀伊守信茲は、參州形原家にて、御譜代大名の列たり。此人初て侍從に任じ、所司職を仰付けられけるに、其生得直にして聊かも爭ふ心なく、過を聞く事を好みぬ。當職の始めの事かとよ、妙心寺成立の出家、當日の妙心寺住職といふを以て、其一日は崇敬する事なり。此長老紀伊守宅へ行向ひけるに、常式の寺院の通り會釋はれけるにや、彼の僧立歸り、「我れ今日は、帝王勅願の妙心寺方丈分なるに、所司代何

任茲機宜の處置

と挨拶ありとも、其を瞋るにはあらず、妙心寺の格式に瑕付けし事こそ歎はしけれ。此所司代の時に、此格式を初置くべきや」と、此斷を申入れけるに、紀伊守少しも靜はず、「よくこそ申越されたれ。法中の作法不案内にて」と挨拶し、其後彼の長老を招き、「日外は妙心寺方丈分などと申す事を、努々存ぜず、むくつけにこそ思ひ給ふらめと、各(右カ)の次第不案内故」と、有の儘に申されけるにぞ、彼の長老、却つて恥入りけるとかや。

同人禁裏御修法の事

元祿十年主上御不豫の事ありて、典藥醫療し奉ると雖も微驗なし。斯樣の節は、御祈禱ある事なりとて、所司代へ達せらる。之れは禁裏御修法とて、定りたる事には、七日の護摩を修せらるゝ恒例なり。加持等は格別臨時の御祈禱とても、改めて壇飾らるゝ程の事は、所司之を承り次第、關東へ伺ひて、之を執行ふ事なれば、執奏衆も之を知召して、此事所司へ案内ありたるなり。松平紀伊守之を承り、「御惱に付き

御祈禱の事、御尤に存じ奉り候。よりて關東へも達せられたき旨、畏り入り候。しかしながら御祈禱などと申す事は、一日を爭ひ申す事と、承及び候へば、遙々と江戸の答を待たせ給はむには、脚力往來の日數過ぎ候へば、御惱の御勞計り難し。斯様の不意なる御用を滯らざらむ爲に、守護承りたる事に候。關東へは追つて申遣すべし。早々御祈禱仰付けられ候へ」と申されしとかや。

武野燭談第廿二終

武野燭談第廿三

秋元喬朝の治績

秋元但馬守喬朝の事

仁義・忠孝は、聖人教を垂るゝの道、其内一つをも能く勤むれば、君臣・父子・夫婦・兄弟・朋友の五倫、自然に行はれて、大人・君子の類に近からむか。今當世の學者は、文章著述の事を、廣大に説出して、人生今日の勤に疎く、五倫の道行はれず。悲いかな。されば秋元但馬守喬朝は、さのみ經學の發明を勵み勤むるにもあらざれども、其人となり正直にして仁愛深く、士民を惠まるゝ仕方自然と道に叶ひ、政教に和して家中貧窮の訴もなく、領分に赤土もなく、士民肥饒にして、此守護萬々年もと祝ふ者多かりしとかや。實父戸田山城守初越前守と名く。乘輿への勤、前後目の及ぶところには、雨雪・霜露・大風・迅雷・地震・火災等少しの事と雖も、必ず先づ寄り行きて、安否を

齋朝の孝心

伺はる。其丁寧更に勤めてするにあらず、生得の孝心にして、常の人の及ぶべきところにあらず。故に、諸旗本の願以下、輕き者の願等まで、委細に能く之を聞請け、其願叶はざる內は、更に寢食を安んせず。凡そ近來の能き人に數へられけり。案智も庸人の及ぶべき器量にはあらず。譬へば、「江戶水道の樋每度破損するに付きては、諸人も難儀し、一つには、公儀の御物入も多く懸かりぬれば、永代朽損せざる樣なる仕方も、之あるべきや」と、老中各、相談あり。「鐵にては、金氣出で、水の爲め人の爲め、旁以て然るべからず。鉛は腐もせず、銹も浮かねど、毒ありといへば、是れ以て宜しからず。陶師に仰せて、燒物の樋を作らせ、之を伏せたらむには、朽もなく損じもなくて、永久の利潤ならむ」と內談ありて、此事を但馬守へも相談ありしに、

齋朝水道土管說を排す

但馬守、聞もあへず、「燒物類の樋は、破損も之なく、最も御德用なれども、地震など之ある時は、必ず折れ碎けて、結句に御造作むづかしければ、厚さ七寸の上板を以て拵へたる樋は、百有餘年土中にありても、朽損せずとこそ申候へば、七寸の上板にて、仰付けらるべく、百年御用立の後に、改替へられむは、何の御物入と申す

事か候はむや。板の厚みを略し、朽ある節木なんど、許し用ひらるれば、當然の御入目は、少分なれども破損早く、却つて御損失多し。御勘定奉行・御作事奉行など、斯樣のところを篤と吟味せざるは、御役儀を疎略にせらるゝと申すものなり。向後地の底へ深き程、樋に念を入れられ候へ。燒物の樋然るべからす」と、ありしかば、終に其事止みぬ。然るに其歳の事かとよ、江戶大地震しけるに、能く拵へたる樋なれば、破損少くして、但馬守が察智の程を、人々感賞しけるとなん。

水野右衞門大夫忠春の事

昔は一寺を建立する事輙からず。近世とても開基・檀越、公儀へ伺ふ事なりき。然るに天正・文祿の頃は、其本山の住持、其始めは僅なる小庵を結び置きたるを、其弟子の代に至りては、寺號・院號を附けて、堂塔を建立し、終に一寺となす事、其頃の流俗にして、年々國々に寺院多くなりぬ。江戶も亦其始め草庵閑居の住居などを、年經て寺院とはなしぬ。然れども是れ只天台・眞言などの宗門たりしとかや。近

新地の禁制

水野忠春月桂院を廢せむとす

年殊に新院を引きならして、寺院次第に多くなるを悋み思召し、天和年中俄に新地の御吟味あり。「何の年以來の建立の地をば、悉く寺號を召上げられ、其地を拂ふべし」との御事なり。此時の寺社奉行は、水野右衛門大夫忠春・本多淡路守忠豐・坂本小内記頭などにてありしとか。右三人仰を承りて、段々吟味ありしに、江戶川田が久保邊に、牧野備後守成貞が菩提所あり。此所を月桂院と號す。是れ則ち備後守建立の寺にて、新地に紛なき條、地改の下役人共吟味せしが、當時牧野備後守菩提所を、破却せむは如何なれば、「此月桂院ばかりは、別儀を以て其儘に差置かれよかし」と、心中には思ひけれども、此寺新地なる由をば申しけるにぞ、本多・坂本の兩寺社奉行も、「何樣此寺に於ては、如何あらむ」と、難澁せられしを、水野右衛門大夫申されけるは、「今度我々に新地改の役儀を、仰付けらるゝからは、古跡になるべき由緒だにあらば、檀越の高下にも、何にも構ひなく立置き申すべく、新地の寺に紛なくば、縱ひ牧野備後守が直談に申せばとて、其儘に差置かれては、世上の批判宜しかるまじ。殊更役儀に附きての依怙なれば、眞の照覽も恐あり、別して憚り給

ふべし。先づ備後守檀那寺を、一番に寺號を召上げてこそ、御仕置の筋も立ち申すべけれ」と、申されけるとかや。此右衞門大夫、後に大坂御城代仰付けられ、彼の地へ參られけるが、子入二大廟一毎レ事問といふ事あり。流石の右衞門大夫、高ぶる心やありけむ惜いかな。

阿部美作守正武越後の家司爭論穿鑿の事

越後中將殿の家司小栗美作、荻田主馬・永見大藏などと、爭論の事あつて、數年彼の家中、二つ三つに別れて騷動止まず。是によつて一族松平大和守・松平上野介なんど打寄り、色々內證にて取曖(とりあつかは)れしが、其事治らず。然るところに延寶八年五月八日、將軍家綱公御他界まし〳〵、館林大納言綱吉公、御家督ありて、右の諍論彌、相調はずして、終には上聞に達し、延寶九年(天和二年か。)六月廿一日、永見大藏・荻田主馬・小栗美作を、殿中へ召出され、將軍綱吉公の御前にて、對決あるべき由、先達て仰出されける故、其前に評定所に於て、雙方の口問數度に及ぶと雖も、小栗美作辯舌を

評定所對決

阿部正武の詰問

以て明白に申開き、越後中將殿家中の仕置の儀に付き、毎度荻田主馬が不審を問掛くる程の事、何れも手形・證文或は其時かはしたる手紙などを取出して、斯様に罷成るべしと、兼ねて存じ候間、其節は誰方より此證文を取置き、又此時には誰々に手形を書かせ、又或時は誰々に連判致させ候などと、一々證據正しく申開きける程に、一座の奉行・頭人・諸役人、皆々舌を振ひ、「扨も未然を考へたる分別者かな」と、各感ぜらるゝ體なりしを、阿部美作守正武、（後老臣となり、豐後守と改む。）其頃は寺社奉行たりしが、進出で、小栗美作に向ひて申されけるは、「其方は越後守殿へ、不忠第一の者なりといふ事は、唯今の證文・手形共を、差出したるにて知られたり。如何となれば、其方主人越後守殿・參河守殿の御爲を、第一と存じて仕置等申付けむには、證文・手形といふ事は、入るまじき事なり。其は皆自分の身晴(みは)れ、後のいひ開き第一に、兼ねて巧みたる非義にて、至極の惡事といふものなり。我々が御役儀を勤むるに、相役に申談じて、斯様の儀は斯く申付くべきや。是は斯様にこそ致さめと申す時、其返答共を、手形・證文にして、取置きたる事はなし。節操なる道理を糺して下知せむに

將軍の御前對決

は、誰か異議に及ぶべきや、只今其方が申開くところの證文・手形取置きたる仕方は、全く主君への忠義をば差置き、混(ひたす)ら後日の爲に、身晴申分(みはれまうしわけ)を專一に、公事を巧めり。是れ己が心に一物あるが故に、少事にも證據を取置きたる惡心顯然たり。此申分あらば、只今申すべし」と、不審せられて、小栗一言も返答ならず。それより段段美作が深き惡事とは知れぬ。是によつて右仰出されたる日限に、御前對決之あり、各〻天井の間迄伺候すれば、將軍綱吉公大廣間へ出御あり。尾張殿・紀伊殿・水戸殿・甲府殿御登城、竝に堀田筑前守・稻葉美濃守・大久保加賀守・土屋相模守・板倉內膳正、寺社奉行には、松平山城守・水野右衞門大夫、大目附には、彥坂壹岐守・內藤新五郎・坂本右衞門佐、御勘定奉行には、大岡五郎右衞門・彥坂源兵衞・高木善左衞門等なり。其外諸番頭・諸物頭・諸役人、御譜代の諸大名、旗本の健士雲霞の如く相詰むる。永見大藏が左右には、甲斐庄飛驒守・彥坂壹岐守・藤堂主馬・松平孫太夫相從ふ。荻田主馬が左右には、松平山城守・坂本內記頭・能勢總十郎・土屋市兵衞相從ふ。小栗美作が左右には、稻葉丹後守・內藤出羽守・北條新藏・宮城主殿・田中孫十郎相從ふ。其

後雙方對決あつて、小栗が不義に相極り、各〻退散。翌廿二日仰渡さるゝ趣、

小栗　美作

松平越前守綱宣へ仰せて切腹。檢使坂本右衞門佐。

小栗　大六

松平伊豆守綱政館にして切腹。檢使彥坂壹岐守。

永見　大藏

荻田　主馬

右兩人、八丈島へ遠流。

岡島　壹岐

本多七左衞門

小栗　兵庫

同　重藏

右兩人、三宅島へ遠流。

安藤治左衞門

右三人、大島へ遠流。

御小性組瀧川長門守組
戸川主水

是は美作兄なり。是によりて南部遠江守へ御預なり。

翌廿三日仰渡さる。

中根長左衞門

右は水谷左京亮へ御預。

片山外記

右は稻葉右京亮へ御預。

渡邊九十郞

右は伊東出雲守へ御預。

小栗右衞門

遅美久兵衛
林　内藏助
野木右近
安藤平六

右五人、御定の所々越後・越前へ追放。

此外罪の輕重により之を仰付けらる。同廿六日越後守殿は、伊豫の松山の城主松平隱岐守へ御預の旨、井伊掃部頭宅にて、稻葉美濃守之を申渡し、參河守殿は、備後福山の城主水野美作守へ御預の旨、是は酒井修理大夫宅にて、大久保加賀守之を申渡さるとかや。小栗が不義、茲にして顯はれたり。江戸御役人の内にも、緣座多かりしとかや。

松平備前守正信の事

松平備前守正信初は隆綱は、松平右衞門大夫正綱が子なり。舍兄の何某早世ありし故、

松平正信の性行

二男にて父正綱の遺領を給はりたるなり。されば松平伊豆守信綱は、右衛門大夫養子なれども、段々秀でたる故嫡家となり、備前守は右衛門大夫實子なれども、庶子となれり。此正信は生得靜かにして、閑居幽栖を好み、能書にして專ら經學を翫び、自ら儒を構して人を導く。正信常々物語りに、「上士は三寸の舌頭を以て人を害し、中士は筆頭を用ひ、下士は刀劔を用ふるとは、古の諺なり。我々が如きは、三寸の舌先少しの斐を以て、却つて我が身を害すべき恐あれば、常に謹愼すべきは、士の一言なり」とて、一生多言なかりしとかや。されば萬治年中に、御奏者番に仰付けられしより、貞享年中に至る迄、三十餘年の間、專ら舌頭を用ふる御役儀なるを、恙なく勤められしなり。別業に前栽を構へ、賓客入來る事あれば、則ち彼の前栽なる其時々の野菜を調味申付けて、之を饗應し、麁菜を樂んで美味を好まず、華麗を求むる事なく、生得仁慈ありて、雪の朝には、門前大路の雪を拂はせけるに、何としても泥にまみれ、如何にまろばしても、所々に雪殘りて、掃除の手際見苦しきのみか、白晝には凍解けて、往來の諸人、難儀せむ事を思ひ遣りて、自分の屋敷廻

をば、雪を掻退けたる跡へ、熱湯を漑ぎ懸けさせて、急に之を竹箒にて悉く流し棄てさせける故、備前守門前計りは、雪の後終に路次の悪しき事なかりしなり。されば雪を愛して、踏みたる跡を惜むなといふは、所にもより、時にもよるべしとかや。

松平甲斐守綱輝の事

寛永年中肥前國島原にて、切支丹宗の一揆起りし時、松平甲斐守綱輝は、父伊豆守信綱が供して、彼の地に到りしに、落城の日諸大將伊豆守が軍營に集り居て、城攻手配以下の事ども軍議之ある最中に、鍋島肥前守忠直が手の仕寄より、不意に起りて、城中へ旗を入れ、此手の諸士既に塀を乘る。諸手の者共之を見るより、此程各總攻を待設けたるところなれば、「こは鍋島勢に先をせられたるこそ無念なれ」と、我れ劣らじと乘入れ〳〵、只一時計りに揉潰したる故、總軍の令を承りて馳上りたる伊豆守が一手は、諸軍勢の軍するを見物して居たる程の事なりしを、年若なる甲斐守口惜き事に思ひ、猛くはやると雖も、早城を攻落して、手に合はざれば、牙を咬ん

松平綱輝用意の周到

で無念がられしなり。世上にも此評判ありしとかや。伊豆守大に笑つて、「我れ今度總軍の命を司りて、諸將を指揮する者の子なればとて、軍のならひにて手に合はざる軍も之あるべきものなり。是れ我が手の軍士の臆したるにもあらず、又油斷して手に合はざるにもあらず。各々軍議最中に、諸手より乘入れて、攻落したる事なれば、聊も恥ならず」と、申されける程に、甲斐守も得心して、程なく歸陣す。此綱輝は、武要の心掛著しく、譬へば六月極暑の時分に、武具を固め、近習の者にも物具させ、主從大庭へ出で、炎天に當てられて、試みられしに、自分には塗りたる兜を著し、家人にて、銹色の星兜を著せたりしに、日中過には、彼の家人、怺へ難き色に見えけれども、兎角して怺へ居たり。其後日陽の暑毒頭に徹して、今は難儀なる由申しければ、則ち內へ入れ、さて次の日は、甲斐守自分は、鐵銹の筋金打つたる兜を著し、家來には植熊の冑を著せて、又日中より夕陽迄、庭へ出で試みられしに、炎熱急に地鐵を燒く故に、甚だ怺へ難く覺えらるれば、炎天の用意には、塗りたる兜に如くはなしと、其冬の寒中も亦、件の如く寒を犯して、試みられしに、銹色類の

鉢は、寒氣も亦强くして、塗りたる冑とは、格別に寒氣通りぬればとて、甲冑ともに、一家中悉く塗鉢・塗札を、用意申付けられけり。總じての武器・兵具、一色とても試み樣し見ざれば、軍器に用ひられず。勿論槍の穗先迄堅きもの〻能く通るを吟味し、三角菱粒形程なるはあらじと、專ら之を用ひられ、輕卒の出立、軍粧と旅行と二通にして、物頭其組々の武器・路錢迄、兼ねて預置かる〻故、不時の御用・不時の發足など、少しも差支へざる樣に、萬事用意せずといふ事なし。馬なども見分能きよりは、只丈夫なるを第一にして、飼ひ嗜まれしとなり。陣小屋をも常に申付けられけるを、用人の輩密に申しけるは、「さしてもなき御用意かな。陣小屋などは、其所々にて支度なる事にて、澁紙だに多く用意あれば、本小屋は、更に當用之なき事なるに、餘りなる御心掛かな」と、つぶやきけるを、甲斐守此由を聞きて申されけるは、「陣小屋は、成程亂國などには、澁紙だにあれば調ふ事なり。但し此小屋下地を申付けて、用意せよといふ事は、將軍家御上洛か、日光御社參か、又は御泊鷹野の御先番など承りし時、大名多く御供せば、家中の者共は野陣たるべし。其時番所以下に、

切組みたる戸を引合せて用ひたらむには、見分も能く、殊には火事しげき江戸なれば、上屋敷・下屋敷類燒したらむ折に、旁以て、急用に相立つべき間、總體是程々々の積を以て、餘計支度せよ」とありしとかや。されば寛文の始め將軍家日光御登山に、甲斐守兼ねて用意の陣小屋を持架けて、酒井が小屋を疊む脇より、甲斐守小屋を架渡す互の手配、人々目を驚かせりとぞ。

武野燭談第廿三終

武野燭談第廿四

酒井修理大夫忠直謹愼の事

「凡そ武の家に生れて、武を稱せざるは、刃を研かざるが如く、勇氣撓みて、家風衰ふる基ぞかし」とて、酒井修理大夫忠直は、常に軍用の寄合日といふ事を究め、侍大將以下の六奉行、其外家司・用人・近習・外樣に至る迄、毎月六日宛各、立合ひ、事を改め、兵糧・軍器の不足・損じ等を吟味して之を償ひ、或は不時の役に、早速出立の支度を極め置き、諸士・若輩の馬を持たざる者共には、廐の別當に下知して、兼ねての稽古を勵し、就中當番と雖も、射藝・劒術怠らせまじき爲に、卷藁稽古の場を、勝手板敷の間に構へ置き、的場を廣庭に構へて、互に其藝を磨かせ、月に六度宛の馬稽古に、乘料の馬を初、其外の馬にも、兵具を馴れさせ、大鼓・貝・鐘等の鳴物を聞かせて、之を

仕込まれ、夏は水練の稽古を勵ませ、我が身は每年淺草の大河を、二三度宛曲尺に游がせて、達者を顯し、混ら家中の若者共の心を勵まされけり。又在國の節は、鹿狩・川狩に事寄せて、家中の者の働を試みられたり。延寶五年仔細ありて、修理大夫閉門仰付けられし事ありしに、此時忠直公儀を恐れ憚りて、愼甚しければ、馬などロを入るべき事をも、家司共遠慮して、「御愼の時節に候へば馬の口入れ候事、暫く其儘に差置き申すべきや」と、修理大夫へ伺ひければ、忠直聞きて、「汝等は愚かなる事を尋ぬるものかな。馬といふものは口を入るべき時節を過せば、乘られざるものぞ。凡そ馬なくして、何とて急なる軍用に相立つべきや。縱ひ閉門籠居の身なればとて、是は天下平日の御仕置なり。若し急變もあらむに、籠居なりとて御用に立たずして之あるべきか。我が家は何時も左樣の時節、一方の防を承はるべきものなり。然るに其心掛なく武用を疎にせば、何の御用に立つべき。愼み憚る事も事にこそよれ、武備は少しも怠るべからず。但し騷がしからぬ樣にこそ計らふべけれ」と、下知せられける。其閉門半年にして其歲の暮に御赦免ありしに、

忠直の孝心とその日常

迎くる正月も、なほも自分に上を憚りて、年始の御規式過ぎて、出仕せられけるを、或人不審して之を尋ねけるに、忠直申されけるは、「我等事は御目見仕る程なれば、公方家御詞を掛けらるゝ事なり。然れば我等當春元日より出仕して、上意を蒙りぬれば、我等が不調法は、跡なくなりて、身の爲には能き事なれども、只上に御威光御坐まして、下の恐るゝ樣にとのみ仕るが、我等など第一に愼むところなれ。是によつて、門なども押開かず、なほ謹愼の心持を専にす。是れ則ち只今にての御奉公なり」と、申されしとなり。されば此人父母への孝行、人知らぬところに感ずる事多し。譬へば父卒印の仕はれたる者をば、第一にこそ惡まれけれ。殊に卒印よりの掟を、一生違へず、在宿の日早朝より暮迄、公私の用事に付きて、少しも私なき樣にと心掛け、暮は儒臣を集めて和漢の事何にても、心付になるべき事を物語致させ、定りて半時餘の講釋を聞かるゝに、些も威儀を亂さず。さて講談畢りて後、一日の見廻或は使者などの來りたる玄關帳を改め、夫々に謝禮を申付けて、其後休息せらる。此格式は父卒印の若かりし時より、黄昏以後迄の私亭にての行跡

忠直の子供躾方

○おほしたつハ育ツルコト

を請繼ぎ斯くの如し。又將軍家御成の日は、還御迄廣間の上なる對面の間に、麻上下を著し、終日と雖も著座して、旗奉行・槍奉行以下、一通りの役人、外科本道迄も、急度引付け置きて、表には輕卒を出し置き、還御の御左右を聞きて、御機嫌を伺ひに登城し、又時により人しても御機嫌を伺ひて後居間へ入らる。此修理大夫一生時めく人の腕首を取らず、零落せる家を見捨てず、又家嫡を生立てらるゝに、心付ある仕方多かりける。譬へば嫡子靱負佐忠隆（後遠江守と號す。）二男右京亮は、本妻の生める子なれば、愛も一入なりけるに、嫡男忠隆を會釋るゝを見るに、其身の威儀を正し、如何にも窮屈して、諸士の總領を敬ふ様にと心を附けられ、然も其禮節は忠隆、父忠直に仕ふる事、臣の君に仕ふるよりも、なほ恭しく、父子の間は如何にも睦しく、人を拂ひて側へ招き、密談し敎戒ありて、只兎にも角にも、家中の者の、忠隆を恐れ敬ふ様にとの心遣なりき。又二男右京亮をも、其次々の息男をも、慈愛あれども、大方は小性同前に育立て、兄靱負頭を敬ふ様にし、勿論忠隆を始めとして、末々の子供迄、武藝と學問を常々勵ましけるとかや。

酒井河内守の平生

酒井河内守忠擧嗜の事

家綱公の御代酒井河内守忠擧は、侍從以上の披露の役をぞ、任せられける。西湖の間詰にして、父雅樂頭は時の執權職なれば、最も人の敬ふ家なるに、河内守少しも奢る心なく、若年より嗜み深く、早天に馬場へ出で、其日牽するところの馬に乘りて、之を試み、又登城せざる日は、終日武術の稽古を以て、所作とし、夕飯後に暫く休息し、申の刻より經學を講ぜしむ。斯くの如く格を定め、公用・對客は格別、其外の暇日は、右の如く行ひ成長、齡傾く今以て、少しも怠る事なく、其身堅固にして、諸藝に達しける故に、其子供・孫迄も、嚴しく武藝・文學を勵しけるに、嫡子内匠頭忠定〔貞カ〕は、生得の病身にして、怠るとはなけれども、諸事父には似ざりけるを、悔いられしとかや。

本多能登守忠義法體名の事

能登坊

忠義の庭訓

忠義に對する批判

本多能登守忠義は、本多中務大輔忠勝の孫なり。祖父の勇猛を稟繼ぎて、器量骨柄更に類なし。是によつて將軍御代々の御旨に叶ひたるにや、庶子の家なれども、段段御取立にて、大身に仰付けられたり。されば此忠義如何なる心にや、古への辨慶が風儀を稱美して、質素なるを愛す。是によつて忠義隱居法體して、「法名を武藏坊と改め申したき由」願はれしかども、「餘りに異相なる名なり」とて、其望叶はざれば、扨は外に名を改むるに及ばず」とて、能登坊とすねたる名を附けられけり。息男數多ありける。嫡子下野守忠平・二男長門守忠利・三男越中守忠次・早世四男彈正少弼忠晴・五男淡路守忠高、何れも萬石以上、五位の諸大夫なりき。二男長門守以下の子供は、家中小身の者共の子供同前に召加へられ、鷹狩・旅行の供に至る迄、家來に等しく馴れ勵ましける故、何れも其身健に、山川野邊の霜露を踏んで、年々寒暑に身を傚(なら)はしける程に、壯年の後に、各、御役儀を勤めて、家勢を照(かゞやか)しけり。之を或人申されけるは、「本多の家風、猛く勇める事いふ計りなし。誰も斯くこそ、育てたきものなれ。但し其子を引下げて、下の艱難を見傚はするとても、其子病身ならむ

には、父の敎戒の如くなるべからず。然れば其子は必ならず父の命を背くに似て、不孝の者たらむ。是れ又父の心得違も之あるべき事なり。世上の父皆己を是として、何事も我に等しからむ樣にせんとするは非なり。譬へば其父大力達者なりとて、其子必ず力量あつて達者なるにもあらず。大勢の子供の內には、父に似ざるも之あるべし。氣質の稟けたる事、同じからざるところが、則ち天地の道なり。強き父の子を見る事、甚く合點すれば、京極守智齋の類になる事多し。旣に此能登守も、三男越前守は病身にして早世なれば、一向には計りがたし。子を見る事父に如かずといへば、其子の賢愚・強弱、又其器用・不器用を見知りて、夫の程々に生立(おほしたた)てむこそ、父の慈を盡すといふものなれ。自分が好むところの藝術を、其子不器用にして習ひ得ずとて、之を怒るは非なり。只其器量を押計りて敎戒すべき事なり」と榊原式部大輔正倫の申されしとも、又本多中務大輔政武の批判なりともいひしが、誰人の評判とも、慥には聞求めず。

阿部飛騨守正喬の事

阿部飛騨守正喬（後豊後守と號す）は、父の豊後守正武に仕ふる事最も丁寧なり。譬へば朝夕の膳部父豊後守快く食せらるゝを、正喬次の間に伺候して、委しく之を窺ひ、相伴の者迄の膳部畢りて後に、自分の料理を取寄せて、給べられたり。相伴の輩といふは皆家來なれば、殊に氣遣ひしけるを、或人豊後守へ右の趣を申して、「飛騨守殿朝夕御膳部の時は、御次に詰めて御座あれば、御相伴仕る輩も甚だ窮屈仕り候。是れ飛騨守殿御孝心故とは申しながら、御いたましき事にも候へば、御免候て然るべし」と申しければ、正武打笑つて「否とよ、皆共が了簡にてはさあるべし。古き者共は、定めて覺えつらむ、我等が播磨守殿に仕へしを思合すれば、今飛騨守が我が朝夕物喰ふ度に次に伺候して、樣子を窺ふなどは、物の數にあらず。其昔播州公の、古豊後殿へ仕へ給ひしなどは、又中々我等が父に仕へしには遙に勝りて、困窮苦勞甚しき事なりとぞ、古き者共の申せしにて、聞きたりき。父子の恩愛なれば、如

何程か樂々として、差置きたき事なれども、公私に付けて、苦勞を知らざれば、家人などにも恩惠なく、我儘氣隨になるものなれば、若き者は如何にも辛勞なる勤をさするが、則ち御奉公の稽古なり」と申されしとかや。

堀田上野介正信の事

空印正信へ異見の事

堀田正信の先祖

堀田氏は、元(もと)西國の住人林佐渡守正成が壻堀田勘左衞門といふ者、舅と倶に筑前中納言秀秋卿に仕へしが、關ヶ原合戰に秀秋裏切ありし軍功によりて、本領安堵せられし以後、奢侈甚しかりし故、佐渡守之を諫むと雖も、秀秋之を用ひられず。よりて佐渡守筑前を立退くについて、壻の堀田勘左衞門も一所に立退き、浪人して居たりしが、春日局の內緣之あるが故に、御旗本へ召出され、其子堀田加賀守正盛は、酒井讚岐守忠勝が壻に仰付けられ、此腹に男子三人を生めり。嫡子上野介正信・二男備中守正俊(後少將筑前守)・三男對馬守正英なり。父の正盛は家光公の寵臣にて、段々御取立あり。總州佐倉の城主となる。慶安四年四月廿日將軍家光公御他界の時、加賀守

正盛殉死して家臣の殉死を禁ず

正信の慢心

は殉死す。其節正盛家來に申渡しけるは、「我今度殉死すればとて、必ず汝等我が供として、一人にても殉死すべからず。自然の事もあらば、我が子供は、一番に一方を承るべき事なれば、其節子供の爲に、身命を捨てゝくれよ。決して今度は、一人も供すべからず」と、固く制止しけるとかや。又嫡子上野介にも「家中の者共をば、皆汝が手足と思ひ、大切にせよ。常の武備少しも怠る事なかれ」と、庭訓せられしとなり。されば加賀守存生の内は、上野介は淺草の別業にありながら、西の丸下なる父が宅へ毎日往來し、朝夕兩度の食時には、必ず次の間に伺候し、登城退出を見送り、正盛休息の後別業へ歸らる。加賀守家督相違なく仰付けられ上野介武備專らに吟味ありけるなり。土井遠江守利隆・酒井修理大夫忠直・松平甲斐守輝綱・水野大監物忠善・青山大膳亮幸利など、其頃御旗本大名の内、勇氣を勵す人々なりしが、此數輩の大名をも、非に見ける程に、或年上野介修理大夫宅へ行向ひ、種々雜談の上に、我が身武士道心懸の趣、高慢詞に顯れけるを、修理大夫聞きて、申されけるは、「御邊などは我等よりも大身ながら、今申聞けらるゝ武道心掛の物語は、

正信と忠直との關係

悉く我が家などの家老共の、身持位なる申分なり。何れかや大名として城を預り、國郡を領し、多くの士民を撫育する將たる者の身の上には、小刀細工といふものにて、左樣の心持にては、却つて身の害となるものに候ぞ」とむつかりと申されけるとかや。修理大夫は上野介叔父なれば、斯くは申されけるなり。されば明暦の末に至つて、日根野織部正吉明病死して、其家督斷絶しけるに付き、日根野が屋敷召上げらるべしとの御沙汰之あり、上野介此沙汰を聞くと等しく、日根野が屋敷近き所に、禪院ありしに、何となく見舞ながら、彼の寺に行向ひ、家中の諸士數多、其邊の最寄々々へ召置きて、若し日根野が家來共異議に及ばゞ、早速乘込むべしとの心支度なり。勿論若き大將の飽く迄勇あるに、召仕はるゝ若者なれば、「天晴事出來よかし。打入りて手柄せむものを」と、待懸けゝるが、何事なく屋敷を引渡しける故、各〻手を空うして歸りにけり。其後外戚の祖父酒井空印の牛込の山莊へ、赴き申されけるは、「某などが如き無二の御味方申すべき家へは、如何に若輩に候ふとも、大名なんど召籠られ候はむ節は、そと御内意を仰下され候こそ、公私に付き

て、然るべく存じ候。今度日根野が儀など、御沙汰は承はらず候へども、彼の屋敷近所の寺院へ見舞申す所之あり、其所にして右の風聞を承り、斯様々々に手組仕り、人數等を日根野が屋敷近所に隠し置き候」と、いかめしげに申されけるを、空印聞きて大に怒り、「親子・兄弟たりといふとも、御仕置などの筋を、爭で申聞かすべきや。殊に我は隠居の身なれば、何として之を知るべき。汝無二の御味方とは、いふ迄もなし。其方などは縱ひ如何様の變之あるとても、少しも御旗本（膝元イ）を離れざる者なり。左程大事に心掛けなば早速登城して、御本丸には詰もせで、無益なる事をしたるものかな。事出來不意の儀ありとても、差向けらるゝ大名は、如何程も之あり、御旗本無二の家などの了簡には、大に相違なり。向後を嗜まるべし」と、苦々しく誡められて、上野介すげなく立ちて歸られけるとかや。されば何事も能き程のあるべき事なり。是等は、餘りに武道を磨く事を自負するなり。扨こそ上野介混らに武勇のみに泥み過ぎて、當時天下太平なるが故に、人の心優長にして、天下の老臣以下皆武を失念せるものぞと、一筋に思詰め、如何にもして、武道を思出させむと

佐倉の城代正信を諫む

や思はれけむ、逆心といふにはあらで、自分の知行を差上げて、一分に籠城し、御討手を待ち、潔く一と軍して、武道に油斷なる大名心掛の爲、我れ一人滅亡して、天下に怠る武を勸めむと、御暇も申上げず、只一騎驅の樣に佐倉へ赴き、既に籠城せむと、大手へ馬を乘込まるゝを、城代の何某大に驚き、大手へ出で、上野介存寄（ぞんじより）を聞きて、固く諫めけるは、「天下に武備の廢れたる事を、深く歎かはしく思召して、上への御奉公にてとの御事ならば、此城へは入らせ給ふまじ。如何となれば、上へ御暇をも仰上げられず、是迄御下向の上は、御身上の儀に是非に及ばず、一夜も當城に宿し給ひては、籠城の罪に沈み給ひ、逆心の汚名は遁れ給ふべからず。上意之ある上にて、上使の仕方により、思召も候はむには、御扶持給はる我々、誰か御下知に隨はざるべき。御志をして立てられむとならば、城外にましますこそ然るべけれ。是れ一つには御先祖への御孝行に候。假にも御籠城候うては、謀叛人の御名は遁るべからず。よく／＼御思案あるべし」と、強く諫めける故、上野介漸く承引して、城内へ入らず。是によつて御詮議の上、上野介をば甥の脇坂中務少輔へ御預にて、息

男帯刀正職後豐前守正篤と號するなり。へ一萬俵を下されたり。是は萬治晩年の事かと覺えき。されば脇坂も上野介が氣隨なるに持扱ひ、御願ひ申上ぐる故、中頃は若狹の國主酒井修理大夫忠直へ御預なり。是迄は大小も御免なりしが、茲にても、密に書置きして、配所を忍出で、京都清水へ參詣あり。是によつて、忠直は御咎に逢ひ閉門す。延寶の夏よりして、阿波の國主松平阿波守綱通に御預にて、大小をも召上げられ、嚴く警固せしむ。然るところに、延寶八年、將軍家綱公御他界ましします。上野介配所にして此由を聞き、愁傷甚しく、今は是迄とや思はれけむ、密に書置して、鋏の折れたるを用意し、咽笛を搔切つて、殉死の志を遂げられけるとかや。

酒井河内守忠擧京極家遺領願の事
松平民部少輔氏辰家督分の事

元祿七年の春、京極備中守高豐參府の節、船中にして病死せらる。酒井河内守忠明後雅樂頭忠擧と改む。の女は高豐の内室なれば、河内守此後日の事を取持たれけるに、我が娘の

遺領相續

腹に三歳の長男ありけるを、河内守老中迄願はれけるは、「備中守本妻の腹に男子候へども、僅に三歳なり。在所にて出生候男子は、喜内と申して、當年十歳餘に罷成り候へば、右喜内に備中守遺領五萬石餘仰付けられ、縫殿助儀は、未だ襁褓の内に養育せられ候。嬰兒の事に候へば、成長の後分知をこそ拜領仕らめ」と、願はれしかども、衆議判ありて、本腹の事なれば、縱ひ當歳なりとも等論なき嫡子なれば」とて、家督五萬石餘、京極縫殿（後若狹守高成と號す。）に給はり、妾腹の男子喜内には、一萬石の分知仰付けられけるなり。又其頃の事よ、松平民部少輔氏辰神田明神へ參詣し、拜殿にして絶入りけるにぞ、家人共大に驚き、乘物に抱入れて歸りしが、終に其夜身まかりけるに、

甥と嫡子間に遺領分配

氏辰嫡子を、權之助信光といふ。又氏辰兄を松平勘解由氏清といへり、是は先達て死去す。氏清に男子あり。大八氏次（後數馬と號す）といふ。氏清死去故、舍弟氏辰家督となる。よりて右大八をも氏辰子の如く養育しける故、本高六千石の知行を、四千石氏辰嫡子權之助へ、二千石をば甥ながら兄の子にて候へば、大八に分知仕りたき由、書附を以て、久貝忠左衛門（後因幡守と號す）老中へ乘廻し、右の趣願を達す。此

久貝は、民部少輔氏辰弟にて、氏清の爲めにも弟なるが、是は先達て久貝忠左衞門正治が養子となり、正治が家督を繼ぎ、當時は御持弓頭なるに、右願の筋宜からず、則ち仰出されけるは、「氏辰家督の砌、兄勘解由が嫡子成長の儀を申上げず、只今に至つて願の趣、不屆に思召さるゝなり。是によりて、高の內四千石をば、總領筋なれば大八に下し置かれ、二千石を民部が一子權之助に下し置かる」との御下知なり。されば兼ねての有增こそ、人は大事なるものぞかし。尤も嫡流の小身にして、庶流の大身なるも餘多なれども、夫には仔細もあるべし。此民部少輔家督の仕方、如何なる仔細ぞや、「又神田明神神拜の節煩ひ付きたるも不審なり」と、人々申しあへり。

武野燭談第廿四 終

武野燭談第廿五

戸田山城守忠昌極眞の事
同能登守忠眞公事裁の事

柳澤吉保の領民旗本の某の領民と境を爭ふ

元祿の初、松平美濃守吉保、將軍綱吉公の寵臣として權威尤強かりし。然るに美濃守領分と、小身なる御旗本の何某との領分と境論あり。兩方の百姓互に爭論止まず。之に依つて兩方の百姓を江戸へ招きて、論所の下吟味ありけるに、大概美濃守方百姓共の至極非義にして、當時吉保が權威に募つて、他領の山を奪はんとするなり。仍て內々にて取扱ひけれども、土民の習(ならひ)、先規を證據に一方の百姓共怺(こら)へずして目安を上る。此公事をば、其頃寺社奉行たりし戸田能登守忠眞(後山城守と改む。)月番なれば、此事を申達しにけり。總じて忠眞の父山城守忠昌は、極眞の人にして、當時老

膝を權勢に屈せす

職たり。其子の能登守なれば、「御役筋の事父なればとて少しも相談致すべからず。是親子愼みの第一ぞ」と申して、能登守寺社奉行仰付けられし初より、互に公儀向の勤方内意などいふ事、山城守曾て以て聞かず。勿論山城守より能登守にも申聞けず。此度の公事御勘定奉行の判斷に成り兼ねて評定に及び、能登守が裁判にぞ究まりける。美濃守「百姓共の非義勿論なれば、有りの儘に裁判すべし。然る時は今程威勢盛なる美濃守領分の負たれば、我身への當りは覺悟の前なれども、父山城守役儀までに障りあるべし。されば子故に老いたる親に苦勞を掛くる事、不孝是より甚だしきはなし。不孝を思うて理を曲ぐるは忠に非ず。如何すべし」と案じ煩ふ最中に、美濃守方より能登守へ使者を以て申越されけるは、「此度我等領分の百姓共公事の儀、近日御裁許あるべき由承り及び候。何分宜しき樣に賴入り候」との口上なり。能登守返答申されけるは、「御領分百姓山公事境論の儀、總じて公事裁許仕る事は、何れも其道理次第の者に候間、左樣思召さるべし」と答へられ、夫れより父山城守屋敷へ行向ひ、父の機嫌を見合せ、「さても此度松平美濃守領分に他領との境論の

忠昌忠眞を励まして裁断を正しくせしむ

候。兼て御役筋の事は、何にても申すなとの御事には候へども、此一段はそと申上げたき事の候。身上浮沈の儀は覺悟の前にて候へば、理非明白に申付くべく候。然るに於ては、某御役召放たれ、如何樣に罷成候とても、其段は少しも苦しからず候へども、御老年の」といひも切らせず山城守、「皆まで申すな、御奉公に付きて順道を守り、天下の事を取扱ひ、其事不調法之あるとて、父子共に御成敗仰付けらるゝとても、更に其方が不孝とは世人誹謗すべからず。父を圍ひ身を顧みて、未練なる振舞せば、夫れこそ父は勿論、先祖へまでの不孝とはいふべけれ。只正直に事を執行ひ、其上にても御咎は天命なれば、聊以て不孝にも不忠にもあらず。心一杯に裁判致すべし。毛頭贔屓の沙汰あるべからず」と申されしかば、元より廉直第一の能登守なれば、此詞にて安堵し、「仰の趣至極仕候。古へより忠孝の二つは全く成し難きものなる由承り候へ」といひて立歸らる。其頃將軍綱吉公、松平美濃守が常盤橋なる亭へ御成にて、評定所出座の輩の公事判斷仕るを聞召さるべしとて、俄の仰事ありしかば、荻原近江守兼て彼境論を美濃守方に利運付けたく、思ふなれば、御

前にては、美濃守が知行所の公事、さこそ十分の勝に判斷すべきものなれ、と内談して、美濃守に「御慰に公事聞召されよ」と、申上げさせし事とかや。さて公事二つ三つと相濟みて、右境論の公事人雙方御簾近くにして對決申させける。此判斷は寺社奉行の掛りにて、兼てより戸田能登守忠眞裁許すべきにぞ定まりける。忠眞元とより依怙すべき心ならねば、美濃守領分の百姓共を大きに叱り退け、理非明かに捌きしかば、小身衆の百姓存分の理運となりて退きたり。されば非義を申掛けたる美濃守領分の百姓共、兼て追從輕薄したる事ども大に相違し、能登守廉直の決斷に大負して、這々追立てられたり。流石に正直を好ませ給ふ御政道なれば、父山城守忠昌何の障りともなく勤役あり。能登守も異議なかりしが、其以後忠眞は御役御免願ひありしとかや。

酒井遠江守忠隆家中仕置の事

若狹の國主酒井遠江守忠隆の家督相續ありしは、天和二戌年なり。此人生得慈悲深

忠隆家臣を愛撫す

く篤實なる故、常に表近く出座して、何事も自身に取捌かれけるとなり。同じき子の年の元朝、家に久しき篠原何某とかやいふ者病死しけり。五十にも足らぬ者にて實子なし。仍て末期に我弟を養子にと願ひけれども、折節正月年始の賀の最中なれば、家司共之を聞置き「追てこそ申上ぐべけれ」とて、主人遠江守には、五箇月過ぎて此事を申しければ、遠江守聞きも敢へず、「其篠原は我家譜代の者よ。末期に後の事を願ひたるを、何とて今日まで延引しては申聞かせけるぞ」との不審なり。家司共口を揃へて、「仰の如く彼者は、父方三代、母方四代、先祖よりの御奉公人に候へば、正月早々凶事を申上げんも如何に忌憚りて差控へ候」といふ。遠江守歎息して申されけるは、「其者は誰にもせよ、末期に及び養子を願ふといふ事は、只大方の心ならんや。早速我に聞かせなば、願の通り其者の弟を申付くるぞと、いひ聞かせて安堵させんこそ、主人たる者の家來を惠む第一なるに、新參たりといふもさあるべけん、況んや主從代々の奉公人たるをや。不便なるかな、其者存生の内に、聞屆けたりといふ事を聞かせざるは殘念なりとて、早速彼者の弟に忌服を受けさせよ」

忠隆學問武藝を嗜む

と申聞けられけるとか。「總じて武士の家に忌憚るといふ事は、死穢の類にはあらず、能く心得よ」と申されける。此一事に限らず、家中の士の繼嗣なくして死亡し、其姓名を斷絶するなどは、殊に惜み憐みて、其由緒の者やあると、餘所の國までも尋ね求められしとなり。されば斯樣の事を聞傳へたる者は、落涙して申傳へたりき。無き名を負はせて、存寄之ある間暇を取らするなどといふ、當世風の大名とは大に違ひたり。殊に穩なるは、家中若輩なる者共の惡しき事募り、人柄宜しからずなどと役人より申立つるとても、一通りにては承引せられず。「若き者共は、血氣なる振舞一度は之ある者なり。武士道に於て穢れたる事だになくば、先づ見遁しにせよ。年行く程善惡の辨へありて、却つて能き奉公人になる事あり。さればとて其儘に捨置けば、火に薪を添ふる道理なれば、家老どもの了簡を以て、其最寄より異見させよ」と、申されけるとなり。都べて一旦に事を破らず。一旦に物を究むる事をせぬ人なりき。平日天下に名ある人を友とし、其詞の能きを以て之を用ひ、夜は近習の者共をば休ませて、自分は獨の下に經書を開き、或は鶴山野宣江を招きて論談せさせ

らるゝなど常の事なり。晝は武を講じて弓馬劒術を勵まし、自身騎射を能くして、流鏑なんど一ひと馬場七十五間にして、三筋の矢的面に之を放ち、百發百中の術、鈴木萬右衛門なども之に及ばずとかや。又高田の馬場の土手を一足に飛越えさせ、其所にて馬足を揃ふるなど、土屋忠兵衛も舌を卷かれしとなり。水さへ達者にて、淺草川を二三度押返して游ぎ越されける。何樣尋常の器量にはあらず。專ら理學を好みて、詩文章の著述をせられず。或人遠江守に向ひ、「今天下老中の明きも候へかし、此次は定めて貴公へこそ仰付けらるべきものをと、旗本中の取沙汰にて候」といひければ、遠江守打笑つて、「人々の取沙汰は何樣さもあるべし。家柄身上共に相應なれば、世上にてはさこそ申さめ。然れども上の御吟味は格別なる事にて、中中我等などが不器量にては思ひも寄らぬ事なり。天下の大いなる取計ひが何と成るべきぞ」と、押返し〳〵申されしとか。此遠江守貞享三寅年の頃にや、若州小濱にして重く煩はれける由、息靭負佐忠門（後忠國と改む）生年十五歳なるが、江戸に在つて遠江守大病の由を聞きて大に驚き、早速老中まで此旨を達し、看病の御暇を願ひけるに、

忠隆公私の別を明かにす

願の通り御暇給はると等しく江戸を立つて、百餘里の行程を晝夜廿四時に小濱に馳付かれけり。父遠江守急ぎ靱負佐に對面し、近習の者共に助け起され、先づ上の御機嫌能きを承りて後に、「さても其方は初ての旅行に早くも參りたる事よ。若き者は身を習はしの爲め、且は御奉公の試に、辛苦することこそ能けれ。さるにても能くぞ急ぎつるものかな」と、撫育數々なりし。靱負佐は小濱の城下始めての事なれば、城内見物仕りたき由申されけるに、「否とよ、先づ此度は見物無用に候。其仔細は、父が病氣看病としてこそ御暇をば給はりつれ。在國仕れとの仰もなきには、我親子の間ながら、城内見物の事は免し難し。重ねてこそ見らるべけれ」とて、其夜城中にも留めず。城近き茶園場の小亭に逗留の内は居らるべしとて、毎度二の丸まで御迎へて對面ありけるとかや。其心遣、いと優しかりき。

稻葉伊勢守正能横死の事
太田攝津守資次の事

稲葉正能の横死

稲葉伊勢守正能は、稲葉内正頭林佐渡守事正成が末子にて、母は松平土佐守忠義の妹なり。稲葉丹後守正勝の弟たるを以て、春日局の緣(ゆかり)あれば、慶安三年召出だされ、御書院番頭牧野佐渡守親成組を預り、五千石を領知しけり。明暦元年九月駿府在番として彼地へ上りけるに、翌年七月二日の夜伊勢守横死しけり。家司安藤甚五左衛門、「主人伊勢守亂心仕り、夜中自滅仕りたる由」相番中へ告知らせけるにぞ、人々驚き、組頭の久世宇右衛門を初として、相番中早速馳來り、各〻立合ひ死骸を吟味せられしに、脇指を右の手に持ちて、肮を搔切りたる體には見えたれども、死骸に持たせたる證據には、握ること能はず。相番中是第一の不審なれば、卽刻此由を江戸へ注進あり。さる程に、伊勢守家來共を殘らず駿府より江戸へ召寄せられ、則稲葉美濃守正則に此僉議を仰付けらる。人別の吟味にて、「大概近習扈從の者の仕業ならんとは察しながら、家司甚五左衛門第一に亂心なり」と申しける故、稲葉家の一門寄合つて數日穿鑿ありけるに、同じ筋のみ申して、一向亂心の沙汰になりける故、今日を限りの寄合に、美濃守申されけるは、「此評定の列座當家・他家・親類・緣者打寄つて、此

間色々吟味候ても、横死の次第不分明の條、是非に及ばず。然るを何時までか左のみ日數送り申すべき、相談評議も今日を限りにに致し。知れ申さずば、其通りにこそ申上ぐべしと存ずるなり」と、申されけるにぞ、一座の人々何れも此議に一同の處に、太田攝津守資次遙か末座に居られしが進み出で、「末座の若輩者異見如何に候のみか、此間歷々御穿鑿の上にて知れ申さゞる儀を、今更申すは愚なる儀に候へども、御穿鑿も今日を限りとの御事を承りながら、寸志も申さゞるも本意に非ず。第一何れも一家の者共數〻打寄つて、是式の事を承屆けざらんも餘りに殘念なる事と、拙者は存じ候。又存付きたる事も候へば申して見候はんや」とあれば、美濃守申座して、「左樣仰聞けらるゝこそ珍重なれ。貴所の思召如何に候ぞ」と尋ねらるれば、其時攝津守申されけるは、「此間皆々御吟味の處、家司安藤甚五左衞門、何れも聞かせ給ふ通り、伊勢守殿事亂心致され、自殺候に疑ひなく覺え候。日頃氣狹く差詰りたる生れ付は、何れも樣御存じの通りに御座候。然る處去る頃寵愛異なる息女に後れ申され、常々此事のみ歎き悲まれ候ひしが、終に心亂れ此の如くと察し存じ候と、

太田貫次甚五左衛門の罪迹を看破す

毎度落涙仕り候へば、何れも其れに感涙を催され候へども、某は格別に存じ候は、第一家司の身として、主人を亂心に申し爲して、愛子の死別に心亂れ、斯樣に自害致されたりと、伊勢守胸中を存じて候といはぬ計りの申し方、是不審の一つなり。私の愛に大切の御奉公忘れさせ、亂心にもあらぬ者を是非に亂心に極むる是二つ。縱ひ伊勢守實に自害にもせよ、横死亂心にもせよ、甚五左衛門が身にしては近習の者、共を仕りたき由を願ひ、水火の責をも願ふべき事なるに、さはなくして一門とは申しながら、他家他姓の人々も相交る座中にて、亡主を非義に落し付くるの科、縱ひ實の亂心たりとも、隱密にせんこそ家老たらん者の役なるに、申散らしての落涙、此落涙第一の曲者と見付けて候へば、先づ此甚五左衛門を嚴しく御吟味あるべし」と、申されけるにぞ、美濃守「尤なり、能き處に心付かれて候ものかな。然れば此僉議をば我等に任せ給へ、詮議しやうあり」とて、「彼の甚五左衛門が常々心易き傍輩は誰々ぞ」と尋ねられしに、誰と申す事も之なき内に、「小扈從の松永喜内こそ別して入魂に候ひしと」申す故、則彼の喜内を召籠めて、種々に責問はせぬれども、「一圓に存せ

ざる由」を申すに付、渠が母を召捕へて、喜内が目の前にて之を引張り拷問して、「其子に白狀させよ」と責むるを見れども、猶爭ひて白狀に及ばず。其時美濃守黑田利左衞門といふ家人に下知して、甚五左衞門にいはせけるは、「兒小性松永喜内方へ狀一通認め遣はすべし。其文體好まるゝ旨あり。主人伊勢守殿を害したる事顯はれたる故、是非に及ばず我等白狀したり」との狀を甚五左衞門に書かせらる。甚五左衞門之を聞きて、「是は存掛なき御好の文章なり。如何に御詮議の筋なればとて、少しの間も穢れたる文言なれば、仰に隨ひ難し」と固辭する時、利左衞門申しけるは、「貴殿の申分尤なれども、實に曇りなき事ならんには、猶以て書きたるこそ潔(いさぎよ)けれ。只斯くの謀書ぞかし。彼喜内を問落すべき手段なれば、少しも穢れたるにはあらず。却て亡君の仇を顯はす謀なれば、美濃守殿御好の如く書きて出され候へ。當分吟味の内ぞかし。若又否と申さるゝものならば、疑なき事早速拷問せよとの御下知なり」と、云ひ掛けらる。甚五左衞門難澁する事能はず。好の通り認めて出したり。則其狀を持行きて喜内に見せければ、喜内之を披見し、「さて〳〵口惜しき事かな。縱

甚五左衛門松永喜内と共謀して主君を害す

ひ骨を碎かるゝも、一度洩らさずと契約せし詞を守つて、母を責められしかども、我は今日まで口外せず。然るに斷金の契りを變じ、此の如き次第未練至極の男かな。此上は隱すに及ばず。甚五左衛門と某密通の儀、主人伊勢守存ぜられ候故、江戸歸府ありては如何なりと、甚五左衛門に賴まれ、某こそ伊勢守殿を害し申したり」と白狀しければ、其白狀の趣を以て甚五左衛門を責めらるゝに、今は爭ふこと能はず。終に罪に伏す。美濃守大に怒り、「古今無雙の極惡人かな」と、此由を申上げ、二人の者をば美濃守申請けて下屋敷へ引かせ、安藤甚五左門・松永喜內を火罪にこそは行はれけれ。尤も甚五左衛門が親類まで悉く罪せらるゝ內、安藤が實父は、則美濃守家人にて、改田圖書とて大身の者なり。其子改田何右衛門は則甚五左衛門が兄にて、美濃守方にて物頭なり。右は切腹申付けらる。何右衛門には幼年の子供餘多あり。殘らず死罪なり。さて伊勢守正能一子をば稻葉權之助正休といへり。未だ若年なるが、父伊勢守家督相違なく仰付けられ、成長の後稻葉石見守と號し、延寶二年御小性組番頭となり、同五年の夏御書院番頭仰付らる。生得發明にして忠

稻葉正休營中にて堀田正俊を斬る

秋元喬朝の亂心者取締意見

勤怠らざれば、後御側衆となり、天和二年若年寄に仰付けられ、段々御加恩あり、一萬石を領せられしが、同三年八月廿八日、營中にして堀田筑前守正俊を刺殺して、自分も諸將の爲めに討たれぬ。此時に至つて此家斷絶せしとか。

秋元但馬守喬朝亂心評定の事

天和三年八月廿八日、稻葉石見守正休、古河の少將堀田筑前守正俊を營中にして害せられし事は、仔細ある事とかや。然れども其時の披露、石見守亂心にて筑前守を討ちたるにより、石見守は即座に討たれたり。筑前守勿論深手なれば助かるべきに非ず。之に依て今日の御禮御延引の旨仰出されける故、水戸相公光圀卿老中への仰には、「石見守亂心したりとて、筑前守未だ死亡せざるに、石見守を殺害とは不審なり」と、申させ給ひしとかや。凡そ亂心者之ありて人をあやめ、其人死すると雖も、亂心に紛れなき時は、其亂心したる者の命をば召されざる事なればなり。されば大坂・二條・駿府の在番衆亂心の沙汰多かりけるに、秋元但馬守喬朝申されけるは、

「昔は實に亂心者あり。是病なり。近年は酒狂のたぐひを贔屓して亂心に申立て、雙方身上の相違なき樣にと計るは、士の本意に非ず。縱ひ亂心にもせよ、相手死亡したらば、則切腹・死刑と定められ、實に亂心したるにて、相手少々手負ひたるは、亂心の方知行召上げ、親類に預けられ、御扶助米を下さるべし。御先代より亂心の者出生の子あれば家督給はる筋は格別、當時在番衆の如き、徒然の餘り酒狂長じたるをも、亂心として知行其儘給はる故、武士の嗜む意地正しからず候」と、申し行はれしとかや。石見守が一命を擲つて大老を刺したるは、死後に聞召届けられしとなり。

武野燭談第廿五終

武野燭談第廿六

細川和泉守有孝路次失禮挨拶の事
岡八郎兵衛の事

御徒衆細川有孝の供先を割る

元祿十二年の事にや、細川和泉守有孝は、奥御詰衆にて、毎日出仕ありし頃、急に召さるゝに付きて、愛宕下藪小路の屋敷より、急いで登城せられけるに、奉書を請取つて走り來りたる御徒衆、行違ふとて細川が供先を割りけるを、和泉守が者共、肩を合せ肱を張つて突除けにけり。多勢に兩人が向ふべきにはあらねども、奉書を持參といひ、公儀の御扶持人といふを權に取つて、和泉守に詞を懸けて、頻りに詰掛け勝負を好む體故、和泉守乘物より早速出で申されけるは、「只今の口上に、御徒衆なるか、奉書を持ちて御用にて道を急がるゝ處に、家來共突除けたる故之を憤り、

家人共には構ひなく、和泉守に意趣を申さるべしとの事承り屆けぬ。其方より申されずとも、奉書を捧げ御用と申さるゝ仁へ、何しに卒爾致すべけんや。然るに貴殿は奉書懷中あれば、何とも知れぬ人品にて、罷通らるゝとて供先を割り申されしをば、押除け申す事も、途中にて之ある事にこそ候へ。但し其段は兎も角も、和泉守に意趣ありと詞を懸けられ、引申すにては之なく、相手にも罷成るべき筋を承り屆け申してこそ尋常に勝負致すべけれ、然れども只今急に御用之ある由にて、急に召されて登城申すなり。貴殿も亦御用の奉書持參とあれば私ならず。然れば互に御用相濟みて、自分の意趣は何時も遂げらるべき事なり。屋敷へ參らるべし。退出次第面談申すべし」といはれて、兩人の者共實にもとこそ思ひけめ。夫れより和泉守は登城ありけり。道より宿所へ申送られけるは「右兩人の御徒衆參らるべき間、饗應し置き候へ」と下知あり。折節御用も卽時に相濟みぬれば、退出掛に土屋相模守館へ行向ひ「先刻御用にて急に登城仕る途中にして、奉書持參の由申さるゝ御徒衆兩人、奉書は懷に入れて常式往來の者の體にて、和泉守が供先を割り申されたるにより、

某家人共押退け申すを、右兩人之を憤り、御用の御使を遲々致させたる條、旁以て堪忍ならず、遺恨は某にありと、討果すべき模樣に候故、我等事御用にて登城申す時節なり。其方とても其奉書彌遲々致しなば如何に存ずる間、自分の意趣は內證の事、先々互に御用仕舞次第に、私宅にして面談申し、相手に罷成るべき筋に候はば、心得申したりと約諾して、「罷過ぎて候」と、申されけるに、相模守、「承り屆けたり。只打捨て差置かるべし。此方より下知申すべし。奉書懷中と申すは、御作法不案內なる御徒の者にこそ」と、ありけるとかや。和泉守は一應の屆をこそ申せ、一分は右兩人へ挨拶申殘したりとて、夫れより私宅へ歸らる。右兩人の御徒は、先達て和泉守館へ來て待居たるを、書院にして兩人に對面して申されけるは、「和泉守を相手にと望まれたる上は、其儀は心得申したり。但し奉書を懷中し、常式往來の體にて和泉守が供先を割り、却て我等に遺恨ありとは心得ず。能く〳〵思案あるべし。只今御城より歸宅申せば、內用ども申付け、追付御意を得べし」と、云つて奥へ入らる。さる程に、土屋模相守卽刻營中當番の方へ右の趣案內し、段々支配へ下知あり

奉書を持ちて往來する作法

し程に、御徒當番の組頭早速和泉守宅へ蒐著、彼兩人の御徒を引立て、「あるべき事にもなし。此方の仕方第一御作法に違ひたり。奉書は懷中せざる事なれば、中立てらるゝ程非義に罷成るべし。供先割りたらんには、押出すも路次の定例なれば、此方の違亂を以て大名を咎むるは、俗に云ふねだりがましといふ心なり。早々罷歸らるべし。組中に疵付く事をば我々が致すべきか、斯くまで大庭へ入込まれし上は、兩人の一分も濟みたるぞ」と、品をかい繕ひて無事に濟みけり。

岡八郎兵衛伊達村和を討果さんとす

同じ年の事よ、伊達美作守村和中將綱村弟麻布の屋敷へ歸路の節、土器町近くにて、御小性組岡八郎兵衛といふ人、伊達が同勢の押通る所にして何か詞論あり。八郎兵衛堪忍せず刀を拔く處を、美作守が者共大勢にて押すくめ、結句大小を奪取つて、打ゆがめてぞ捨てたりける。岡は大勢に押しすくめらるれば、爲ん方なく鼻紙入より石筆を取出し、「今日出番仕る途中にて、斯かる難儀に遭ひ候へば、一分を立ち難く候へば、美作守と討果し候」と委細に書遂り、夫れより伊達美作守宅まで慕ひ行くに、大小は用に立たざれば、槍を引提げ、若黨の刀を腰に差して追かけたり。美作

守は聊も知らずして歸宿ありける後を目に著けて、伊達が屋敷に走り入り、大音にて罵りけり。「美作守何國へ逃ぐるぞ。出でて勝負せよ」と呼はる。玄關の番人大勢立向ひ、式臺までも上立てず。白砂に立たせて置きながら、近所の御目附水谷彌之助・天野傳四郎方へ人を走らせ、「岡八郎兵衞とか申す狼藉者、門前へ押掛け、法外なる體故、取りすくめ置候」とぞいはせける。傳四郎聞きも敢へず、「御小性組の御番衆にて候を、狼藉者と仰聞けらるゝ口上先づ以て心得難し。美作守殿御出合もなく、取りすくめ置かるゝとは、猶々其意を得ず候」と、返答申されけり。水谷彌之助は一番に馳付けゝるに、八郎兵衞詞を掛けて、段々の次第を申しけり。御城よりは番頭小笠原長門守忠次・神尾左兵衞馳付くる。其外近所故仁木周防守長輿も入來つて引分けんとするに、八郎兵衞中々動かず。「某是まで推參候上は、再び此門を出でまじき覺悟に候へば、何と仰せ候とも此所を退くべからず。只御慈悲に切腹の儀御取計らひ賴入り候」といふ。小笠原長門守大に叱てつ申されけるは、「各、を預り御支配申すからは、差懸つて申談ずる儀、恐れながら上意同前と存ぜらるべし。然るに貴殿の相

板倉八郎右衛門藤堂高久の供先を割らんとす

番として、不埒なる事を指圖申すべきや。途中よりの斷り書、總じての仕方承り屆け候。然れば貴殿の首尾十分に候。早々歸宅あるべし」と諫められ、「さ候はゞ、何分御指圖に任せ申すべし」とて立出でけるに、組頭の神尾左兵衛我乘り來りし馬を借(かし)て、家來に申付けて送らせけり。心付きたる處を、水谷・天野感じけるとぞ。其後岡八郎兵衛は小普請入仰付けられ、伊達美作守は暫く蟄居ありしを、兄の仙臺中將綱村言上の旨これあり、美作守永く御暇を給はる。

藤堂和泉守高久路次謝禮の事

藤堂和泉守高久未だ若かりし時、寛永の初、染井の屋敷へ行くとて、白山・指谷町といふ四辻なる巷を通らるゝ時に、其通りの小身なる御旗本の若き輩と、板倉八郎右衛門申合せて出行きしが、板倉失念したる事ありて立歸り、行過ぎたる同道の人に追付かんと走行きけるに、彼四辻にて藤堂が供先を餘儀なく割りて通らんとするを、和泉守が者共犇々(ひし〳〵)と取卷きければ、板倉心付きて、最早遁れざる所ぞと思ひ、討

伊達忠宗供先を割りたる者を斬らしむ

果すべき顔色にて身繕ひするを、和泉守見て、「待ち給へ〳〵」と詞を掛けて乘物より出で、「さて〳〵若き人の申すべき樣之なき次第、定めて急ぎの御用之ある故と見えたり。開きて通し申せ、一段勝れたる御氣質感じ入り候」との挨拶あれば、板倉は是を鹽にして無事に通り過ぎしとかや。

松平陸奥守忠宗供先割の事

其昔陸奥守忠宗の供先を、御城に召仕はるゝ新組體の者、浮々と行掛けて割りけるを、其纏に割らせて引纏ひけり。彼者驚きて遁れ出でんとするに、出さばこそ。兎角する内に日比谷の屋敷まで連行きて、頓て馬場へ引出して斬らせけり。此事を彼支配の小役人、松平伊豆守信綱に申達して、陸奥守へ御手當をぞ願ひける。伊豆守聞きも敢へず、「同役中へ相談までもなし。左樣の事申さるゝ程、御家人に疵付くべし。此道理を能々考へられよ。小身にてさへ之あるべき事か、況んや陸奥守などが押して通らんは、二三町先より見ゆべき事を、浮々として供先へ行掛り、供先を

割るのみか、彼家人が引包んで行けばとて、行くべき事か。陸奥守が宿所迄のさのさと行きたる空氣者、兎角遁れざる所と見えば、相手を取つて斬死すべき事なるに、打首せらるゝ迄油斷したる臆病者、斯かる空氣は御城に召使はれて詮なし。是等の誤りありながら中立てたりとも、上に御承引あるべきか、思うても見られよ。伊達は天下の大名にして功勞多し。輕き新組風情の者と等しく御仕置あるべけんや。伊達とても御家臣なり。人には貴賤格式も之ある事を、殊に供先割りたるは免れざる法令、急度仰出さるゝ事はなけれども、天下の通例なれば、上より御構なし。其子供か弟などありて、父が敵と稱して陸奥守を討ちたらんは大孝大勇の者よ。隨分狙へと申付けられよ」と申されしとか。

仙臺家來大藤某の働き

又伊達遠江守秀宗、途中にして是も御旗本の馬強なるが頻りに駈出でんとしける折節、遠江守永々と押通りけるを見て、後へ引返さんとせられしが、破つて一文字に遠江守が方へ馳掛る。すは乘物を踏破るぞと見る所に、本より此馬上の人も待合する心と見えしに、馬の破りたる事必然なれば、遠江守家來大藤某といふ男早速

に立塞がり、力は强し轟走る馬を摑んで働せず。其内に遠江守は通り過ぎけるに、御旗本の供の若黨共、刀を拔かんとする處を、大勢取付て動かさず。彼主人も槍を取らんとする時、大藤申しけるは、「斯樣の儀は毎度御坐ある事に候。御馬沛艾にして破りたる御樣子に見請け候故、指止め申したるなり。元より此方に少しも慮外之なし」と詫びけるに、馬上の人猶も聞届けず。「されども主從斯樣に取籠められしは狼藉ならずや」と、大藤又申しけるは、「否々、某儀は御馬の破り行くを押止め申したるなり。然るを御家來粗忽の體見え候間、是を傍輩共が押へ申したるまでにして、遠江守も罷通候上は、只御通り候て然るべく候。そこ放せや人々」と云うて、大藤を始め皆蹲り居けるを毉にして、馬上の人は行過ぎられけり。是は家來の働能くして濟みけるとかや。

安藤九郎左衛門器量の事

又安藤九郎左衛門が供先を、先きも馬上の士の先き供したるが、田舍者と見えて、

安藤九郎左衛門の穏なる振舞

供先を制掛かる故、安藤が者共之を突除くるを、彼主人の士馬より飛下り、槍おつ取つて九郎左衛門に仕掛けゝるに、安藤少しも騒がず、馬を駐めて、「我は安藤九郎左衛門といふ旗本なるぞ。其方の家來我等が供を割りたる故、家來共突除けたるなり。是は江戸表不案内の者と見えたり。然れども御邊の仕方は武士の尤なる處、神妙にこそ候へ。誰殿の御家來にや」と問ふ。彼士少し退いて、「田舍者不調法の至りに候。某は何某家來何と申す者に候」と、答へければ、安藤聞きて、「見事々々、御主人へ御目に懸かり次第、取成し申すべし」といひて行過ぎらる。「九郎左衛門なればこそ穏なる振舞しけれ。大體の器量にては事に及ぶ處なり」と評せり。

館林君御仁智の事

延寶の初、當將軍未だ神田橋の御殿に御坐の時、小石川御殿へ入御ありしに、御連枝とも知らぬ下品の者共の多く徘徊する途中にして、横小路より材木を肩にして出でける男、行先をも見ず歩む程に、御先き馬と御徒中の眞中へ材木を突出したり。

徳川綱吉路次禮式の取締を寛くせしむ

其場の人材木の先きを摑んで押しけるにぞ、彼男材木に連れて轉びけるを、其時しも御駕の内より見遁させ給ひながら、通過ぎさせ給ひしが、御殿にて仰出されけるは、「我行列と知つて誰れか破る者あらんや。縱ひ知つて破りたりとても、其者は禮儀をも辨へ知らず、卑賤凡下の者なるを、押倒したらんは詮なき事なり。向後は此の如き慮外は見遁しにせよ」との仰なりしとかや。凡そ路次にての禮式數々なる中に、供先を割る事は古來無禮の一つなり。

堀田伊豆守正虎の事

堀田正俊の跡不首尾なる事

貞享元年八月廿八日、堀田筑前守正俊營中にして稲葉石見守正休がために害せられぬ。其子下總守正仲十萬石の家督仰付けられ、二萬石は次男伊豆守正虎へ、一萬石は三男兵部俊季に配分仰出さる。下總守は暫く總州古河城の守護たりしが、翌年羽州山形へ所替あり。同三年奥州福島へ所替仰付けらる。此時より外樣の如く、年始も無官並に申すべしと、執權筑前守が後、何となく不首尾にはなりけり。下總

堀田正虎の節儉

荒川仙益

守は元祿七年病死し、子なければ舍弟伊豆守正虎を兼ねて養子ありける。此伊豆守は兄弟にも勝れ、父にも超えておとなしく、朴實なる性質なるが故に、同十三年又羽州山形へ所替仰付けらる。是より公儀向き宜しくぞ聞えける。然れども度々の類燒所替に、身上不如意にして、家中困窮しける故、勘略を專らにして、朝夕物每輕くし諸式に始末儉約を元とし、他行するとても、午の刻過ぐれば、登城は格別私用の分は相止めて、未の刻前に必ず歸宿し、家來の二度の食、難儀なからん事をぞあらましける。さる程に拵へたき物・調度・器物一切調ふる事なく、儉約第一に兎角に上を望む時奢る心出來べしとて、只下の難儀苦勞を見て「同じ人間ながら生れ得る處貴賤異なりとて、我が如く無智無能なる者、今十萬石の大名の列たる事、誠に有り難き事なり」と、申されしとかや。荒川仙益とかやいひて、河野松庵門弟なりしを、五人扶持にて差置かれけり。誰れ彼れと療治しけるが、醫も越燕の違ひありけるにや、徵驗なければ、堀田の家中にて此仙益が藥を飮む者なし。仍て無益の者にして、捨扶持同前にて町宅しけり。折節松庵も仙益に賴まれ此事を申しけるに、庸醫にし

て心許なき醫術なりとて、家司以下取成しをも申さず、年頃を過しけるが、松平土佐守豐隆は、松庵を國手の良醫とかしづく物から、「門弟一人召抱申すべし。給はらんや」とありし時、彼仙益は松庵見る所やありけん、「我名を汚すまじき者なれども、伊豆守殿にては之を用ひられず、幸ひなれば仙益をこそ」と思ひ寄りて、直に堀田の宅へ行きしに、折節留守に付きて、家司新達市之丞に對面し、右の趣を語り「仙益に御暇給はるべき由」をいひ置きて歸りぬ。伊豆守歸宿の後此事を聞きて、頓て自筆にて狀を認め、松庵へ送らる。「荒河仙益儀兼て取立てたき心付に候へども、御存じの如く不勝手故、是非なく少扶持にして差置候。然るに今度松平土州へ遣はさるべき由、大家と申し、仙益立身致すべし。別して珍重に存ずる旨」懇に申送られけるにぞ、松庵も悦びて、仙益が醫家の感狀といふ物なりとて、彼狀を大切にしける。伊豆守申されけるは、「彼仙益我家にしてこそ療治捗々しからずとも、師匠の目利良醫の器と見付けずば、爭で大家へ肝煎るべき、然れば其者の爲め能き樣にこそ思へ」とありしとか。誠に大將の器なり。又近習に召使はれし若輩者に、器才の者見え

過を改むる者を寛容す

ければ、林家の學士へ頼み遣はして、講堂へ出し勤學の功を積ませんとせられしに、彼者初の心と違ひ、廢學不法の者となり、人柄取亂したるとの沙汰を聞かれて、其者を召寄せて申されけるは、「其方事學問器用に見えし故、林家へ頼み遣はし置く處に、存じの外なる所存出來、學問怠りがちなる由聞きたれば、向後學問無用にして、前の如く近習勤むべし」とありしかば、彼者大に赤面して、次の間へ退き、傍輩を以て「只今までの誤を改め、以來精密に勤學仕るべき旨」を歎き申しければ、伊豆守又其者を呼出し、「過を改め學問精出すべき由聞届けたり。然らば怠らず執行すべし。今までの心入、其方了簡違ひと見えたり。其方發明なるを以て、伊豆守が重寶にせんとて、勤學せよと申付けたると思ふが故に、懈怠する心起りたるものなり。學問修行は其身の爲めにして、人の爲めにはあらず。意趣違ひたり。伊豆守は能き儒者共何人召抱へんも自由なれば、事闕く事ならず。其方が器用を仇に仕ふが惜しさに、其方が爲め第一に大學頭へ頼み遣はし置く處に、不覺悟千萬ながら、向後非を改めんと申すからは、彌〻其志に違はず、急度勤めよ」と、申付けられけり。又猪子播磨守正直

猶子正直の武術を怠るを戒む

蹴鞠を好み、遊庭のみ日を送らる。相庭に出づる者の中に、長谷川權兵衞とて、鞠功者なるありければ、伊豆守近習小性の頭なれども、相手にとて招かれけり。或夜彼者伽に出で居けるを、伊豆守呼出して申されけるは、「其方は鞠を好むと聞きたり。何と馬を乘る障りとはならずや」と、尋ねられけるに、權兵衞畏つて、「聊以て馬に障り申すとは存ぜず候」と答へけり。伊豆守、「否とよ、播磨守混ら鞠計りを好みて馬の稽古の沙汰なし。其方などは蹴鞠上手なる故に、馬に障らずと申せども、鞠を蹴る人、毎に鞠に掛りて、馬稽古に能き昏を馬場へは出でずして鞠に出づれば、我は鞠故に播磨守が馬の稽古に怠ると思へば、鞠は馬を乘る障りならずや、さて序ながら汝にも異見あり。五十に餘り、小性共の支配をもする身にしては、最早遊庭の儀は相止めて然るべし。第一丸腰になり。ゆき長きものを著して何事ぞ。急なる用事出來せば、必ず難儀すべし。役人などは殊に心あるべき業なり」と申されけり。祖父加賀守筆法ありて、朝は六つを限りて起き、每日月代して終日只居する事なく、夜陰とても書談などして、徒らなる雜談なく、家士を惠み、在國の節は隱居の面々を呼出

して「其方共は隙なる身なり。古き事共物語すべし」と、伽を申付けられけるとか。

武野燭談第廿六終

武野燭談第廿七

秀吉駿河國十八萬石を中村一氏に與ふ

中村式部大輔一氏の事

中村式部大輔一氏は、太閤秀吉公御取立の者にて、堀尾・中村・生駒の三人は天下の中老職たり。之に依つて北條氏政父子滅亡の後、關八州をば大神君へ進らせられ、駿州一國十八萬石を一氏に與へ給ふ。此時式部六千石宛を家人十人に與へ、其外多く人數を召抱へたり。一氏常に申しけるは、「若し關東に事起らば、我人數を悉く引率して豆州へ打出で相戰ふべし。駿府城には一人も殘さじ。太閤の人數を呼下して城をば守らしめん」となり。

石田治部少輔三成の事

家康三成を佐和山に逼塞せしむ

石田治部少輔三成初の名は佐吉と云へり。太閤秀吉公の寵臣たりしが、生得姦くして、人の權威あるを猜み憎むが故に、我に親しからざる人をば讒し害ふ事多し。故に諸大名に恨ある者少なからず。太閤秀吉薨去の翌年、石田を憎む諸將、伏見にして既に事を起し、石田打殺さんと催し、今夜か明夜かと犇きけるを、大神君此由を聞召され、右の諸將へ和議入れさせ給ひ、「太閤の薨去程もなきに、斯かる企然るべからず。治部をば佐和山へ逼塞せしめ、少しも天下の政見綺はせ申すまじ」とて、右の趣三成にも仰聞けられ、佐和山へ遣はさるにも、若しや嗷訴の輩、道にて粗忽の振舞もやせんとの御心遣ひにて、結城秀康卿を三成に差添へらる。石田は江州佐和山にて二十萬石を領す。此時治部を打果さんと催したるは、加藤主計頭清正・福島左衛門大夫正則・加藤左馬助嘉明・淺野左京大夫幸長・黑田甲斐守長政・竹中丹後守等なり。大神君の御恩を蒙りたる者は石田なり。

藤堂高虎寛仁の事

藤堂高虎暇を乞ふ者を止めず

藤堂和泉守高虎は、武勇勝れたるのみか、其心穏にして、諸臣の評する處太閤流なりと。譬へば家人など暇を乞ふ者あれば、其者に明朝茶を申さんぞ」とて呼出し、手前にて茶を振舞ひ、其座にて佩刀を與へ、「暇を願の通り遣すぞ、行先き思はしからずば、又我方へ來れかし」といひて、少しも止めず。一度他に仕へて又來れば、本知を與へて前々の如く召使ふ者も多かりける。

福島正則忠言の事

福島正則率先して家康に味方す

上杉景勝、石田三成と牒合せ、會津若松にして謀叛の色〔旗カ〕を立つるが故に、大神君景勝御追伐として奥州御下向の時、相從ふ大名七人、小名四十六人、都べて五十三頭なり。大神君旣に野州小山に御著陣の砌り、上方より注進あつて、「石田治部少輔三成佐和山より打つて出で、西國の諸大名を語らひ、上方動亂す」と。大神君之を聞召され、則小山より江戸へ御歸城あり。上方の諸大名及び御譜代集を召集められ、軍議を聞かせ給ふに、一人も答ふる者なし。其時福島左衛門大夫進み出で申されける

正則諸將を誘ひて岐阜城を陷る

は、「太閤御遺言の通り、秀頼公を立て給はゞ、正則御先手仕り、居城清洲を明渡して御陣所とし、御味方申すべし」とありしかば、此一言よりして加藤嘉明・淺野幸長・黒田・細川・池田・藤堂・有馬・中村以下の諸將、御「味方仕るべし」と口々に申されけり。御譜代衆の内にては、井伊兵部少輔直政、「御先手は某に仰付けらるべし」と申上げたりしとか。其後諸將各、誓紙を認め、人質を出し、先達て馳上る。然れども大神君七月より九月迄御出馬なし。御先手の諸將大に怪しみ思ひけるに、此節も福島正則諸將に向つて「内府今に至るまで御出馬なきこそ尤なれ。嘸や我々を齒痒き者に思召すらん。如何となれば、我々無二の御味方申すと雖も、未だ上方手切れの證據なし。今日まで此處を辨へず、浮か〳〵と口を逆りたるこそ口惜しけれ。誘や岐阜城を攻落して、手切れの印を見せ申さん」とあれば、人々手を打つて、「さても申されたる正則かな」とて、夫より岐阜城へ取掛り、黄門秀信を攻落したり。之に依て大神君九月上旬御發駕あり。九月十五日美濃國青野原に御一戰あり。忽ち上方勢を打破り給ふ。是福島正則が忠言によれりとか。

加藤清正三成の野心を看破す

○

石田三成が野心慶長五庚子まで其企を知る者なし。是を察したるは加藤清正一人なり。故に大神君景勝退治として會津御進發の時、清正之を止め奉り、「關東御下向候はゞ、御留守には石田必異心候はん」といふ。大神君曾て信じ給はず、遂に打立ち給ふ。清正は領地へ歸るとなり。

明智光秀信長公を弑したる時、秀吉小松の城より上洛の時、其途尼ヶ崎寺に入り、髪にて法體して登らる。素衣白馬の心なりとか。其寺今に寺領ありとぞ。

太閤へ諸大名出仕あれば、多くは之を留めて饗應し、或は碁・將棊、又亂舞など、好に隨ひ遊興を催し給ふ。太閤常に良き茶を設け置きて給はりけるに、「能き夢を見するかな」と、口癖に宣ひしとぞ。

太閤は常に身を輕々しく持ち給ふ。前田德善院之を諫む。太閤の云はく、「天下我に勝(まさ)る者なしと答へ給ふ。

南條玄澤清正に仕ふ

關ヶ原合戰の砌、加藤主計頭清正、小西行長が居城肥後の宇土城を攻められし時、清正云はく、「當城にて打出で戰はん者一人も覺えず、されども南條玄澤は出づべし。如何にもして生捕るべし」と下知せらる。案の如く玄澤出で戰ふ。宇土落城の後、清正是を召抱へたり。小西に仕へ居たる時三千石を領す。

陣小屋を取置にして、馬二匹に付くる樣に拵へたるは細川越中守忠興なり。但し一間半に五間なり。柱は樫の木を以てし、根に鐵を以て石突をなす。上と四方は桐油なり。本國と京都と江戸と三箇所に拵へ置けり。

明智日向守光秀坂本に城を築く時、三甫といふ者、

　淺間より重ね疊むや雲の峯

といふ發句をなす。光秀脇の句に、

　礒山つたへ茂る松山

としける。明智は歌道にも達す。

尾州小牧山の陣の時、先手より「早々御馬を出され候へ」と申し來る。其時秀吉公は

秀吉松永久秀の首級を得る日を豫報す

伏見にて利休と茶の會あり。茶終りて路地より出で、尻をまくり、「曳や〱」と云つて出陣し給ひしとぞ。

松永霜臺籠城の時、信長より討手として秀吉を遣はさる。右合戰の趣を箇條書を以て注進するに、「其日外がはを破る。其日二の丸を破る。其日本丸を破る。同日霜臺が首を取る」と、右筆に頼みたり。右筆大に呆れ、「斯樣に思召す儘に軍が成り申すべきや」といふ。秀吉、「さればよ、我も其れを知りたれども、此の如くせずんば信長我を生かし給はじ、此通り書き送つて、若しならずんば我討死する迄なり。認めよ」とて之を書かせ、其日積りの如く無理に打破つて、霜臺が首をば筐に入れて信長へ送る。信長彼の注進狀を見て、「是は秀吉が空ら言ぞ。霜臺は首に成つても輙く我前に來る者にあらず。筑前奴が上氣して此事をなすものなり」と宣ふ處へ、首箱を送り來る。開きて見れば霜臺が首なり。信長大に卽功を感じ給ふ。霜臺は終に降らずして、玉藥に火を掛け自ら燒死すとぞ。

太閤、柴田勝家を征し給ふ時、城に火の手の上るを見て、直に越中國に赴き、佐々陸

奥守成政を征せらる。勝家が首を見ざれども、左樣の事を何とも思はれざる神速無類の人なり。

堀左衛門督秀政の家に、泣き顔の武士を扶持し置きけり。或人無用の者なりといふ。左衛門督之を听（わら）うて「弔などに遣はすに然るべし、人の家に餘りものはなし」と、いへりとぞ。

秀吉堀秀政を惜しむ

堀左衛門督は傑出の人なり。太閤甚だ之を愛し給ふ。早く死す。太閤深く惜み給ひ、「彼者死せざれば、又關八州を與へんものをと思へり」とぞ。

大事の使をば、必ず兩人に命ずる事、堀左衛門督がせし事なり。秀政が家臣に、堀監物といふ者あり。勝れたる者なり。丹後守直寄（より）が父なり。左衛門督死せし時、跡目の事遲々せり。監物怒つて云はく、「秀政多年の勳功あり、跡目立て與れずんば、大坂へ推參して御緣を汚さん」といふ。遂に跡式相違なかりき。監物が嫡子を久兵衛といふ。愚なる事甚だし。

秀吉右筆に字を教ふ

太閤は萬事早速なり。或時右筆醍醐の醍の字を忘る。太閤指を以て大の字を書き

家康姉川の先陣を乞ふ

て、「汝知らずや此の如く書くべし」となり。又高麗の軍中へ奉書など下さるにも、有合はせざれば似たる紙にも書き、又は悪しき處をば墨にて消し、「是持て行け」とて遣はされけるとぞ。

太閤柴田を討ち給ふ時、越前の國境まで、毛受庄助勝家に替つて、金の幣を追取て諸士下知し相戰ふ。太閤はら〱と馳り行きて、少し行當つた所にて人數を呼んで、「備を作れ〱」と宣ふ。暫く戰うて毛受討死すれば、柴田は退きて北の庄へ歸る。

姉川合戰は大神君の御勝軍なり。信長朝倉義景と對陣の時、大神君先陣を乞はせ給ふ。信長叱つて云く、「田舍者共が何とて能くせんや」と、大神君頻りに請はせ給ふ故、信長之を許し給ふ。大神君即時に川を渡して敵を破り給ふ。此時大神君信長の前を走り過ぎ給ふ時、草履を横樣に御付けありしとぞ。

信長甲斐の武田四郎と參州長篠御對陣の時、酒井左衞門尉忠次、鳶巣城夜討して乘取らんと乞ふ。信長叱つて云く、「又者の分として何とて能くせんや」と、忠次重ねて之を乞はず、卽時に打立つて鳶巣を乘取りたり。左衞門尉は大神君の家臣なり。

大神君此時參州・遠州を領し給ふ。

大神君常に人に對し給ふ時、「善右衞門・半右衞門」と宣ふ。善右衞門は阿部備中守が父なり。半右衞門は牧野内匠なり。此兩人出でて應對す。

梶川彌三郎宇治川の先頭す

信長公方義昭を攻むる時は、宇治の牧の島に在り。時に五月雨頻りに降つて、川水岸に餘る程なり。其時信長馬を水涯に立て、「昔の佐々木・梶原とても鬼神にはあらじ」といふ時、上流に馬武者一騎川へ打入る者あり。信長見て、「あれは梶川彌三郎ならん、餘人にはあるべからず」と、果して然り。左馬が軍兵之を見て、「梶川討たすな」とて勢を盡して打入つて、遂に軍に打勝ちたり。彌三郎四五日前に黑の馬を信長より拜領す。此時より若し此軍あらば先登すべしと心に決すと。彌三郎は甚だ博奕を好みたる者とぞ。

太閤の時又者にて名高きは刑部卿堀監物、(左衞門尉臣)松井佐渡、(肥後守臣)、庄林隼人が鐵炮にて頭腦を打貫きし事は、伊勢の城を攻めし時なり。

秀頼伏見の城より上洛毎に、御幸町通を來り給ふ。挾箱の大きなるに人形の操り

秀吉氏郷に謠本を書かしむ

ありて、錢を入るれば轉倒するを、常に歩行の者之を負ひて輿の先に行く。或時獨眼の政宗御幸町にて之を取て、自身負ひて行きけるとぞ。又伏見の豊後橋にて、大神君の傘持ちたる者と爭ひて、彼傘を奪取つて藤堂和泉守に翳(さし)掛けて歸りし者あり。政宗に同じ。

太閤秀吉公、蒲生氏郷を會津に封じて後、氏郷出仕す。太閤他事を問はず。「汝は手を能く書けり。謠の本一番書きて呉れよ、紙硯を持來れ」と宣ふ。君臣心易きからの間なり。

蒲生氏郷諸士を饗する時、自ら頭を包みて風呂の火を焚かれしとぞ。

松平勘四郎信一は忠勇の者なり。今の山城守祖父なり。

額田・小牧は皆尾州の内なり。小牧は東、額田は西なり。太閤は額田に陣し、常眞と大神君は小牧山にまします。此太閤方の先陣蒲生氏郷・細川忠興敵と相向ふの時、額田の東二里計りに、二重堀といふ所あり。此所にて細川忠興氏郷を捨て逃崩る。氏郷踏止まつて敵を防ぎ、太閤の本城へ來らずとなり。又長湫(くて)合戰といふは、此時

太閤方池田勝入は、額田の北なる犬山に本陣在り、犬山の東岩崎の城には岡崎方丹羽勘介楯籠る。犬山より額田へは五里計りあり。勝入額田に赴き、秀吉に見えて云はく、「某手人数を以て密に參州へ亂入し、敵の本鄕を燒討にして、妻子を居る程ならば、敵よも小牧には怺ふべからず」と申す。秀吉听つて、「其樣に思ふ樣には成らざるものよ」とて許されず。勝入又行きて、頻りに請合ひて、「之に過ぎたる謀あるべからず」と申す。秀吉猶思案あり。「敵も敵によるぞ、油斷すべからず」と、云ひて之を許す。勝入父子庄九郎、三左衛門也、悅んで馳向ふ。されども岩崎城を攻拔かざれば三州へは入り難し。先々岩崎に赴かんと、勝入は案內者なれば、路次の百姓共に、「我運開きなば能くせんぞ」と云ひ合め、夜をこめて押行きぬ。犬山と岩崎との間に長湫あり。勝入の謀洩れて小牧へ聞えければ、大神君之を聞召され、夜前より長湫へ打出で給ひ、勝入が來るを待たせ給ひ、所の百姓共に、「今度の合戰勝利たらば、三年作り取りにさせんぞ」と宣ふ。勝入は長湫に到り、未明に先手勢は岩崎へ取掛けて攻破る。大神君は猶も靜まり給ひ、勝入が先陣の二の手の同勢をも遣り過ごし、本陣へ攻掛り給

長湫の戰

安藤直次池田勝入父子を討つ

森長一戰死す

ふ。安藤帶刀眞先に進み、未だ暗き中に、床机に腰掛け居たる法師武者を、勝入とも知らず突伏せしが、「坊主首取て面目からず」と、又進んで戰ひしが、勝入息勝九郎をも討取りたり。其後へ永井傳八郎（後右近大夫、信濃守父）馳來つて、勝入が死首取つて後まで功に誇ると云々。此時勝入が「聟森武藏守長一は、犬山より南の方に陣せしが、參州に亂入して岩崎城を乘取らんとの心掛ありし故、勝入を救はざりしが、勝入陣より急を告げければ、是非なく北に向ふ。長湫へ二里計りも乘出したる道にて、敵に出合ひ討死せり。本多八藏といふ者首を得しが、首をば捨て、小脇差計りを取て歸る。武藏守といふことを知らざればなり。後彼脇差を見知りたる者ありて、此事を告ぐ。八藏殘念に思ひ、首を取らんとて馳向ひしに、敵に逢ひて討たれたり。勝入敗死の後、榊原小平太・大須賀五郎左衛門、川を渡つて敵に向ふ。堀久太郎（左衛門督）秀政打向ひて之を破る。兩將心ならず敗走す。士卒多く討たる。井伊直政馳來りければ、秀政新手を恐れて引退く。太閤此合戰を自負して、「長湫の合戰は我勝なり。大將三人討死すと雖も、首を得る事多し。其上家康は自身に戰ひ、我動かず」と、宣ひ

明智光秀始め細川藤孝に仕ふ

しとぞ。或は勝入討たれたるは、一合戰して勝ち、後に敗軍し士卒を失ひ、疲れて獨り歸るさに討たれしとぞ。

大神君軍議あつて、「一宮少のし城ありを守らざれば二重堀の働き成り難かるべし。誰をか置かんぞ」と宣ふ。されども誰れが守らんといふ者なし。是は太閤一打に破られんことを恐れてなり。時に菅沼新八郎進出で、「某此所を守るべし。守られざらんには討死せん」となり。仍て一宮を守らしめ給ふ。太閤一宮を討たず。是れ菅沼氏一代の大功なり。

細川越中守終に戰功なし。一度信長横死の年、甲州亂入の合戰に能く陣を張れり。信長褒美し給ふ。此一事のみなり。

明智日向守は、其始め細川兵部大輔藤孝に仕へしが、幽齋の家老米田助右衛門などと不和にして、惡しく當られければ、光秀怺（こら）へずして暇を乞ひ、信長に仕へ段々取立てられ、遂に丹波一國五十萬石なり又近江にして十萬石、都合六十萬石餘を領知す。光秀常に云く、「全く米田が蔭なり」と。此故に後細川越中守を婿とす。

信長明智日向守に命じ、「秀吉中國に在つて毛利輝元と戰ふ、汝行向つて秀吉を助くべし」となり。光秀畏つて本國へ歸り、「信長へ武者押を御目に掛くべし」と云ひて、丹波より上洛す。午の六月二日なり。實は信長を弑せんが爲めなり。光秀既に軍を出し、大江坂を越えて、田の水白く見ゆ。夫れより田の中ともいはず、「眞直に馳せよ」といふ。明智始めて心を取亂したる事あり。五月愛宕山に上り連歌を興行するに、光秀人に向ひ、本能寺の堀の深さを問ふ。紹巴之を聞きて「勿體なき事を思召立つや」と云へりとぞ。

光秀本能寺の堀の深さを問ふ

明智龜山の北愛宕に續きたる山に城郭を構ふ。此山を周山と號す。自ら武王に比し、信長を殷の紂王に比す。是謀叛の宿意なりと。

筑前守秀吉は、信長手の者の樣にて闊達なる氣質なれば、人に對して其詞常に驕れり。明智は外樣の樣にて、其上愼深き人なれば、辭常に慇懃なり。或時秀吉光秀に向ひ、「おぬしは周山に夜普請して謀叛を企つると人皆いふ、如何」と。明智答へて、「やくたいもなき事をいふ」といひて止みけり。

秀吉と光秀との性格

高麗の役に既に其都を攻取つて後、加藤清正進み行く事三十里計り、諸軍は都に在つて之を守る。糧食都に盡きて諸軍堪へ難し。皆いふ「都を捨て糧に付かん」と。獨り加藤遠江守がいはく「清正進み行く事三十里、今都を守らずして去らば男は立てらるまじ。皆いはく「食なし」と。遠江守云はく「砂を喰へ」と。皆いはく「砂は喰れじ」と、遠江守いはく、「砂の喰ひ様あり、悴共は知るまじ」と云々。又福島に向つて、「市松（左衛門大夫事）は何つの間に大きく成りたるぞ」と。又備前中納言殿に向つて云はく、「今までは中納言樣ともいふべし。自今以後は中納言奴とこそいはめ」と。其日の晩景清正歸つて都より三里計りに陣を張つて、使を遠江守方へ立つて、「我今此所を守つて敵を來らせじ、安々と兵糧を取寄せよ」といふ。誠に天命なり。

石田亂の時、津田長門守（二萬石）といふ人、鞍馬詣での歸るさに、加茂にて女の乘りたる輿を明けて見たり。此女は後藤長乘が妻なり。光乘といふ老人附きたり。是は長乘が伯父なり。長門守が所爲を見て、「此旦那何事を遊ばすぞ」と辱しめたり。長乘は大神君御懇志の者なり。「津田が身上危し」と人皆云へり。其秋改易せらる。大神

君御上洛の時、長乘御迎として桑名まで出で、直に申上げしとぞ。
太閤の時分、家を作るに差圖といふ事をいはず、繩張といふ。太閤天下の主と成り給ひて後、御繩張ありしに、水棡の繩張を皆人見て「向ふへ短し、御臺所に相應せず」といふ。太閤所ひ給ひて「我天下を得ると雖も、人の手の長くなる事はあるべからず。向ふへ長くする理はなし」と宣ふ。
太閤加藤左馬介嘉明に出す感狀に、「大名に臆病者あり」と、いふ事を書かれたり。是は豐後の大友が事なり。
清正始め所領三千石、太閤に言上し、肥後國半國を討取つて直に拜領す、二十萬石計りとぞ。

武野燭談第廿七 終

武野燭談第廿八

佐々陸奥守成政の事

佐々成政の經歷

佐々陸奥守成政は、信長譜代の臣なり。信長生害の後、柴田勝家と倶に秀吉に牴突きしが、勢盡きて遂に降參し、坊主になりて大津に來れり、此時秀吉大津城にありて禮を請く。佐々入道大津城中にて武邊物語ありしに、淺野彈正長政其席にありて問答す。成政大に長政を叱つて、「武道の事など、何とてわぬし等が知る事にあらず」と、苦々しくいひけるを、人々聞きて、「成政行末惡しかりなむ」とぞ囁きける。太閤其後肥後半國を成政に與へられ、（半國は、加藤清正領分なり。）入部の後、度々一揆起り、樣子惡しくなりて、終に身上を果したり。是れ淺野が支もありしとか。成政法名をば道閑といふ。攝州尼ヶ崎に石塔あり。尼ヶ崎の寺にて自害すとなり。

長曾我部元親
大内氏
一色氏

長曾我部氏大内氏河野氏一色氏の事

土佐國は往昔蓮池氏の領知なり。近代迄其子孫之あり。其までは、頼朝の舍弟土佐冠者希義の領知なりしを、蓮池が先祖之を殺して、土佐國を奪ひたるものなり。近世又長曾我部元親、蓮池を討亡(うちほろぼ)して、土佐國を領す。

又周防國大内氏は、西國一の大名なり。周防の山口を居城とす。紙を大明へ渡し書物を刷らせ取寄せたり。之を世に山口本とも大内本ともいへり。其家臣陶尾張守晴賢勢強く、遂に主人義隆を押倒して、其領國を領す。

〔伊豫國は河野と云者領す。義經伊豫守に任ぜらるゝ時討伐せらるゝ事有り、義經一代の不覺悟也。其子孫信長の時迄有りし〕

又丹波國に、一色氏といへる屋形あり。信長天下を得て後、細川幽齋に丹波一國を給ふ。よりて幽齋一色氏を妹壻とす。信長生害の後、幽齋一色を討取つて一國にせむ爲め、屋形を招く。一色之を知らず、細川が館に來る。此時前田監物といふ者、

幽齋の刀を持來り、右の方に置く。幽齋之を取らむとするに、便惡し。前田之を悟り、側へ行く次に、誤りたる體にて、足にて彼の刀を蹴散らし、大に赤面し取直して左に差置く。幽齋之を取りて拔討に一色殿を討止む。

太閤料理人を叱らるゝ事

太閤と割粥

太閤高野山參詣の時、「割粥を進めよ」と宣ふ。暫くありて料理人調へて進らす。太閤の曰く、「高野山は引臼なき所なる由、予が割粥を好むが故に用意し來るか。料理人共の心掛能し」と、褒美し給ふ。實は持來らず、俄に大勢にて、俎板の上にて割りたりと、其以後御咄の次に此事を申しければ、太閤怒り給ひ、「なくはなしとて、常の粥を出さむに何の仔細かあらむ。我が下知ならば、一粒宛削るとも、安かるべき事なれども、左樣の無益なる事は、せぬものぞ」と、叱り給ふとなり。

福島正則勘氣の事

福島正則・加藤清正は、其始め二百石宛の身上なりしに、江州志津ヶ嶽高名の後、七本槍の輩は、大方三千石宛與へ給ふに、正則には五千石を給ふ。後播州立野にて六萬石を給ひ、又尾州にて二十萬石を給はりしが、去るころ、軍法を破りし罪により、刀・脇差を取上げられ、太閤の勘氣を蒙りしが、なほ戰場ごとに隱れて供し高名せり。太閤之を怒るといへども、實は悦び給ふ。故に召返して召仕はれ、段々と取立て給ひ、終に尾州清洲の城主となる。太閤薨去の後、内府公に屬したてまつり、關ヶ原合戰に軍忠を盡す。是によりて、安勢・備後兩國を給ふ。されば大坂冬御陣に、諸大名へ白銀を給ふに、加賀・仙臺・薩摩などは、別しての大名なれば、將軍家より白銀三百枚、大御所樣より二百枚、合せて五百枚づつ下されたり。正則にも兩御所樣より、二百枚と百枚と、合せて三百枚これを下さる。この時正則、先達つて京都の町人より借銀ありしを、右拜領の銀にて、即時につぐなはれけるを、人みな感じける。

太閤と正則

〇一本ニ森作州ノ事トス

信長畠山を討ち京都を平ぐ

武田信玄畠山を衒ふ事　本願寺門跡の事

森武藏守長一の事　太閤名言の事

信玄甲信に武威を振はれし頃、京都の畠山を衒ひ、信長に牴突かしむ。畠山是に従ひ謀叛を起す。されども小人數なれば、京の口々へ町人を差遣し之を守らしむ。今の東洞院の東側は堀なり。今出川口も今の所より西にあり。信長此事を聞くと等しく上洛して、知恩院に陣し、近邊を燒拂ひ、京の町三條より上は大方に放火しぬれば、町人は皆愛宕・高雄・中鄉なんどいふ所へ、妻子と共に引越して隱れ居れば、洛城は裸城になれり。依て、扱をなして事止む。〔宇治の牧の〕小島といふ所に行きたるが、又事起りて信長上洛ありて、京城を攻落す。公方は西國へ落行き、毛利を賴み居給ふ。此時は信長岐阜に在り。安土城は未だ築かず。信長夫より朝倉を亡し、柴田勝家を越前に居置き、武威大に振ふ。此節大坂城に本願寺門跡、今の祖父籠れり。今の祖父とは、私にいふ、「西門跡十二代目准如上人か。然れば、大坂の顯如上人

本願寺門跡

家康東本願寺を建つ

は、父にして十一世なり。然れども、顯如上人の嫡敎如上人あり。新門にして、大坂にあり。大坂退去の後は、紀州鷺森・同雜賀・泉州貝塚・播州天滿川（今の大坂の御堂是なり。）等の門徒、數年流浪せしが、天正十九年秀吉公の命によりて、京六條堀川に、御堂を建て、天滿川より引移して、本願寺と號す。其後慶長七年、東照宮別に六條烏丸に、御堂御建立あり。東本願寺と稱し、敎如上人を居ゑて、十二世とし給ふ。其子良如上人十三世を嗣ぐ。之をさして今のといふか。敎如は顯如の嫡にして、母は細川晴元の女なり。後に如春尼と稱するこれなり。敎如の簾中は、朝倉義景の女なり。慶長十九年良如誕生、寬永七年大僧正、萬治元年七月廿五日遷化、五十五歲なり。又准如上人は、顯如の五男、天正五年誕生、文祿二年九月、兄敎如を退けて、本願寺十二世を嗣ぐ。母如春の愛子たるによつてなり。顯如の父證如上人は、九條關白尙經公の嫡なり。永祿二年十二月、正親町院の御宇、始めて御門跡に任ぜらる。顯如の母は、源中納言重親卿の女、天文十二年正月、顯如誕生、文祿元年十一月廿四日遷化。よりて嫡敎如立つて、本願寺を嗣ぐ。同二

本願寺東西兩立

年毋如春の讒によつて、教如を退けて、准如を立つ。其後東照宮教如を憐み思召し、東本願寺を建て、十二世の嫡を起し給ふ。是よりして東西の名あり。されば此本文に祖父といふは、教如の子よりさしていふか。准如の子よりしていふか。何れにしても大坂の合戰は、元龜元年信長三好・細川を退治として、攝州野田・福島に發向あり。此時大坂より兵糧を合力す。信長之を怒つて、さらば此序に門徒を亡すべしと、大坂へ取懸り、之を攻めらる。是より天正七年迄、此合戰止まず、本門・新門の兩主、勇謀無雙の上、要害亦堅固なれば陷らず。信長大に攻倦んで、正親町の帝へ奏して、叡慮を借りて和睦す。よつて兩主大坂を開き退き、鷺森・雜賀へ轉移す。此合戰本門・新門の兩主と雖も、爰には專ら顯如を指すのみ。其後信長又丹羽長秀に命じて、鷺森を討たしむ。其日信長京都に於て横死あり。よりて長秀兵を班(かへ)す。是より織田家衰微して、一向宗門の讐を退く」と云々。

本願寺合戰

「往昔、一向宗繁昌して、國々所々、道場と稱する多し。攝州にては野田・福島・大坂道場たり。天文元年の頃、日蓮中の徒、念佛繁昌を妬み、江州の六角彈正宣賴

を銜ひ、山科の本願寺を攻落す。堂主證如上人、十代大坂へ走る。日蓮中進んで之を攻む。よりて國中の門徒等、馳集りて防戰す。日蓮中途に戰負けて干戈を止む。玆に於て、同三年の春、證如上人御堂を大坂道場に建て、本願寺とし、次第に繁昌して、顯如上人に至るといふ。」

一年に兩度宛大坂攻あり。されども檀方多く、又紀州の地侍餘多檀越たる故、度々加勢して陷らず、扱になり、城を渡さんとす。今の門跡、同心せられず、父とも不和になり、一年程籠れり。又紀州の加勢來らず。夫れ故一年計りありて、又扱になりて城を渡す。

今のとは、私にいふ、「是は新門敎如なり。初天正八年閏三月和睦調ひて、顯如は鷺森へ退きしかども、信長僞なれば、又一戰に及ぶとて、同八月迄城を開かず。信長又天奏を經て、近衞殿・庭田・勸修寺の三卿、大坂へ御下向あり、八月二日佐久間信盛へ城を引渡し、敎如は紀州雜賀へ退去す。」

穴山梅雪といふは、信玄の一族にて、駿州の大名たり。勝頼亡びて後、信長に歸し、

東照宮の御誘引にて安土に到り、夫より上洛して京都見物し、泉州堺へ赴きける時、明智光秀謀叛し、信長父子を弑す。よりて東照宮は、別路より歸國し、穴山をも伴ひ給はむとありしに、梅雪東照宮を疑ひ、本道より歸らむとして、道にて一揆の爲に害せらる。是によりて駿河國殘らず御手に入る。

森長一

勝頼亡びて後、森武藏守長一に、信長より信州を給ふ。然るに彼の地一揆起り、國中一圓に敵となりしかば、長一は人質五十人を眞先に立て、一方を打破り上洛す。其道、猿が峠にて最早敵も追來らざれば、彼の人質を引出し、武藏守之を殘らず手討にせしとなり。

太閤の名言

河井攝津守は、太閤の時の代官なり。五千石を領す。或人太閤へ、「攝津守が御代官所の勘定を聞かれよ」といふ。太閤の曰く、「渠は能を好める由、先づ勘定は無用なり。遲れざる事よ」と、宣ふとぞ。

氏政父子上洛せず、太閤へ使者を以て、「諏訪峠より東八萬石は、北條が領たるべき事なり。之を御渡しあるに於ては、上洛致すべし」となり。太閤許容あるも、諸臣同

心せず。太閤の曰く、「今八萬石の地を惜んで、遠國に下り、合戰に及ばむ事如何なり。之を與へて、なほ上洛せずんば、其時に事を破るべし」と宣ふ。果して然り。福島左衞門大夫正則家臣に名高き者多し。福島丹後・村上彥右衞門・(後紀州に仕ふ。)大崎玄番・蒲生彌吉・可兒才藏・大橋茂右衞門等なり。吉村又右衞門などは、小性立にて、其頃は若年故、此數に入らず。

聚樂以後、大坂に造作の事あり。其勘定吟味日數を經ければ、太閤聞き給ひて、「汝等が吟味のはかどらぬは、定めて材木等に利を得させじとするならむ。渠等が持ちたる寶は、我が家にあるも同じ、我れ用ふる事ありて取らむに、否といはむや、早く事を果せよ」と宣ふ。

信長禁裏造營の事

信長の頃迄、禁裏の微々なる事、邊土の民屋に異ならず。築地などもなく、竹垣に茨(いばら)など跡付けたる樣なり。兒童なんど遊に行きて、御緣にて土などねやし、又は御簾

其時以下一本「其時軍を發せん士卒の力倍すべし」ニ作ル

信長禁裏を造營す

など上げて見たるに、更に人なき體なりき。然るを、信長知行を附けられ造營ありし故、是より禁裏の居なし能くなりたり。夫れ故信長を御崇敬ありて、高官に進めらる。然れども太閤の頃迄は尙微々にて、近衞殿に歌の會などあるに、三方臺にころころとする赤小豆餅を載せて、出されたりとぞ。されども、歌は今時の人には十倍すとなり。

常磐井殿の裝束

常磐井殿といふ公家衆へ、目見を望む人あり。仲立の人いひ入れければ、「夏衣裝にては恥かし」と宣ふ。苦しからずとて、彼の者を伴ひ行きけるに、定めて夏の衣裝にてこそ會ひ給はめと思ひしに、帷子さへなくて、蚊帳を身に纏ひて、會はれたりとぞ。信長の時代なり。

德川家と觀世

觀世黑雪は宗雪が孫なり。宗雪には子なく、寶生太夫が子を養子とす、三郎といふ。宗雪も三郎も代々東照宮の御旨に叶ひ、兩人ともに三州にて死す。今に至つて、觀世は御家の太夫なるは、此故なり。相國寺にて、石橋の大能兩度あり。初は宗雪これを勤め、後は三郎勤めたり。是は百年計り以前の事なり。脇は小次郎、太

鼓は高安道善なり。小次郎が弟子に、堀酒宗室といふ者あり。二日の能に、張良を二度所望しければ、一度は右の宗雪にさせたり。

樋口といふ太鼓の上手、攝津國より來り、京にて時めきけるは、道善より遙後なり。石井良雲が甥に、石井傳左衞門といふ者あり。新在家南町に居たり。渠が亭にて囃子ありし時、我も始めて聞けり。樋口は太閤の御所にて御用あり。囃子二番過ぎて來る。笛は一噌なり。樋口一噌に向ひて、「御老僧いざ一番仕らむ」といへり。一噌は其頃老人たり。一噌は豐後の者にて、備中屋といふ者なり。此一噌が京都へ來りてより、牛尾などいへる笛吹は、音を入れたり。其頃庄兵衞・木野なども笛の上手なり。又桑垣元二といふは鼓に名高し。觀世又次郎より先輩にて、道成寺などある時は、又次郎よりは、桑垣が打ちたる事多し。桑垣は宮増が弟子にて男色なり。鼓は勝れざれども、事を知りた事たぐひなし。小次郎は信長の時代の者にて、殊の外なる上手なり。其子源次郎といふあり。是は脇の上手にてありしが、大德寺の能の歸るさに、僕の爲に殺されたり。勝れたる男色なり。其弟子に、宗室とい

ふ者あり。近頃迄存命なり。腕は下手なり。

太閤と能狂言

太閤は、内裏にて度々能をし給ふ。其頃明智討・高野詣といふ謡を作り給ふ。高野詣には、大政所の幽靈出でて、あら有難の御弔やといふ文句あり。又太閤と東照宮と加賀大納言と三人にて、狂言をし給ふ事あり。或説に曰く、「太閤と家康公の御挨拶、兎角に君臣の詞にあらず。太閤如何にもして、家人の如き挨拶あり度、狂言を催し、家康公を太郎冠者にし給ふ時、主從の詞ありし」と。毛利輝元、鼓を打たれし事もあり。明智討の能に、明智の役になりしは、其頃山崎に居たりし呉服〔松カ〕といへる太夫なり。

太鼓の名人

大藏道智といひしは、元來猿樂の家にて、南部に居たり。「道意は小鼓の上手にて、拍子・掛聲・鳴音殘る所なし。古今の上手」と、人皆歎美す。道智は太鼓の上手にて、兩人ともに無雙の名人なり。道意は道智が末の弟にて、年二十計りも下なれば、道意に鼓を習ひたる者は、今も多しとなり。道智が子は平藏、平藏が姉の子、大藏源右衛門なり。平藏は早世す。源右衛門が鼓は、大藏宗悦が全く取立なり。宗悦は六藏といひて、今の長右衛門が父なり。伊勢の津の者なり。道智參宮の時、六藏が鼓を聞きて「能き鼓にならむ」とて取立てたり。右道智・道意は、大藏道入といふ者の

子なり。道入は今春及連が弟なり。道意は始め宮增が弟子なり。道入出家して後、宮增が師匠の見野權頭が直弟子となる。宮增は見野權頭が弟子なり。老人、少年の頃、洛中にて名高き者を、狂歌に詠める事あり。

觀又や（觀世又次郎）朱心（後に朱伯といふ。一增が子孫、雜知が事なり。）祖竹に（笛一增子）源右衞門秋葉（社家町人）金山（碁打）田西
なりけり（乞食の狂隱なり。）

法華亂の事
諸家物語

法華亂といふ事は、百二十年計り以前の事なり。（明應二年。）老人が父など、當歳の頃と聞えたり。日蓮宗行はれて、京中に寺々多くなりけるに、叡山より、疾く追放せんと催す。日蓮宗之を防ぎて大なる合戰あり。今の新在家に法華宗の檀那多くありしが、討死する者、若干なりしとかや。老人が外戚の曾祖父も討死せり。此時は京都の公方家微々にして、上の威輕きが故に、放埓なる事多かりしとぞ。公方大智院殿

の外、阿波にも公方家あり。京都と兩公方の樣なり。よりて阿波の公方、軍を發して、京の公方を攻に上る事あり。詩懸けて阿波へ歸るとぞ。老人、少年の頃の俗の諺に、「阿波衆の上りたる樣なり」といへり。近き頃の樣にいへりとぞ。

鳥養流の書法

公方惠林院殿は、馬を責め給ふとて、落馬して薨じ給ふ。少年の時なり。

飯尾彥右衞門は、慈照院殿の右筆なり。鳥養流の書法は飯尾より出でたり。詩歌を好めり。亂の後京都悉く燒亡したるを見て、

住馴れし都は野邊の夕雲雀在家を見ても落つる淚か

是は應仁の亂に見えたり。

佐敷合戰

高麗陣に、太閤秀吉公は肥前の名護屋にましります。加藤清正は高麗へ渡海す。肥後と薩摩の境に、佐敷といふ城あり。年來加藤與左衞門といふ者に預けて、此城を守らしむ。此時與左衞門は淸正に從ひて、高麗にあり。其後にて、薩摩の地より一揆起り、佐敷城を攻取る。一揆の大將梅北宮內左衞門・東鄕甚右衞門といふ者なり。佐敷城の留守居井上彌一郞・酒井善左衞門といふ者、敵を謀り、一揆の大將を討取つ

て、城を取返す。天下無雙の高名なり。此一揆故に、太閤の高麗渡海は、止みたる程の事なり。是によつて井上・酒井には、別して御褒美の感狀を給ふ。井上彌一郎は、加藤清正方にて千石を領したり。忠廣御勘氣の後、青山大藏大輔方に、隱居分にて居たり。其子には三百石を與ふ。近き頃病死す。今は常庵とて、故彌一郎が孫の代なり。其頃井上・酒井をば、高知にて直參に召出さるべしとありしを、三成支へ止めけるとぞ。

世上に金銀の澤山になりたるは、五十年以來なり。台徳院殿御代、作馬浮閑といふ者の所持したる雲山といふ茶入を、金森法印、黃金百鎰に求めたる由を、台徳院樣御聞に達し、其價を與へむとの仰なりしに、折節黃金三十鎰ありて、七十鎰不足なりしとかや。之を思へば、今の世と甚だ相違せり。往古南都東大寺の奉加帳に、賴朝金五十兩寄進あるべしとありしかども、其年は旱(ひでり)にて、右の金調はざりしといふ事、東鑑に見えたり。明智光秀謀叛の時、家老には知らせ、諸卒には知らせず、西國立と心得たり。よりて龜山より三木原まで出で、西國の方へ赴くかと思へば、直

光秀の謀叛

に京の方へ武者押す。夫れ故人皆不審せしに、桂川を渡りて、初て觸を出し、未明に信長の旅宿本能寺（今は茶屋が家之あり。西の洞院三條三町下る。）へ押寄す。信長御自害ありて、火を懸けたり。京の町にては何事とも知らず。新在家は他所に替り、四方堀にて、掻上(かきあげ)の土居を築き、木戸之ある構の內なれば、土居に登りて見たる者は、明智殿の謀叛ならむと推量して、此由紹巴へ告ぐる者あり。紹巴聞きて、「何條さる事あるべき」と、人のいへるをも制したり。昌純（叱カ）は、「思合はする事あり」といへり。さて本能寺に火を懸けてより、城介殿の旅宿妙覺寺へ推寄する。其頃は京の町屋も所々に僅ありて、障る事なければ、土居の上より分明に、水色の旗、妙覺寺へ來るが見えければ、「扨は明智殿の謀叛に究まれり」とぞ申しける。妙覺寺は、今の室町の藥師町にあり。信忠下知して、南都陽光院の御座(おは)す小池の御所を借りて、城介殿移り給へば、陽光院殿は禁中へ移らる。此時烏丸の方の門より出でさせ給ふに、肩輿なければ、人の脊に負はれて行き給ふ。又公方家の正親町殿は、陽光院殿の見廻にとて御座しけるが、室町の方より入り給ふに、陽光院殿は旣に出で給ひ、敵は早攻來りぬ。今更出で給

ふ事能はず、是非なく御所に籠り給ひ、其時の樣子能く見て、後に語り給ひしとぞ。此時諸士は皆大庭に竝居たり。正親町殿、菓子に昆布のありしを持出で、諸士に與へられしが、諸士の顏色しほたれて見えしは、皆家に功ある歷々なり。意氣揚々たるは皆新參なり。されば顏色變じて見えしは、皆討死し、意氣揚々たりしは、皆遁れ出でしとなり。さて正親町殿は、室町の方に一類の町屋ありけるに、樂人の家あり。壁を乘越えて、彼の樂人の家に入り、樂の裝束著け烏帽を被り出で給ふに、寄手、公家なりとて、免し通しける故、漸くに遁れ出で給ふとぞ。妙覺寺既に破れぬれば、明智は紹巴方へ使を遣し、「町人に少しも騷がぬ樣にいはれよ」と申送る。さて安土へ取懸らむとて、其日の午の刻前に東へ赴く所に、勢多の橋を燒落しける故、其日は勢多に逗留して、橋を架けさせ、翌日安土に行きて城を乘取り、埖左馬助に人數三千計り差添へて、安土に殘置き、光秀は其日安土を出づ。されば安土にありし信長御內の人々をば、先達て蒲生より人數を出して、引取りける故、安土にては合戰なし。光秀安土より歸る時、大和の國主筒井順慶を心許なく思ひ、近江より直

光秀と順慶

に大和路に赴き、和議を入れ、六箇國を遣し、光秀が子を順慶養子にとの約束にて、筒井は陣を引きける故、光秀紹巴が方へ、筒井和睦して、洞が峠迄引取りたりといふ狀を遣すとぞ。さて明智は大和路より引取りて、下鳥羽に陣を取る。此時の藥院は、秀吉へも光秀へも、別して入魂なり。折節秀吉西國の陣所へ見舞に行きて、彼の地にあり。此珍事を聞きて、急ぎ馳上り、明智が下鳥羽の陣所に來り、筑前守此事を听くと等しく、早上洛せむとす。「程あるまじ、秀吉は大軍なり、用意し給へ」といふ。光秀周章し、其夜は雨降りけるに、無理に桂川を渡りける故、士卒大に困窮し、殊更鐵炮の丸藥濕り、用に立たざりしとぞ。然るところに、早秀吉の先手として、池田勝三郎入道勝入・高山右近・中川瀨兵衞、右三頭山崎寶寺の邊迄押來れり。明智が軍兵、大に戰ひ負けて敗北す。

光秀秀吉に破らる

光秀怺へ兼ねて、青龍寺の城へ栖籠るを、寄手續いて取圍み攻めければ、光秀叶はずして、其夜忍び出で落行きけるが、山科の路にて、百姓の爲に殺されたり。當分は曾て知れざりしが、日を經て死したる事隱れなし。秀吉公は、明智が敗北の後に上り給ふ。大和の筒井は日和を見たりしが、終

に秀吉に歸伏せり。

武野燭談第廿八終

家康と淨土僧との應答

武野燭談第廿九

東照宮上意の事

東照宮駿府の御城に御座（ござ）なされける時、江戸より或淨土僧の御機嫌伺として、參府せられ、在府中は折々御夜詰にも上られけるが、或夜彼の和尚登營の時、御前にて佛道の御穿鑿ありしに、件の和尚申されけるは、「佛法は元來釋迦如來の法儀にて、二つなき導なるを、末世に至り八宗・十宗に相分れ、各〻其祖師の見によつて、樣々の教へやら勸め樣之ある儀に御座候。然るに元來釋迦如來の一法なればとて、諸宗を信仰し、彼是と踏迷ひ候をば、雜學・雜門などと申して、何れの宗旨にても宜しからぬ事に仕り候。ましてや念佛宗にては、大に嫌ひ申す事に候」と、申上ぐる。東照宮聞召され、「成程夫れは佛道のみに限らず、神道・儒道ともに、左樣あるべき事にて候。

萬づの道を學び、諸藝を勤むるも、一筋に思ひ入りて執行致す事は、なり難きものにて、あれこれと移り易き人心なれば、上手・名人になる事なし、又後世を願ふとても、是も願ひ樣に、大身・小身の二樣心入に替りあるべき事なり。其仔細は、譬へば我が一分を助からむ爲に計り、後世を願ふ者は、何れにても、其身の思入りたる宗旨を一向に賴み入りて、少しも他宗に構はずとも、埒明くべき者なり。旣に天下・國家を保つ身になりては、我れ一人成佛する分別にては、大身の義理に違ふといふものなれば、願はくは天下の人を、悉く佛になさむと思ふ大願ならずしては、叶ふべからざる事なり。然れども天下の民の宗旨には、八宗・十宗ありて、一樣ならずといひ、我が願ふ宗旨の外は、成佛せぬやうにと思ふは、大身の器量にあらず、定めて諸宗ともに、成佛する理之あるべければ、十宗ともに立つ樣にして、諸の衆生を遍く救はむと心掛くるが、天下・國家を保つ者の後世の願ひやうと、申すべきか」との上意なりければ、件の和尙兎角の儀なく、「御尤の御事に御座候」と、申上げしとかや。

駿府城内泉水引用に就いて家康の意向

同御泉水仰付けらるゝ事

駿府御城内の御泉水へ、阿倍川の水を御取りなさるべき御望にて、「其段奉行共に吟味致すべし」との仰に付き、奉行衆水道を見立てゝ、段々と膀示を立置きたりしを、東照宮御鷹野に出でさせ給ひ、彼の水道を、御自身御見分遊ばされけるに、其水筋に小寺あり。此寺の地内を掘開いて、水を通す様に膀示を立置きたり。之を御覽じ、東照宮御旨に叶はず、「寺を潰して水を取らむは、然るべからず」との仰なり。御傍に居たりし御侍衆の中より、「御用の儀に御座候へば、外にて今程の所を代地に下され､寺を御引かせ遊ばされ候はむに、何か苦しう候はむ」と申上ぐる。東照宮聞召され、「さればよ、用地といふも、其用によりたる事よ。泉水へ水を取るなどといふは、慰一通りの用地なり。我が目を悦ばせむが爲に、古より在來る寺を、他所へ移さむといふは宜しからず、寺内を除けて水を懸くる事がならば、懸けよ」との上意なりとかや。

同御仁徳の事

東照宮駿府にて御鷹野を遊ばされけるに、道の傍に年至極したる姥(としより)一人、幼き子の手を引き泣居たり。大神君御覽じて、「あれは何者にて、何故往來に泣叫び居けるぞ。急ぎ尋ね參れ」との仰なりしかば、御徒衆(おかちしゆう)立寄りて、其仔細を尋ねけるに、彼の姥、泣く〳〵申しけるは、「某はあれに見え候森の中なる在所の者にて候が、夜前過ちて火事を出し、家を燒申したる故に、所の御代官樣より、火の元無沙汰に致し、火を出したるこそ、曲事なれとの御叱にて、三年の間、所を御拂ひなされ候へば、夜の内に散々になりて、在所を立退き候。子にて候者は他國仕へり。孫と私は何方へも參るべき心當(こゝろあたり)なく、斯樣にさまよひ罷在り候」と、申すに付き、立歸りて右の趣申上ぐる。大神君聞召され、「其姥に在所の名を尋ね、其所の代官の方へ連(つれ)行きて、申すべきは、誰か我が家を燒きたくて燒く者はなきものぞ。火事を出したる者を、他國さする作法ならば家康も、近年兩度迄、城中より火事を出したり。されども予は他

國せず。手過したる者、他國させよとは、何者の下知ぞと申聞けよ。此姥は仕合者よ。予が目に懸り不便に思ふ間、本の在所に家を作り與へよ」との仰にてありしとぞ。

同將軍家の御近習へ御異見の事

家康秀忠の近習に教訓す

大神君駿府に御座なされける時、江戸將軍秀忠公より、御用の儀之あり、御近習の内よりして差遣さる。其人在府中、切々登城し、御前にて御咄之あり、江戸の樣子など御尋遊ばされける御序に、大神君上意ありけるは、「其の方事、將軍の前に出頭して、諸事の用向をも心易く申付けらるゝと見えたり。さればこそ、此度の用事をも其方に申付けられ差越されたり。總じて高きも賤しきも、主人の氣に入りて、能く奉公をなすといふ事は、なり難き事なるに、一段の事なり。夫に就いては、其方心入大事なり。今に至りては近習・外樣へ懸けて、大身・小身の諸侍、將軍家の情を感じ、萬事過分に思ひ悅ぶ樣に致すべきも、又恩を請けながら、恩とも存ぜず、恨み不足して居る樣に致さむも、其方などが心一つなり。此所をよく〳〵分別致すべし。第

一主人の目見せの能き者は、我れ知らず驕の心付く事、是れ古今人の情なり。驕は何時といふ境もなく付くものなれば、我が心に、さして奢るとも覺えぬやうなれども、他人の目には能く見ゆるものぞ。驕の付くといふは、心の怠といふものになり。怠よりして、萬づの惡事は出來るぞかし。玆を能く合點して、前方から用心を構へ、主人の氣に入り、懇に預る程、益〻愼み恐れて、我儘をせぬ樣にと心掛け、傍輩の交にも依怙贔屓の心持を離れ、兎角に其者の人品・心入を見屆け、混ら將軍家の爲を大切に存じ、奉公能く相勤め、後には多くの人の頭ともなり、奉行役人にも成兼ねまじき者と見ゆるならば、何程我とは不快なりとも、引廻して目を懸けて、其者の奉公の仕能きやうにと思ふがよきぞ。我と中惡しき者を支へ、その如く思ふに付きては、外の者は論ずる迄もなし。第二には、我れ一人出頭して、萬端の用向、他の綺に懸けず、一人して事を取扱ひ、埒を明けたがる樣にするは、是亦出頭するものゝ大なる病なり。左樣の心入の者は、何程才覺發明にても、畢竟何の役にも立たぬ器量といふ者ぞ。仔細は、乘物に乘行くに、力もせいも揃ひたる陸尺が、後先二人して舁

き、其外に添肩とて、何人も後先に立添ひてこそ、切所・難所・長途をも、心易く乘られたる者なれ。如何に力が强ければとても、乘物を一人しては舁かれぬが如し。縱ひ一人にて舁けばとて、乘行く者も心安からず、脇より見ても甚だ危かるべし。その如く天下・國家を保つといふは、大體大方の心遣にて、之あるべきや。然るに重荷を一人して、持ちだてして持損ずれば、其道具をも損ひ、己も怪我をするが如し。是によつて、老臣とて我に劣らぬ相談相手を、幾人も選びて、官祿を與へ置き、其者共が力を合せてこそ、國家をも保つ事なれ。他人を交へず我れ一人して、主の相手にならむとするは、散々あしき分別なり。今いへる乘物の後先に、よき陸尺が多く付きて、如何樣なる山坂をも行き、遠き旅行もなる如く、天下・國家を治むるには、よき家老の多く集りて、心正しき奉行・諸役人を選み居ゑ、何事をも打わりて相談し、色々評議の上にて仕置をすれば、世間無異に、上を恨まず敎令を守る。故に何代も續く道理なり。國家の政道に付く者の寶といふは、人より外には之なし。是によつて異國・本朝ともに、良臣・忠臣と名を呼ばるゝ程の者共は、何れも我が功を立てずし

て、傍輩の内より賢良の者を見立て、幾人も薦め擧げて、主人の用に立てむと心掛くるのみ。是等の心持をよく〳〵合點して、我が申聞けたる趣を、江戸へ歸りて、汝が同役人共へ語り聞かせよ」との上意なりしとかや。

同將軍家へ御茶入を進めらるゝ事

大神君駿府御城に御座なされける時、將軍秀忠公江戸より御見廻として來らせ給ふ事あり。其節種々御馳走遊ばされける上にて、投頭巾(なげづきん)の御茶入を、將軍家へ進(まゐ)らせらる。其夜御伽の衆の内より、「御重寶の御道具を進らせられ、將軍家殊の外御滿悦にて、忝く思召さるゝ由、私共へも御意に候」と、申上げらるれば、大神君聞召され、「然らば、其方共も將軍家をねだりて、投頭巾の茶の湯に逢はれ候へ」との上意にて、殊の外の御機嫌にて、其時の御咄にも、「凡そ人々、子をほしきといふも、少しも早く家督を渡して、其子の働(はたらき)をも見屆け、安堵して老後の身も安く、心も靜かにして、今生を終りたしとの事なり。然れども家督を渡すといふは、其子の器量年

家康子に對する親の心得を説く

錢にもより、又其時の様子によりて、之を考へ見合はすべき事なり。家財・重寶などは、とても讓り與ふる筈の物なれば、家督前にも段々に取らせて、悦ばしむるも能きぞ。大方世間の人は、隱居する時に何もかも一度に相渡し、我は手と身と計りになりて引込むを、本意と思ふ親もあり。之を見聞く人々、扨も潔き仕方なりといひて、譽むる事にする。又我が祕藏に思ふ道具などをば、猶も身を放さず持ち、隱居の後、折節に付けて、其祕藏の道具を家督の子に取らせて、悦ばする様に致す親もあり。是も惡しきにはあらず。仔細は我等若き時より見聞くに、常に睦じく挨拶能きといふ親子の中も、隱居・家督と相別れて後は、少しの間違にて、父子不和の沙汰ある事多し。親子の事なれば、定めて子の心には、如在あるまじき事なれども、人々年寄りて後は、成人の子をむつかしく思ふ親の氣隨と、老衰したる親々を、大切に思はぬ子の不勤から事起りて、他人の目には不和とは見ゆるぞかし。さ様の時、彼の祕藏して、隱居へ携へたる道具の一色づつも、折節に付けて、子供に讓り與ふれば、父子の間、自然と睦じく見え、少しの間違にて不和なる分は、忽ち心解くるものぞ。然

る時は、他人の疑を去るの手便にもなるぞかし。是れ我が子を、人に惡くいはせじと思ふ親の慈悲なり」と、上意ありしかば、御前伺候の面々、「扨も御尤なる思召かな」と、各〻感じ奉るなり。大神君又仰に、「人によつて隱居しての後、家督の子と眞實仲惡しく、樣々なる難非をいひ懸けて、迷惑をさせ、隱居に似合はざる美麗を好み、物好だての費をして、家督の子に物を入れさせ、其子には世間の勤をも闕かする樣に致す・からなり。是れ大身にも小身にも、間々ある事なり。尤も其子の心入の惡しき故にても、之あるべきなれども、第一親の不調法至極なり。其仔細は、古今の詞に、子を知る者、父に如かずといへり。されば親の身として、我が子の惡しきを見屆けざれば、大なる油斷なり。我が油斷よりして、其子の器量も見えず、家督を渡したる後なれば、大方の事をば堪忍して、猶も親の慈悲には、如何樣にも手立を巡し、異見を加へ、心入も直り、何とぞ恙なく家を蹈まへよかしと思ふべき事なるぞ。さるによつて、士農・工商ともに家を繼がする子の器量をば、よく〳〵見屆けて後、家督をば讓るべき事なり。是れ則ち先祖への孝行の道なり。就中國郡の主たらむ者、如何に我

が子に生れ來るが不便なればとて、諸民の上に立つまじき器量の者に、推して家督を讓る時は、後々氣隨我儘になりて、非義の仕置せむ事疑なし。然る時は家中の諸士を始め、領分の町人・百姓共迄難儀し、遂には家國を失ふぞかし。是等の遠慮なく、溺ら愛に流蕩して、之を廢する事能はざれば、大身の意地にあらず。譬へば總領に生れたりといふとも、其子の器量を見屆けざれば、急度推退けて、庶子一門の中にて、器量の者を選み用ひて、家督を定むる事勿論なり。玆に些も迷なきを以て、大身の意地といふぞ」との上意なりとぞ。

武野燭談第廿九終

武野燭談第三十

淺野紀伊守幸長の事

淺野左京大夫幸長（後紀伊守と改む）は、淺野彈正大夫長政の嫡子なり。長政は、太閤秀吉公由緒あり。故に段々立身し、五奉行の列たり。太閤在世の時よりして、內府公御入魂の人なり。慶長五年關ヶ原御陣の時、左京大夫は無二の御味方にて、軍功之あるが故に、紀州和歌山三十七萬四千石（是迄は甲州郡內領廿一萬石餘）を給ふ。（よつて紀伊守と改む）或る時幸長孟子告子の下篇なる生於憂患而死於安樂といふ段の講釋を聞きて、講後近習の輩に向つて、申されけるは、「今の講釋を聞きて、思ひ當る事あり。我れ元來、石田治部と仲惡しく、治部存生の內は、志を勵して、人に非を入れらるまじと心掛けて、武術は勿論、諸藝の修行少しも油斷せず。夫故身も健に堅固なりしが、今旣に治部少亡び、關ヶ原軍

功の御恩賞として、過分の領知を給はり、其上兩御所樣御念頭(ごねんとう)、伊達・島津に變らず。是によりて、氣緩みて病生じたり。賢者の金言、少しも違はず」と、申されけるとぞ。

羽柴長吉の事

秀吉男色を好まず

羽柴長吉（私にいふ是は池田備中守の事か）は、太閤の小性にて、無類の美少年なり。此外容顏美麗の兒小性多かりしかども、秀吉公は男色を好み給はざる故、容儀よき大名の二男を召出さるゝと雖も、御側にて召仕はるゝのみにて、御寢所などへ召さるゝ事曾て之なし。然るに或時長吉を人なき所へ召され、何やらん仰せけるを人々見て「日頃男色を好み給はざるに、珍しき御伽なり」と云ひあへりしに、さはなくして、秀吉公長吉に宣ひけるは、「汝には姉にても妹にてもなきにや」との、御尋なりしとかや。是は長吉が餘り勝(すぐ)れて、顏色麗はしき故、女にて見まほしき思召にて、斯くは尋ね給ふとぞ。

神馬彈正左衞門の事

神馬彈正左衛門は、太閤の時分、播州の内にて二萬石を領したる大名なり。其頃一柳監物直末は缺唇なり。此彈正左衛門も缺唇なり。人誤つて、一柳が支離なる事をいへば、彈正左衛門以の外に怒る。晉の苻堅に似たり。

島田彈正直言の事

島田彈正は島田越前守の兄なり。入道して由也といへり。御旗本豐島刑部といふ人、其頃の老中井上主計頭正就の息女を、島田越前守へ媒（なかだち）して、事既に調ひたりしに、彼の息女は上意に依り、酒井山城守方へ緣組仰付けられける故、主計頭右の段を豐島に語り、越前守方を變改（へんかい）せらる。刑部深く之を憤り、「山城守は當時御出頭第一の者なれば、斯くは計らひけるよ」と思ひ詰め、島田方へ此由を書送つて、殿中にして、豐島刑部井上を刺殺し、其身も卽座に討たれぬ。其後殿中にて、各ゝ此評論ありて、「豐島が振舞、殿中に於て前代未聞の事なり」といふ。島田由也其座にあつて申しけるは、「夫は各ゝの了簡違なり。我々如き小身者は、又重ねても年寄を斬

らむとならば、殿中ならではなるまじ」と、いひしとかや。又或時、老中各〻會せられ、「近年米高直にして、萬民甚だ困窮の由、如何してか米下直に成るべきや」と評論ありしに、其時島田由也進出でて申しけるは、「老中歴々の身としてさへ、米の買置を召さるれば、有福なる町人などは、利潤を心掛くる者なれば、なほ以ての事なり。何としても、米下直にはなり申すまじ」といふ。老中各〻詞を揃へて、「誰が米の買置したりや」と咎めらる。由也少しも騒がず、「先づ酒井讃岐守からが買置きめさる」といふ。其時讃岐守曰く、「我れ聊以て左様の覺なし。さらば深津九郎右衛門を呼べ」とありければ、早速九郎右衛門其座へ出づる。讃岐守聲を荒らげ、「只今島田由也、讃岐守が米の買置したりとの惡口、我れ更に覺なし。若しや汝等が計らひとして、左様の非義をもなせるか、申開くべし」となり。九郎右衛門承り、「左様の儀、曾て之なく候。何を以て左様の事を仰せ候ぞや。恐れながら天下の口眞似をも仕る讃岐守にて候。御徒も事に寄り候」といふ。由也なほ居丈高になり、「何月何日大豆何程買取りたるを知れり。馬の飼料にも限あり。何に用ひらるゝとても、夫程は入る

べからず。是は買置にあらざるか。此外證據多し」といふ。實(げ)にも此大豆の事、覺(おぼえ)ありしにや、返答なしとなり。斯樣の直言の人、今は之なし。深津は讃州の家老なり。

根津某鷹功者の事

根津某の鷹功者

鷹の事に通じたるは、古への根津といふ者なり。鷹の羽を續(つ)ぐ事は、根津が始めしより起れりとぞ。或時根津が留守に、鷹の羽を煩らひたるを、之を預りし者、前の羽を以て繼置きしに、根津歸つて、彼の鷹を手に居ゑて不審し、「此鷹常より重し」とて尋ねけるに、留守したる者、右の由を語りけるに、不審を晴らしけるとか。少しの輕重をも知る事、奇特なる事といひ傳ふ。

此根津は、信州先方の跡なり。中頃眞田昌幸に仕へて家司となる。私にいふ、「根津長右衞門の事か」。

政賴は鷹の達人

高麗の書に鷹鶻總論といふものあり。中昔政賴といふ人あり、晉書に委(くは)し。鷹の祕奥を得て、此道の達人なり。鷹の傳多くは是より世に弘まる。されば秀でて物の

上手を呼んで、其藝の政賴なりといふ事、是より始まる。

土方河内守雄久の事

土方雄久の剛勇

織田常信は信長の息男にて、城介信忠の舍弟なり。勢州北畠の家督を繼がれしゆゑ、北畠信雄といへり。太閤秀吉公天下の主となり給ひ、流石に主君の君達なればとて、伊勢・尾張を進らせ、正二位内大臣に進む。信雄の家臣土方勘兵衛（後河内守と改む。）雄久は名高き勇士なり。傍輩の岡田長門守、秀吉へ内應せし事顯はれければ、信雄大に怒り給ひ、手討にせむと思はれしが、此長門は勝れたる剛の者なれば、仕損じては如何なりとて、此事を勘兵衛に談ぜらる。雄久則ち謀を設け、信雄密談の事ありとて、勢州長島城へ呼寄せ、土方、長門を抱きすくめて、信雄に討たせたり。關ヶ原御陣前、加州への使者をば、專ら勘兵衛に仰付けられ、甚だ功勞あり。勘兵衛は利長の老臣太田但馬守の弟なればなり。

相國寺宣長老の事

相國寺の普光院宣長老は、紫野大德寺の僧蘂甫の弟子にて、惺窩の伯父なり。當時五嶽第一の碩學にて、其名最も高し。然るに宣、人に向ては、「我が甥の舜首座（惺窩の事）に逢うては物がいはれぬ」といへり。時の人之を聞きて「宣長老は勝れたる人なり。能く人を知る」といふ。宣が此事よりして、惺窩は傑出なる人といふ事を知れり。

松田左馬助の事

北條左京大夫氏政の大臣、松田尾張守秀康が嫡子笠原新六郎（他家を繼ぐ故なり）太閤秀吉公相州小田原城を攻め給ふ時、父尾張守と密談して、寄手の方へ內通し、敵を引入れむとす。新六郎が弟松田左馬助之を知つて、父兄を諫む。秀康肯かず。剩へ左馬助が氏政へ訴へむ事を恐れ、座敷牢へ押入れて、番人を附置きたり。左馬助如何にもして、此事を氏政へ告知らせたく、家人と心を合せて、具足櫃へ入りて、家人に脊負は

れ、番人を謀りて座敷牢を忍び出で、氏政父子へ、父尾張守が心變の由を告ぐ。氏政父子大に驚き、諸士に命じて、松田父子を召捕りたり。其後小田原城落去して、氏政は切腹あり、氏直は高野山へ赴かる。さて松田左馬助事は、父尾張守が味方へ内通したるを、妨げたる者なればとて、黑田如水に命ぜられ、「尾張守・新六と共に、左馬助をも誅せよ」とありしを、如水聞誤りたる體にて、尾張守と新六計りを誅して、左馬助をば助けたり。是れ如水尾張守と新六が不義を憎み、左馬助が忠心なるを憐れむ故なり。太閤之を听きて、如水を責め給ふ。如水、「聞誤り不調法仕りたり」と申されければ、重ねて何の仰もなく、事濟みたり。是れ如水一生の働なり。左馬助後に加賀大納言殿へ召出され、五千石を領し、近き頃死すとぞ。

黑田如水と松田左馬助

信長吝嗇の事

信長の吝嗇

織田信長は、天性吝嗇なる人なり。相撲を取らせて見物し、三番打したる者ありしを、殊の外の機嫌にて、側にありける燒栗を一つ、褒美なりとて與へられし人なり。

後大名を多く押甃して、其家を立てざるは、我が子に與へん爲なり。秀吉は能く信長の此心を知りて、大身になりたる時、「某には男子之なく候へば、御次丸殿を養子に仕りたく候。左候はゞ某へ下され候近江北郡長濱十一萬石を、御次丸殿へ譲り申さん」とあれば、信長大に喜び給ひ、「十一萬石を譲りて、其方は何とするぞ」と宣ふ。秀吉答へて、「御朱印だに頂戴仕らば、西國二三箇國切取り候はむ事は、二箇月か三箇月の内に候」となり。信長然らばとて、朱印を出し、竹中半兵衛を副將に仰遣され、播州の方へ打立たれしとかや。

家康公御出來軍の事

東照宮の御出來軍、七箇度あり。青塚・額田・長濱・盤江・姉川・川緒等なり。

私にいふ、「此御軍は、大方御小身の時の事計りにや。東照宮の御勝軍、何とて七箇度のみならむや。甲州亂入前、參州長篠・遠州高天神・甲州若御子・尾州小牧山・同長久手・羽黑・樂田・龍泉寺表・小田原陣・大坂冬夏の御軍・關ヶ原等の事は載せず、只七

箇度とのみ擧げたるは如何、不審なり」。

東照宮御賢察の事

小田原陣の前年、秀吉公織田信雄卿と矛盾に及ぶ。されども秀吉公武威盛にして、信雄に與くみする大名なし。獨ひとり東照宮舊好を思召し、信雄に助力し給ひ、尾州小牧山に於て、秀吉公と御對陣ありしが、羽黑・樂田・長久手所々にて利を得させ給へば、秀吉公終に扱を入れ給ひ、信雄と和睦あり。大神君とも御和睦なされたき由、色々御手入ありと雖も、御許容なし。よつて秀吉公妹君を以て大神君へ嫁し給ふ。されども大神君御上洛なし。秀吉公今はせん方なく、御母堂大政所を人質として三州へ送り給ふ。是によりて、大神君御心解けて御上洛あり。是より御入魂甚しく、北條退治の事なども、混ら大神君と御密談ありしとかや。北條氏政の嫡新九郎氏直は、大神君の御壻なれば、秀吉の疑を御賢察ありりて、若君長丸君を、何となく太閤の方へ、機嫌伺として送り給ふ。太閤、公の御心を察し、早速若君を送り返し給ふ。大

本多重次の惡口

秀吉の羨望

神君、秀吉の早速若君を歸國せしめ給ふ心を察し給ひ、諸臣に仰せけるは「秀吉長丸を早速歸したる下心は、北條退治に、予が所々の城共を借るべしとの事なり。予が分國の內、相州へ便能き城々の掃除を申付けよ」と、宣ひしに、果して「駿州・遠州の城々を借り申したし」との使來る。則ち御許容あり。其後太閤相州下向の時、太閤は濱松城に入り給ふ。本多作左衞門重次之を聞きて、大に腹を立て、御次の間迄推參し、「殿々」と高聲に、大神君を呼立て申し、「貸し借る者こそあれ。城を人に借す事やある。殿は其心ならば、女房をも人に貸し給はむ」と、荒らかに申しけるを、大神君、「何を徒を申すぞ」と、御笑ひありて、奥へ入らせ給ふ。太閤之を聽き給ひ、「今のは何者ぞ」と宣ふ。大神君「あれは本多作左衞門と申して、家康譜代の者にて候。斯くの如き氣儘者にて候」と宣へば、太閤、「それは聽き及びたる武邊者よ。家康には、能き家來を多く持ち給ふ」と、宣ふとかや。

昔より善惡報恩とて、善をなせば善事來り、惡をなせば災來ると雖も、畢竟善惡ともに天命にて、禍福は備へたる事なるべし。されば細川の先祖は、君に敵し不仁甚し

禍福は天命なり

き人なりしが、其の子孫は今に隆(さかん)なり。池田勝入は、織田信長の乳母の子にて、城介信忠・北畠信雄などと同じ乳房に生長し、信長の厚恩海山深き人なり。然るに信長・信忠生害の後、秀吉武威強く、信孝・勝家を亡ぼし、信雄とも不和になりて矛盾に及ぶ。是に依て、信雄微勢なれば、池田勝入を頼み給ふに、其召に應ぜず。秀吉より黄金五十枚の賄賂に欺かれて、信雄へ弓を引く事、重惡の人なり。故に長久手にて、永井傳八郎直勝が爲に討たれたれども、其子孫は備前・備中・播磨に手を延べ、因幡・伯耆に手を懸けたり。又加藤肥後守清正は、信義なりし人なり。しかれども息肥後守忠廣代に亡びたり。之を以て見る時は、人の禍福は天命なり。

武野燭談第三十　大尾

大正六年一月廿五日印刷
大正六年一月廿八日發行

國史叢書 武野燭談 全

定價金一圓二十錢

不許複製

編輯兼發行者 國史研究會

右代表者 今村勝一
東京市本郷區駒込林町一八三番地

印刷者 楢山定吉
東京市神田區三崎町三丁目一番地

印刷所 友文社
東京市神田區三崎町三丁目一番地

發行所
東京市本郷區駒込林町百八十三番地
振替貯金口座東京二七〇二四番
國史研究會